

# 經濟成長戰略大綱

平成 20 年 6 月 27 日改定

# 目次

基本的考え方	1
第1. 国際競争力の強化	4
1. 我が国の国際競争力の強化	4
（1）科学技術等によるイノベーションを生み出す仕組みの強化	4
（2）世界の潜在需要を喚起する新産業群の創出	7
（3）環境と経済の両立を実現する産業育成・事業展開の加速化等による経済の持続的発展	8
（4）産業競争力を支える国際物流競争力の強化	10
（5）農林水産業の国際競争力強化	10
（6）観光立国の実現と交流人口の拡大	14
（7）医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化	14
（8）内需依存型産業の国際展開支援など	15
（9）優れた投資環境づくりによる対日直接投資の倍増	17
2. アジア等海外のダイナミズムの取り込み	17
（1）「アジア経済・環境共同体」構想等の推進	17
（2）日本のイニシアティブによる経済連携等の推進とWTOドーハ・ラウンドへの積極的 取組	23
（3）グローバル経済の成長果実を国内還流させる好循環の構築	25
（4）グローバル化に対応する制度の整備	25
（5）アジア等海外のダイナミズムをいかす経済協力の実施	27
3. 資源・エネルギー政策の戦略的展開	28
（1）省エネルギーフロントランナー計画	28
（2）次世代自動車・燃料イニシアティブ等による運輸エネルギー次世代化	28
（3）新エネルギーイノベーション計画	29
（4）原子力立国計画	29
（5）資源外交、環境・エネルギー協力等の総合的な強化	30
（6）エネルギーの供給途絶に備えた緊急時対応の充実	32
（7）エネルギー技術戦略の策定、強いエネルギー産業の実現	32
第2. 生産性の向上（ITとサービス産業の革新）	34
1. ITによる生産性向上と市場創出	34
（1）IT新改革戦略・IT政策ロードマップの推進	34
（2）ITによる「つながり力」強化	34
（3）ITを活用した中小企業の経営力の向上	36
（4）世界最先端の電子政府の実現	36
（5）ITの創造的活用とコンテンツ市場の拡大	37

(6) IT革新を支える産業・基盤の強化	38
2. サービス産業の革新	40
(1) サービス産業のイノベーションと生産性改革のための体制整備	40
(2) 今後発展が期待されるサービス分野への政策の重点化	43
3. 世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現	45
4. 経済社会や産業構造の変化に即応した統計改革の加速化	45
<b>第3. 地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略）</b>	46
1. 中小企業の生産性向上	46
(1) 付加価値の創造	46
(2) 経営力の向上	47
(3) 事業環境の整備	48
2. 中小企業の活性化	50
(1) 新事業の創出、新分野への展開の促進	50
(2) 情報、人材、資金等の環境整備を通じた中小企業の国際展開	51
(3) 地域の活力を生み出す拠点としての商業集積	51
(4) ものづくり中小企業の競争力強化	51
3. 地域経済の活性化	52
(1) 農商工連携の促進による地域経済の活性化	52
(2) 科学技術による地域活性化	52
(3) 広域連携による地域活性化	53
(4) ITを活用した地域活性化	54
(5) 地域の特性を活かした地域産業の発展	54
(6) 地域の自立や競争力強化と戦略的な基盤づくり	55
(7) 地域のひとつづくり・雇用の創出	56
(8) 地方再生に向けた農山漁村活性化対策の展開	56
(9) 公的サービスのコスト低減・質的向上	57
4. 都市再生・中心市街地活性化	57
(1) 都市再生の推進	57
(2) 密集市街地の緊急整備	57
(3) 中心市街地の活性化	58
<b>第4. 改革の断行による新たな需要の創出</b>	59
(1) イノベーションの加速による需要の創出	59
(2) 民間の創意工夫を活用した公共サービス等の改革（官製市場改革）	59
(3) 地域の創意工夫を促す構造改革	60
(4) 資源・食料価格の激変をチャンスへと変える構造改革	60
(5) 市民や民間が主役の「ソーシャル・キャピタル」の充実支援	60

<b>第5. 生産性向上型の5つの制度インフラ</b> .....	61
1. ヒト：「人財立国」の実現.....	61
(1) 一人ひとりが能力を最大限発揮できる社会の構築.....	61
(2) 産学連携による人材育成の強化.....	63
(3) 人材の国際競争力の強化.....	65
(4) 職業能力形成の強化等.....	66
2. モノ：生産手段・インフラの革新.....	66
(1) 生産手段の新陳代謝の加速.....	66
(2) アジア地域の経済一体化、企業の国際競争力を重視した物流インフラの重点的・戦略的な整備.....	66
3. カネ：金融の革新.....	67
(1) 金融イノベーションの実現.....	67
(2) 利用者の視点に立った金融の活性化等.....	68
(3) 我が国がアジアの資金循環の中核となるための取組の強化.....	69
(4) 高度金融人材の育成強化.....	70
4. ワザ：技術革新.....	70
(1) 融合・協働によるイノベーションの促進.....	70
(2) 世界的な環境の変化に対応した知的財産政策の推進.....	70
(3) イノベーションを加速化する戦略的な標準化.....	71
5. チエ：経営力の革新.....	72
(1) 知的資産経営の実践・技術経営力の強化.....	72
(2) M&Aルール of 整理・透明化.....	72
(3) 独占禁止法の改正及び企業結合審査の適切な執行.....	73

(別表) 経済成長戦略大綱 工程表

## 基本的考え方

### 1. 「豊かで強く魅力ある日本経済」の実現

我が国は世界に類を見ないスピードで少子・高齢化が進み、人口減少が現実のものとなった。人口減少は、供給サイドでの経済成長の制約要因となると同時に、需要サイドにも深刻な影響を及ぼすおそれが大きい。

また、グローバル経済化の中で台頭するアジア諸国等との競争が激化している。さらに、大幅な財政赤字と巨額の政府債務、資源・エネルギーの供給確保、環境制約などの課題も抱えている。

こうした課題は、中長期的に成長の制約要因となるものであるが、克服不可能なものとする必要はない。むしろこうした制約要因を、逆に成長の機会ととらえていかしていくことが重要である。

1960年代の終わりに、我が国は「世界第2位の経済大国」となり、以来40年間、この言葉は日本経済の代名詞であった。経済成長が国民生活の向上をもたらし、経済力は国際政治や外交の力の源泉となった。

将来、この世界第2位の経済大国の地位を失うことになっても、構造改革を引き続き断行することによって、規模ではなく、「豊かで強く魅力ある日本経済」を実現し、改革の先に「日本の明るい未来」があることを国民に示す。

日本経済の潮目に変化が見られる今こそ、新しい発想に基づく経済成長戦略を強力に推進する絶好の時である。

安全・安心な社会、誰でも再チャレンジできる社会の構築、地域の活性化、平和で安定した国際関係など我が国が直面する諸課題に取り組んでいくためにも、その基礎として、「持続的かつ安定した経済成長」が重要であり、その実現のために政策努力を総動員しなければならない。

### 2. 人口減少を克服する新しい成長

人口減少の下でも持続的、安定的に民間需要主導で成長する「日本型経済成長モデル」は、「生産性向上」、「技術革新」、「アジア等海外のダイナ

ミズム」という3つを梃子（てこ）とすれば実現が可能となる。

「生産性向上」については、特に、日本経済の約7割を占めていながら、製造業と比較しても、また国際的にみても、生産性が低いサービス産業の生産性向上を推進する。

「技術革新」については、科学技術の振興によるイノベーションの創出とIT革新を生産性向上と経済の拡大に結びつけるとともに、省人化やITの高度活用により、労働生産性を高める。

「アジア等海外のダイナミズム」については、オープンな姿勢を徹底し、アジア諸国との分業を通じて、我が国産業の高付加価値化、産業構造全般の高度化を図る。

加えて、「労働力と人材の質の向上」を図るため、若年者の就職支援、仕事と生活の調和の実現、元気で活力のある団塊世代が働き続けられる雇用機会の確保などにより、若者、女性、高齢者等が意欲を持って能力を発揮できる社会を実現し、労働力人口の減少という制約要因を打破する。

「人は国の財（たから）」と言われるが、人材を「人財」と捉え直し、人々が様々な価値を生み出す創造的な仕事につき、生きがいを感じながら、自己実現を図っていく「人財立国」を実現する。

「人財（ヒト）」のほか、「モノ」「カネ」「ワザ」「チエ」の5分野について、国際的に遜色のない産業競争力インフラを構築する。

このようにして、「日本型経済成長モデル」を実現することで、今後同様の困難に直面することとなる諸外国にとって良き先例となることを目指す。

「日本型経済成長モデル」の実現に向けて、2008年度には、「つながり力」と「環境力」を新たな発想として成長への道筋をつける「経済成長戦略」（平成20年6月）に係る施策等を取りこみ、あわせて、これまでの施策を具体化・強化するなど、「経済成長戦略大綱」を改定し、政府及び与党が一体となって取り組むこととする。

10年間で、年率2.2%以上の実質経済成長を視野に、本大綱の政策を実行する<sup>(注1～3)</sup>。

(注1) 経済産業省によると、主な政策分野別には、以下のような成長率引き上げ効果が見込まれる。

- ・技術革新を通じた競争力強化、生産性向上等により0.2%程度以上
- ・IT革新を通じた経営力強化、コンテンツ市場拡大等により0.4%程度以上
- ・サービス産業の革新を通じた生産性向上、重点サービス市場拡大等により0.4%程度以上
- ・若者・女性・高齢者の労働参加率上昇、人材の質の向上等により0.4%程度以上

いずれも本大綱の政策による直接的な潜在成長率引き上げ効果である。政策相互間には重複があること、間接的な成長率引き上げ効果があること等に留意する必要がある。

(注2) 「2.2%以上の実質経済成長」は、本大綱の政策効果が最大限発揮された場合に、視野に入ることが期待される中長期的な潜在成長力である。

(注3) 経済産業省によると、GNI（国民総所得）ベースでは年率2.4%、同一人当たり2.5%（2015年度の一人当たり実質GNI 3割増）以上が視野に入ることが期待される。

### 3. 実現の枠組み

経済と財政の一体的な改革を進めるに当たって、「経済成長戦略」を歳出・歳入一体改革と並ぶ車の両輪として、政府・与党の最優先課題と位置付ける。

人口減少が本格化する2015年度までの10年間に取り組むべき施策を、短期・中期・長期に分けた「工程表」に基づき、スピードを重視し戦略的に実行する。各施策の進捗状況については、毎年度、PDCAサイクルによりその進捗状況を点検し、骨太プロセスの中で個々の施策に対応する定量的な目標などに基づきローリングして改定する。



## 第 1. 国際競争力の強化

ダイナミックに成長するアジア及びBRICsの市場や供給力という機会と、資源・エネルギー制約及び環境制約というリスクの双方に早急に対応する。

機会をとらえるためには、スピード感を持って我が国をオープンにすることにより、アジアの発展に貢献し、アジアとともに成長するといった視点が重要である。そのため、研究開発の推進をはじめ、国内におけるイノベーション促進のための仕組みを強化するとともに、米欧等との連携の下での、「アジア経済・環境共同体」構想の実現等を通じて海外市場を獲得するための環境整備を行うことが必要である。さらに、これを梃子に海外展開する我が国企業が獲得する世界経済の成長の果実を国内に還流し、我が国の豊かさに結びつける好循環を構築することが必要である。国内では、我が国の強みである生産性の高い製造現場、洗練された目を持つ感性豊かなユーザーの集積等を強化しつつ、世界最高のイノベーションセンターとして国際競争力のある新商品やサービスを次々と生み出し、新しい価値を世界に発信する。アジア等との関係では、効率的な協働を実現するための制度インフラの整備等を加速する。

リスクを軽減し、中長期的な発展基盤を確立する観点から、エネルギー安全保障を核とした「新・国家エネルギー戦略」（平成 18 年 5 月）等を踏まえ、資源・エネルギー政策の戦略的展開を図る。

### 1. 我が国の国際競争力の強化

#### (1) 科学技術等によるイノベーションを生み出す仕組みの強化

##### ① 研究開発の推進（革新的技術の推進等）

イノベーションの実現は成長の起爆剤であり、科学技術は「明日への投資」である。「第 3 期科学技術基本計画」（平成 18 年 3 月 28 日閣議決定）、「長期戦略指針『イノベーション 25』」（平成 19 年 6 月 1 日閣議決定）、研究開発力強化法<sup>(注)</sup>等を踏まえ、経済成長への貢献に最大限配慮しつつ、戦略的に施策を実施する。

世界トップレベルの研究拠点の構築に向けた取組の充実・強化など魅力的



な研究環境を整備するとともに、研究開発システムの改革（優秀な人材の確保、人材交流の促進、研究成果の実用化の促進等）への取組を推進し、我が国の国際競争力の強化を図る。あわせて、科学技術外交を強化する。

また、「革新的技術戦略」（平成 20 年 5 月 19 日）及び「環境エネルギー技術革新計画」（平成 20 年 5 月 19 日）により、革新的技術を強力に推進してその強みをさらに発展させ、資源・環境等の制約要因を転じて成長力につなげていく。

具体的には、総合科学技術会議の司令塔機能を強化し、オールジャパン体制での研究開発を加速するため、平成 21 年度に新たに、革新的技術推進費を創設し、迅速かつ機動的に府省横断的な研究開発投資を行うとともに、民間との連携も強化し、我が国の総力を挙げた体制を構築して、革新的技術の推進を図る。さらに、基礎研究を推進する競争的資金を拡充し、その中に一定比率の大挑戦研究枠を新規に設定するなど、革新的技術を持続的に生み出す環境整備を行う。

また、優れた革新的技術の芽を見出し、産学官連携により効果的・集中的な技術支援を行うとともに、規制当局との協議を並行して行い、個々の課題の特質に応じた制度改革を実施することで技術を社会に適用し、社会システムの変革、社会全体のイノベーションへとつなげるような「革新的技術特区」（スーパー特区）等を推進する。

さらに、革新的技術を生み出す人材を確保する観点から、理数教育の充実を図るとともに、若手・女性研究者の活躍促進のための環境整備及び優れた外国人研究者の受け入れを推進する。

加えて、環境・エネルギー分野の研究開発投資に関しては、今後 5 年間で 300 億ドル程度の資金を投入する。

（注）研究開発力強化法：「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」

## ② 市場化へ向けた取組

研究と市場の間における関係機関の連携の下、科学に遡った研究や異分野の融合により、研究開発の成果を迅速に市場化につなげる仕組み（「イノベーション・スーパーハイウェイ構想」）を実現すべく、イノベーションのタネを生み出す研究環境の整備に加えて、それらを育て、花を咲かせるための社会に対する提案力の強化のための取組を行っていく。

具体的には、これまで、戦略的技術領域における先導的研究開発プロジェクトについて、各省連携や異分野融合を要件とすると共に、国際標準化等の取組を行ってきたところであり、引き続き、社会への還元を加速するための取組を強化する。

あわせて、イノベーション創出に向けた研究開発・人材育成・IT等への民間投資の加速とともに、オープンイノベーションのプラットフォームとすべく技術戦略マップを活用した技術マッチングを図る。

また、研究開発独立行政法人がその能力を発揮しやすい環境の整備、公的機関による新技術の実証・調達の促進、研究成果の社会への影響度の計測・評価の仕組みの実現、我が国の取組の国際的な発信等に取り組む。

さらに、「知的財産戦略について」、「知的財産推進計画 2008」、「国際標準総合戦略」、「国際標準化戦略目標」等を着実に推進するとともに、知財政策と研究開発政策とを連携させ、戦略的知財ポートフォリオの構築やライセンス戦略の構築等、研究開始段階から「知財の目」を持って知財戦略を構築するために必要な支援を行う。

### ③イノベーションを生み出す新たな仕組みの構築

既存の技術体系を超えて異種技術の融合によって付加価値を生み、それを「環境」「健康」といった社会的価値の創造につなげるのがイノベーションの新潮流である。この潮流に乗るには、「企業」「業種」「大学」の壁を越えて技術・人材を組み合わせることが重要であり、新たなビジネスモデルが必要となっている。

しかしながら、大企業で、活用されない特許や技術人材が困り込まれていたり、中小企業やベンチャーに技術が埋もれたりしているなど、我が国では組織の縦割り等の様々な制約が存在している。これらの制約を乗り越えて新たなビジネスモデルを創造するには、人材・長期資金の集中を促す公的な後押しが必要であり、そのための新たな仕組みとして「イノベーション創造機構」(仮称)を創設する。

### ④ベンチャー企業の創出と育成

我が国産業のイノベーションを促進し、日本経済全体の成長と地域の活性化を図るためには、新しい技術やビジネスモデルを有し、大きなビジネスリスクをとって新規事業に挑戦するベンチャー企業の創出と育成が不可欠である。

小中高校、大学・大学院、創業支援機関等における起業家教育の受講機会

拡大を促す。

また、ベンチャー企業に対して十分なリスクマネー供給を行うため、エンジェル・ネットワークの拡大・活性化や平成 20 年度税制改正において大幅拡充されたエンジェル税制の利用促進、ベンチャーキャピタル投資の拡大や新興株式市場の流動性を高めるための環境整備、さらにはプロ向け市場の制度整備等を行う。大学発ベンチャーについては大学からの出資等による支援のあり方についても検討する。

さらに、大企業の技術・人材を活かして、大企業発ベンチャー創業や大企業のコーポレートベンチャリングを推進する。

## (2) 世界の潜在需要を喚起する新産業群の創出

「新経済成長戦略」(平成 18 年 6 月)や「革新的技術戦略」(平成 20 年 5 月)に基づいて、燃料電池、情報家電、環境産業等の戦略分野、次世代自動車向け電池などに加えて、特に、極限状態における高信頼性が求められる次世代環境航空機、主として国際市場への参入を目指す先進的宇宙システム、次世代軽水炉・高速増殖炉サイクルなどの新産業群の実現に向けた普及促進策等の環境整備や研究開発を積極的かつ適切に推進する。また、iPS細胞やロボット、高度道路交通システム(ITS)、電子デバイス(MEMS等)、超電導、超高速大量輸送システム(超電導リニア)、軌間可変電車(フリーゲージトレイン)など、我が国が特に優位性を有する技術の果実を、できる限り早期に社会へと還元するため、積極的な実証や環境整備を行う。特に、生活支援ロボットについては、安全、便利に使える仕組みを作るために「ロボット実証実験都市」を創設する。

さらに、「地理空間情報活用推進基本計画」(平成 20 年 4 月 15 日閣議決定)に基づき、地理情報システムの利用拡大、衛星測位の研究開発等により、地理空間情報を高度に活用する社会の実現を図るとともに、現在の開発成果の果実を有効に活用するなど宇宙の利用・産業化を積極的に推進する。

併せて、これら新産業群の実現に不可欠な革新的部材の開発、及びそれを実現可能にするナノテクノロジー等の研究を積極的に推進する。

### (3) 環境と経済の両立を実現する産業育成・事業展開の加速化等による経済の持続的発展

#### ①環境を『力』にするビジネスの推進

環境制約への対応を環境市場創出のチャンスと捉え、我が国の世界最高水準の技術等を活用し、経済活性化に繋げるため、以下の柱立てを主なものとして、我が国の「環境力」を磨くための施策を推進する。

##### ○「環境力」を競争力に活かすための「見える化」の促進

サプライチェーンにおける環境配慮の促進、環境管理会計（マテリアルフローコスト会計）の国際標準化等による環境経営の高効率化等、事業実施面での見える化を推進する。

また、カーボンフットプリントなどの導入による製品・サービス市場における「環境力」の「見える化」の推進、「環境力」の評価手法の開発や環境金融の明確化及び環境情報の開示促進などによる金融面における環境配慮の促進、グリーン購入の推進など、市場関係者や消費者が適切に「環境力」を評価し、その評価に基づいて行動できるような仕組みを構築することを目指す。

##### ○アジアへのビジネス展開、先進事例の国内外への発信

実効性のある環境法制の確立を通じたアジアの環境市場の高度化を推進する。国内外両方での「環境力」強化の取組について、環境重視・人間重視の「エコイノベーション」というコンセプトとして、先導的な事例のフィージビリティスタディ等により取組を推進するとともに、OECD等で国際的に発信する。

##### ○環境力を核とした地域の活性化

各地域での環境意識の高まりを活かし、「1人1日1kg」のCO<sub>2</sub>削減をモットーとした国民運動と連携した環境コミュニティビジネスといった、地域ぐるみの取組を推進する。

#### ② 地球温暖化対策の推進

国際社会においては、昨年5月に提案した「クールアース50」、本年1月のダボス会議で提案した「クールアース推進構想」に基づき、2050年ま



で世界全体の温室効果ガスを半減させること、今後10年から20年の間に排出量のピークアウトが必要であることを世界に呼びかけている。これらの目標を達成するためには、全ての主要経済国が責任ある形で参加する、実効性ある衡平な国際枠組みを構築することが不可欠であり、「クールアース推進構想」を具体化しつつ、議長国を務める本年7月の北海道洞爺湖サミット等の場を活用しながら、国際的な議論を主導していく。

一方、国内においては、産構審・中環審合同会合の審議を踏まえて平成20年3月に改定した京都議定書目標達成計画に基づく対策・施策（自主行動計画の拡大・強化、省エネルギー法の改正等の省エネ施策、太陽光や風力、バイオマス等の新エネ施策、国内クレジット制度の構築など中小企業の排出削減対策の推進、代替フロン等3ガスの排出抑制対策、庁舎等での太陽光パネルの導入など政府実行計画に基づく取組等）について全力で取り組むとともに、厳格な進捗点検を行い、6%削減約束の達成に確実を期す。

### ③ 3R技術・システムによる資源生産性向上プラン

我が国の資源生産性（GDP／天然資源投入量）を2015年度までに約42万円／トンに向上させること等を目指し川上・川下の事業者の協力（「すりあわせ」）による資源投入量の最小化を図る省資源ものづくりや3R配慮情報の消費者への提供等を促進するための3Rシステムの整備や先進的な3R技術開発、循環型のビジネスモデルや地域モデル形成の支援等を進めることとする。また、資源生産性等に関する指標や政策目標設定手法の国際統合化、環境配慮設計規格の国際標準化、循環資源の適正な輸出入のための国際的な取組の充実等を図る。これらにより、3Rを国際的に推進するとともに、資源のより効果的・効率的な利用による我が国企業の国際競争力強化及び持続可能な産業発展を促進する。

### ④ 生物多様性の保全と持続可能な利用の推進

生物多様性条約第9回締約国会議（平成20年5月開催）での決定や第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月閣議決定）に基づき、民間企業等の参画の下で、生物多様性の保全と両立した持続可能な経済活動の発展を促進する。2010年開催予定の生物多様性条約第10回締約国会議に向けて、企業活動ガイドラインの作成等を行い、生物多様性の観点の企業活動への組み込みの定着を図る。

また、「21世紀環境立国戦略」に基づき、沿岸域のうち人の暮らしと強い繋がりのある地域の保全に向けた先進的な取組を支援し、豊饒の里海の創生を推進することで、生物多様性の確保を図りつつ高い生産性が維持された海の恵み豊かな沿岸域の形成を図る。

#### (4) 産業競争力を支える国際物流競争力の強化

アジア地域の経済一体化を踏まえ、企業の国際競争力強化の観点から、「総合物流施策大綱（2005-2009）」（平成17年11月15日閣議決定）に基づき、ハード・ソフトの物流インフラを、官民がスピード感をもって戦略的・重点的に整備する（第5.2(2)後掲）。

あわせて、低公害車の普及・開発等、原油価格高騰の影響を受けにくい効率的な物流の実現に取り組む。

また、「アジアワイドのシームレスな物流圏」実現を目指し、2006年に策定した「国際物流競争力強化のための行動計画」を着実に実施し、2015年までに東アジア域内における物流効率化を目指す。

このため、2006年度に構築した「国際物流競争力パートナーシップ」を引き続き存置し、関係省庁が一体となって、総合物流施策大綱やアジア・ゲートウェイ構想とも連携を取りつつ、行動計画を着実に推進し、適切に評価し、次のステップにつなげる。加えて、ASEAN及びインドに対して、物流のボトルネックの解消に向けた物流インフラ整備の支援を行う。また、東アジア・ASEAN経済研究所（ERIA）における広域物流開発計画の策定等を通じて国内外の諸課題解決に取り組むとともに、ASEAN、さらにはアジアワイドでのパートナーシップを構築する。

さらに、産業競争力を支える安定的な国際海上輸送を確保するため、外航海運について、海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画認定制度、各種支援措置等を講じる。

#### (5) 農林水産業の国際競争力強化

##### ① 「21世紀新農政2008」（平成20年5月7日）の推進

世界的な穀物の需給逼迫と価格高騰が、国民への食料の安定供給の大きな不安要因となる中、現在及び将来にわたり国民へ食料を安定的に供給するため、農業や農村が持つ潜在能力の最大限の発揮に向けたこれまでの「21世紀新農政2006」、「21世紀新農政2007」の取組と併せ、「食料の未来

を描く戦略会議」の国民へのメッセージ「食料の未来を確かなものにするために」をはじめ、食料・農業・農村に関する諸課題への取組をとりまとめた「21世紀新農政2008」を着実に推進する。

## ○ 国際的な食料事情を踏まえた食料安全保障の確保

国内外の食料事情に関する情報の把握・提供体制の強化に努める。

また、国内における食料供給力の強化に向け、米粉や飼料用米、イネを活用したバイオマスの技術開発の推進など米利用の新たな可能性の追求、稲ホールクroppサイレージや青刈りとうもろこしをはじめとする飼料作物の生産促進やエコフィードの生産・利用の促進等による飼料自給率向上、農林水産業と商工業等の積極的な連携を推進する。さらに、食料供給コストを平成17年から5年で2割縮減するとの目標の達成に向け、「食料供給コスト縮減アクションプラン」を着実に実施する。

平成25年までに我が国農林水産物・食品の輸出額を1兆円規模とすることを目指し、検疫協議の加速化や「輸出ビジネスモデル」の確立、「食」と「文化」の融合や農商工連携による海外発信力の強化等に取り組む。また、日本産米については、その信頼感、高品質を前面にマーケティングを行って輸出拡大を図る。東アジアにおける我が国食品産業の活動規模（売上高）を2010年度には110～125億ドル程度とするため、「東アジア食品産業活性化戦略」に基づき、食品産業の東アジア各国への投資を促進する。

## ○ 消費者の「食」への信頼確保と食生活の充実を図る施策の展開

食品表示の監視体制の強化を図るとともに、食品産業界に対し加工食品の原料原産地表示の自主的な情報提供の推奨や、信頼性向上のための自主行動計画の策定、計画に基づく取組の要請を行い、平成22年度までに7割以上の中小食品事業者において、企業行動規範の策定を目指す。

また、生産から食卓までの食品の安全性を確保するため、国内のおおむねすべての主要産地における農業生産工程管理手法（GAP）の導入（平成23年度までに2,000産地）や、畜産分野における危害分析重要管理点手法（HACCP）の導入（平成25年度までに5,000農場）に取り組む。HACCPについては、大手企業に比べてその導入率が低位にとどまっている中小規模の食品製造事業者を中心に、人材育成等の取組を支援することにより導入の促進を図る。

さらに、食育の一環としてごはん食に関する正しい知識の普及等による米を中心とする食生活の実践や米飯学校給食の一層の普及・定着に向



けた取組を推進するとともに、地産地消等により食と農のつながりの深化に向けた取組を推進する。

## ○ 国内農業の体質強化による食料供給力の確保

意欲と能力のある担い手の育成と経営発展により我が国農業の食料供給力を強化するため、水田・畑作経営所得安定対策の着実な推進、異業種との提携等も活用した農産物の加工販売等多様な農業経営の発展の促進、農内外からの若者の就農促進、女性・高齢者等多様な人材が活躍できる環境づくりに努める。また、2010年度までに一般企業等の農業参入法人数を500とする。

食料の生産基盤である農地の確保・有効利用を促進するため、「農地政策の展開方向について」（平成19年11月6日農林水産省）に基づき、全体の改革が遅くとも平成21年度中に新たな仕組みとして始められるよう、順次具体化する。また、農地、農業用水等の食料供給基盤について計画的かつ総合的に整備を推進し、食料供給力の向上を図る。2015年までに、効率的かつ安定的な農業経営が農地の7～8割を経営するとともに、その7割程度を面的に集積することを目指す。

併せて、生産者団体等による生産調整目標の達成に向けた取組を促し、水田の有効利用を図るとともに、平成23年度を目途に農業上重要な地域である農用地区域を中心に耕作放棄地の解消を目指す。

さらに、省エネルギー・省力・コスト低減に向けた技術開発の推進や新食品・新素材の開発等による農林水産業の新たな可能性の開拓、新品種育成へのゲノム科学の応用など農林水産業の新たな可能性を開拓する技術開発を推進するとともに、知的財産に関する現場の意識改革や植物新品種の登録出願件数を2010年度までに2,000件超にする、アジア諸国における植物品種保護制度の早期整備を働きかける「東アジア植物品種保護フォーラム」を設置するなど農林水産・食品分野における知的財産の戦略的な創造・保護・活用を促進することにより、農業の潜在的な力の発揮を図る。

2010年度には、農政改革の成果の包括的 point check を実施する。

## ○ 資源・環境対策の推進

農林漁業者等とバイオ燃料製造業者の連携による低コストでのバイオ燃料の安定供給に向けた取組を支援し、平成23年度までに国産バイオ燃料の5万klの生産を目指す。食料供給と競合しない稲わらや間伐材等の非食用資源からバイオ燃料を生産する「日本型バイオ燃料生産拡大対

策」を推進する。併せて、地域の創意工夫を活かしたバイオマス利活用を推進するため、平成22年度までにバイオマスタウンを300地区構築することを目指す。加えて、地域の持つエネルギー資源の発掘・統合（小規模水力発電等）などにより地産地消のエネルギー資源の開拓を進める。

また、農林水産分野の排出削減対策の加速化や、農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の向上に向けたモデル地区での実証、省CO<sub>2</sub>効果の「見える化」の推進などの地球温暖化対策を強化するとともに、「農林水産省生物多様性戦略」等に基づき、生物多様性の保全を推進することなどにより、地球環境保全に積極的に貢献する農林水産業の実現を図る。

さらに、北海道洞爺湖サミットの開催に向け、国内におけるバイオマスタウン構想の策定を進めるなど、バイオマスの利活用を総合的に推進する。

## ② 林業・水産業の競争力強化

森林・林業基本計画（平成18年9月閣議決定）に基づき、多様で健全な森林の整備・保全や国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生、新たな産業の創出による山村地域の活性化や低炭素社会を実現させるため、「美しい森林づくり推進国民運動」の展開等による森林吸収源対策の加速化、効率的な林業生産システムの確立・普及、加工・流通体制の改善による国産材の安定供給体制の確立、木材や木材を多用した住宅の再評価等による国産材の活用促進、資源としての間伐材等の再評価による未利用木質資源のバイオマス利用等地域材を総合的に活用したビジネスモデルの構築・市場創造、新たな山村再生モデルの構築、高付加価値の国産材の輸出促進等を推進する。

また、水産業については、水産基本計画（平成19年3月閣議決定）に基づき、①排他的経済水域内の資源生産力の向上や水産資源の回復・管理の推進、②沿岸域における環境・生態系保全活動の促進、③国際競争力のある経営体を育成・確保するための漁船漁業構造改革対策と新しい経営安定対策の推進、④燃料価格高騰に対応した省エネ型操業形態への転換等の促進、⑤新規就業・新規参入の促進を通じた活力ある漁業就業構造の確立、⑥産地の販売力強化と流通の効率化・高度化、輸出戦略の積極的な展開等により、構造改革を進める。

## (6) 観光立国の実現と交流人口の拡大

ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクトや日中韓の観光協力の推進、青少年交流・姉妹都市交流の拡大、出入国手続の迅速化及び円滑化等により、2010年に1,000万人の外国人旅行者を受け入れるとの目標を確実に達成する。なお、外国人旅行者の伸び率が現在の水準で推移すれば、2030年には外国人旅行者数が4,000万人に達する可能性がある。

そのためにも、2007年より施行されている観光立国推進基本法や観光立国基本計画（平成19年6月29日閣議決定）に基づき、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりのためのハード・ソフト一体となった取組みに対する支援を行うとともに、外国人旅行者等に優しい旅行環境の整備や景観法の活用等による良好な景観の形成を図る。また、市町村や都道府県の域を超えた広域観光振興の総合的な取組みを支援し、観光資源の広域的なネットワーク化を推進する。顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた新たな観光・集客ビジネスモデルの確立等を支援する。

また、観光産業は地域経済の活性化にも大きな効果を有する。宿泊産業等のイノベーションの促進など、観光産業の国際競争力の強化に取り組む。観光・集客サービス産業の競争力向上と観光の振興に寄与する人材の育成や観光統計の整備、地域の中小企業による観光資源を活用した取組みの支援を行うとともに、大都市圏拠点空港の機能強化、空港の利便性向上やアクセス改善、国際線・国内線の接続の改善、道路整備の計画的な推進等により、海外と国内観光地間の交通アクセス向上を図るなど、ソフト・ハードのインフラ整備に取り組む。

「国際会議の開催・誘致推進による国際交流拡大プログラム」（平成19年5月策定）に基づき、基本戦略の策定、誘致及び開催・受入対策の実施など、国際会議誘致・開催の取組みを推進し、2011年までに主要な国際会議の開催件数を5割以上伸ばす。

さらに、特にアジアとの交流人口拡大の一環として、「21世紀東アジア青少年大交流計画」の下で、アジア各国から、平成19年度以降の5年間、毎年6,000人程度の青少年を日本に招く。

## (7) 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化

医薬品・医療機器については、2008年5月に改定された「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」等に基づき、グローバル臨床拠点の整備による国際共同治験の推進、医療クラスターや再生医療の推進拠点の整備、

橋渡し研究の推進、臨床研究を円滑に進めるための体制整備や医工連携促進を図るとともに、大学等において医師、薬剤師、看護師等の医療職に対し、臨床研究に係る教育の機会の確保・増大を図るなど、人材育成を図る。

また、大企業とのマッチング機会の提供、薬事・特許等の相談支援事業の実施、等によるベンチャー企業の育成、医療機器分野への部材・部品供給の活性化を図る。さらに、審査・相談体制の充実強化、新技術に対応した審査基準の策定及び細胞・組織を利用した医療機器や医薬品に係る安全性評価基準の明確化等承認審査の迅速化・質の向上などを実現するとともに、市販後安全対策の充実・強化を図る。医療機器については、医療現場で最先端の機器を世界に先駆けて使える魅力的な国内市場とするよう、厚生労働省、経済産業省等関係府省及び産学官等が連携して、審査体制の拡充を始めとする、「デバイス・ラグ」の解消に向けたアクションプログラムを平成 20 年秋中に策定する。

これらの実現、ひいては医薬品・医療機器産業の国際競争力強化のために、「革新的創薬等のための官民対話」や、「先端医療開発特区」等の積極的な活用と研究開発費の確保、研究開発の集中投資や臨床研究・治験環境の整備、円滑な国際的連携等を通じて、世界最高水準の医薬品・医療機器を提供する研究開発体制を実現するために必要な環境整備を進めていく。

また、後発医薬品の安定供給や情報提供の充実を図り、後発医薬品市場の育成を図るとともに、後発医薬品の使用促進を着実に進めていく。

更に、再生医療や創薬加速等、医療技術の高度化につながる i P S 細胞関連技術については、産業化を見据えた技術開発や戦略的な特許取得を進めるため、産学連携による集中的な研究開発支援や環境整備等を行う。

## (8) 内需依存型産業の国際展開支援など

### ① 内需依存型産業の国際展開支援

国内需要が中心であるファッション、日用品、超高速船舶等や、海外の基盤整備にも貢献する建設業、鉄道システム、水道業その他の水関連業、耐震エンジニアリング技術といった産業・製品等について、その特徴、高い技術力・ノウハウ等の強みをいかした国際展開や輸出振興に向けた取組を支援する。また、日本のトレンドを世界へ発信するための仕組みについて、業種別翻訳エンジンの構築も含めて検討するとともに、商標の国際登録制度の利用促進等により、事業者グローバル市場への進出を促す。

さらに、我が国の優れた資源である「食」の発展に向けて、食に関する



伝統的な学問領域に加え、食文化や経営学等の観点を含めた食に関する総合的な学問の体系化及びそれらを学べる大学等の教育の充実に向けた取組を促す。

これらの取組を通じ、製造業に続く、新しいステージのメイドインジャパン（信頼感・安心感や文化に裏打ちされた高い付加価値）の実現を後押しし、これまでにない外需を獲得する。

## ② 感性価値創造に向けた取組の推進

生活者の感性に働きかけ共感・感動を得ることで顕在化する、商品・サービスの価値を高める重要な要素を「感性価値」とし、日本の強みを活かしながら感性を活用し、また文化芸術を振興して日本の「文化力」を向上させつつ、産業の競争力の強化と生活の満足感の向上を図り、人間重視のイノベーションをもたらす。

「感性価値創造イニシアティブ」での検討や、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）」を受け、「感性価値創造フェア」や「感性価値創造バンク」等による、発信や展示等の感性価値のPRの促進、作り手や語り手の活動や育成の推進、幼児期からの感性教育の推進、人間の五感・感性に係るデータや日常行動の計測・蓄積・活用の推進、文化芸術を担う人材育成などに取り組む。

## ③ 国際博覧会の場を通じた地球的課題解決に向けた海外発信

今後海外で開催される国際博覧会の場を通じ、2005年日本国際博覧会の「地球的規模の課題解決」という理念の継承・発展も念頭におきながら、我が国のライフスタイル、価値観や哲学・文化を提示することにより、「日本ブランド」の国際的発信を行う。

## ④ 「メイドインジャパン開拓プログラム」の推進

全国には、高度な技術、信頼感・安心感や文化に裏打ちされた高い付加価値を生み出すことが出来る中小企業が数多く存在するが、海外の販路を切り開くノウハウ等が無いため、新たな外需を獲得し切れる潜在的なチャンスを逃していることが多い。こうした、埋もれたメイドインジャパン商品の輸出を官民上げて支援する。

## (9) 優れた投資環境づくりによる対日直接投資の倍増

対日投資を拡大し、日本を世界とともに成長する国としていく。このため、平成 20 年秋中に「対日直接投資加速プログラム」を改定し、フォローアップを行いながら、着実に進める。2010 年に対 GDP 比倍増となる 5% 程度の対日直接投資受入れを目指す。

## 2. アジア等海外のダイナミズムの取り込み

### (1) 「アジア経済・環境共同体」構想等の推進

アジアに立地するという我が国の強みを最大限に活かし、アジアの発展に貢献し、アジアとともに成長すべく、「環境と共生しつつ発展するアジア」、「成長をリードするアジア」、「中産階級のアジア」、「開かれたアジア」を目標として、より広く、より深い地域統合を実現し、豊かで繁栄した「アジア経済・環境共同体」の実現を目指す。なお、本構想推進にあたっては、APEC 等多国間の枠組みとの協力や、米欧との連携を図っていく。

#### ① 世界で最も環境に優しく、エネルギー制約に強いアジア市場の構築

アジアの持続的な経済成長の実現のため、世界で最も環境に優しくエネルギー制約に強い市場を構築し、その結果、アジアの環境ビジネス市場規模を現状の 64 兆円から 2030 年には 300 兆円に拡大することを目指す。

環境については、「クリーンアジア・イニシアティブ」を推進する。具体的には、環境と共生しつつ経済発展を図る持続可能な社会の構築を目指し、低炭素型・低公害型社会の実現、循環型社会の実現、気候変動に適応し自然と共生する社会の実現、市場のグリーン化の促進を図る。また、環境と貿易の相互支持性の維持、我が国の経験・技術・組織・制度の展開、環境人材育成等により連携基盤を確立する。

また、温室効果ガスの排出削減と経済成長の両方を目指す途上国を支援する「クールアース・パートナーシップ」との整合性に留意し、制度、資金、人材等の面から、各国を支援しつつ、環境政策・省エネ政策への取組を慫慂する。特に、「東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）」を活用し、各国の環境・省エネの取組状況を『見える化』し、これを受け、各国別の政策展開の支援を行う。加えて、ゼロエミッション石炭火力発電、石油備蓄協力、水資源管理、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、原子力エネルギー、バイオマスタウンに関するプロジェクトを適切に実施する。さらに、アジアにおける違法伐採対策及び森林減少・劣化の防止に

貢献するため、現在運用している衛星情報を活用した森林資源管理等に協力する。

#### ○「アジア環境政策の展開」

東アジア各国との政策協議、F/Sの実施を通じて、低炭素・低公害（コベネフィット）型の環境対策の普及を推進する。また、ERIAにおいて、東アジア各国の持続可能な発展の観点に立った政策影響評価の実施と、「東アジア『持続可能な発展』アウトルック」の作成により、政策提言を行い、各国における政策的な取組の強化を支援する。

#### ○「クリーン・コール for アジア」

中国等の石炭火力発電所設備について、設備診断・改修による効率向上を通じたCO<sub>2</sub>削減を推進しつつ、将来的にはCCS（二酸化炭素の回収・貯留）技術によるゼロエミッション石炭火力発電の開発・普及を進める。また、ERIAを活用し、石炭政策におけるアジア大のエネルギー安定供給・環境問題への対応を推進する。

#### ○「アジア石油備蓄イニシアティブ」

エネルギー安全保障上の鍵である石油備蓄について、当面はアセアン、日中韓を中心に各国独自の制度整備を促すための共通ロードマップ作りを推進しつつ、アジア各国における石油備蓄の取組に対する支援・協力を展開する。

#### ○「アジア・サステナブルアクア計画」

我が国が強みを持つ省水技術等を強化しつつ、こうした技術を活用して、産業向けを中心に循環システムの開発、国内外での実証・導入支援等を推進し、省水型・環境調和型の水資源管理をアジアへ普及する。また、我が国の公害経験を活かし、アジアにおける水環境管理システムの確立に向けて制度整備や人材育成への支援等を行う。

#### ○「アジア・エコタウンプログラム」

アジア各国における適正なリサイクルに必要な施設整備を促すためのマスタープラン作りを、3Rに関する国家戦略／計画の策定とも連携しつつ、推進するとともに、我が国の3R技術・制度・ビジネスを情報発信し、アジアに普及する。

## ② アジアにおける物流等高度化の推進

ハード・ソフトのインフラ高度化により、モノ・サービスが自由に行き



来する環境の整備を目指す。具体的には、E R I Aにおいて域内主要都市・産業集積を結ぶ主要国際ルートの標準的な物流所要時間及び物流費用を把握できるデータベースを構築するとともに、「アジア・サンベルト（仮称）」構想を推進する。また、貿易量の増加が著しい日中韓を始めとしたアジア地域での物流効率化に向けた取組を促進する。

また、国際物流におけるセキュリティの確保と物流の迅速化・効率化の両立に対応するため、コンプライアンスの体制が整備された輸出入者等を認定するA E O (Authorized Economic Operators) 制度の一層の利用拡大を図るとともに、アジア諸国等におけるA E O 制度の導入を支援しつつ、E U ・米国・アジア諸国との相互認証に向けた関係当局間の協議等を加速する。関係府省で構築する次世代シングルウィンドウ（府省共通ポータル）を稼働するとともに、利用者の利便性向上等を図るため、輸出入・港湾関連手続等の貿易関連システムの統合等を推進する。また、アセアンの貿易手続のシングルウィンドウ化を支援するとともに、アセアンシングルウィンドウを始めとする各国のシングルウィンドウとの連携の検討を進める。

#### ○「アジア・サンベルト（仮称）」構想

メコン南部経済回廊（第二東西回廊（ホーチミン～プノンペン～バンコク））をベースにチェンナイまで繋ぐ「アジア・サンベルト（仮称）」構想を、「東西経済回廊」「インド・デリー・ムンバイ間産業大動脈構想」等の例にならい策定し、周辺産業インフラの整備と一体的に進める。なお、開発事業の実施にあたってはアジア開発銀行等の国際協力機関や域内外関係政府と協力・協調する。

### ③ アジアにおける諸制度の調和・高度化の推進

海外経済協力会議での合意に基づき、各省連携で相手国ニーズや経済界への裨益等も踏まえながら法制度整備支援に関する基本計画を策定する。合わせて、E R I Aにおいて、アジア諸国の民事訴訟法・民商事法等の基本法制や知的財産法制・競争法制等の経済法制、関税関係法制などの法制度の整備・運用上の課題を研究する。これらに基づき、アジア諸国の産業発展の基盤となるとともに企業の事業活動の円滑化に資する各国の法制度整備・運用を、技術協力や各国とのビジネス環境整備委員会等も活用し、日本以外のドナーとも連携しつつ、地域各国の法制度間の調和を図りながら戦略的に支援する。また、中小企業診断士、情報処理技術者試験、物流管理士、公害防止管理者や環境管理規格・手法など、日本で産業発展の基盤を果たした技術や制度をいわば「アジア標準」として展開する。さらに、アジア域内の国際標準化体制の強化を図り、我が国を含めたアジア発の国際標準の獲得を促進する。加えて、アジア地域における産業統計の国際比

較性の向上のための産業統計整備を実施する。

#### ④ アジア域内の知識経済化に向けた取組

ITの活用により、「アジア知識経済化イニシアティブ」を推進することにより、アジアの電子商取引市場規模を2020年には1,000兆円に拡大させることを目指す。

また、模倣品・海賊版対策について、被害発生国に官民合同でミッションを派遣し、知的財産権保護強化のための法制度強化の要請や執行強化のための技術支援等を行うとともに、APEC等での国際協力を通じた知的財産権保護のレベル向上に取り組む。加えて、グローバルな特許取得プロセスを迅速化させるべく、特許の審査結果の利用をAPEC等の取組を通じて促進するとともに、先進国間の特許制度の調和を図る実体特許法条約の実現、アジア等の途上国での特許システム整備を推進する。

また、植物品種保護制度に係る共通の基盤作りを目指し、「東アジア植物品種保護フォーラム」を設置する。

##### ○ 「アジア知識経済化イニシアティブ」

ERIAも活用し、セキュアなビジネス環境の構築、域内ビジネスの生産性向上、国境を越える電子商取引に関する安全・安心な基盤の整備といった面での包括的な取組を推進するとともに、アジアにおけるIT人材の育成に取り組む。

#### ⑤ アジア地域での人材育成・交流の推進

我が国企業の優れた技術・ノウハウの移転を通じて、東アジアの成長を担う産業人材を育成する。このため、企業の製造現場等を活用して技術指導や経営手法の普及を進めるとともに、日本への留学・研修経験者と連携しつつ現地の産業人材育成機関の能力向上を支援する。

また、産学連携による「アジア人財資金構想」を推進し、優秀なアジア等からの留学生に対して、専門教育・ビジネス日本語教育、インターンシップ等の教育から日系企業への就職活動までを一貫して支援し、国内就職の機会を拡大することにより、アジア地域における高度外国人材の育成・交流を推進する。加えて、世界から高度人材の受け入れを加速するため、産官学労で構成する「推進会議」を設置し、数値目標の設定や必要な施策について検討し、平成20年中に関係府省でアクションプログラムの策定・推進を行い、優れた外国人研究者・技術者・経営者等の高度外国人材の受け入れを拡大するとともに、日本企業における外国人材活用を促進し、優秀な人材を惹き付けるため、企業の人材国際化レベルを測る「国際化指標」

の策定・公表等を通じて日系企業等におけるグローバル人材マネジメントの推進を図るとともに、国内の英語教育の充実などを図る。

また、アジア各国においても日系企業への就職支援スキームの展開を図る。併せて、ERIAを活用し、東アジア経済統合の実現に向けて国際的に活躍する、アジア発のグローバル・リーダーの育成を進める。

#### ○「ERIAリーダーズ・プログラム（仮称）」

ERIAにおいて、東アジアの経済統合実現に向けて政策プロフェッショナルとして国際的に活躍するアジア発のグローバル・リーダー育成のため、「リーダーズ・プログラム（仮称）」を創設し、域内の最先端の大学院等と連携して推進。

### ⑥ アジア域内における資金循環の活発化

アジア諸国を含め、重要国との投資協定（又は投資章を含む経済連携協定（EPA））交渉について、実際のニーズに応えることを主眼として、迅速かつ柔軟に交渉を進めていくこととし、締結相手国・地域をより戦略的な優先順位をもって検討していく。このようなルール整備に加えて、アセアン共通投資環境構想を着実に実施し、日本投資家の声を梃子にアセアンの投資環境改善を促す。将来的には、投資家意識調査の対象分野と地域を拡大し、投資誘致対象国間のピアプレッシャーの確立と東アジア広域圏の投資環境整備を図る。また、各EPAビジネス環境整備小委員会等に積極的に取り組む。さらに、アジア各国の急激な経済成長に伴うインフラ需要の拡大に即応し、民間資金を活用するアジアPPP（官民パートナーシップ：Public-Private Partnership）を通じてインフラ整備を進め、一層の投資につなげる。国内においては、海外企業を我が国証券市場に呼び込み、市場の活性化を図るため、「プロ向け市場」を設けるための環境整備を進める。

中小企業等の海外展開を支援するため、関連政策出融資制度等を積極的に活用する。また、海外展開時の「新連携支援制度」の活用促進を含め、資金・人材・情報等に関する支援制度の充実・相互連携を進める。

「東アジア食品産業活性化戦略」に基づき、東アジアへの投資意欲のある我が国の食品企業が東アジア各国への投資にあたって必要な情報の収集・提供、技術者・経営者等の人材育成、我が国が得意とする食品産業技術の海外展開実証等を実施し、食品企業の東アジア各国への投資を促進する。

## ⑦ アジアの消費市場活性化

アジアにおける消費者の消費活動を把握するための「消費市場マップ」を整備し、消費者ニーズに立脚した商品・サービス開発を通じたトレンド発進力の強化により、長期的には日本・アジアを世界の消費インテリジェンスの発信基地とすることを目指す。

また、アジアの商品・サービスの高付加価値化に向けて、我が国の「グッドデザイン賞」を「アジア版・グッドデザイン賞」としてアジアで展開し、アジアの優れたデザインを広く世界にアピールする。

加えて、我が国の高品質なサービス産業のアジア展開によるアジアの消費市場活性化への貢献を目指す。合わせて、コンテンツ産業のアジア展開のため、アジア向けの中長期施策パッケージを「アジア・コンテンツ・イニシアティブ」として取り組む。

さらには、アジアにおける取引手段の多様化・信頼性向上に向けて、ネット・リアル双方でのアジア大の流通チャネル構築に取り組む。具体的には、アジアで最高のサービス水準を誇る我が国流通業の国際展開を促進する。また、消費市場として有望なアジアにおいて、「アジア電子流通圏」を整備し、アジアにおける消費者と事業者のつながりを強化することで、アジア及び日本の活性化を実現する。

### ○「アジア電子流通圏構想」

地理的・時間的制約の少ないITを活用し、信頼性と利便性の共存した、国境を越えるネット流通網「アジア電子流通圏」を構築する。それによって、アジアの新たな需要の掘り起こしとビジネスチャンスの拡大を図り、安全・安心かつ成長性の高い大消費市場圏を創造し、アジア全体の活性化を実現する。また、コンテンツ戦略と連携してアジアにおけるジャパン・ブランドを確立すること、ダイヤモンドチェーンを整備してアジア全体の消費情報を日本に集めることにより、我が国産業の活性化にもつなげる。

## ⑧「アジア経済・環境共同体」構想等の実現に向けたERIAの活用と強化

「アジア経済・環境共同体」構想等の実現に向けて、新たに設立される「東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）」を最大限活用するとともに、その活動を継続的に支援し、ERIAの基盤及び機能の強化を通じて、東アジアにおけるOECDのような政策提言・調整機能を持つ国際的体制の構築に向けて積極的に取り組む。



## (2) 日本のイニシアティブによる経済連携等の推進とWTOドーハ・ラウンドへの積極的取組

### ① 経済連携協定（EPA）等の早期締結に向けた取組

「モデル協定」を活用するなど、交渉加速化に向けた改善策を講じつつ、今後1年程度は、改定された「EPA工程表」に沿って、EPA交渉に引き続き積極的・戦略的に取り組む。また、EPAの内容に関しては、貿易自由化の度合いに加えて、サービス・投資・知的財産等幅広い分野で、質の高いEPA締結を目指す。こうした取組により、2009年初めには、我が国のEPA締結相手国が少なくとも12か国以上に増加していることが期待される。また、遅くとも2010年には我が国全貿易額に占めるEPA締結国との貿易額の割合が25%以上になっていることが期待される。

広域経済連携については、現在、様々な構想が検討されている。我が国が提案した東アジア包括的経済連携構想（ASEAN構成国及び日中韓印豪ニュージーランド）の民間研究については、同報告書が本年夏に取りまとめられ、関係国首脳・閣僚に提出予定である。さらに、東アジア自由貿易圏構想（ASEAN構成国及び日中韓。第二段階の民間研究中）や、昨年のAPEC首脳会議において選択肢及び展望が検討されることについて決定されたアジア太平洋の自由貿易圏構想（FTAAP）についても検討が進められている。このような中で、我が国としてグローバル化が進展する国際社会の安定的な成長に寄与していくため、東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みの研究や検討において、WTO体制を含め世界経済・貿易に与える影響、関係各国の考え方等を踏まえ、これら各国と協議しつつ、積極的な参加及び貢献を行っていく。

米国及びEUを含めた大市场国及び投資先国との取組については、諸外国の動向、これまでの我が国との経済関係及び各々の経済規模等を念頭におきつつ、将来の課題として検討を進めていく。また、日米、日EU経済関係の更なる発展を促すような基盤を整えていく方策は何かについて、民間で行われている議論も踏まえつつ、引き続き真剣に検討を進め、可能なものから、米国・EUと共に、準備を進めていく。

さらに、「今後の経済連携協定の推進についての基本方針（平成16年12月の経済連携促進関係閣僚会議で決定）」及び平成18年3月に開催された「経済連携促進に関する主要閣僚打合せ」の結論に基づき、経済連携協定に加え、投資協定等を含む経済関係に関連する様々な協定等も検討し、相手国の実情と我が国の国益に合致した形での経済的な連携の強化を推進

する。

特に投資協定については、実際のニーズに応えることを主眼として迅速かつ柔軟に交渉を進めていくこととし、締結相手国・地域を戦略的な優先順位をもって検討していく。その際、①我が国からの投資実績と投資拡大の見通し、②投資環境整備の必要性と我が国産業界の要望、③エネルギー・鉱物資源の供給元としての重要性、④相手国政府の統治能力、政情の安定性、⑤政治的・外交的意義等の要素を総合的に勘案する。また、地域としては、欧米先進国は投資環境整備が進展し、アジア諸国とは投資協定又は投資章を含むEPAにより一定の手当てがなされていることを踏まえ、今後は、当面は中東、アフリカ、中南米、中央アジア等の資源産出国や地域の拠点国等が重点的な検討対象となり得る。かかる展開の方向性については、ニーズに応じて随時見直しを行うこととするとともに、投資協定に加えその他の投資促進手段の効果的な組み合わせの実施についても検討する。

## ② WTOドーハ・ラウンドへの積極的取組

WTOドーハ・ラウンドの2008年中の妥結に向けて積極的に取り組む。農業、非農産品市場アクセス、サービス、ルール、貿易円滑化等の主要分野における野心的かつバランスのとれた成果を目指す。また、2005年末に我が国が発表した「開発イニシアティブ」の一環として「一村一品」キャンペーン、人づくり等を通じ、途上国が貿易の自由化から十分に利益が得られるよう具体的な支援を展開し、開発ラウンドの成功に向けて努力する。

## ③ 国境措置

WTO、EPA交渉の中で、国境措置の対象品目の絞り込みや関税率の引き下げにおいて交渉のイニシアティブを発揮していく。国内農林水産業等の体質強化の進捗に留意する。妥結内容によって影響が発生する場合は、構造改革に資するものに限定して、計画的な措置を講ずる。

## ④ APECへの積極的な取組

2010年に我が国がAPECを主催することを踏まえつつ、アジア太平洋地域の貿易・投資の自由化・円滑化に向け、2007年のAPEC首脳会議で取りまとめられた報告書をベースに、APEC域内における地域経済統合

の強化を図る。また、途上国・地域の能力構築等の経済・技術協力や、APECの機能強化に積極的に取り組んでいく。さらには、「APECビジネス諮問委員会（ABAC）」等の産業界と連携を取りながら、投資の自由化・円滑化、知的財産権保護などビジネス活動の円滑化につながる分野での取組を一層強化する。

### （３）グローバル経済の成長果実を国内還流させる好循環の構築

グローバル化する経済の下で、我が国企業が海外の経済成長の果実を獲得し、それを国内に取り込んでいくことが、我が国の経済成長に不可欠。そのためには、我が国企業の国際展開を促進すべく、EPAやアジア経済・環境共同体構想等我が国の強みが活かされる国際的枠組みの構築に取り組むとともに、こうした我が国企業の国際展開の結果得られる海外収益について、日本に還流させ、前向きな国内投資に繋げていく好循環を構築する必要がある。

しかしながら、近年、海外での我が国企業の利益が増大する中で、海外子会社に留保される海外利益の額が急増し、国内への資金還流は伸び悩んでいる。過度に海外に資金が留保されると、我が国の競争力の源である研究開発投資等が国外へ流出する一因となる。

そのため、グローバル化する経済の下で、我が国企業が海外市場で獲得する利益の国内還流についての事業環境整備に取り組む。

### （４）グローバル化に対応する制度の整備

#### ① グローバル化に対応する制度の整備

グローバル化に対応し、公正で活力ある経済社会にふさわしい制度の整備を行う。国際的な投資交流を促進するとともに、我が国企業の国際事業展開を支援し、競争力を強化するため、アジア等との租税条約ネットワークの充実や、各国の移転価格税制の透明性向上などに取り組む。

また、世界の取引市場の潮流等を踏まえ、我が国の商品先物市場がアジアの中心市場として発展するよう、東京工業品取引所における取引時間の2時間延長、建玉制限・値幅制限の緩和等の取組、東京穀物商品取引所における一部商品のザラバ化や値幅制限の緩和等の取組を実施したところである。今後とも平成20年3月から開始された産業構造審議会商品取引所分科会における議論を踏まえつつ、競争力強化と委託者保護に向けた更



なる取組の検討・具体化を進める。

## ② AEO制度の推進等

国際物流については、セキュリティの確保と物流の迅速化・効率化の両立のための取組が世界の潮流となっており、21世紀の国際物流に関する最大の課題の一つである。こうした課題に適切に対応し、我が国の国際競争力を強化するため、AEO制度の拡充や税関の臨時開庁手数料の廃止等を平成20年4月より実施したところであるが、引き続きアジア・ゲートウェイ構想における貿易手続改革プログラムの取組を進める。

具体的には、民間事業者によるコンプライアンス向上を促しつつ、コンプライアンスの体制が整備された輸出入者等を認定するAEO

(Authorized Economic Operator) 制度の一層の利用拡大を図るとともに、ニュージーランドとの相互認証の取決めに続き、EU・米国・アジア諸国との相互認証の実現を目指し、関係当局間の協議等を加速する。また、原産地証明発給手続の簡素化・迅速化、港湾機能の利便向上・コスト削減や戦略的な運営等の改革を引き続き行う。さらに、関係府省で構築する次世代シングルウィンドウ（府省共通ポータル）を稼働するとともに、利用者の利便性向上等を図るため、輸出入・港湾関連手続等の貿易関連システムの統合等を推進する。併せて、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社を設立し、引き続き国際的なシステム連携の検討を進める。

上記の取組については、府省横断的な内閣の重要課題として、官民連携の下、関係各府省の協力による着実な実施と政府全体での継続的なプログラムの改訂を図る。

## ③ 「航空自由化（アジア・オープンスカイ）」に向けた航空政策の転換

2007年8月以降、韓国、タイ、マカオ、香港及びベトナムとの間で合意したことに続き、中国等他のアジア各国との間でも、同様の航空自由化に合意できるよう努める。また、欧米との間でも、様々な課題はあるが、欧米の動向を見極めつつ、自由化に向けて交渉を行う。

2010年に、羽田は昼間約3万回、深夜早朝約3万回（合計約6万回）、成田は約2万回の合計約8万回の国際定期便を実現する。羽田の昼間（6時～23時）は、羽田にふさわしい近距離アジア・ビジネス路線として、ソウル、上海等の都市、さらに、北京、台北、香港まで就航していくこととする。また、羽田の深夜早朝は、リレー時間帯も活用し、欧米をはじめと

した世界の主要都市への就航を実現し、首都圏空港一体として国際航空機能の24時間化を実現する。

2010年以降の将来の方向性については、羽田は国内線需要に適切に対応しつつ、国内・国際双方の需要の伸びを勘案し、昼間は、羽田のアクセス利便性を活かせる路線を中心に国際線の増加を推進し、深夜早朝は世界の主要都市への就航により、首都圏全体の国際航空機能の24時間化を実現する。さらに、首都圏の空港の容量拡大に向けて、今後可能な限りの施策を検討する。

加えて、羽田・成田間の交通迅速化のために成田新高速鉄道の整備や接続する鉄道を活用し、アクセスの改善を図るとともに、首都圏の空港におけるビジネスジェットの受け入れ体制の充実および出入国手続等の迅速化を図る。

地方空港についても、国際競争力のある観光地づくりとの連携や、C I Q体制の充実、チャーター便の活用、L C Cの誘致促進等により国際便の便数を増加させ、地方と海外とのダイレクトな交流等を促進する。

#### (5) アジア等海外のダイナミズムをいかす経済協力の実施

アジアの経済成長に貢献してきた「日本型ODAモデル」の更なる展開を通じてアジア等海外における事業環境を整備し、貿易・投資の活性化を進めることにより、アジア等の経済的な活力を更に引き出すとともに、我が国の経済成長にいかしていく。

このためにも、「ODAの事業量の戦略的拡充と改革」（「基本方針2005」）を徹底し、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）でも確認されているとおり、「今後5年間のODA事業量について100億ドルの積み増しを目指す」との国際公約を着実に実施する。このため、円借款を積極的に活用する。また、「基本方針2008」で確認されているとおり、G8北海道洞爺湖サミットや第4回アフリカ開発会議の成果を踏まえ、アフリカ向けODAの倍増、クールアース・パートナーシップの構築を通じて、途上国支援を充実する。さらに、ODAを一層戦略的かつ効果的に推進するために、現地の実施体制の抜本的強化を図るとともに、円借款業務の迅速化に取り組む。

海外経済協力会議においては、「グローバル戦略」（平成18年5月18日 経済財政諮問会議）で示された点を踏まえ、引き続き基本方針を審議し、策定する。

### 3. 資源・エネルギー政策の戦略的展開

#### (1) 省エネルギーフロントランナー計画

地球温暖化対策の一層の推進のため、エネルギー消費量が大幅に増加している業務・家庭部門における省エネルギー対策を抜本的に強化することが必要である。このため、第169回通常国会において「省エネルギー法」が改正されたところであり、オフィス・コンビニ等や住宅・建築物に係る省エネルギー対策を強化する。また、新たな省エネ技術に対するトップランナー基準のきめ細かな整備と省エネ製品の普及促進、住宅と設備の総合的な省エネ評価方法の開発などを踏まえた住宅・建築物の省エネ推進、輸送部門における省エネ対策の普及・促進、複数事業者間連携による省エネ対策の推進、中小企業を含めた産業部門・民生部門対策の推進など分野別対策の充実、省エネに係る人材育成、「省エネルギー技術戦略」に基づく重点的な技術開発など、温室効果ガスの排出削減をめぐる内外の動向を踏まえつつ、我が国のエネルギー消費効率が改善することを目指し、取組を進める。

#### (2) 次世代自動車・燃料イニシアティブ等による運輸エネルギー一次世代化

バイオ由来燃料、クリーンディーゼル、次世代バッテリー・モーター、水素・燃料電池、ITSを我が国の強みを活かす形で組み合わせて推進することにより、エネルギー安全保障、環境保全、産業競争力強化の同時達成を図るための「次世代自動車・燃料イニシアティブ」等により、「バイオ燃料技術革新計画」等に基づく食料と競合しないセルロース系バイオエタノールの製造技術開発の推進を通じたバイオ由来燃料を始めとする新燃料の供給確保や利用拡大に向けた流通環境・制度インフラの整備等の加速化、「クリーンディーゼルに関する懇談会」に基づくクリーンディーゼル車の普及に向けた環境整備の促進、電気自動車・プラグインハイブリッド車等の基盤技術である次世代バッテリーや燃料電池車など次世代クリーンエネルギー自動車に関する技術開発、「EV・pHVタウン構想」等による普及促進、エネルギーITSの推進等を図る。これらにより現在ほぼ100%石油に依存している運輸エネルギーの石油依存度を、2030年までに80%程度とするとともに、2015年度燃費基準などを通じた自動車の低燃費化や海上輸送効率の大幅な向上に向けた高効率船舶の建造技術の開発、船舶実燃費指標の開発・国際基準化等の取組み（海洋環境イニシア

タイプ)、さらに、「省エネルギーフロントランナー計画」を踏まえて、運輸部門のエネルギー消費効率の改善を目指し、環境を整備する。

### (3) 新エネルギーイノベーション計画

太陽光発電、風力発電、バイオマスなどの新エネルギーについて、それぞれの特性に応じた支援、関連モノ作り企業の参入促進やエネルギーベンチャー企業の支援などに取り組み、太陽光発電の導入量を 2020 年までに現状の 10 倍に引き上げること为目标とする等、新エネルギー市場の拡大を強力に推進する。また、超・燃焼、エネルギー貯蔵技術などエネルギー需給構造の抜本的改革を促す革新的なエネルギー高度利用を促進するとともに、次世代エネルギーパークなどを通じた国民の新エネルギーへの理解を促進し、地産地消のエネルギー資源の開拓を進める。

また、バイオマスエネルギーの原料となる農林漁業由来の未利用資源や廃棄物等の収集・輸送並びにこれらのバイオマスエネルギーへの転換及び転換後の利用を促進するため、「次世代自動車・燃料イニシアティブ」に基づき策定した「バイオ燃料技術革新計画」等により、食料と競合しないセルロース系バイオエタノールの製造技術開発・大規模実証等を通じ、バイオエタノール混合ガソリンの高濃度化に向けた対応を促進するなど、発電・熱利用や輸送部門でのバイオマスエネルギーの普及加速化に取り組む。

### (4) 原子力立国計画

エネルギー安全保障の確立と地球温暖化問題の解決を一体的に図るため、「原子力政策大綱」及び「原子力立国計画」を踏まえつつ、原子力の研究開発や利用を計画的かつ総合的に推進するとともに、国際的にも核不拡散、原子力安全及び核セキュリティを大前提とした原子力の平和利用拡大のための取組を推進する。

具体的には、原子力発電拡大と核不拡散の両立に向けた国際的な枠組みづくりへの積極的関与、米国等との戦略的関係構築（日米原子力エネルギー共同行動計画、日仏原子力協力の推進）など国際的な政策協調の強化、次世代の技術開発や人材の維持・強化、放射性廃棄物対策の強化などを行い、より効果的な安全規制と保障措置体制の導入・定着を図りつつ、既設炉が本格的代替期を迎えると予想される 2030 年前後も、原子力発電が発電電力量に占める比率を 30～40%程度以上とする。また、プルサーマルを含めた核燃料サイクルの着実な推進、高速増殖炉サイクルの早期実用化へ



の円滑な移行を実現するとともに、核融合エネルギー技術の研究開発を国際協力の枠組みで着実に推進する。

我が国は、世界で唯一着実に原子力の新規建設を実現してきたことにより、製造技術を中心に世界の中で高い技術力を保持している。この結果、最近の原子力メーカーの国際再編の中でも日本メーカーが中核となっている。最近になり、エネルギー安全保障と地球温暖化対策が世界的な課題となる中で、多くの国が原子力に回帰する動きを見せ、世界の原子力発電所建設市場は急激に拡大する見込みである。我が国に蓄積された技術や経験を活かすため、米国等海外で日本企業が参加する原発建設・運営に対するJBI C融資等の活用を通じた金融面の支援に取り組む。官民一体となって、世界標準を獲得し得る次世代軽水炉を開発するとともに、高速増殖炉サイクルの開発についても、核不拡散と安全の確保を大前提としつつ、枢要技術の世界市場での採用を通じた国際標準化を目指し、米国等との協力を戦略的に推進する。

#### (5) 資源外交、環境・エネルギー協力等の総合的な強化

資源外交及び環境・エネルギー協力等の総合的な強化を通じ、エネルギー供給の大宗を占める石油・天然ガス等の安定供給確保と、世界のエネルギー市場の安定に貢献する。また、東アジアにおいて、包括的な環境・エネルギー協力を我が国が積極的に推進するとともに、世界全体での省エネルギー等の推進をリードする。

##### ① 総合資源確保戦略

中核的企業を始めとする我が国資源開発企業へのリスクマネーの供給、積極的な首脳レベル・閣僚レベルでの資源外交、人材育成や産業多角化を支援する産油国・産ガス国協力等を通じたエネルギー以外の分野も含めた資源国との総合的な関係強化、資源確保指針（平成20年3月に閣議了解済）を踏まえ、政府開発援助、政策金融、貿易保険などの経済協力との戦略的な連携の推進、非在来型資源の生産・利用技術などでの技術開発の推進、先端科学技術分野における研究開発協力の推進、我が国における石油・天然ガスの開発の推進などにより資源開発を戦略的かつ強力に推進し、我が国の石油の自主開発比率を2030年に40%程度とすることを旨とするとともに、石油・天然ガスの供給源の多様化を戦略的に推進する。

また、国際的な協同研究の推進や国内研究拠点の連携・強化により、高

効率石炭火力発電などクリーンコール技術、残渣油の有効活用技術、CO<sub>2</sub>回収・貯留技術の開発・普及などを通じ、化石エネルギーのより高度かつ環境にも配慮した活用を促進する。

さらに、需給逼迫が進みつつあるウラン資源や、電子部品、自動車などの製造に不可欠なレアメタル等の鉱物資源についても、我が国の強みを活かした積極的な資源外交、リスクマネーの供給、周辺インフラ整備支援等の経済協力や貿易保険との連携、海外探鉱向け出融資制度の活用等を通じた資源の探鉱及び開発に対する支援、代替材料の開発や川上・川下の事業者のすりあわせを通じた製品設計・生産プロセスの改善による省資源化対策、廃小型電子・電気機器等からのレアメタルの高効率回収技術開発等の支援、海外からの未利用副産物の輸入円滑化等を通じたリサイクルの促進など総合的な対策を推進する。

## ② アジア環境・エネルギー協力戦略

エネルギー需要が急増するアジア諸国に対し、第2回東アジア首脳会議において表明した日本のエネルギー協力イニシアティブを推進する。また、クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ（APP）の枠組みを通じてセクター別アプローチを官民一体となって推進する。さらに、第3回東アジア首脳会議において表明した低炭素・循環型社会の構築等に向けた日本の環境協力イニシアティブ等の環境・エネルギー協力を引き続き推進する。

具体的には、省エネ、新エネ分野での協力として、研修生の受入や専門家派遣を通じた制度の構築・執行強化のための人材育成、モデル事業等を通じた技術等の普及促進、二国間での官民合同フォーラム等を通じた民間の省エネビジネス等の後押しを引き続き推進する。また、省エネビジネスの国際展開のための民間プラットフォームへの支援など、民間の省エネビジネス支援を強化する。さらに、東アジアの省エネ政策の効果分析やバイオ燃料を推進するためのERIAでの共同研究プロジェクト等を実施する。加えて、発電部門における石炭のクリーン利用の促進、エネルギー貧困の解消に向けた資金・技術協力の着実な実施、アジアにおける効果的な備蓄スキームの構築、アジアを始めとする原子力発電導入・拡大を検討している国への適切な支援、交通分野におけるベストプラクティスの共有、水質汚濁防止及び大気汚染防止に向けた協力の展開、アジア共同の環境危機情報システムの形成、エコタウン等を含む3R技術・システムの展開・人材の養成等、循環型社会構築・公害対策の一環として研修の実施、森林

保全に係る協力、国際共同研究、アジアにおける環境大学院間のネットワーク形成、環境リーダー育成に係る協力、環境に優しい住宅モデルのアジアへの発信、さらには、気候変動に係る政策の基礎となる気候変動の観測・予測体制の強化等を実施する。

### ③ 世界全体での省エネルギー等の推進

エネルギー安全保障、経済成長、気候変動の一体的な解決を図っていくことが必要である。世界全体での省エネルギー対策等のエネルギー施策を推進するため、省エネポテンシャルの大きい国を取り込んだ国際的な枠組みの下、各国が省エネ目標・行動計画を策定するとともに、国際的な枠組み形成の促進を含め、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティの確保を大前提とした原子力の推進や再生可能エネルギーの利用拡大などを通じたエネルギー源の多様化を図る。さらには「環境エネルギー技術革新計画」や「Cool Earth-エネルギー革新技术計画」に基づき、国際連携の下で長期的視点に立った革新的な技術開発を進める。

### ④ 資源・エネルギーの海上輸送路における安全確保等の推進

主要な資源の大部分を輸入に依存する我が国の経済発展に不可欠なマラッカ・シンガポール海峡等の海上輸送の安全、海洋環境の保全等を確保するとともに、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすため、マラッカ・シンガポール海峡における航行安全対策について、沿岸国と利用国間での協力の枠組みを具体化した「協力メカニズム」に参画し、航行援助施設の維持管理等に協力するなど、必要な国際協力を推進する。

## (6) エネルギーの供給途絶に備えた緊急時対応の充実

製品備蓄の導入を始めとする石油備蓄制度の見直し・機能強化、天然ガスに関する緊急時対応体制の整備、供給途絶時の緊急時対応マニュアルの総点検など、万が一、供給途絶に陥った場合の緊急時対応体制を充実・強化する。

## (7) エネルギー技術戦略の策定、強いエネルギー産業の実現

以上の取組を効果的かつ戦略的に進めるため、官民連携して中長期的に



取り組む必要のある技術開発をロードマップの形で提示し、研究から市場へ鋭い軸が通るような取組を促す。また、革新的技術の市場化や海外における資源権益の確保などを主導できるような強いエネルギー産業の実現に向け、それぞれの政策目的に合わせた支援や市場制度整備を進める。

## 第2. 生産性の向上（ITとサービス産業の革新）

産業横断的に生産性向上の最重要の手段となるのはITである。ITによる「つながり力」強化に向けたIT経営の推進、電子商取引や電子タグなどによる「情報共有基盤」の構築、ITを活用した地域活性化・中小企業の経営力の向上などにより我が国産業全体の競争力強化を図る。あわせて、コンテンツ市場の拡大を図るとともに、IT革新を支える産業・基盤の強化や高度IT人材の育成を実現する。

また、日本経済の7割を占めながら、生産性向上で出遅れているサービス産業の革新が欠かせない。重点分野を中心にその生産性を抜本的に向上させることにより、製造業と並ぶ「双発の成長エンジン」を創る。

### 1. ITによる生産性向上と市場創出

#### (1) IT新改革戦略・IT政策ロードマップの推進

「IT新改革戦略」（平成18年1月19日）、これに加えて、2010年以降の政策展開も視野においた上で今後の方向性と具体的段取り（工程表）を示した「IT政策ロードマップ」（平成20年6月11日決定）、及びそれらに基づく「重点計画-2008」それぞれにおける生産性向上に資する施策の着実な実施を通じて、ITの「つながり力」を発揮し、経済成長の実現を図る。

#### (2) ITによる「つながり力」強化

##### ① IT経営の推進

戦略的なIT投資によるIT経営を推進することにより、我が国の生産性を向上させていく。

幅広い業種の経営者らによる「IT経営協議会」を設置し、産学官が連携してIT経営実践に向けて必要な環境整備・制度整備等の提言を行う。具体的には、IT経営に悩む企業のカイゼン活動に基づくIT経営実践のガイドラインの策定・改訂を行うほか、業種横断的なデータ連携に向けた標準作り、ユーザ企業における人材育成、システム信頼性確保に向けた制度設計、IT環境経営のあり方、情報の利活用を支える情報セキュリティ

の実現方策などに取り組む。これらにより、IT経営の抜本的な普及を図り、2010年までに世界トップクラスのIT経営を実現するとともに、2015年度までに企業間でITを最適に活用している企業の割合を2割程度に引き上げることを目指す。

さらに、IT投資の効率性の向上を図るために、IT投資を「競争領域」と「非競争領域」に峻別し、戦略的なIT投資の選択と集中を促していく。具体的には、情報家電やロボット等に搭載する共通的な制御ソフトウェアの技術開発を進めるとともに、2008年度内にユーザ産業と組み込みソフトウェア産業との対話の場の設定などを行う。

また、ITを活用した就業の機会の拡大を図るため、「テレワーク人口倍増アクションプラン」（平成19年5月19日）に掲げる政策を実施し、2010年までにテレワーカーが就業者人口の2割を達成することを目指す。

## ②電子商取引や電子タグ等による「情報共有基盤」の構築

流通・物流分野では、物流の効率化やセキュリティ向上、国際標準化の検討が進む業界が中心となり、関係省庁とも協働して電子タグ等の活用促進や標準化を進める。また、標準化の検討が進むインターネットEDI（電子データ交換）等の対象商材・業界の拡大を図る。

さらに、取引に関する情報に加えて、製品安全、環境、化学物質管理など、様々な社会的課題への対応上必要となる情報について、EDIや電子タグ等を活用し、企業・業種・業界の壁や直接の取引関係を越えた情報共有の仕組み（電子商取引・電子タグ基盤）を2010年度までに構築する。具体的には、昨年12月に設立した業種横断的なコンセンサス形成の場である「次世代EDI推進協議会」を活用し、中小企業などへのEDIの普及促進、業種横断的な取引を可能にする共通辞書の整備、化学物質管理・製品安全等トレーサビリティ確保に必要な情報項目の整備等を行う。加えて、引き続き関係省庁の連携の下、電気・電子、繊維、建材・住宅設備産業のほか、幅広い分野への取組の拡大を図る。

## ③「つながり力」強化に向けた電子流通業の振興

ITを活用した流通チャネルである電子流通業について、情報流・金流・物流の3要素からなる「流通網の強化」、その土台として不可欠な「安全・安心への配慮」、我が国産業の国際競争力強化のため必要な「国際展開の促進」の観点から、その健全な発展のための方策と社会的責任の遂行

のあり方についてとりまとめを行う。

流通網の強化のため、E D I ・ G D S の標準化の推進、廃棄物削減に向けた物流システムの見直し等について検討する。安全・安心については、国際的な取引も視野に入れて、業界による自主的取組を支援する。また、電子流通業の国際展開を促進するため、海外ビジネス情報の提供体制の整備、電子流通を通じて購入可能な商品の試験輸出、電子流通を支援するための海外見本市の開催等に着手する。これらに加え、産業の基礎的な分析を行うために不可欠な統計情報の整備も検討する。

こうした取組を通じて、電子流通の市場規模を今後とも順調に拡大させる。

### (3) I T を活用した中小企業の経営力の向上

I T に関して専門知識のない中小・小規模企業でも、安価かつ容易に、I T を活用した財務会計等の業務の効率化を行えるように、中小企業向けオンライン版ソフト（A S P ・ S a a S）を開発し、国のポータルサイトから廉価で提供し、業務改革を支援するとともに、公的手続きの電子申請による円滑化を図る。合わせて、安心して S a a S を利用できるようにするため、利用者と提供者間で合意すべきサービス内容やその具体設定例等について規定した「S a a S 向け S L A ガイドライン」の普及を促進する。

また、「I T 経営応援隊」の活動を強化し、中小企業等の経営力の向上に資する I T 活用の研修機会の拡充、「中小企業 I T 経営力大賞」による先進的事例の表彰などを全国規模で展開することにより、I T を活用した中小企業等の経営革新を促進する。また、これまでに蓄積した I T 経営の先進的事例も踏まえ、経営課題に応じた I T の導入や利活用の具体的方法をわかりやすく示した「I T 経営ガイド」の普及・促進を図る。さらに、I T を利活用しようとする中小企業が直面する問題にきめ細かく対応するため、求めに応じて外部専門家を派遣するなど、中小企業の I T 利活用の底上げを図る。

### (4) 世界最先端の電子政府の実現

行政の電子化について、政府のみならず民間における生産性向上を促進する観点から、行政の簡素化・効率化・国民サービスの向上に資する電子政府システムを構築し、「5年以内を目途に国民に使い勝手の良い世界最先端の電子政府を実現する」（経済財政改革の基本方針 2007）を前倒しし

て実施する。

オンライン利用の促進に関しては、電子政府・電子自治体実現のための基本構想(e ワンストップ・イニシアティブ)に基づき、本年6月に、オンライン手数料の引下げや添付書類の削減・省略等の抜本的改善策の策定、引越や退職に関するワンストップ化の実証実験などの「先行プロジェクト」や、電子政府を強力に推進するための基本法制や推進体制の整備について、IT政策ロードマップにおいてとりまとめた。これに基づき、ワンストップ電子行政サービスを早期に実現する。

また、行政運営の簡素化、効率化、高度化及び透明性の向上については、それぞれの業務・システム最適化計画に示された運用経費及び業務処理時間の削減効果を更に高めるため、継続的に見直しを行っていく。特に、旅費や物品調達等の政府の内部管理業務については、本年5月にとりまとめられた「ITを活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」に基づき、民間の先駆的な取組を参考にしつつ、業務の徹底した見直しを行った上で、ITを活用した抜本的な効率化を実現する。

#### (5) ITの創造的活用とコンテンツ市場の拡大

日本コンテンツのグローバルな発信に向け、「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」「メディア芸術祭」「アジアCGサミット」「地域コンテンツフォーラム」等を開催し、国内外への発信強化に取り組むとともに、エコアニメ等のコンテンツを通じた環境問題への認識浸透を図るための「環境国民運動」の実践、日本の環境技術の海外発信のための「環境技術映像展」、エコをテーマにした映像を海外発信する東京映画祭「グリーンカーペット」の実施などにより、国境・地域の垣根を越えた人的交流を促進し、「つながり力」を強化する。上記に加え、感性価値創造イニシアティブに係る海外への情報発信の取組も含め、クリエイティブ産業の発信力強化に向けた取組を進める。

また、「コンテンツ技術戦略マップ」を踏まえ、技術開発に戦略的かつ積極的に取り組む。さらに、デジタルコンテンツの流通を促進する法制度や契約ルールなど新しい時代にふさわしい知財環境の整備、ビジネスフォーマットの検討、コンテンツに関する情報の集約、公開を行う取組と連携したコンテンツ取引市場の整備による流通経路の多様化などを行い、「技術革新への対応」を促進する。

さらに、「アジア・コンテンツ・イニシアティブ」を策定し、国際共同制作を進めるためのビジネスマッチングの機会創設、ビジネス倫理や権利



ビジネス等に関する国際協議会の設立など、日本コンテンツの製作環境のグローバル化に向けた取り組みを強化することで「アジアを中心とするグローバル化への対応」を進める。

こうした、「つながり力強化」、「技術革新への対応」、及び「アジアを中心とするグローバル化への対応」により、2015年までにコンテンツ市場を約5兆円拡大させることを目指す。

## (6) IT革新を支える産業・基盤の強化

### ①情報通信機器産業の競争力強化

IT産業における更なる「選択と集中」を促進するとともに、半導体や情報家電分野等における標準化・研究開発、製品開発力の強化を推進する。

特に、半導体の利用が飛躍的に拡大し、社会の様々な局面で生じている新たなニーズに応えるため、半導体技術と実装技術、MEMS<sup>(注)</sup>技術、アーキテクチャ技術などの他分野技術とを融合させた先端的機能を持つ半導体素子やその利用技術を開発する。

さらに、持続的なITの活用を可能とするため、技術開発などにより半導体やIT機器・システムの更なる省エネルギーを強化する「ITの省エネ」と、ITを活用した社会全体の省エネルギーに貢献する「ITによる省エネ」を両輪で進める「グリーンIT」を推進する。

(注) MEMS：微小な機械要素部品（センサー、アクチュエータ等）と電子回路を一つのシリコン基板上に集積化した素子

### ②情報サービス・ソフトウェア産業の競争力強化

IT社会における情報サービス・ソフトウェア産業の重要性の一層の増大に鑑み、組込みソフトウェア産業の競争力や情報サービス産業の課題解決力（「ソリューション提供力」）の強化、ソフトウェアベンチャー発のイノベーションの推進に取り組む。特に、自動車、ロボット、情報家電、携帯電話等の製品の高度化が進む中で、組込みソフトウェア基盤の重要性が増大していることを踏まえ、組込みソフトウェア基盤の開発・充実を図る。

また、情報システム・ソフトウェアの信頼性・生産性を向上させるソフトウェアエンジニアリングの高度化を行うとともに、モデル取引・契約書の普及など、ユーザ・ベンダ間の取引の在り方の見直しを促進し、取引環境の透明化と高度化を図る。

多種多様な大量の情報の中から必要な情報を検索・解析する技術や、情報システムの統合を効率的かつ安全に実現する技術など次世代を担う I T 関連技術の展開を推進する。

加えて、今後の I T 社会においては、個人のニーズに応じ情報が的確に提供される未来型の生活空間のいち早い実現による新たなサービスの創出が必要である。そのため、I T を活用した新たな商業空間を積極的に創出するとともに、我が国 I T 関連技術の新たな市場化出口とすることにより、イノベーションの活性化を図る。

「情報システムに係る政府調達の基本指針」（C I O 連絡会議決定）においてオープンな標準に基づく要求仕様が優先されることになったことを受け、最適な情報システム調達に資する「オープンな標準」のリストや技術情報を提供するための技術参照モデル（T R M）を策定し、普及する。また、標準に関する評価等を行うためのテストベッドの構築といった、オープンイノベーションプラットフォーム構築に向けた取組を行う。

### ③高度 I T 人材の育成

大学院を核に、他大学及び産業界との効果的な連携体制を構築し、世界最高水準の専門的スキルを有する高度 I T 人材を育成する拠点の形成を行うとともに、各拠点において得られた成果の効果的・効率的な普及展開を行い、高度 I T 人材育成方策の全国展開を図る。

また、産業界のニーズに対応した I T 分野・エレクトロニクス分野の優秀な人材を安定的・継続的に育成し輩出するため、産学が連携して高度 I T 人材の人材像を共有し、産学双方の課題及びその方策について検討している産学連携人材育成パートナーシップにおける議論を加速する。具体的には、I T 社会において求められる人材像の産学官での共有と必要なキャリア開発計画の提示、専門家コミュニティの形成、人材育成に活用される情報のデータベース化、優れた人材が活躍できる環境整備、長期インターンシップや P B L などの実践的教育の推進など、様々な方策を検討する。

また、I T 産業の競争力強化に必要な人材像を踏まえた共通キャリア・スキルフレームワークを構築し、I T スキル標準、組込みスキル標準及び情報システムユーザスキル標準を体系的に位置づける。情報処理技術者試験制度については、同フレームワークに基づき見直しを行い、2009 年度から新たな試験制度を実施することを目標とする。特に、職業人として最低限備えておくべき基本的な知識を図るための I T パスポート試験を創設

する。さらに、IT革新を支える創造性に優れた人材の早期発掘及びそうした人材の起業支援を行う。あわせて、高度IT人材育成のための裾野の拡大に向け、情報教育やITを活用した教育を推進する。

## 2. サービス産業の革新

### (1) サービス産業のイノベーションと生産性改革のための体制整備

#### ① 「業種別生産性向上プログラム」の着実な実行

サービス産業等の生産性向上に向けて、個別業種の特性・課題に対応したきめ細やかな対応を行う必要がある。そのため、関係省庁において、付加価値の向上および効率化を通じたコスト削減の双方の観点からの施策を盛り込んだ生産性向上プログラム（具体的取組と工程）を着実に実行する。生産性向上プログラム策定の対象業種については、適宜見直し、順次追加していくことを検討する。

（業種別プログラム策定業種）

IT（ソフトウェア・情報サービス）、通信・放送・コンテンツ、建設・住宅・不動産、宿泊・旅行、小売、食品製造、物流、人材ビジネス、サービス産業9業種（研究開発サービス、認証サービス、プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス、総合商社、対個人サービス、業務プロセスアウトソーシング、環境装置のサービスサイジング、自動車販売）

#### ② サービスへの科学的手法の導入とサービスプロセスの改善（サービスイノベーション波及プログラム）

サービス産業への科学的・工学的手法の導入は、サービス受容者の潜在ニーズを発掘する等、サービスの新規需要開拓と効率化・高付加価値化の実現に有効な手段であり、サービス産業の生産性向上に効果が高い。このため、平成19年度には、「サービス工学分野技術戦略マップ」を策定し、今後サービス産業において開発や導入が期待される技術を示した。今後は同マップに示された様々な技術の開発・導入を一層推進するとともに、これら技術の専門家のネットワーク化と、人材育成に取り組むことが重要である。

また、産学連携は、イノベーションの促進による新たなビジネスモデル

の創出や、既存のビジネスモデルがより高付加価値、高効率なものになる事例の創出が期待される有用な手段である。そのため、(独)産業技術総合研究所に設置された「サービス工学研究センター」や「サービス産業生産性協議会」を産学連携のハブとして機能させる他、大学の産学連携本部・TLO等と連携・協力した産学連携の更なる促進、技術相談、連携コーディネート等を行う相談窓口の整備、事業化支援などの施策を講じる。

さらに、製造業OB人材のネットワークや相談窓口について関係機関と連携して整備し、製造業ノウハウの活用によりサービス提供プロセスを改善する。

### ③ サービス提供者と消費者等をつなぐ民間による情報提供の仕組み作り

サービス品質の「見える化」を図り、第三者認証制度の構築やADR機関の立ち上げを支援するとともに、より高品質なサービスの評価について検討する。

また、日本版CSI（顧客満足度指数）については、モデル開発を行うとともに、3業種（百貨店、総合スーパー、フィットネス）を対象とした試行調査を実施済み。今後、対象業種を拡大してモデルの信頼性を高めていくことで品質評価のための分野横断的ベンチマーキングとして整備、普及を図り、本格運用を目指す。

### ④ サービス産業における人材育成

サービス産業の人材育成を推進するため、「サービス産業生産性協議会」などの場において、サービス産業界における人材ニーズを把握するとともに、求められる人材像や企業における将来のキャリアパスを明確にし、産業界と大学等教育機関との対話を通じた教育体制の充実に向けた取組を支援する。特に観光分野では、「観光関係人材育成のための産学官連携検討会議」の開催における情報の共有化及び連携方策の検討により、人材育成に関する積極的な取組を行う。また、大学等において、経済学などの社会科学、工学などの自然科学等の融合による新たな知識の体系化等を通じ、我が国経済におけるサービス産業の重要性に対応した教育プログラムの構築を図る。

さらに、「成長力底上げ戦略」に位置づけられているジョブ・カードの早期の活用促進や、能力評価システムの導入促進を図るなど、サービス人材育成に取り組む。

英語、多国籍環境の下で、大学等において、サービス産業の国際展開・新事業開拓を担う中核人材の育成に資する教育の充実を推進する。また、世界で武者修行（大学への留学など）する我が国の若者に対する支援を推進する。

#### ⑤ サービス産業におけるIT活用

中小サービス業のIT活用の支援、社会インフラとしての電子タグ・電子商取引基盤の整備、ソフトウェア共通化による企業の投資効率、生産性、競争力の向上に向けた取組を展開する。

#### ⑥ 産業活力再生特別措置法に基づく事業者の取組の促進

生産性の向上が特に必要な分野について、昨年度、産業活力再生特別措置法に基づき、ゲームソフトウェア業、情報サービス業、小売業の事業分野別指針を策定した。今後、業種別生産性向上プログラムの策定状況も踏まえつつ、新たな業種の事業分野別指針の策定について検討するとともに、同法による生産性向上に向けた事業者の取組を促進する。

#### ⑦ 国際展開支援

少子高齢化の進展など社会構造の変化を鑑みると、今後、これまで同様の国内需要は見込めない一方、グローバルな視点で市場を捉えると市場拡大の可能性は広がりを見せる。「アウトバウンド（日本から海外へ）」の視点から国際展開の成功要因や制約要因について把握・分析を行い、広く情報を共有していく。また、同時に、「インバウンド（海外から日本へ）」の視点から訪日外国人の我が国における消費実態について調査を行い、海外からの需要の獲得のための検討を行う。

#### ⑧ その他

情報提供等による事業者のグローバル展開の支援、サービス産業におけるグリーン経営の推進、サービス産業の生産性向上に資する先進的な取組の表彰（「ハイ・サービス日本 300 選」）、産学連携の促進、サービス分野の企業が取り組みやすい生産性指標の開発などにも取り組む。また、着実に拡大している公的サービス市場を活発で魅力あるものにしていくため



の検討を行う。

## (2) 今後発展が期待されるサービス分野への政策の重点化

### ① 今後有望とされるサービス6分野への重点化

少子高齢化の進展や各サービスの所得弾力性等を踏まえ、今後発展が期待される重点サービス6分野（健康・福祉、育児支援、観光・集客、コンテンツ、ビジネス支援、流通・物流）において、需要の創出・拡大、生産性の向上の両面から重点的に政策を講じることにより、2015年までに、70兆円の市場規模拡大を目指す。

例えば、観光・集客分野においては、様々な産業が連携した地域ぐるみの取組の支援、成功・失敗要因分析に基づく「観光・集客力向上への手引き」の普及等を通じ、「産業観光」、「文化観光」、「ヘルスツーリズム」等の「ニューツーリズム」を含め、顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた新たな観光・集客ビジネスモデルの確立等を支援する。

育児支援サービス分野においては、「新雇用戦略」や「新待機児童ゼロ作戦」に基づき、保育サービスの量的拡充と提供手段の多様化を図る等、希望する全ての人々が安心して子どもを預けて働くことができる環境整備に今後3年間で集中的に取り組む。具体的には、保育に係る潜在的ニーズも踏まえた上で、保育施策を質・量ともに充実・強化するなど、すべての子どもの健やかな育ちの支援を前提に、利用者の立場にたった保育サービスのあり方について検討し、サービスの多様化・柔軟化などを進める。特に「認定こども園」については、「二重行政」の解消策を検討し、平成20年度中に結論を得る。

また、「放課後こどもプラン」については、更なる一本化の方向で改善方策を検討し、平成21年度から実施する。

保育所については、特定の法人格であることのみをもって応札者が優遇されたり排除されたりすることがないように、平成20年4月の厚生労働省保育課事務連絡に基づき、地方公共団体の公募において適正な制度運用が図られるよう取り組んでいるところである。

また、多様な主体の子育て支援への参画・協働については、今後、さらに一層の制度の見直し等を行うことを通じて、地方における状況に応じ、地域住民、NPO、企業など、多様な主体が積極的に協働・参画することにより、地域の力を引き出していくべく検討する。同時に、地方公共団体における政策決定過程やサービスの現場等においても、親を一方的なサー

ビスの受け手としてではなく、相互支援やサービスの質の向上に関する取組などに積極的に参画を得る方策を検討していく。

さらに、民間企業の事業所内託児施設に対する支援等、少子化対策のあり方についても検討していく。

健康・福祉分野においては、2007年5月にとりまとめられた「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」に基づき、各取組について可能な限り定量的な指標を掲げ、IT技術の積極的な活用を図るなど、PDCAの下に必要な検証を行いながら、必要なサービスの確保と質の維持向上を図りつつ、効率化等を図る。また、海外の患者に先端医療を提供するサービス拠点を創設する。

また、科学的・工学的手法を活用したサービス提供現場のプロセス改善に加え、現場で利用される機器やIT技術などをパッケージとした全体的なプロセス改革を推進していく。

同時に、「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」の議論を受け、遠隔医療の推進に向けた具体的な取組方策について検討し、遠隔画像診断や在宅療養支援など柔軟な診療が受けられる環境作りを進める。

さらに、科学的根拠に基づいて確実に効果を生み出す、健康関連産業の育成や予防を重視した健康づくりを進めるため、2007年4月にとりまとめられた「新健康フロンティア戦略」等を踏まえ、個人の健康状態を生涯を通じて把握・活用できる情報基盤の整備、個人・地域・企業の健康増進への動機付与や「健康会計」、情報工学の手法を用いた健康情報の分析・活用等を推進する。

## ② 生活直結型産業の発展に向けた取組

国民の潜在的ニーズが高い健康や生活に関わる産業は、今後の成長分野である（具体的には、医療・健康支援、保育、介護・生活支援、教育、移動などのサービス分野が該当）。これら生活直結型産業は、需要（＝高齢化によるニーズ増大）、技術（＝IT等の発展）、人材（＝高齢者・女性の活躍）の面で好条件下にあるにもかかわらず、本格的な発展に至っていない。利用者の立場からの規制改革、IT等新技術の活用、団塊世代や女性の参画など、関係各省の横断的な取組により、障害の克服に努めていく。

### 3. 世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現

2011年の「完全デジタル元年」に完成する世界最先端の通信・放送インフラを活用した多様なサービスを実現し、通信・放送事業の競争力強化を図るため、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（平成18年6月20日）に基づき、通信・放送分野の改革を推進する。

### 4. 経済社会や産業構造の変化に即応した統計改革の加速化

我が国経済・産業における生産性を向上させるためには、業種別、規模別、国際間等の生産性比較が可能となるよう、経済社会や産業構造の変化に迅速に対応した統計整備が不可欠である。

そのような状況の下、戦後60年ぶりに抜本的に改正された統計法（平成19年5月23日公布）に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、統計委員会の調査・審議を踏まえ、政府全体として2008年度中に公的統計の整備に関する基本的な計画を定めるなど、統計改革を加速化する。

具体的には、我が国における、包括的な産業構造等の経済活動を同一時点で網羅的に把握するとともに、より高い精度の事業所母集団情報の整備を行うため、2009年及び2011年に経済センサスを実施する。

また、サービス統計の抜本的拡充、統計作成の効率化のための行政情報の活用、定量的な経済社会・産業分析に必要な統計データの二次利用等を積極的に推進する。

### 第3. 地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略）

構造改革の中で、経済状況や成長力の回復に遅れが見られる地域や中小企業の活性化に思い切って取り組むことが重要である。

我が国経済の活力の底力となっている、中小企業や小規模企業などの活力を高めることは、我が国経済の活性化のために重要であるとの認識の下、付加価値の創造、経営力の向上、事業環境の整備等により、中小企業の生産性向上に取り組んでいく。

具体的には、農業と商工業が連携して行う新事業の創出支援、地域における支援機関同士をつなぎ、中小企業者へのワンストップ支援サービスを行う地域力連携拠点の整備、「下請かけこみ寺」本部及び47都道府県の窓口を開設などの下請適正取引の推進、中小企業の国際展開支援などを行っていく。

さらに、農商工連携の促進、地域発イノベーションの加速、地域資源を活用した地域産業の発展、コミュニティビジネスの振興、地域の強みを活かした企業立地等の促進、公的サービスのコスト低減・質的向上などを総合的に推進するとともに、地域の声を踏まえつつ、地域が創造力を発揮して作成する地域再生計画について、省庁連携により一体的・重点的に地域活性化を支援する施策の充実を図る。

加えて、地域の活性化に資する都市再生・中心市街地活性化を戦略的・重点的に推進する。

これらにより、地域の活性化を図るとともに、国内のみならず世界を視野に入れた地域の競争力強化を実現する。

#### 1. 中小企業の生産性向上

##### （1）付加価値の創造

###### ①中小企業者と農林漁業者との連携促進

地域経済の中核をなす中小企業者や農林漁業者の活性化を図る。具体的には第169回通常国会において成立した「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」を中核として、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を

促進することにより、地域を支える中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、総合的な支援措置を講ずる。

## ②地域資源活用プログラムの推進

地域の中小企業の知恵とやる気をいかした事業展開を支援することにより、経済の活性化を図り、中小企業の活力による自立型の産業構造を強化していく。

このため、総合的な支援策である「中小企業地域資源活用プログラム」を推進し、地域の中小企業による地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等）を活用した新商品・新サービスの開発・市場化をさらに促進し、平成 24 年度までの 5 年間で 1,000 の新事業創出の取組を地方において創出することを目指す。

## ③中小企業の人材確保及び育成に向けた取組

新現役（大企業等の退職者及び近く退職を控える層）の有する技術・ノウハウ等を中小企業や地域に活かすために、平成 20 年度より「新現役チャレンジプラン」を実施し、新現役と中小企業とのマッチングを、地域力連携拠点等を通じて全国規模で展開する。平成 21 年度末までに、登録新現役人材 3 万人の実現を目指す。また、高等専門学校・工業高校等におけるものづくり技術者等の人材育成の充実を図っていく。

また、中小企業において生産性の向上に資する基盤人材などを新たに雇い入れた場合等に助成金を支給する制度を平成 20 年度より創設し、生産性向上に資する人材確保に向けた支援を推進していく。

## （２）経営力の向上

### ①地域力連携拠点の整備等による支援体制の強化

経験豊富な大企業の退職者、中小企業、農業、大学等が相互に連携し、IT を活用した経営支援や政策金融を始めとする各種支援措置の積極的活用等を通じて、中小企業の経営力向上、新事業展開や事業承継を支援するための拠点を全国で 316 箇所整備するとともに、当拠点を活用して、中小企業者への支援体制を強化していく。



## ② I T化や省エネルギーの推進等による生産性向上・経営改善

中小企業や小規模企業の生産性・付加価値向上を図るためには、様々な経営課題に対する専門家によるコンサルティング、I T化による業務改善や人材育成、技術力の向上などが重要である。

特に、販路拡大や生産管理、顧客管理等経営の中でI Tを有効に活用していくことは中小企業全体の底上げにとって不可欠な要素であり、I T推進アドバイザー等を活用し、商店街全体のI T化、業種特性に応じた組合毎のI T化等を進めていく。また、ASP（Application Service Provider）やSaaS（Software as a Service）など中小企業にとって使いやすい新たなサービスの利用の円滑化を図る。

また、中小企業における省エネルギーの推進が、コスト削減等を通じて中小企業の基盤強化・生産性向上につながることを踏まえ、金融、人材・ノウハウ面などで省エネルギー対策を推進する。

さらに、平成20年度より、I T化等を活用した設備投資を行い、新たに必要な人材を雇い入れた場合にその設備投資に要した費用の一部を支援する助成金制度を創設し、生産性向上のための雇用環境の高度化支援を推進していく。

併せて、中小企業の実業性向上に資する設備投資・人材投資等の加速を図っていく。

## （3）事業環境の整備

### ①中小企業金融の円滑化

担保や自己資本が不足しがちな中小企業の多様な資金ニーズに対応できるよう、政策金融や信用保証制度を活用しながら、中小企業の資金調達の円滑化を図る。

不動産担保や個人保証に過度に依存しない金融を推進するため、無担保や無保証での政府系金融機関の融資などを引き続き推進する。また、在庫や売掛債権を担保として活用する流動資産担保融資・保証を引き続き推進する。

平成20年6月に成立した「中小企業信用保険法の一部を改正する法律」、「中小企業金融公庫法の一部を改正する法律」及び「信用保証協会法の一部を改正する法律」により、中小企業の有する売掛債権の早期現金化を支援するための制度や、ワラント（新株予約権）付保証制度等を整備する。また、急な資金ニーズに対応するための保証枠を予め確保する予約保証制度、新事

業や企業再建等に取り組む中小企業に対する資本的性質を有する劣後ローン（挑戦支援資本強化特例制度）など、中小企業の新たな資金調達手段を導入し、活用を図る。

また、創業・第二創業を図る中小企業、経営改善・再建を図る中小企業に対する政府系金融機関による融資を推進するとともに、新規立地など地域活力の向上に資する中小企業の取組に対し金融面での支援を行う。

あわせて、資金調達当初の負担軽減を可能とする成功払い型融資等のデット・エクイティ双方の性質を活用した、いわゆるハイブリッド金融について、政府系金融機関の取組を進めること等により、その普及と推進を図る。加えて、中小企業向け貸出債権の流動化支援の強化（政府系金融機関におけるCDS契約を活用した証券化支援業務の推進）を図る。

原油価格高騰その他の要因により売上高減少など業況の悪化が著しい中小企業に対して、政府系金融機関や信用保証協会によるセーフティネット金融を的確に実施し、中小企業の資金繰りを支援する。

また、地域密着型金融を引き続き推進するなど、中小・地域金融機関等の金融仲介機能の強化等を図る。

## ②下請適正取引等の推進

成長の成果を中小企業にも波及させる観点から、下請代金法・建設業法・独禁法による取締を強化するとともに、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及等を行う。また、平成20年4月1日に開設した「下請かけこみ寺」をはじめ、建設業における法令違反行為の通報窓口である「駆け込みホットライン」、トラック運送業における「適正取引相談窓口」及び、内航海運業における「燃料油高騰問題や適正な取引の確保等をするための相談窓口」において、下請取引の各種相談等を広く実施するとともに、ガイドラインに記載されたベストプラクティス等が広く活用されていくよう一層の普及啓発等を行うなど、元請・下請の望ましい取引が可能となる環境整備を図り、下請適正取引等を推進していく。特にトラック運送業においては、「軽油価格高騰に対処するためのトラック運送業に対する緊急措置」を踏まえ、燃料サーチャージ制の導入促進、荷主と運送事業者の協働によるパートナーシップ会議の開催等を行う。

また、売り手と買い手の効率的なマッチングを図るため、インターネットを活用した取引マッチングシステム（BMS）等についても、引き続き推進していく。

### ③中小企業の事業承継の円滑化

中小企業の事業の継続・発展を通じた雇用確保や地域経済の活力維持の観点から、極めて重要な課題である中小企業の事業承継の円滑化を以下の取組により総合的に支援する。

平成 20 年 5 月に成立した「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」により、遺留分に関する民法の特例を定めるとともに、金融支援措置等を講じる。

また、上記の法律の制定を踏まえ、平成 21 年度税制改正において、事業の後継者を対象とした「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」を創設する。

さらに、開廃業マッチングや専門家派遣を始め事業承継に係るワンストップサービスを提供する「事業承継支援センター」の全国展開や事業承継関係セミナーの充実等を行うとともに、制度融資を抜本強化し、事業承継に際してのあらゆる資金ニーズに対応する。

### ④中小企業の事業再生の円滑化

公正な取引環境の整備に併せて、中小企業の事業再生が円滑に行われる環境の整備を進めることが重要である。事業環境の変化等によって経営環境が悪化した企業が事業の立て直しを図り、その経営者等が、再チャレンジすることができる環境の整備を進めていく。

今後、各都道府県に設置された中小企業再生支援協議会及び 19 年度に発足した再生支援協議会の全国組織（中小企業再生支援全国本部）における常駐専門家の増員等を通じ、平成 21 年度までに、中小企業の再生案件の処理能力を強化することを目指す。

また、平成 20 年 6 月に成立した「信用保証協会法の一部を改正する法律」により、信用保証協会による債権譲り受けを可能とするなど、信用保証協会の再生支援機能を一層充実させ、中小企業再生支援協議会と密接に連携しながら、中小企業の事業再生に取り組む。

## 2. 中小企業の活性化

### (1) 新事業の創出、新分野への展開の促進

地域力連携拠点等において、経営分析等の徹底を図るとともに、新事業、新

分野への進出支援を積極的に進めることにより、新事業の創出、新分野への展開を目指す中小企業者への総合的な支援を検討する。

## **(2) 情報、人材、資金等の環境整備を通じた中小企業の国際展開**

アジア規模での効率的な生産ネットワークの追求など産業構造の高度化を図っていく観点から、中小企業の海外展開支援を図るため、海外展開時における「新連携支援制度」の活用促進を含め、資金調達及び情報提供・相談等に関する支援制度の充実・相互連携を推進するとともに、人材育成面から研修生受入、専門家派遣制度等の活用を図る。

また、地方の中小企業の潜在的な国際化ニーズを掘り起こす意味で、海外に通用するブランドの育成の促進等を通じて、中小企業製品の輸出促進を図る。

## **(3) 地域の活力を生み出す拠点としての商業集積**

「中心市街地の活性化に関する法律」（「中心市街地活性化法」）に基づき、地域経済の中核である中小小売商業に対して重点的な支援を講ずる。

また、少子化対策や就業機会創出など、今後の地域経済が直面する課題に対応すべく、地域コミュニティの「顔」である商店街を活用するとともに、少子高齢化への対策や安全・安心なまちづくり、空き店舗を活用した農産物直売所やアンテナショップ等の設置・運営、ITの活用等の取組を促すことにより、商業集積地としての魅力向上を図る。これらの取組等により地域商業モデルの創出・普及を図るとともに商業者の意識改革を推進する。

同時に、面を構成する個店の経営力及び魅力の向上を図る。そのため、中小小売業を含む中小企業の抱える課題に対し、事業者の視点に立ってワンストップで支援を行っていく地域力連携拠点事業を活用するとともに、情報及び物流ネットワークの強化を促し、個別企業の経営力向上・生産性向上に向けた取組について支援を行う。

## **(4) ものづくり中小企業の競争力強化**

我が国製造業の強みの源泉である、鋳造、プレス加工、めっきなどのものづくり基盤技術を担うものづくり中小企業の競争力強化を図り、その厚みを増していく。

このため、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（中小ものづくり高度化法）」に基づき、技術力高度化のための指針の提示、研究開発



に対する支援を行うとともに、課題解決の環境整備として、川上・川下間の連携に対する支援、高等専門学校・工業高校等におけるものづくり技術者等の人材育成の充実、技術継承の円滑化、知的財産管理のための体制づくりなど、総合的な施策を引き続き強力に推進する。この中で、多数のものづくり中小企業の技術力の底上げも図る。これにより、5年間で500のプロジェクトから成果を得て、優れたものづくり中小企業の厚みの倍増を目指す。

それに加え、「中小企業技術革新制度（日本版SBI R制度）」の充実・強化を図るため、段階的競争選抜方式の導入・拡大、政府調達における情報開示、SBI R特定補助金等の拡充、参加機関の拡大に取り組むとともに、申請手続きの簡素化、事後評価などの実施の徹底を図る。

### 3. 地域経済の活性化

#### (1) 農商工連携の促進による地域経済の活性化

地域経済の基幹産業である農林水産業と商業・工業等の産業間での連携（農商工連携）を強化し、相乗効果を発揮することで、地域経済活性化につなげるため、食料産業クラスターの形成等による地域産品に関する販売促進・新商品開発の支援、ITの導入による中小企業経営や農業生産の効率化の推進等、地域産業におけるイノベーションの促進、地域における知的財産の「創造・保護・活用」の更なる促進、地域産品の輸出促進、農業関連施策と中小企業関連施策の連携の推進等を行う。

また、農商工連携の先進事例、「農商工連携88選」を広く関係者にPRするほか、「まるごと食べようニッポンブランド！」及び「ニッポン・サイコー！キャンペーン」を共同で実施することにより、国民的な運動への展開を促進していく。

さらに、商工業と農林水産業の業種を超えた連携や農林水産関連産業の企業立地促進を図るため、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」及び「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律」の農商工連携関連2法により支援を行う。

#### (2) 科学技術による地域活性化

##### ① 「科学技術による地域活性化戦略」の実行

「科学技術による地域活性化戦略」(平成20年5月総合科学技術会議決定)



に基づき、地域の主体性確保を前提としつつ、各府省が所管する地域科学技術施策を抜本的に強化し、これを地域科学技術拠点に重層的・重点的に投入することにより、「地域拠点のエコシステム」の形成を目指す。

すなわち、「多様性強化戦略」により、人材育成及び人材循環の強化、地域の多様性強化、大学等の産学官連携機能の強化、事業化支援機能の強化、国の制度改革等、地域主体の自立的発展を後押しするとともに、「グローバル拠点強化戦略」により、各府省が技術開発支援などの政策資源を重点投入し、強い拠点をより強くする。

## ②地域発イノベーション加速プランの推進等

### ○地域科学技術クラスター施策の更なる推進と成長

産学官ネットワークの拡充・緊密化、地域における技術開発等を重点的に実施し、産業クラスター計画で重点化した対象分野及び対象地域において新事業創出を目指す。また、知的クラスターと産業クラスターの更なる連携を図りつつ、政府一体となって「地域科学技術クラスター」の形成を目指す。このほか、特色ある地方大学等の「知恵」を活用し、産学官連携による新規事業の創出や研究開発型の地域産業の育成など、地域が主体的に策定する構想に柔軟に対応した支援や、優れた技術やアイデアを持ちながら、資金不足や販路不足に悩む地域・中小・ベンチャー企業と、大手企業を結びつける実効ある仕組みの構築を支援する。

### ○地域発イノベーションの加速

産学官の連携体制を強化し、地域の大学等の研究機関が有する設備機器や人材等の相互活用を進めるとともに、企業への利用開放、産学共同研究による実用化技術開発を促進する。さらに、国の委託費で取得した研究機器を大学や公設試等に集約し、地域の中小・ベンチャー企業等に利用開放できるための取組、コーディネータ人材のネットワーク化及び研修の充実、キャリアパスの確立等のための支援、大学等と連携したインキュベーション施設や産学共同研究施設等産学連携拠点の充実、技術シーズの創出から実用化までの切れ目のない研究開発の支援等、地域発イノベーション加速のための所要の支援を行う。

## (3) 広域連携による地域活性化

中心市と周辺市の協定により、東京圏への人口流出防止、分権型社会にふ

さわしい社会空間の形成、ライフステージに応じた多様な選択肢の提供を行う定住自立圏の形成を推進する。

また、市町村の区域にこだわることなく、場合によっては県境をも越えて複数の市町村に広域的にまたがるような経済的社会的に一つのまとまりをもつ地域（市町村合併などにより単独の市町村が経済的社会的に一つのまとまりを成している場合を含む）を単位として、地域活性化を図るための総合的な支援を行う。

#### （４）ＩＴを活用した地域活性化

ＩＴ戦略本部で決定された「ＩＴによる地域活性化等緊急プログラム」（平成 20 年 2 月 19 日）に基づき、地域への支援をより強力かつ迅速に政府一体として実施する。

具体的には、今年度末までを支援強化期間と位置づけ、施策を前倒しで実施する等、取組の加速化を行うとともに、本年 2 月に内閣官房 ＩＴ担当室に設置した「ＩＴサポート本部」において、地方自治体等からの相談を受け付ける等の支援を行う。

また、生産者と消費者が活発に情報交流を行うことができる機能を有した地域産品向け直販サイト（「にっぽん e 物産市」）を廉価に提供するとともに、同サイトを使いこなせる人材の育成や、電子タグ等の ＩＴ技術を活用して生産・流通工程を管理する情報システムの構築などの取組を通じ、ＩＴを活用した地域産品の商品価値の改善や販路の拡大、生産・流通の効率化等に取り組むなど、地域における ＩＴ利活用の取組及びその普及展開等を支援する。

合わせて、情報通信基盤の整備は ＩＴ活用の大前提であるので、2010 年度のブロードバンド・ゼロ地域の解消の実現に向け、過疎地域等の条件不利地域において、ブロードバンド基盤の整備等の支援を行う。

#### （５）地域の特性を活かした地域産業の発展

「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づく支援策の活用等により食品、繊維、木製品等の生活関連製造業、農林水産業等に係る地域の資源をいかした新商品開発や販路開拓を強力に進めるとともに、産業観光、エコツーリズム、文化芸術、スポーツの活用等による観光の振興、まちづくりの核となり地域の産業や活力を生み出す基盤である文化財の保護、地域の建築資材や伝統的工法の再評価、コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスの振興等を強力に進める。

特に、事業性と公益性を兼ね備えるコミュニティビジネス、ソーシャルビジネスは、成熟した社会における地域活性化やコミュニティの再生に関して大きな潜在力を有する。このため、資金調達、人材育成・確保等、その起業や経営管理に関する課題に対応した支援や成功モデルの他地域展開による新たなコミュニティビジネス、ソーシャルビジネスの創出、全国・地域協議会を通じた環境整備の充実を図る。

また、地域の生み出す特色ある製品・サービスを売り込んでいくためには、地域経済全体を展望したビジョンが必要であり、地方公共団体を中心に、経済団体や地域金融機関等の地域関係者が連携したビジョン策定の取組みを推進する。

## (6) 地域の自立や競争力強化と戦略的な基盤づくり

地域の自立と競争力強化に向けて頑張る地域を応援するとともに、地域が自律的・持続的に成長できる基盤を確立するため、地域の特性を活かしながら企業立地の促進等を通じて産業集積の形成や活性化を図るための取組を関係省が一体となり総合的に支援する。具体的には、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）」に基づき、企業立地促進に係る地方交付税措置、農地転用等の各種手続きの迅速化・簡素化、企業立地に対するワンストップサービス体制の整備、立地企業のニーズに対応した人材育成等を行う。さらに、企業立地促進法を改正し、農林水産関連産業の立地を促進する取組を支援する。

また、地域経済の活性化や地域の活力の再生のために必要な道路、港湾等の基盤への戦略的投資を推進するとともに、東アジア等との交流を深めつつある広域ブロックの自立・活性化を促進するため、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」等により、民間と連携した地域の発意によるハード・ソフト一体となった広域的な地域活性化の取組を総合的に支援する。地域の生活を支える地域公共交通については、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」等により、地域の公共交通の活性化・再生に主体的に創意工夫して頑張る地方を、総合的かつ強力に支援を行うとともに、また、地域に不可欠な公共交通機関として良質なタクシー輸送サービスの提供を図る。

あわせて、「頑張る地方応援プログラム」により、地方自治体による地域経済の再生・活性化を目指す取組や人材育成等を支援する。

さらに、地域振興の核となる大学システムの構築を図るため、地域の大学が協同で行う地域貢献活動や地域ニーズに対応した人材育成の促進を図る。

加えて、持続可能な地方再生の取り組みを抜本的に進めるため、平成 20 年度より「地方の元気再生事業」を創設し、これを継続・強化するとともに、新技術や新たな発想を住人の生活にいち早く取り込み、新需要の芽を育て、生活を豊かにする次世代のコミュニティ（「ベンチャーコミュニティ」）などの観点も踏まえ、地域住民や団体の発意を受けた地域主体の様々な取組を立ち上がり段階から包括的・総合的に支援するほか、地域力再生機構を創設する。

また、地域の創意工夫や発想を活かして行われる事業に対する金融面での支援を強化するため、地域再生法の改正により創設した地域再生支援利子補給金制度を推進する。

## （7）地域のひとづくり・雇用の創出

雇用環境が依然として厳しい地域があることから、「地域の雇用再生プログラム」を踏まえ、ひとづくり・雇用創出を図る地域再生計画の実施を省庁連携により一体的・重点的に支援する。特に、「地域の雇用再生プログラム」の一環として、雇用情勢の地域差を是正するため、平成 19 年に改正された地域雇用開発促進法に基づき、雇用情勢が厳しい地域に支援を重点化する。

また、地域の中小企業の人材確保・定着にも資する地域密着型の職業訓練等を実施する。

さらに、大都市居住者の地方への定住や二地域居住等の促進により地域活性化を図るため、地域へ移動する人・受け入れる地域双方のニーズや地域の様々な情報についての情報提供環境の整備を推進すること等により、現在退職期を迎えている団塊の世代を中心に、地域への人の誘致・移動による人材の蓄積を図る。

## （8）地方再生に向けた農山漁村活性化対策の展開

活力ある農山漁村の再生に向けて、「地方再生戦略」に即し、地域リーダーの育成やアドバイザーからの指導・助言による地域活性化を担う人材の育成、祭りや伝統文化の保全・復活等による集落の再生、農商工連携など、地域の主要産業である農林水産業を核とした地域経済の活性化に向けた取組を積極的に支援する。子ども達の農山漁村での宿泊体験を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進し、将来的に、毎年、全国の小学生（1 学年規模）が参加できるよう、モデル地域における受入体制の整備を推進する。

引き続き、団塊世代や若者の活力を最大限活用する地域の創意工夫を後押



しするため、2011年度までに全国の市町村の過半（1,000以上）で居住者、滞在者の増加につながる農山漁村の活性化に向けた新たな取組を創出することを旨とする。

また、「立ち上がる農山漁村」や「オーライ！ニッポン」等の優良事例を分析し、ネットワーク化を進めることにより、全国的な取組への発展を図る。

「農地・水・環境保全向上対策」による創意工夫を生かした地域活動や環境負荷を低減する先進的な営農活動への支援、都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進、中山間地域等の条件不利地域への支援、暮らしを守る鳥獣害対策の充実・強化等を通じて、豊かな田園環境を保全し、活力ある農山漁村地域の実現を図る。

#### **（9）公的サービスのコスト低減・質的向上**

広域的に連携することにより、医療・福祉・介護を始めとする公的サービスを効率化し、コスト低減・質的向上を図る必要がある。

具体的には、NLハイブリッド（NPOが、LLPに参加する形）等の形態を活用した地域の公的サービスを担う事業に対し、支援を行う。

### **4. 都市再生・中心市街地活性化**

#### **（1）都市再生の推進**

良好な都市空間の創造、災害リスク軽減のための取組、不動産投資市場の持続的な成長等を通じて、「活力の源泉」である都市の競争力や成長力を一層高めるとともに、様々な担い手による自主性と創意工夫に富んだ全国の都市再生を進め、地域経済の成長につながるよう、「都市再生特別措置法」等に基づき、優良な民間都市開発への支援、民間の資金・ノウハウの活用等によるまちづくりを推進する都市再生関連施策を戦略的・重点的に推進していく。その一環として、国際金融拠点機能の強化、歴史・文化資産等の活用による魅力あるまちづくり推進、都市部における地籍整備を推進していく。

#### **（2）密集市街地の緊急整備**

地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地のうち、特に危険な市街地について、道路等の基盤整備を推進しつつ、老朽化した建築物の建



替えの促進を図ることにより、密集市街地のリノベーションを戦略的に推進する。具体的には、未整備都市計画道路、地区防災施設の整備等防災上有効な公共施設の重点整備と、これと一体となった沿道建築物の整備、従前居住者用住宅対策、低未利用地を活用した市街地整備を進めるとともに、緩和型地区計画等の活用を推進する。また、リノベーションへの合意形成を円滑に進めるため、協議会や専門家の更なる活用等住民組織への支援を行う。さらに、密集市街地における基盤整備と沿道建築物の建替えとを一体的かつ強力に進める事業手法の拡充や道路等と一体的に整備される受け皿住宅等の建築に係る規制の合理化策等を内容とする「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」等の改正を受け、これらの制度の活用を促進する。

### (3) 中心市街地の活性化

今後の人口減少・超高齢社会の到来を踏まえ、都市計画制度の活用により都市機能の適正立地を誘導しつつ、「中心市街地活性化法」及び「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」に基づき、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりをより一層進める。

このため、中心市街地において、学校・病院等の公共公益施設の立地、空きビルの再生、優良な共同住宅の供給等を促進するとともに、まちぐるみで取り組む意欲的な商業活性化の取組に対して重点的な支援を講ずる。

また、まちづくりに関わる活動を総合的に実施する中心市街地活性化協議会への支援に積極的に取り組む。

さらに、中心商店街区域などにおける空洞化対策として、不動産の「所有」と「利用」を分離し、まちづくり会社等に利用権を集約するなどによって、当該区域をコンパクトにまとめ、活性化につなげる方策の具体化や活性化に係る資金調達の円滑化等を推進する。

## 第4. 改革の断行による新たな需要の創出

人口の減少は供給力を低下させるだけでなく、需要面でもマイナスの影響を及ぼす。供給面の対策と同時に、需要拡大につながる政策努力が欠かせない。

イノベーションの加速による需要の創出に加え、官業の民間開放や思い切った規制改革といった改革努力により新たな需要を創出する。また、市民・民間活動を引き出すことにより、地域の活力を向上させる。

### (1) イノベーションの加速による需要の創出

イノベーションが新しい需要や市場を生み出すという好循環を加速するため、新たな技術の市場化を妨げている規制の見直し、規準や標準の迅速な設定、公的部門における調達改善（新技術等の一層の活用）など、研究開発の成果を迅速に初期需要創出や健康、安全安心、環境などの分野で国民生活の向上につなげるための環境整備を行う。

### (2) 民間の創意工夫を活用した公共サービス等の改革（官製市場改革）

公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現するため、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の着実かつ適正な運用を図ることにより、国民の立場に立って、国・地方ともに公共サービスの不断の改革を推進する。特に、国民各層との対話をすすめ、公共サービスの総点検に取り組む。

PFIについては、その一層の推進を図るため、発注者と民間事業者との意思疎通をより円滑に行うための具体的方法等に関し、2006年11月に取りまとめられた「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定手続きについて」の周知・徹底に努める。また、2007年11月に公表されたPFI推進委員会報告に示された、「標準契約書モデル及びその解説」及び「要求水準作成指針」の作成、関係省庁の連携・協力による他の官民連携手法とノウハウの共有、地球温暖化への対応等、重点的に検討し速やかに措置を講ずべき事項及びその他の個別課題について、取組を推進する。指定管理者制度については、引き続き透明性の高い選定プロセスの普及を図る。

また、2008年3月に改定された「規制改革推進のための3か年計画」に基づき、経済社会の構造改革を進める上で必要となる規制改革を一層推進し、

イノベーション・生産性向上や質の高い国民生活の実現を図る。

### (3) 地域の創意工夫を促す構造改革

構造改革特区制度については、構造改革の一層の推進等を図る観点から、2007年に設置された評価・調査委員会の積極的な活用を図るとともに、地域の創意工夫を高める取組を着実に推進する。

### (4) 資源・食料価格の激変をチャンスへと変える構造改革

世界市場での資源・食料価格の激変というピンチをいち早く認識し、世界に先駆けてチャンスへと代えるため、価格変化の影響を大きく受ける分野で、市場開拓、異分野連携、未利用資源の供給・利用システムの改善等の政策を実行する。

### (5) 市民や民間が主役の「ソーシャル・キャピタル」の充実支援

多様な公的サービスへの多様なニーズに質の高いサービスで応えるため、地域、市民からの提案を受け付け、先進的・モデル的な事業に対する支援を行うプログラムを創設するとともに、多様な公共の担い手（自治会、農山漁村集落、企業、大学、非営利法人等）の育成を推進し、地域における人々のネットワーク、信頼といった「ソーシャル・キャピタル」の充実を図る。

このため、地域再生法を改正し、地域再生に資する事業を行おうとする者等が、地方公共団体に対して、地域再生計画を作成すること及び地域再生協議会を組織するよう要請することを可能としたところであり、併せて、個人・企業における積極的な社会活動への参加、仕事と生活のバランスの取れた働き方の実現促進を図るとともに、住民満足度を高めるような担い手と地方公共団体の連携手法の充実や担い手に対する省庁連携による支援等、施策の充実を図る。また、既存ストックを上手く活用した持続可能なまちづくりを推進するため、意欲ある民間の担い手組織が、質の高いまちの管理や投資に総合的、持続的に取り組むまちづくり活動の一層の促進を図る。

## 第5. 生産性向上型の5つの制度インフラ

産業横断的に、生産性の抜本的な向上を実現するため、思い切った制度改革等が必要である。

「ヒト」「モノ」「カネ」「ワザ」「チエ」の5分野に関して、IT革新も含め、世界で最も優れた産業競争力インフラを構築する。

### 1. ヒト：「人財立国」の実現

#### (1) 一人ひとりが能力を最大限発揮できる社会の構築

##### ① 教育の質の向上及び社会人としての基礎的な能力の養成・強化

教育の質の向上は、成長力・競争力を支えるヒトづくりのために非常に重要である。教育の質の向上を図り、子どもたちの個性を尊重しつつ能力をのばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる観点から、全国的な学力調査の継続的な実施、及びその調査結果の分析等を踏まえた更なる教育内容・方法の改善・充実（習熟度別・少人数指導の推進、言語に関する能力の育成、理数教育・情報教育の充実、小学校低・中学年（たとえば3年生）からの英語教育の必修化を目指し、モデル的な取組を含めた検討や高校生留学の推進）等により、2010年までに国際学力調査における世界トップレベルの達成を目指すなど、成長力・競争力強化を支える人材を育成する。さらに、教育委員会の活動内容の透明性向上、第三者評価を含む学校評価の充実、コミュニティ・スクールの設置促進、地域の実情に応じた学校選択制の普及、社会の多様な分野からの優れた人材の活用、教員養成・免許制度や採用等の改善と教員免許更新制の円滑な実施による教員の質の向上、能力・実績に見合ったメリハリのある教員給与体系の構築、学校施設やIT環境等の教育環境の整備の推進、地域住民など社会総がかりの力で学校を支援する取組の推進、飛び入学の促進等により、教育の質の向上を図る。

また、課題解決型の授業や実践的インターンシップの推進、長期宿泊体験などの体験活動、若年者の就職基礎能力の修得支援や勤労観・職業観の養成等により、知識やノウハウを実践に結びつける力などの「人間力」、「社会人基礎力」等社会人としての基礎的な能力の養成・強化を図るとともに、国際的な比較調査の検討を進める。

## ② 世界をリードする大学・大学院への改革

大学全入時代の中、社会人として求められる能力を備えた大学生を社会に送り出すため、各大学の入試科目の設定にあたっては、各大学のアドミッションポリシーに基づき、文系学部における理系受験科目の設置など、文系・理系の区分に関わらず入学志願者の幅広い学力を問えるものとするよう促すとともに、教育内容・方法の改善や卒業認定も含めた厳格な成績評価等を通じた学士課程教育等の質の向上、社会や産業界との深い連携による実践的教育に基づいた基礎的能力と専門的能力を併せ持つ人材の育成など、大学の教育の質の向上を図る取組を支援する。同時に、事業の健全性を確保しつつ充実した奨学金事業を推進する。また、学長のリーダーシップの下で、効率的な大学運営マネジメントが可能となる環境を整備する。

加えて、大学・大学院の国際化に対応した取組を促進し、国内外から優秀な学生や教員が集まる環境を整備する。「留学生 30 万人計画」の策定状況を踏まえつつ「大学グローバル化プラン（仮称）」を可能な限り早期に策定し、国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成等により、世界トップレベルの教育提供のための取組を推進するとともに、アジアを含めた海外の有力大学等との国際的な相互連携プログラムの促進等により、大学の国際化を推進する。また、国内外の大学・機関との連携強化等を通じ、単位互換やダブル・ディグリーの実施を促進する。

さらに、アジア・太平洋域内における大学間交流を飛躍的に拡大させるため、欧州の「エラスムス計画」のアジア版ともいべき大学間の交流を支援する制度（「アジア・太平洋域内大学交流促進計画」（仮称））の立ち上げを検討する。

さらに、知識基盤社会の進展に伴う新たな教育研究ニーズに的確に対応するため、大学・学部の再編統合や、国公私を通じた大学院等の共同設置等の大学の自主的な取組を支援する。

こうした大学の取組を着実に実行するため、これらの取組状況を示す客観的な根拠資料、データをもとに、客観的かつ公平な評価に基づいた適切な資源配分を実現する。

## ③ 人材育成パスの複線化と人材の横の移動の促進

すべての人が、安心・納得して学び方・働き方を選択することができ、



やり直しが可能となる社会を実現するため、大学や大学院及び専修学校等における社会人の「学び直し」の機会の拡大等、人材育成パスの複線化を進める。また、個人の能力が最大限に活用・発揮されるよう、産学官の人材の流動化を図るとともに、任期制の広範な定着、競争的資金の研究促進のための人件費への活用等、必要な施策を講ずる。

#### ④ 全員参加の社会の実現

働く意欲を有する全ての人の就業を実現するため、今後3年間を集中重点期間として、ニーズに応じたきめ細やかな支援施策を展開し、誰もが能力を十分に発揮できる「全員参加の社会」の実現を目指すため、「新雇用戦略」を策定・推進し、2010年度までに、若者、女性、高齢者の220万人の雇用充実を目指す。

また、平成19年12月に政労使の合意により策定された「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、国民運動の展開、制度的枠組みの構築、取組企業への支援等の取組を進めることにより、「行動指針」に掲げる2012年及び2017年の数値目標を社会全体として達成することを目指す。

#### ⑤ 人材投資の加速

次世代を担う若者への投資を加速するため、若手研究者に対するフェローシップの充実や、競争的かつ自立的研究環境の整備及び海外や産業界・異分野に挑戦する環境の構築など、大学等における人材投資への支援の充実を図る。

また、企業・労働環境の変化に迅速に対応し、一人ひとりの能力が最大限発揮されるよう、企業における人材投資の加速を図っていく。

### （2）産学連携による人材育成の強化

#### ① 経済社会のニーズに柔軟に対応できる高等教育の展開

産業界や国際社会のニーズに柔軟に対応し、知の拠点として地域に貢献する高等教育が実現されるよう、機動的な学部・学科の創設・再編を推進し、基盤的資金と競争的資金を有効に組み合わせて教育研究のための資金を確保した上で、評価の充実等による質の保証と向上を図るとともに、産

業のニーズも踏まえた第三者評価に基づく重点的な教育研究投資を推進し、また、イノベーションを担う実践的・創造的技術者の育成や、女性研究者の活躍促進のための環境整備等を行う。

## ② 産業界との連携による実践的教育・訓練の導入

専門職大学院を始めとする大学、高等専門学校、工業高校などの専門高校、公共職業能力開発施設等において、産学連携により、高度な職業人材を養成するための実践的教育・訓練（企業実習、長期インターンシップ等）を促進するとともに、地域の産業戦略を踏まえた、地域、地元産業・誘致産業、教育機関、職業訓練校等が連携した実践的人材育成など、地域の中小企業の人材確保・定着にも資する地域密着型の職業訓練等を実施する。

加えて、地元の企業技術者や研究者、高度技能者等の経験・能力を活かした理科授業づくりや、実際の社会・経済における理科・工学の貢献を伝え、理工系人材の育成・確保に資する教育、各学校段階におけるキャリア教育の推進、女子の理工系進路選択支援を図る。

企業が主体となり、座学と実習とを組み合わせる訓練システム（実践型人材養成システム）の周知・普及や熟練技能の継承に取り組むことなどにより現場を支える人材の能力開発機会の拡充を図る。また、「技能五輪国際大会」や「ものづくり日本大賞」の実施を契機として、モノ作りに対する若者始め国民の関心を高め、人財立国実現への国民全体の取組を強化する。

## ③ 産学双方向の対話と行動の実現

経済成長の鍵となる人材育成機能について、大学が注力している点と産業界が大学側に期待する点は必ずしも一致していないという指摘があるとともに、産業界が求める人材像が大学に対して明確に伝わっていないなどの指摘もある。このため、平成19年10月に産学双方向の対話と取組を推進するために設立された「産学人材育成パートナーシップ」において、関係府省とも連携しつつ、横断的課題や業種・分野別課題など、引き続き幅広く議論を行っていく。併せて、これらの議論に基づき、産学連携によるモデルプログラムの開発やインターンシップの推進など、産学双方の具体的な行動につなげる。

### (3) 人材の国際競争力の強化

#### ① 世界的な教育研究拠点の飛躍的な拡大（2010年：30拠点程度）

世界トップレベルの研究拠点の形成を目指すとともに、信頼される学部教育を実現する取組を推進した上で、国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成、大学院教育の抜本的強化、学生等（特に博士課程学生）に対する経済的支援の充実を通じて、世界的に魅力ある大学院の構築の取組を加速し、世界的「ブレイン・サイクル」を取り込む。

#### ② アジア等の優れた人材の受入れ促進等

日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト・モノ・カネ・情報の流れを拡大する「グローバル戦略」の展開の一環との位置付けの下、新たに2020年の実現を目途として「留学生30万人計画」を策定・推進し、外国人留学生の受入れの促進を図る。留学生30万人計画の実現に向けて、国際化の拠点となる質の高い国公立大学を全国30校程度（「グローバル30（仮称）」）選定し、重点的な国際化の取組を支援する。

産学官が連携して、我が国企業で働く意志のある能力・意欲の高いアジア等の留学生を対象に、専門教育、ビジネス日本語教育、インターンシップ等を活用した就職活動支援などをパッケージで提供することにより、アジア等の優秀な人材の産業界での活躍を促進する「アジア人財資金構想」を着実に実施していく。

加えて、世界から高度人材の受け入れを加速するため、産官学労で構成する「推進会議」を設置し、数値目標の設定や必要な施策について検討し、平成20年中に関係府省でアクションプログラムの策定・推進を行い、優れた外国人研究者・技術者・経営者等の高度外国人材の受入れを拡大するとともに、日本企業における外国人材活用を促進し、優秀な人材を惹き付けるため、企業の人材国際化水準を測る「国際化指標」を策定・公表するなど、人材マネジメントについての検討を進める。

また、現在専門的・技術的分野と評価されていない分野の受入れについて、その問題点にも留意しつつ検討を行う。また、研修・技能実習制度の運用の適正化及び制度の見直しを図る。

### ③グローバル化に対応する多文化共生社会の構築

加えて「生活者としての外国人」に関する総合的対応策（平成 18 年 12 月 25 日）に基づき、日本語教育の充実、標識・各種表示等の外国語表記の拡大、実効性のある在留管理システムの構築、住宅確保、外国人児童生徒の教育の充実などについて実施していく。

また、地域における多文化共生社会を構築するための指針「地域における多文化共生推進プラン」（平成 18 年 3 月 27 日）を踏まえ、都道府県・政令指定都市・市町村において、それぞれの指針・計画等を策定するよう推進を図る。

#### （４）職業能力形成の強化等

「能力発揮社会」の実現に向けて創設したジョブ・カード制度について、国、産業界、労働界、教育界等からなる「ジョブ・カード推進協議会」を設置し、ジョブ・カードの推進基本計画を策定、平成 20 年度からの本格実施及び普及促進を図る。また、「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、「福祉から雇用へ」推進 5 か年計画」を着実に実施するとともに「工賃倍増 5 か年計画」による福祉的就労の底上げを図る。

こうした取り組みの他、「人財立国」の実現に向け、必要な施策を着実に実施する。

## 2. モノ：生産手段・インフラの革新

### （１）生産手段の新陳代謝の加速

企業の国際競争力・日本経済の成長力を強化する観点から、関連制度を国際的に遜色なく、技術革新や経済環境の変化等に対応しやすいものとし、企業の投資や設備の新陳代謝を加速する。

### （２）アジア地域の経済一体化、企業の国際競争力を重視した物流インフラの重点的・戦略的な整備

我が国の国際競争力の強化等に資する社会資本整備については、ストックの観点も踏まえ、中長期的（20～30 年）に見た我が国経済社会の姿を念

頭に、真に次の世代に必要な社会資本整備を行う。

アジア地域の経済一体化を踏まえ、企業の国際競争力強化の観点から、「総合物流施策大綱（2005－2009）」に基づき、ハード・ソフトの物流インフラを、官民がスピード感を持って戦略的・重点的に整備する。スーパー中樞港湾において、2010年度までに、港湾コストを約3割低減、リードタイム（船舶入港から貨物引取りが可能となるまでの時間）を1日程度に短縮するとともに、地方自治体間の垣根を越えた港湾の広域連携を推進し、我が国港湾の国際競争力の強化を図る。また、臨海部におけるコンテナターミナル等と一体的に機能する高度で大規模な物流拠点（ロジスティクスセンター）やインランドデポ等の広域ロジスティクス基盤の形成の促進による物流の効率化・シームレス化を図るとともに、貨物鉄道、はしけ、内航フィーダー等国内輸送との連携強化を図る。成田空港については、2009年度内に約1割の能力増強のための施設整備、羽田空港については2010年度内に約4割の能力増強のための施設整備とともに国際定期便の就航を図り、関西国際空港については、2008年度において物流施設の二期島への展開や連絡橋道路の通行料金引下げをはじめとするアクセス改善を推進し、大都市圏拠点空港の機能強化を図る。また、アジアとのゲートウェイとなる港湾の機能向上、港湾・空港アクセスを含む、国際物流に対応した道路網・鉄道網の戦略的な構築、物流結節点におけるロジスティクス機能の高度化、空港、港湾の24時間化、ITSの活用等による国内外一体となった物流ネットワークの構築に取り組む。

その際、物流インフラの整備に当たっては、我が国財政の厳しい現況を踏まえ、事業評価の厳格な実施、コスト縮減、事業の迅速化等により、重点的、効果的かつ効率的に実施するとともに、既存社会資本の有効活用を進める。

### 3. カネ：金融の革新

#### （1）金融イノベーションの実現

##### ① リスクを適切に評価する金融の促進

不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資を推進するため、ABL（Asset-Based Lending：動産・債権担保融資）の実務指針（ABLガイドライン）の策定、ABL実態調査等を行い、ABLの普及のための環境整備を進める。



加えて、中小企業者等の事業者の資金調達の円滑化等を図るため、電子記録債権の手形代替的活用（電子手形）や売掛債権流動化目的の活用等、電子記録債権が様々なニーズに活用されるよう、電子記録債権制度の早期実現を推進する。

また、事業資産を包括的に担保化することを可能とするよう、企業担保制度を見直す。

さらに、企業の高度なリスクマネジメントを支えるため、リスクファイナンス手法の活用に関し、国際的に遜色のない環境整備について検討する。

## ② イノベーションを支えるリスクマネー供給の拡大

産業がイノベーションや事業再編等を図るために、どのような資金調達や金融サービスを必要としているかについて正確に把握するため、これまでの設備投資調査に代えて、企業金融調査を実施する。

あわせて、ファンドからのリスクマネー供給を拡大し、産業がファンドを有効に活用できるための環境整備を図ることに加え、成長企業に対する適切な評価と資金供給が行われるよう、第169回通常国会に提出した「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」によりプロ向け市場の制度整備を促進する。

さらに、研究開発・ベンチャー支援、レアメタル探鉱・開発等の国家的プロジェクト、環境・アジアへの投資の促進等のリスクマネーが必要とされる分野について、政策的な支援について検討する。

## (2) 利用者の視点に立った金融の活性化等

### ① 安心して利用できる金融商品・サービス等の普及促進

適切な利用者保護ルールの徹底を通じ、利用者が安心して金融商品・サービスを利用できるよう、引き続き金融商品取引法の円滑かつ適切な運用を行うとともに、規制の簡素化・明確化等を通じて利用者利便の向上を図るため、銀行代理業制度の適切な運用を図るなど、販売チャネルの多様化を推進する。また、取引信用保険の普及・促進に取り組む。さらに、いわゆる電子マネー等の支払サービスを含む新しい決済サービスについて、情報通信技術の高度化等に対応するため、決済の安全性・効率性・利便性の向上、イノベーションの促進、消費者等の保護の観点から、制度的枠組みのあり方について検討するとともに、インターネット取引の促進の観点

にも配慮し取引ルールのあり方について検討する。併せて、引き続き確定拠出年金の普及・魅力向上に取り組む。

## ② 公正かつ透明で魅力ある市場の整備

我が国金融・資本市場の公正性・透明性を一層向上させ、国際的にも信頼される市場を構築していくため、国際的に最高水準の証券取引所システムを構築するとともに、証券取引等監視委員会等の機能強化・体制整備、市場参加者のモラルと責任ある行動の確保に向けた自主規制機関との連携強化を行う。さらに、企業統治の見直し等を通じて市場監視機能を強化するとともに、2009年に向けた会計基準の国際的動向を踏まえ、会計基準の国際的な収斂及びこれを通じた相互承認の推進を図る。あわせて、金融商品取引の法令遵守の担い手となる専門家の育成等に向けた体制・資格制度等の整備を検討する。また、金融行政の行動規範（code of conduct）を着実に遂行し、金融行政の一層の透明化や効率化を進める。

こうした取組により、約1,500兆円に及ぶ我が国国家計の金融資産の運用を活性化するとともに、「間接金融から直接金融へ」の流れを支援する。

## (3) 我が国がアジアの資金循環の中核となるための取組の強化

### ① アジア企業が活用しやすい我が国金融市場づくり

我が国金融資産の投資効率向上と有効活用を促す観点からも、我が国金融市場をアジアの成長企業にとって活用しやすい魅力ある金融市場とするため、英語及び国際会計基準等による上場申請や情報提供を容認する等、十分に規制緩和されたプロ向け市場の創設を可能とするなど、内外の資金調達者の多様なニーズに応えることができるよう、多様性、利便性を高める市場インフラの整備を推進する。また、証券決済期間短縮など証券取引システムの高度化に向けた取組を推進する。

### ② 我が国金融サービスの国際展開

我が国企業のアジアでの活動を支援し、また、我が国金融サービスの国際競争力強化と、国際展開を促進するため、EPA等を通じ、アジア市場における規制の緩和・適正化を各国に働きかけるほか、アジアにおける市

場インフラの整備を促すことで、アジアにおける国際的な財務活動や金融サービスを円滑化していく。さらに、資金循環の拡大に対応したリスクを管理するため、金融監督当局間の連携に積極的に取り組む。

#### (4) 高度金融人材の育成強化

イノベーションを担う高度金融人材の育成・活用を推進するため、「高度金融人材産学協議会」の場を通じて、キャリアパスの複線化に向けた、経営層の意識改革や転職市場の環境整備について検討を進めるとともに、金融工学のトップ人材育成のための大学間連携プログラムや、事業会社における金融初歩教育を充実させるための夜間プログラム（金融初歩コース）等の実施について検討を進める。また、大学院における金融人材の養成に向けた教育の充実を促す。さらに、金融の高度化等の進展を通じた経済成長の果実を国民が安心して享受できるよう国民への金融経済教育の充実を図る。

### 4. ワザ：技術革新

#### (1) 融合・協働によるイノベーションの促進

より複雑化・高度化する技術的課題を解決するために、様々な知識・技術の融合や基礎研究から応用・実用化研究までに至る研究開発の強化を図り、イノベーションの連続的な創出を促進する。具体的には、「技術戦略マップ」の毎年度の改定、研究開発と市場化政策を一体化したイノベーションプログラムの策定、研究開発プロジェクトの追跡評価の充実、研究・技術人材の育成・流動化促進、産学官連携の戦略的展開、シームレスな研究資金供給のための仕組みの確立、先端的な研究開発基盤の強化、先端的な研究施設の共用の促進、異分野融合・府省間連携による革新的研究開発の促進、競争的資金の拡充（若手研究者への支援を含む。）、研究開発サービス業の生産性向上、技術評価手法の確立、技術情報管理の徹底などを行う。

#### (2) 世界的な環境の変化に対応した知的財産政策の推進

経済のグローバル化が進展する中、世界の特許出願件数は近年急増しており、各国で重複して審査される出願も増加していることから、各国特許庁における特許審査のワークシェアリングや特許制度の国際的な調和を推進することが一層重要となっている。このため、第1国で特許となった出願につ

いて、その審査結果を活用し、第2国で早期に審査を受けることを可能とする「特許審査ハイウェイ」を推進し、既に開始している米国・英国・韓国、また2008年3月より試行を開始しているドイツに加え、今後もこのネットワークを拡大すること等により、「仮想的な世界特許庁」の構築を目指す。また、特許制度の国際的な調和を目的とした、「実体特許法条約」の実現に向けた取組も推進する。

また、2007年現在約27ヶ月の審査順番待ち期間を2013年に11ヶ月に短縮し、最終的にゼロとする目標の達成に向け、引き続き必要な審査官の確保や先行技術調査の外注拡大等の取組を強化するとともに、出願人の多様なニーズに柔軟に対応しながら、特許審査の一層の迅速化を推進する。

模倣品・海賊版の拡散を防止するため、昨年10月以来「模倣品・海賊版拡散防止条約」(ACTA)構想の実現に向けた協議を知的財産権保護に関心の高い関係国と進めており、引き続き議論をリードするとともに、当該構想の早期実現に向けた取組を加速する。また、侵害発生国に対し、官民一体となって取締り強化の要請及び執行能力の向上に資する協力を行うとともに、侵害発生国や主要先進国の取締り執行機関等関係当局との連携を強化する。

更に、意図せざる技術流出を防止するため、特許出願しない技術の的確な管理、技術系人材の流出防止など、企業の技術管理の強化を促すとともに、産業競争力及び安全保障の観点から、技術情報等の適正な管理のための諸方を総合的に検討し、グローバル化・情報化の進展による技術流出リスクの増大に対応した所要の措置を行う。

知的財産専門人材を約6万人から約12万人に倍増することを目指す。また、知財専門職大学院や法科大学院などにおける知財教育の充実等を図る。

「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」に従って、リサーチツールデータベースの構築を開始する。その際、大学等や民間企業が所有し供与可能なリサーチツール特許等が、当該データベースに円滑に登録、更新され、そのデータベースの活用が促進されるよう努める。

### (3) イノベーションを加速化する戦略的な標準化

研究成果の市場展開を加速するため、「国際標準総合戦略」に沿って、2015年までに我が国が欧米諸国に比べても遜色なく国際標準化をリードできるようにする。このため、ISO・IECにおけるデジュール標準の獲得を目指して設定した「国際標準化戦略目標」の達成等に向けて、官民が連携して、経営戦略と研究・知財戦略の一体化した国際標準化を実現するとともに、標



標準化活動を専門的に従事する人材の育成など民間企業、研究機関等の国際標準化活動を支援する。また、特許を含む国際標準開発のための戦略的研究開発を推進する。さらに、研究開発の出口の一つである標準化を引き続き推進するとともに、研究開発段階からの標準化の一体的推進を加速化する。加えて、アジア域内の基準認証体制の強化を図るとともに、欧州とのさらなる連携を目指す。

また、研究結果の正確な評価・比較に必要となる物差し（計量標準）の開発を引き続き推進する。

あわせて、我が国の優れた技術による環境制約の克服を下支えするため、例えば、我が国が開発した省エネルギー技術の国際標準化提案を強化するなど、国際標準化活動を通じた環境問題の解決により一層貢献していく。

## 5. チェ：経営力の革新

### （1）知的資産経営の実践・技術経営力の強化

人材、組織力、技術力など財務諸表には現れない知的資産を価値創造の源泉である強みとして認識し、最大限に利用した経営（知的資産経営）の実践を促進する。また、中長期的な利益へとつながる知的資産情報を開示し外部からの評価を実現することで、持続的に知的資産経営に取り組むことが可能な環境を整える。そのために、適切な企業評価が可能となる経営指標の選別や、企業が適切に管理を行った知的資産情報が有効に保護されるための情報管理手法について検討を進める。また、中小企業においても、知的資産経営に取り組む企業の円滑な資金調達が可能となるような環境整備の検討など、経営革新、技術、金融等に関する施策と一体となった知的資産経営への取組促進を図る。

また、技術を核として事業を行う者にとっては、技術経営力が知的資産経営の能力に他ならないため、関連研究開発独立行政法人の機能を活用しつつ、企業の技術経営力の強化のための取組を支援する。さらに、企業が技術経営力を活かした知的資産経営を実践していることを対外的にアピールすることにより、企業自身の評価が高まるような環境作りを行う。

### （2）M&Aルールの整理・透明化

買収防衛策について、司法判断に至った事例も出てきているが、その判断に対する理解の混乱が生じるおそれが出ている。金銭等の支払いにより、



安易に防衛策が発動されることのないよう、投資家・株主の利益保護の視点を含めて、買収防衛策の在り方について、再整理を行う。

### (3) 独占禁止法の改正及び企業結合審査の適切な執行

独占禁止法に基づく企業結合審査について、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」に基づき、透明かつ適切な審査を行うとともに、個別事例の公表内容を引き続き充実させることにより、企業の予見可能性の一層の向上を図る。また、審査結果の評価分析・公表や経済学的な分析手法の審査への活用など透明性の高い企業結合審査を実現する。

課徴金の対象となる行為類型の拡大等を通じた違反行為に対する抑止力の強化、企業結合に係る届出制度の改正等を内容とする「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案」を第 169 回国会に提出した。審判制度については全面的に見直し、平成 20 年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

(別表)

# 經濟成長戰略大綱

## 工程表

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		(1) 科学技術等によるイノベーションを生み出す仕組みの強化		
1 我が国の国際競争力の強化	①研究開発の推進(革新的技術の推進等)	○継続して各施策の進捗状況の把握・評価を行い、必要に応じて関係府省に対し改善措置を求め、各施策の実現に向けて取組の強化を図る。 「第3期科学技術基本計画」(平成18年3月28日閣議決定)、「イノベーション25」(平成19年6月1日閣議決定)等の各施策の具体化に向け、関係府省における施策の進捗状況を取りまとめ公表し、「資源配分方針」等を通じて関係府省に対して取組強化を図る。	○継続して各施策の進捗状況の把握・評価を行い、必要に応じて関係府省に対し改善措置を求め、各施策の実現に向けて取組の強化を図る。	○継続して各施策の進捗状況の把握・評価を行い、必要に応じて関係府省に対し改善措置を求め、各施策の実現を図る。
		○世界トップレベルの研究拠点を形成するための制度の見直しや推進施策の重点的実施を図る。	○2010年までに世界トップレベルの研究拠点の形成を目指す。	○引き続き世界トップレベルの研究拠点の形成に向けて取り組む。
		○「科学技術外交の強化に向けて」(平成20年5月19日)に基づき、地球規模課題の解決に向けたODAを活用した発展途上国との国際共同研究等を展開する。		
		○他国の追随を許さない技術を持ち続けるため革新的技術戦略を策定する。また、地球温暖化問題の根本的な解決に向けて、環境エネルギー技術革新計画を策定する。	○各施策を確実に実現するため、政府全体が一体となり、各施策の進捗状況の把握・評価を行い、必要に応じて関係府省に対し改善措置を求め、取組の強化を図る。	○引き続き、各施策を確実に実現するため、政府全体が一体となり、各施策の進捗状況の把握・評価を行い、必要に応じて関係府省に対し改善措置を求め、取組の強化を図る。
		○我が国の総力を挙げて革新的技術を推進するため、平成21年度には実行性のある「革新的技術推進費」を創設できるよう準備する。 ○国内外の技術動向などを注視し、情報を集約するメカニズムを既存の仕組みを活用しつつ整備する。	○平成21年度には実行性のある「革新的技術推進費」を創設。総合科学技術会議が主体的に研究開発に配分する。 ○国内外の技術動向などを注視し、情報を集約するメカニズムを既存の仕組みを活用しつつ構築・運用する。	○実行性のある「革新的技術推進費」を用い、総合科学技術会議が主体的に研究開発に配分する。 ○国内外の技術動向などを注視し、情報を集約するメカニズムを既存の仕組みを活用しつつ構築・運用する。

項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
	①研究開発の推進(革 新的技術の推進等)	<p>○優れた革新的技術の芽を見出し、産学官連携により効果的・集中的な技術支援を行うとともに、規制当局との協議を並行して行い、個々の課題の特質に応じた制度改革を実施することで技術を社会に適用し、社会システムの改革、社会全体のイノベーションへとつなげるような「革新的技術特区」(スーパー特区)等を推進する。平成20年度は、先行プロジェクトを実施する。</p> <p>○次世代の革新的技術を生み出す人材を育成するため、理数教育の充実を図る。</p> <p>○挑戦的研究を支援する施策及びこれらの研究を適切に見出すことのできる審査システムを着実に実施する。</p>	<p>○2008年度の進捗を踏まえ、「革新的技術特区」(スーパー特区)等を本格的に実施する。</p> <p>○引き続き、次世代の革新的技術を生み出す人材を育成するため、理数教育の充実を図る。</p> <p>○挑戦的研究を支援する施策の充実を図るとともに、これらの研究を適切に見出すことのできる審査システムを着実に実施する。</p>
②市場化へ向けた取組	<p>○オープンイノベーションを加速するため、公的研究機関、大学、企業等が連携し、研究開発、成果管理及び実用化を効率的かつ円滑に行うコンソーシアム制度の構築に向け、鉱工業技術研究組合制度の改正を含めて検討する。</p> <p>○国内の優れた研究を行っている拠点等と連携した研究開発プロジェクトを推進する。</p> <p>○研究開発と市場化に必要な関連施策(ガイドライン策定、標準化等)を一体的に推進すべくイノベーションプログラムを策定する。</p> <p>○それぞれの社会還元加速プロジェクトについて、推進のために必要なロードマップを策定した。今後は、必要に応じてロードマップを見直し、これに沿って、着実にプロジェクトを進め、社会への還元を加速していく。</p>	<p>○オープンイノベーションを加速するため、公的研究機関、大学、企業等が連携し、研究開発、成果管理及び実用化を効率的かつ円滑に行うコンソーシアム制度を整備し、普及を図る。</p> <p>○国内の優れた研究を行っている拠点等と連携した研究開発プロジェクトを推進する。</p> <p>○イノベーションプログラムに基づき、政策目標の達成に向けて研究開発プロジェクトと、関連施策(ガイドライン策定、標準化等)とを一体的に推進する。また、各省連携や異分野融合などイノベーションを加速する要件を明確化し、研究開発プロジェクトの選定に反映させる。</p> <p>○ロードマップに沿って必要な技術開発や、システム改革を行い、「社会還元加速プロジェクト」を推進する。</p>	<p>○公的研究機関、大学、企業等が連携し、オープンイノベーションによる研究開発、成果管理及び実用化が持続的に行われる。</p> <p>○国内の優れた研究を行っている拠点等と連携した研究開発プロジェクトを推進する。</p> <p>○イノベーションプログラムに基づき、政策目標の達成に向けて研究開発プロジェクトと、関連施策(ガイドライン策定、標準化等)とを一体的に推進する。また、各省連携や異分野融合などイノベーションを加速する要件を明確化し、研究開発プロジェクトの選定に反映させる。</p> <p>○システム改革を伴う実証研究を通して、各プロジェクトの成果を社会に還元していく。</p>

1  
第1 我が国の国際競争力の強化  
国際競争力の強化

項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
	②市場化へ向けた取組	○引き続き、①政策資源の集中的な投入のための優先順位付け基準の見直し、②各省連携フレームの抜本強化など総合科学技術会議の調整機能の強化を行う。	○左記を踏まえ、政策資源の投入見直し、主要な資金配分機関間の連携の恒常化を行う。
	○イノベーション創出のため、科学技術連携施策群の枠組み等を活用しつつ、科学技術分野での連携活動を展開し、以下の取組を行う。 ・府省連携プロジェクトの定着化、府省間の縦横連携の取れた予算要求の恒常化を図る。	○イノベーション創出のため、関係者間縦横連携の枠組みの恒常化を図る。	○イノベーション創出のため、関係者間縦横連携の枠組みの恒常化を図る。
	○知財プロデューサーを始めとする知財の専門家からなるチームの研究開発プロジェクトへの派遣について試行を行う。	○知財プロデューサーを始めとする知財の専門家からなるチームの派遣について、試行の結果を踏まえ、拡大に向けた検討を行う。	
	○国際標準の獲得を狙った研究開発と標準化の一体的推進及び研究成果の積極的国際標準提案を行う。	○特許を含む国際標準を開発するための戦略的研究開発を推進する。	
	○新たな技術の市場化を妨げている規制・制度等の見直し・緩和を行う。		
	○イノベーション創出の主たる担い手である研究開発独立行政法人がその能力を発揮しやすい環境の整備を行う。		
	○公的研究機関等のユーザーと、中小・ベンチャー企業とのマッチングメカニズムを確立する。	○公的研究機関と中小・ベンチャー企業とのマッチング事例をPRし、新技術の普及を促進する。	○マッチングメカニズムを民間等に拡大し、中小・ベンチャー企業の新技術の普及を促進する。
	○公的機関による新技術の率先導入を行う。	○公的機関による新技術の率先導入を行う。	○継続して各施策の進捗状況の把握・評価を行い、必要に応じて関係府省に対し改善措置を求め、各施策の実現を図る。
	○「産総研イノベーションインパクト評価モデル」を公的研究機関の評価に活用しつつ改訂し、完成度を高める。	○「産総研イノベーションインパクト評価モデル」を様々な公的研究機関や大学等の評価に応用展開するために必要となるデータ整備等を進める。	○「産総研イノベーションインパクト評価モデル」について、様々な公的研究機関や大学等に対し、情報提供を行う。

1 我が国の国際競争力の強化  
第1 国際競争力の強化



項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		1 我が国の国際競争力の強化 第1 国際競争力の強化	②市場化へ向けた取組	<p>○OECDイノベーション戦略の一部となるエコイノベーションの取組についての議論を主導する。</p> <p>○ アジアをはじめ、世界各国を惹きつける場として「日本の強みプラザ」創設の構想を具体化する。</p> <p>○資源外交あるいは科学技術外交等と連携して国際研究交流事業・情報収集等を進める。</p>
③イノベーションを生み出す新たな仕組みの構築	<p>○企業、業種、大学の壁を越えて、技術・人材を組み合わせ、技術のフロンティアを主導するため、新たなイノベーションを創造する仕組みとして「イノベーション創造機構」（仮称）を創設する。</p>			

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		④ベンチャー企業の創出と育成  1 我が国の国際競争力の強化 第1 国際競争力の強化		○小中高における起業家教育を推進するために事例集の整備等を図る。
○大学・大学院における起業家教育の量的質的向上に向けた取組を促すとともに、全国レベルの協議会を開催する。	○大学・大学院における起業家教育の量的質的向上に向けた取組を促すとともに、全国的な情報交換体制の確立、教授法の高度化、学外人材の起用等を推進する。		○大学・大学院における起業家教育を量的質的に向上させる取組を促し、国際的に遜色のないレベルまで向上させる。	
	○大学等と連携し、インキュベーション施設等産学連携の拠点となる産学連携関連施設の充実を図る。			
	○ベンチャー企業・起業家の協力や民間起業家教育・支援機関の活用を通じたインキュベーション機能の強化を図る。 ○我が国ベンチャー企業の海外展開を支援するインキュベーション機能を拡充・強化する。			
○エンジェルネットワークの拡大・活性化に向け、先進国事例調査等を行う。 ○平成20年度税制改正において大幅拡充されたエンジェル税制の利用促進を図る。	○ベストプラクティスの確立と普及などを通じて、エンジェルネットワークの拡大・活性化を図る。		○ベンチャー企業が成長段階に応じて円滑に資金調達できる直接金融システムを整備する。	
○ベンチャーキャピタル投資に係る情報収集・提供の仕組み作りに向けた検討を行う。	○ベンチャーキャピタル投資に係る情報収集・提供の仕組みを整備する。			
○プロ向け市場の開設のための制度整備を行う。				
○内部統制報告制度導入による新興株式市場上場企業への影響について調査を行い、調査に基づく必要な措置を講ずる。	○新興株式市場の流動性を高めるための環境整備を行う。			

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		④ベンチャー企業の創出と育成  1 我が国の国際競争力の強化 第1 国際競争力の強化	<p>○日本の大企業に埋もれた技術・人材の流動化を図り、また、ベンチャー企業が保有する優れた技術を活用して、イノベーション創出を図るため、大企業発ベンチャー企業の創出や大企業によるコーポレートベンチャリングを推進する。具体的には、コーポレートベンチャリングの優れた取組事例を集積し、ベストプラクティスの共有化を図るとともに、技術資産の利益化について「見える化」を可能にするための技術資産利益率算定のための指標を検討する。</p>	
<p>○大学や地域の支援機関等との連携を強化すること等により、大学の知を実用化し社会還元を図る大学発ベンチャーの成長を促進する。</p>			<p>○大学発ベンチャーが円滑に創出・成長し、大学の知の円滑な社会還元が実現する社会を目指す。</p>	
<p>○大学発ベンチャーについて、大学からの出資等による支援のあり方を検討する。</p>				
<p>○日本の大企業に埋もれた技術・人材や、事業化のための資金・ノウハウの不足に悩むベンチャー企業が有する技術を生かしつつ、大企業の研究開発の効率化を図るため、大企業発ベンチャー創出や大企業のコーポレートベンチャリングを推進する。具体的には、大企業と中小・ベンチャー企業を結びつけるための、関西圏における情報家電分野における革新的な取組みを支援しつつ、これを他業種に拡張するための検討を行う。</p>	<p>○日本の大企業に埋もれた技術・人材や、事業化のための資金・ノウハウの不足に悩むベンチャー企業が有する技術を生かしつつ、大企業の研究開発の効率化を図るため、大企業発ベンチャー創出や大企業のコーポレートベンチャリングを推進する。具体的には、大企業と中小・ベンチャー企業を結びつける実効ある仕組み（先進的事業化支援事業）を、バイオやIT、ナノテク等の10業種程度で構築する。</p>			

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		1 我が国の国際競争力の強化 第1 国際競争力の強化	(2) 世界の潜在需要を喚起する新産業群の創出	○アクションプログラムの見直し、プロジェクトの継続を行う。
	(次世代自動車向け電池) ○次世代自動車向け次世代電池・モーターの技術開発プロジェクト等を実施し、現状の技術において更なる改良や材料の開発、2030年の目標に有望な次世代蓄電池の開発を行う。		(次世代自動車向け電池) ○本格的プラグインハイブリッド自動車、本格的電気自動車の実現に向けて引き続き次世代自動車向け次世代蓄電池・モーターの技術開発を継続実施する。	(次世代自動車向け電池) ○次世代自動車市場の拡大に向けて、次世代自動車の普及加速に資するべく、プロジェクト評価によるフィードバックや開発プロジェクトの推進等を継続する。
	(次世代ロボット) ○具体的な仕事をする「本格実用ロボット」実現に向けた共通基盤の技術開発及び実証的取組を支援する。		(次世代ロボット) ○次世代ロボットの市場立ち上げ、市場の拡大に向けた市場整備(安全性確保や制度改正を含む)についての取組を継続する。	(次世代ロボット) ○2015年までに3.1兆円(産業用分野1兆円、生活関連分野1.6兆円、医療福祉分野0.4兆円、公共分野0.1兆円)程度の市場規模になるとの試算もあるが、こうした試算も参考にしつつ、次世代ロボット市場の拡大に向けて、サービスロボット市場の整備、ロボットの認識技術の開発等必要な取組を継続する。
	○生活空間等の状況が変わりやすい環境下においても次世代ロボットが確実性を持って稼動するために必要な知能化技術等の開発を推進する。		○次世代ロボット等の核となる認識技術等の知能化技術の開発の継続により、性能の飛躍的向上を図るとともに、市場導入につながる実証実験を推進し、市場立ち上げ、拡大及び他分野への技術の波及を目指す。	
	○「次世代ロボット安全性確保ガイドライン」を広く普及し、安全性の確保に努める。			
	○サービスロボット導入に関連する法令上の規制等の課題を整理する。			
	○ロボットの開発競争と活用を促進するため、「今年のロボット」大賞を引き続き開催する。			

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		(2) 世界の潜在需要を喚起する新産業群の創出  1 我が国の国際競争力の強化 第1 国際競争力の強化	<p>(電子デバイス)</p> <p>○MEMSの更なる高付加価値化、活用分野拡大のため、単機能MEMS等の高集積化・複合機能化や、バイオ・ナノなど異分野技術を融合したMEMSデバイスの製造技術を開発する。</p> <p>○研究開発成果データベースの構築といったMEMS開発環境の整備や、積極的な国際標準化活動の推進を図る。</p> <p>○強磁性体ナノ構造体が示す不揮発性機能を用いた新しいエレクトロニクス基盤技術(スピントロニクス技術)の確立を目指し、高機能・超低消費電力デバイスの実現に必要な新たなスピン素子材料の創成や課題抽出、要素技術の開発等を行う。</p> <p>○半導体の利用が飛躍的に拡大し、社会の様々な局面で生じている新たなニーズに応えるため、半導体技術とその利用分野の一層の融合を図るとともに、産学連携の取組みを支援することで、新しい原理に基づく機能の発見や、革新的な高信頼性を持つ半導体素子とその利用技術を開発する。</p>	<p>(電子デバイス)</p> <p>○MEMS製造技術とバイオ・ナノなど異分野技術の融合により、次世代のデバイス創出に必要な製造技術の開発を、引き続き推進する。</p> <p>○試作等を担うMEMS製造拠点の整備・高度化など、MEMSの開発・実用化を促進するための取組や、積極的な国際標準化活動の推進を図る。</p> <p>○超高集積で高速かつ低消費電力の不揮発性メモリとして期待されるスピンメモリの基盤技術の確立及び高機能論理回路の開発を行う。</p> <p>○立体構造化技術を発展・統合し、これまでにない革新的な半導体(ドリームチップ)基盤技術を開発する。</p>
<p>○超電導分野の技術戦略マップに従い以下を実施する。</p> <p>・ビスマス(Bi)系高温超電導については、超電導ケーブルの実証試験を行うため30m級システムを構築し、実系統連係試験に向けた事前評価を実施する。</p> <p>・イットリウム(Y)系高温超電導については、超電導電力機器の技術開発等を実施する。</p>	<p>○引き続き、超電導分野の技術戦略マップに従い以下を実施する。</p> <p>・Bi系高温超電導については、東京電力の旭変電所(神奈川県横浜市)内に、実系統に連系した全長200メートル超の高温超電導ケーブルシステムを構築し、線路建設・運転・保守を含めたトータルシステムの信頼性試験を行う。</p> <p>・Y系高温超電導電力機器の技術開発等を引き続き実施する。</p>		<p>○2020年までに2.8兆円(エネルギー・電力分野1.1兆円、産業輸送分野0.4兆円、診断・医療分野0.6兆円、情報通信分野0.9兆円)程度の世界市場規模になるとの試算もあるが、こうした試算も参考にしつつ、規制緩和等の超電導市場の整備、超電導電力機器の技術開発等必要な取組を継続し、2015年頃から超電導ケーブルの導入を開始する等、社会に役立つ超電導技術を確立する。</p>	



項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		(2) 世界の潜在需要を喚起する新産業群の創出  1 我が国の国際競争力の強化 第1 国際競争力の強化	(超高速大量輸送システム(超電導リニア)) ○超電導リニアについては山梨実験線等において超高速大量輸送システムとして実用化の技術を確認することを目指し技術開発等を実施する。	(超高速大量輸送システム(超電導リニア)) ○超電導リニアについては山梨実験線等において超高速大量輸送システムとして実用化の技術を確認することを目指し技術開発等を実施する。
(軌間可変電車(フリーゲージトレイン)) ○軌間可変電車(フリーゲージトレイン)については、技術開発を推進する。	(軌間可変電車(フリーゲージトレイン)) ○軌間可変電車(フリーゲージトレイン)については、技術開発を推進する。		(軌間可変電車(フリーゲージトレイン)) ○軌間可変電車(フリーゲージトレイン)については、技術開発を推進する。	
(次世代環境航空機) ○次世代環境航空機にも活用される研究開発等を推進する。	(次世代環境航空機) ○次世代環境航空機にも活用される研究開発等を推進する。		(次世代環境航空機) ○2013年に、現在開発中の70～90席クラスの国産小型ジェット旅客機の商用飛行を予定。当該プロジェクトを契機として、次世代環境航空機分野の更なる発展を図るべく、次世代環境航空機にも活用される研究開発等を引き続き推進する。	
(先進的宇宙システム) ○将来的に主として国際市場への参入を目指す先進的宇宙システムの開発を推進する。	(先進的宇宙システム) ○将来的に主として国際市場への参入を目指す先進的宇宙システムの開発を推進する。		(先進的宇宙システム) ○2011年を目途に初号機の打上げを予定。当該プロジェクトを契機として、宇宙の利用・産業化を進め、我が国の国際競争力を向上させることにより、国際市場への参入を目指す。	
(次世代軽水炉・高速増殖炉サイクル) ○事業化調査の結果を踏まえ、次世代軽水炉の本格開発段階に移行する。	(次世代軽水炉・高速増殖炉サイクル) ○事業化調査の結果を踏まえ、次世代軽水炉の本格開発を引き続き実施する。		(次世代軽水炉・高速増殖炉サイクル) ○2030年前後と予想されるリブレース期における本格的な導入を目指し、次世代軽水炉の開発や人材の育成を継続して実施する。	
○高速増殖炉「もんじゅ」の運転を再開する。			○高速増殖原型炉「もんじゅ」の運転再開後、10年程度以内を目途に、発電プラントとしての信頼性の実証、ナトリウム取扱い技術の確立などの所期の目的を達成する。	

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		(2) 世界の潜在需要を喚起する新産業群の創出  1 我が国の国際競争力の強化 第1 国際競争力の強化	○実用化戦略調査研究フェーズⅡの評価を踏まえ、高速増殖炉サイクルに関する研究開発を引き続き推進する。	○実用化戦略調査研究フェーズⅡの評価を踏まえ、高速増殖炉サイクルに関する研究開発を引き続き推進する。 ○高速増殖炉サイクルの研究開発から実証・実用化段階への円滑な移行に向けた検討を引き続き実施する。
○実証炉と関連サイクル実証施設の導入技術の選定・開発に向けた研究開発側と導入者側等関係者間での検討を進める。			○実証炉及び関連サイクル施設の2025年頃までの実現を目指す。	
(地理空間情報の活用推進、宇宙の利用・産業化の推進) ○「地理空間情報活用推進基本法」に基づき、地理空間情報活用推進基本計画の施策を推進する。	(地理空間情報の活用推進、宇宙の利用・産業化の推進) ○「地理空間情報活用推進基本法」に基づき、地理空間情報活用推進基本計画の施策を推進する。		(地理空間情報の活用推進、宇宙の利用・産業化の推進) ○基盤地図情報の相互活用、地理情報システム(GIS)の利用の拡大等により、新産業・新サービスの創出と発展、国民生活における安全・安心の確保及び利便性の向上等地理空間情報を高度に活用できる社会を実現することを目指す。  ○衛星測位に係る技術を実証し、新産業・新サービスの創出、安全・安心の確保等地理空間情報を高度に活用できる社会を実現することを目指す。	
○測量成果の一層の活用を推進するために、インターネットによる数値地図の提供を開始する。	○インターネットにより提供する数値地図の種類を拡大し、測量成果の一層の活用を推進する。			
(宇宙の利用・産業化の推進) ○信頼性の高い宇宙輸送システムの確立、衛星の高信頼性・高機能化等を進め、現在の開発成果の果実を有効に活用するなど宇宙の利用・産業化を継続する。			(宇宙の利用・産業化の推進) ○宇宙の利用・産業化を進めることにより、我が国宇宙産業の国際競争力を向上させる。	
○引き続きナノテク・部材分野の技術戦略マップに従って研究開発プログラムを実施する。	○引き続きナノテク・部材分野の技術戦略マップに従って研究開発プログラムを実施する。		○情報通信、ライフサイエンス、環境、エネルギーなど、あらゆる分野に対して高度化あるいは不連続な革新(ジャンプアップ)をもたらすナノテクノロジー及び革新的部材技術を確立するとともに、その実用化や市場化を促進することで、我が国産業の国際競争力の維持・強化や解決困難な社会的課題の克服等を可能にする。	

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		(3) 環境と経済の両立を実現する産業育成・事業展開の加速化等による経済の持続的発展		
1 我が国の国際競争力の強化	①環境を『力』にするビジネスの推進	(環境産業を活かしたまちづくり) ○地域を主体とした循環型の産業形成、まちづくりを推進するため、エコタウンなどの産業集積の資源を高効率に循環させたり、エネルギーを有効に利用する取組を促す。		(環境産業を活かしたまちづくり) ○地域を主体とした循環型の産業形成、まちづくりを推進するため、エコタウンなどの産業集積の資源を高効率に循環させたり、エネルギーを有効に利用する取組を全国的に展開させる。
		(モノの販売から機能・サービスの提供へ) ○環境調和型のサービスサイジング産業を推進させるため、需要側と供給側が連携した実証的な事業構築を通じて、ガイドライン等の整備を行う。	(モノの販売から機能・サービスの提供へ) ○環境調和型のサービスサイジング産業の市場拡大など、サービスに着目した環境負荷の少ない産業を育成する。	(モノの販売から機能・サービスの提供へ) ○環境調和型のサービスサイジング産業の市場拡大など、サービスに着目した環境負荷の少ない産業を育成する。
		(環境経営における高効率化) ○環境調和型の企業経営を推進するため、環境価値を定量化して評価するLCA(ライフサイクルアセスメント)の業種別・地域別・事業規模別導入に着手する。また、マテリアルフローコスト会計等環境管理会計の規格化に着手する。	(環境経営における高効率化) ○環境調和型の企業経営を推進するため、環境価値を定量化して評価するLCA(ライフサイクルアセスメント)の業種別・地域別・事業規模別導入を推進する。また、マテリアルフローコスト会計等環境管理会計の規格化を推進する。	(環境経営における高効率化) ○環境調和型の企業経営を推進するため、環境価値を定量化して評価するLCA(ライフサイクルアセスメント)等の業種別・地域別・事業規模別導入を全国的に普及させる。また規格化した、マテリアルフローコスト会計等環境管理会計を全国的に普及させる。
		(新しい「モノ作り」技術の研究開発の実施) ○環境・資源・エネルギー制約を逆手にとった新しい「モノ作り」技術の研究開発とその実証を行うための研究開発プロジェクトを立ち上げる。	(新しい「モノ作り」技術の研究開発の実施) ○環境・資源・エネルギー制約を逆手にとった新しい「モノ作り」技術の研究開発とその実証を行うための研究開発プロジェクトを立ち上げる。	(新しい「モノ作り」技術の研究開発の実施) ○環境・資源・エネルギー制約を逆手にとった新しい「モノ作り」技術の研究開発とその実証を行うための研究開発プロジェクトを合計8件立ち上げる。
		(社会・都市インフラに関する研究開発の実施及び成果の普及) ○社会・都市インフラの側面から持続可能な発展のための研究開発プロジェクトを立ち上げる。	(社会・都市インフラに関する研究開発の実施及び成果の普及) ○社会・都市インフラの側面から持続可能な発展のための研究開発プロジェクトを立ち上げる。	(社会・都市インフラに関する研究開発の実施及び成果の普及) ○社会・都市インフラの側面から持続可能な発展のための研究開発プロジェクトを合計8件立ち上げるとともに成果の普及を行う。
		○OECD等で提案したロードマップについて、我が国が主導したたき台を策定する。	○我が国が主導して策定した原案をもとに各国と議論し、エコイノベーションを実現するためのロードマップを完成させ、国際的な合意を得る。	

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		①環境を『力』にする ビジネスの推進	○エコイノベーションの 進捗についての計測手法 の検討を行う。	
		○我が国の環境技術のう ち、特に優れたものにつ いて国内外に効果的・効 率的に広報する手段を検 討し、具体化する。	○我が国の環境技術のう ち、特に優れたものにつ いて国内外に効果的・効 率的に広報する。	○我が国の環境技術の国 内外への認知度を向上さ せ、普及を拡大する。
		○政策対話等を通じて、 中国との循環型都市に関 する協力を始め、3R分 野の人材育成等の技術協 力を推進する。	○政策対話等を通じて、 中国との循環型都市に関 する協力を始め、3R分 野の人材育成等の技術協 力を推進する。	○東アジア諸国との二国 間協力を通じて、我が国 の先進的な3R技術の普 及や制度構築を進める。
		(環境問題、省エネル ギー、再生可能エネル ギーに係る人材の養成) ○第3回東アジア首脳会 議における日本の環境協 力イニシアティブに基づ き、ODAを活用して、 アジア地域における環境 関連制度の構築を図るた めに、専門家派遣や研修 生受入を実施し、人材養 成を推進する。	(環境問題、省エネル ギー、再生可能エネル ギーに係る人材の養成) ○第3回東アジア首脳会 議における日本の環境協 力イニシアティブに基づ き、ODAを活用して、 アジア地域における環境 関連制度の構築を図るた めに、専門家派遣や研修 生受入を実施し、人材養 成を推進する。	(環境問題、省エネル ギー、再生可能エネル ギーに係る人材の養成) ○アジアの政府、企業、 大学等との連携等によ り、環境分野に強い人材 育成を推進する。
		○産業界と連携して、企 業の環境管理の取組を フォローアップし、人材 養成を促進する。	○産業界と連携して、企 業の環境管理の取組を フォローアップし、人材 養成を促進する。	○産業界と連携して、企 業の環境管理のための人 材養成を促進する。
		(環境ソリューション サービス) ○産学官が連携する場 (コンソーシアム)を2 008年度中に創設す る。	(環境ソリューション サービス) ○産学官が連携する場 において、ニーズとシー ズのマッチング、多様な環 境力の融合を行う。	(環境ソリューション サービス) ○引き続き、産学官が連 携する場において、ニー ズとシーズのマッチン グ、多様な環境力の融合 を行う。
		(アジアの環境市場の高 度化) ○環境協力による公害防 止管理者制度の導入支援 を中国、ベトナム等アジ ア諸国に実施するととも に、ERIA政策研究に よる各国の環境政策レ ビュープロジェクトを開 始する。	(アジアの環境市場の高 度化) ○公害防止管理者制度の 導入支援をアジア諸国に 引き続き実施する。ER IA政策研究による各国 の環境政策レビュープロ ジェクトの成果を取りま とめ、各国に普及させ、 政策提言を行う。	(アジアの環境市場の高 度化) ○公害防止管理者制度の 導入支援を通じて、アジ ア諸国の環境管理体制を 確立させる。ERIA政 策研究による各国の環 境政策レビュープロジェ クトを引き続き実施する。
		(環境力を活かした地域 の活性化) ○「1人1日1kg」の 温室効果ガス削減をモ ットーとした地域ぐる みの国民運動を促進す るため、企業・個人に向 けて温室効果ガスの排 出削減につながる取組 への助言や排出削減の 普及啓発などを行うビ ジネスに対して支援を 行う。	(環境力を活かした地域 の活性化) ○環境負荷低減に資す る国民運動の取組を全 国的に展開させ、国民 全体で低炭素社会の構 築を目指す。	(環境力を活かした地域 の活性化) ○環境負荷低減に資す る国民運動の取組を全 国的に展開させ、国民 全体で低炭素社会の構 築を目指す。

1 我が国の国際競争力の強化  
第1 国際競争力の強化



項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
	①環境を『力』にする ビジネスの推進	<p>(新たな環境経営評価手法の開発・普及) ○日本企業の優れた「環境力」が適切に評価される新たな環境経営評価手法の開発・普及に向けた取組に着手する。</p> <p>(製品等におけるCO2排出量の算定基準) ○CO2排出量を原料の調達から製造、使用を経て廃棄されるまでのライフサイクルで定量化し、商品パッケージにラベリングする「カーボンフットプリント」等の実現を目指し、CO2排出量の計算方法のモデルを作成するとともに、CO2排出量の計算・表示方法の検討を進める。</p> <p>○企業に環境情報をどのように開示させていくか、更なる定量化の可能性などを含め、調査検討を行う。加えて、機関投資家や個人投資家がその投資判断において企業の環境情報を取り入れることを推進するための方策について調査検討も行う。</p> <p>○2008年中を目標に、各国の法令等及び対応技術のデータベース化に必要な事項を整理するとともに、民間を中心としたデータベースに係る企画等の枠組みを決定する。</p> <p>○民間企業を中心とした我が国の優れた環境技術・環境配慮型製品を世界へ発信するとともに、エコライフスタイルを促す生活文化を消費者へ発信する。</p> <p>○「公害防止ガイドラインフォローアップ会合」を開催し、企業の自主的な公害防止管理に関する取組状況を把握するとともに、企業における具体的な取組事例を収集し、HP等で紹介する。こうした取組を通じて、企業の自主的な公害防止管理に関する取組を促進する。</p>	<p>(新たな環境経営評価手法の開発・普及) ○日本企業の優れた「環境力」が適切に評価される新たな環境経営評価手法の開発・普及に向けた取組を推進する。</p> <p>(製品等におけるCO2排出量の算定基準) ○CO2排出量の計算方法について、実証実験等を通してモデルを検証するとともに、CO2排出量の計算・表示方法のガイドラインを作成する。</p> <p>○金融面からの環境配慮を促進する。そのため、投融資、保険等の金融全般にわたって環境配慮のあり方を明らかにする。また、企業の環境配慮状況に関する情報開示を促進する等、そのための環境整備に努める。</p> <p>○2010年度までに、各国からの信頼性の高い環境関連の規制情報の提供を受け、世界のサプライヤーへ向け、誰もが利用できる安価で有効な環境関連の規制情報の提供を行うデータベースの構築を目指し、与条件整理を行う。</p> <p>○引き続き、企業の自主的な公害防止管理に関する取組を促進する。</p>

1 我が国の国際競争力の強化  
第1 国際競争力の強化



項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
1 我が国の国際競争力の強化	①環境を『力』にする ビジネスの推進	○2007年度ガイドラインを用いて行った地方公共団体へのケーススタディの結果を踏まえ、課題等を検討し、必要に応じて修正を加えてガイドラインのより一層の充実化を図る。	○グリーン購入の取組の進展が比較的遅れている小さな市町村等のためのグリーン購入取組ガイドラインや、地方における説明会等により、地方公共団体のグリーン購入への取組支援を行い、地方公共団体のグリーン購入実施率の拡大を図る。	○2015年までに地方公共団体のグリーン購入実施率を100%とする。
	②地球温暖化対策の推進	○改定された「京都議定書目標達成計画」に基づく対策・施策（自主行動計画の拡大・強化、省エネ・新エネ対策、国内クレジット制度の構築など中小企業の排出削減対策、代替フロン等3ガスの排出抑制対策）に取組むとともに、進捗点検を行い、6%削減目標の達成に確実に期す。	○京都議定書上の6%削減目標の達成に確実に期す。	○京都議定書上の6%削減目標を確実に達成する。
		○全ての主要経済国が責任ある形で参加する、実効性ある衡平な国際枠組みの構築に向けて、議長国を務める本年7月の北海道洞爺湖サミット等の場を活用しながら、国際的な議論を主導する。	○全ての主要経済国が責任ある形で参加する、実効性ある衡平な国際枠組みの構築に向けて、様々な国際交渉等の場を活用しながら、国際的な議論を主導する。	○主要経済国とともに、2050年までの世界全体の温室効果ガス排出の半減に向けた取組を進める。
		○二酸化炭素回収・貯留（CCS）の導入に向け、コスト削減、安全評価等の技術開発や導入に向けた方策の検討を継続する。	○CCSの実現に向けて、CCS事業の信頼醸成に係る安全性評価手法の整備等に着手する。また、CCS運用コストを実用的なレベルまで削減するための技術開発を促進する。	○国内での地中帯水層貯留（100万t/年規模）の実現に必要な技術を確立する。
	③3R技術・システムによる資源生産性向上プラン	○3R推進のための様々な技術開発支援を推進する。	○3R推進のための様々な技術開発支援を推進する。	○2015年度において、我が国における資源生産性を2000年度から6割向上（約42万円/トン：循環型社会形成推進基本計画における現在の目標）させる。
	○第2次循環型社会形成推進基本計画を実施するため、関係機関との連携体制を強化する。	○閣議の他関連する閣僚会議・関係府省連絡会議などの場を通じて緊密な連携を図る。循環型社会に資する予算や情報を一元的に把握する。	○第2次循環基本計画の各種目標を達成する。	
	○資源有効利用促進法をはじめ各種リサイクル法の評価・検討を行うなど、リサイクル関連制度の高度化を推進する。	○資源有効利用促進法や各種個別リサイクル法の評価・検討を行うなど、リサイクル関連制度の高度化を推進する。		

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		1 我が国の国際競争力の強化 第1 国際競争力の強化	③ 3 R技術・システムによる資源生産性向上プラン	<p>○川上・川下の事業者のすりあわせによる資源投入量の最小化を図る省資源ものづくりを促進するための制度を整備するとともに、モデル事業等を通じた優良事例の創出、情報伝達ルールの整備等を推進する。</p>
<p>○再生資源の利用を含む3 R配慮設計を行った製品の市場拡大に向けて、企業が消費者に提供すべき3 R配慮情報を分かりやすく提供するための性能評価手法や情報提供システムの開発検討、実証実験の実施等を行う。また、使用済製品の回収の促進を図るため、消費者への効果的な情報提供の方策について検討を行う。</p>	<p>○再生資源の利用を含む3 R配慮設計を行った製品の市場拡大に向けて、企業が消費者に提供すべき3 R配慮情報を分かりやすく提供するための性能評価手法や情報提供システムの開発検討、実証実験の実施等を行う。また、使用済製品の回収の促進を図るため、消費者への効果的な情報提供の方策について検討を行う。</p>			
<p>○我が国主導の下、ライフサイクル全体を視野に入れた電気電子製品の環境配慮に係る国際規格を2008年度に策定する。</p>	<p>○我が国主導の下、ライフサイクル全体を視野に入れた個別の電気電子製品の環境配慮に係る国際規格の策定作業を推進。</p>			<p>○環境配慮設計に係る国際標準化を通じて電気電子製品分野の国際競争力強化を目指す。</p>
<p>○地域において廃棄物から資源とエネルギーを回収・利用するシステムの整備を支援する。</p>				<p>○廃棄物発電の導入や、廃棄物系バイオマスの有効活用などを通じて、循環型社会と低炭素社会の統合的取組を進める。</p>
<p>○日本で開催するG8サミットに向けて、国際的に3 Rを推進する具体的な方策を取りまとめ、3 Rイニシアティブを推進する。</p>	<p>○資源生産性に関するOECD理事会勧告に基づく物質フロー・資源生産性の評価・活用手法に関する国際共同研究等に主導的に取り組む。</p>			<p>○資源生産性等に関する指標や政策目標設定手法に関するOECD等における取組成果の活用を国際的に促進すること等により循環型社会の構築を国際的に推進する。</p>
<p>○バーゼル条約の枠組みを活用しながら、アジア諸国におけるE-waste（廃電気電子製品）等の適正な輸出入確保のため、情報共有等の国際的な取組を充実させる。</p>	<p>○アジア諸国における有害廃棄物等（特にE-waste）の基準等に関し、バーゼル条約の枠組みを活用しながら、アジア諸国と情報共有する。</p>			<p>○有害廃棄物等の適正な輸出入確保のため、有害廃棄物等の基準や運用に関し、アジアで共有できるリスト（アジア・リスティング）を作成し、関係国で活用する。</p>
<p>○日本で開催するG8サミットに向けて、循環型社会白書英訳版を作成し、広く3 Rの技術を情報発信する。</p>				
<p>○循環型社会地域支援事業等を通して、循環型のビジネスモデルや地域モデル形成の支援及び地域循環圏の構築等を進め、またその情報をリスタイルや審議会等のあらゆる場において発信することで、更なる周知・取組を推進する。</p>	<p>○循環型社会地域支援事業等を通して、循環型のビジネスモデルや地域モデル形成の支援及び地域循環圏の構築等を進め、またその情報をリスタイルや審議会等のあらゆる場において発信することで、更なる周知・取組を推進する。</p>			

項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)	
	④生物多様性の保全と持続可能な利用の推進	○企業などが生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針となる生物多様性企業活動ガイドラインの策定に向けた検討を開始する。	○企業などが生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針となる生物多様性企業活動ガイドラインを策定する。	○生物多様性の観点の企業活動への組み込みの定着を図り、生物多様性の保全と両立した持続可能な経済活動の発展を促進する
	○物質循環や生態系とといった観点から特に先進的な海域の環境保全に取り組んでいる地域においてモニタリング調査等を支援し、その効果を明らかにすることで、里海的重要性・創生の有効性について理解促進を図る。	○先進的な海域の環境保全に取り組んでいる地域の支援結果を踏まえ、里海創生モデル海域を選定するとともに、里海づくりマニュアルとして取りまとめることで今後の里海づくり、自然共生型のまちづくりを促進する。		
(4) 産業競争力を支える国際物流競争力の強化  (国内物流インフラ整備については、第5.2.(2)にて後掲)	○アジアワイドの官民連携体制構築に向けた働きかけ等を行う。		○アジアワイドで構築された官民連携体制をベースに国際物流に関する政策協調を実現する。 ○2015年のアセアン統合を視野に入れ、中長期的にアセアン域内での物流コスト、及びリードタイムの半減を目指す。	
1 我が国の国際競争力の強化 第1 国際競争力の強化	○2008年度までに電子タグやGPSをアジア域内の国際物流において実導入するための環境整備を行う。		○後発国を含めた普及を継続して推進する。	
	○アセアン各国への電子タグ導入を支援する。			
	○アセアンの広域物流網の整備への支援については、相手国政府との協議も行いつつ、実施状況を評価し、所要の見直しを行う。  ○インドの港湾・鉄道等のインフラ整備への支援については、ボトルネックを特定し、対処方針について日印政府関係者等で検討を進める。	○アセアンの広域物流網の整備への支援については、引き続き、相手国政府との協議も行いつつ、実施状況を評価し、所要の見直しを行う。  ○インドの港湾・鉄道等のインフラ整備への支援については、引き続き、対処方針について日印政府関係者等で検討を進める。		
	○我が国主導の下、輸送・輸出手続での電子タグ利用に係る国際規格を策定する。			
	○2006年度以降、当該規格に基づきアジア域内をはじめとした国際的な実証モデル事業を実施する(3年計画)。			
	○ASEAN諸国における貿易手続の電子化の促進等を働きかける。	○ASEAN諸国における貿易手続の電子化の促進等を働きかける。	○日アセアン双方の貿易手続のシングルウィンドウ化を実現する。	

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		(4) 産業競争力を支える国際物流競争力の強化  1 我が国の国際競争力の強化 第1 国際競争力の強化	<p>○国の枠を超えた広域物流ルートを東アジア・ASEAN経済研究所(ERIA)での研究等を通じて引き続き整備する。</p>	<p>○国の枠を超えた広域物流ルートを東アジア・ASEAN経済研究所(ERIA)での研究等を通じて引き続き整備する。</p>
<p>○モデル国において、相手国の適切な機関と協力して、2007年度に策定した人材育成プログラムを実施する。</p>	<p>○我が国の「物流技術管理士制度」をモデルにした資格制度の構築等を通じ、アセアンにおける物流人材レベルの向上を目指す。</p>		<p>○我が国の「物流技術管理士制度」をモデルにした資格制度の構築等を通じ、アジアにおける物流人材レベルの向上を目指す。</p>	
<p>○原油価格高騰の影響を受けにくい効率的な物流の実現に取り組む。</p>			<p>○原油価格高騰の影響を受けにくい効率的な物流の実現に取り組む。</p>	
<p>○CNGトラック等及びEMS等のエコドライブ関連機器の普及等によるトラック業界の省エネ体質を推進する。</p> <p>○大型CNGトラック等次世代低公害車の技術開発を推進する。</p>			<p>○CNG自動車等低公害車の一層の普及等に取り組むことにより、トラック業界の原油価格高騰の影響を受けにくい省エネ体質を強化する。</p>	
<p>○「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案」が第169回国会で成立したことを受け、日本船舶・船員確保計画の認定スキームを円滑かつ速やかに施行させるべく、基本方針を策定し、当該認定スキームに基づき、安定的な国際海上輸送の確保を図る。</p>	<p>○海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画の認定スキームの適切な運用を図ることにより、日本籍船・日本人船員の着実な増加を図り、もって安定的な国際海上輸送の確保を図る。</p>			

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
1 我が国の国際競争力の強化 第1 国際競争力の強化	(5) 農林水産業の国際競争力強化			
	①「21世紀新農政2008」(平成20年5月7日)の推進	○「21世紀新農政2008」に掲げられた目標実現に向けて、各般の施策を推進する。	○「21世紀新農政2008」に掲げられた目標実現に向けて、各般の施策を推進する。	○「21世紀新農政2008」に掲げられた目標実現に向けて、各般の施策を推進する。
	○国際的な食糧事情を踏まえた食料安全保障の確保	○食料需給等の情報を一元的に収集・分析するための体制を整備する。		
		○稲ホールクロップサイレージや青刈りとうもろこしをはじめとする飼料作物の生産促進やエコフィードの生産・利用の促進等による飼料自給率向上を推進する。	○稲ホールクロップサイレージや青刈りとうもろこしをはじめとする飼料作物の生産促進やエコフィードの生産・利用の促進等による飼料自給率向上を推進する。	
		○総合的な輸出戦略に沿って、輸出ビジネスモデル戦略の策定等の輸出促進施策を推進する。	○総合的な輸出戦略に沿って、輸出環境の整備、品目別の戦略的な輸出促進、意欲ある農林漁業者等に対する支援、日本食・日本食材等の海外への情報発信を推進する。	○農林水産物・食品の輸出額を2013年までに1兆円規模とする。
				○農協の経済事業の改革とともに、物流コストの削減などにより食料供給コストを5年で2割縮減する。
	○消費者の「食」への信頼確保と食生活の充実を図る施策の展開	○食の安全と消費者の信頼を確保する。		○食の安全と消費者の信頼を確保する。
				○2011年度までにおおむね全ての主要な産地(2,000産地)においてGAPの導入を目指す。
		○微生物等による畜産物汚染のリスクを低減するため、HACCP手法を活用した生産段階における飼養衛生管理を行うこととし、HACCP管理基準を策定するとともに農場指導員を養成	○農場指導員による農場指導や生産者に対する講習会を通じ、HACCP管理を全国的に普及	○HACCP手法を用いた農場を全国的に広げる。(5,000農場)
			○2010年までに学校給食における地場産品の使用割合30%以上を目指す	
	○人材育成等を通じて中小規模の食品製造事業者を中心に、HACCP手法導入の推進を図る。	○人材育成等を通じて中小規模の食品製造事業者を中心に、HACCP手法導入の推進を図る。	○人材育成等を通じて中小規模の食品製造事業者を中心に、HACCP手法導入の推進を図る。	
	○180団体以上の食品事業者団体において自主行動計画の策定を目指す。	○7割以上の中小事業者において企業行動規範の策定を目指す。		



	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		○消費者の「食」への信頼確保と食生活の充実を図る施策の展開	○米を中心とする食生活の実践及び米飯学校給食の一層の普及・定着に向けた取組を推進する。	○米を中心とする食生活の実践及び米飯学校給食の一層の普及・定着に向けた取組を推進する。
		○農林漁業体験活動を通じて食や農への理解を増進する。	○農林漁業体験活動を通じて食や農への理解を増進する。	○農林漁業体験活動を通じて食や農への理解を増進する。
	○国内農業の体質強化による食料供給力の確保		○2010年度までに一般企業等の農業参入法人数を500とする。	
		○水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）について、市町村特認制度の創設、申請手続の簡素化等の改善の内容を現場に周知しながら、着実に推進するとともに、異業種との提携等も活用した農産物の加工販売等多様な農業経営の発展を促す。		○2015年までに、効率的かつ安定的な農業経営が農地の7～8割を経営するようにするとともに、その7割程度を面的に集積することを目指す。
		○食料の生産基盤である農地の確保・有効利用を促進するため、「農地政策の展開方向について」（2007年11月6日農林水産省）に基づき、全体の改革が遅くとも2009年度中に新たな仕組みとして始められるよう、順次具体化する。		
		○農業用水の機能をもつとも効果的かつ経済的に確保するため、既存施設の有効活用や長寿命化を図る。		○2011年度までに全ての国営造成施設について機能診断調査を行う。
		○農内外からの若者の就農促進、女性・高齢者等多様な人材が活躍できる環境づくりに努める。	○農内外からの若者の就農促進、女性・高齢者等多様な人材が活躍できる環境づくりに努める。	○農内外からの若者の就農促進、女性・高齢者等多様な人材が活躍できる環境づくりに努める。
		○東アジアへの我が国食品産業の海外展開を促進するため、関係国の投資情報の収集・提供、投資促進セミナーの開催、海外進出のための技術実証等の実施を支援する。	○東アジアにおける我が国食品産業の活動規模（売上高）を2010年度には110～125億ドル程度とする。	
		○技術と知財の力で新産業分野の開拓を図る。		○技術と知財の力で新産業分野の開拓を図る。
			○植物新品種の登録出願件数を5年で5割増にする（2,000件超にする）。	
		○東アジア品種保護フォーラム会合を開催し、参加国間での共通認識の醸成を図る。		○東アジア品種保護フォーラム会合を開催し、「アジアの知的財産共通システム（仮称）」の構築を図る。

1 我が国の国際競争力の強化  
第1 国際競争力の強化

項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
	<p>○国内農業の体質強化による食料供給力の確保</p> <p>○資源・環境対策の推進</p>	<p>【バイオマス】</p> <p>○食料供給と競合しない稲わらや間伐材等の非食用資源からバイオ燃料を生産する「日本型バイオ燃料生産拡大対策」を推進する。</p> <p>【地球温暖化対策】</p> <p>○「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」に基づき、農林水産分野における地球温暖化対策を総合的に推進する。</p> <p>○地域の持つエネルギー資源の発掘・統合などにより地産地消のエネルギー資源の開拓を進める。</p> <p>○農林水産物等の省CO2効果の「見える化」を推進する。</p> <p>【生物多様性保全対策】</p> <p>○「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、農林水産業における生物多様性保全を推進する。</p>	<p>○2010年度には、農政改革の包括的点検を実施する。</p> <p>【バイオマス】</p> <p>○食料供給と競合しない稲わらや間伐材等の非食用資源からバイオ燃料を生産する「日本型バイオ燃料生産拡大対策」を推進する。</p> <p>○2010年度までにバイオマスタウンを300地区構築する。</p> <p>【地球温暖化対策】</p> <p>○「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」に基づき、農林水産分野における地球温暖化対策を総合的に推進する。</p> <p>○地域の持つエネルギー資源の発掘・統合などにより地産地消のエネルギー資源の開拓を進める。</p> <p>○農林水産物等の省CO2効果の「見える化」を推進する（表示ガイドラインの作成）。</p> <p>○農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の向上に向けたモデル地区での実証を実施する。</p> <p>【生物多様性保全対策】</p> <p>○「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、農林水産業における生物多様性保全を推進する。</p> <p>○2010年に名古屋市で開催される予定の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）に向け、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標について、候補種の選定など開発を進める。</p>
<p>②林業・水産業の競争力強化</p>	<p>○国際競争力の向上等に向けて、森林・林業基本計画及び水産基本計画に基づく施策を推進する。</p>	<p>○国際競争力の向上等に向けて、森林・林業基本計画及び水産基本計画に基づく施策を推進する。</p>	<p>○国際競争力の向上等に向けて、森林・林業基本計画及び水産基本計画に基づく施策を推進する。</p>

1 我が国の国際競争力の強化  
第1 国際競争力の強化

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		1 我が国の国際競争力の強化 第1 国際競争力の強化	(6) 観光立国の実現と交流人口の拡大	○2008年は、訪日旅行者の満足度を高め、リピーター化を促進すべく、「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト」として、我が国の観光魅力の一層の発信強化・拡大等に取り組むほか、ICカードの共通化・相互利用化などの旅行者の利便性の増進を図る。あわせて、国際会議の開催・誘致を推進する。
○「国際会議の開催・誘致推進による国際交流拡大プログラム」(平成19年5月策定)に基づき、国際会議誘致・開催の取組を推進する。	○「国際会議の開催・誘致推進による国際交流拡大プログラム」(平成19年5月策定)に基づき、国際会議誘致・開催の取組を推進する。			○「国際会議の開催・誘致推進による国際交流拡大プログラム」(平成19年5月策定)に基づき、国際会議誘致・開催の取組を推進し、2011年までに主要な国際会議の開催件数を5割以上伸ばす。
○観光圏整備事業の創設等により国際競争力の高い魅力ある観光地づくりの取組を進めるとともに、外国人旅行者等に優しい旅行環境の整備、景観法の活用等による良好な景観の形成を図る。広域観光振興の取組を推進する。	○国際競争力の高い魅力ある観光地づくりの取組、外国人旅行者等に優しい旅行環境の整備、景観法の活用等による良好な景観の形成、広域観光振興の取組を推進する。			○国際競争力の高い魅力ある観光地づくりの取組、外国人旅行者等に優しい旅行環境の整備、景観法の活用等による良好な景観の形成、広域観光振興の取組を推進する。  ○当該施策の効果などを検証し、「観光立国推進基本計画」の改訂に反映する。
○顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた新たな観光・集客ビジネスモデルの確立を支援する。  ○ニューツーリズムの創出と流通を促進するため、データベースの構築や実証事業等を行う「ニューツーリズム創出・流通促進事業」を実施する。	○顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた新たな観光・集客ビジネスモデルの確立を支援する。			○顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた新たな観光・集客ビジネスモデルの確立を支援する。  ○当該施策の効果などを検証し、「観光立国推進基本計画」の改訂に反映する。

項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
	(6) 観光立国の実現と交流人口の拡大  1 我が国の国際競争力の強化 第1 国際競争力の強化	<p>○宿泊産業等のイノベーションの促進など、観光産業の国際競争力の強化に取り組む。「広域・総合観光集客サービス支援事業」や観光事業者の技能評価手法の検討等を通じ、観光・集客サービス産業の競争力向上を図る。</p> <p>○「観光関係人材育成のための産学連携検討会議」の開催における情報共有化及び連携方策の検討、観光地域づくりを担う人材を育成・選定登録し、地域への橋渡しを行う「観光地域プロデューサー事業」の創設実施や「集客交流経営人材育成事業」等を通じ、観光の振興に寄与する人材の育成を推進する。</p> <p>○観光統計の整備については、「旅行・観光消費動向調査」及び2007年から実施している「宿泊旅行統計調査」の円滑な実施を図る。</p> <p>○「中小企業地域資源活用プログラム」の実施等を通じ、地域の中小企業による観光資源を活用した取組への支援を推進する。</p> <p>○2009年度までに成田空港の能力を約1割増強するための施設整備を推進する。</p> <p>○2010年内に羽田空港の能力を約4割増強するための施設整備を推進する。</p> <p>○空港へのアクセス改善（2010年度に都心～成田空港間を30分台にする等）、利便性向上を推進する。</p> <p>○国際線・国内線の接続を改善し、海外と地方の間のアクセスを向上する。</p> <p>○「21世紀東アジア青少年大交流計画」の下で、アジア各国から、平成19年度以降の5年間、毎年6000人程度の青少年を日本に招き、日本の幅広い分野の若者や市民との交流活動を通じた相互理解の促進を図る。</p>	<p>○宿泊産業等のイノベーションの促進など、観光産業の国際競争力の強化に取り組む。「広域・総合観光集客サービス支援事業」や観光事業者の技能評価手法の検討等を通じ、観光・集客サービス産業の競争力向上を図る。</p> <p>○「観光関係人材育成のための産学連携検討会議」の開催における情報共有化及び連携方策の検討、観光地域づくりを担う人材を育成・選定登録し、地域への橋渡しを行う「観光地域プロデューサー事業」の推進等を通じ、観光の振興に寄与する人材の育成を推進する。</p> <p>○観光統計の整備については、「旅行・観光消費動向調査」及び2007年から実施している「宿泊旅行統計調査」の円滑な実施を図る。</p> <p>○「中小企業地域資源活用プログラム」の実施等を通じ、地域の中小企業による観光資源を活用した取組への支援を推進する。</p> <p>○2009年度までに成田空港の能力を約1割増強するための施設整備を推進する。</p> <p>○2010年内に羽田空港の能力を約4割増強するための施設整備を推進する。</p> <p>○空港へのアクセス改善（2010年度に都心～成田空港間を30分台にする等）、利便性向上を推進する。</p> <p>○国際線・国内線の接続を改善し、海外と地方の間のアクセスを向上する。</p> <p>○「21世紀東アジア青少年大交流計画」の下で、アジア各国から、平成19年度以降の5年間、毎年6001人程度の青少年を日本に招き、日本の幅広い分野の若者や市民との交流活動を通じた相互理解の促進を図る。</p>



項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		(7) 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化  1 我が国の国際競争力の強化 第1 国際競争力の強化	○「新医療機器産業ビジョン（仮称）」を策定する。	
○医療機器について関係各省との連携による官民共同の研究を推進するとともに、効果的・効率的な研究開発体制を構築する。	○医療機器について関係各省との連携による官民共同の研究を推進するとともに、効果的・効率的な研究開発体制を構築する。		○製薬企業の経営の効率化、安定化の促進等により、世界レベルで10位以内の規模の内資系製薬企業が出現することを目標にする。	
○分野別推進戦略に基づく、基礎研究から臨床研究への橋渡し研究や臨床研究の実施環境整備の充実を行う。	○分野別推進戦略に基づく、基礎研究から臨床研究への橋渡し研究や臨床研究の実施環境整備の充実を行う。		○内外資問わず、製薬企業の日本国内における研究開発投資を増加させ、それにより生み出された新薬の数も増加させる。	
○良質な医薬品・医療機器をより迅速に国民に届けるため、2007年3月に策定した「新たな治験活性化5カ年計画」に基づき、治験・臨床研究の充実等の施策を実施する。	○「新たな治験活性化5カ年計画」の進捗状況を確認しつつ、治験・臨床研究の推進を図る。		○医療機器産業の国際競争力指数（輸出収入支額）／（輸出額＋輸入額）を大幅に改善する。	
○アジア地域を中心とする国際共同治験の推進を図る。				
○ヒト（自己）由来細胞・組織加工医薬品等の品質及び安全性の確保に関する指針（2007年度策定）に引き続き、ヒト（同種）由来細胞・組織加工製品に関する指針を策定する。			○2011年度までに、新薬の上市までの期間を2.5年短縮する。	
○医療機器の軽微な改良の場合の取扱いを適切な範囲に見直す等、規制のあり方を検討する。				
○品質、有効性及び安全性に優れた医薬品・医療機器の国民への迅速な提供を目的とした、承認審査に係る体制の充実を図る。	○2010年度までに医薬品の審査員を、2007年度比で倍増(236名増)させる。 ○品質、有効性及び安全性に優れた医薬品・医療機器の国民への迅速な提供を目的とした、承認審査に係る体制の充実を図る。			
○品質、有効性及び安全性に優れた医療機器の国民への迅速な提供を目的とした、医療機器開発の迅速化と承認審査の円滑化に資する評価指標ガイドラインを個別の分野毎に策定する。				
○医療機器分野への新規参入及び医療機器への部材・部品供給の活性化するための方策について検討する。				



項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		(7) 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化  1 我が国の国際競争力の強化 第1 国際競争力の強化		○医薬品等による健康被害の再発防止に向けた市販後安全対策の充実・強化を図る。
○革新的創薬等のための官民対話及び医療機器のための官民対話を年1～2度実施する。				
○官民対話の下に設置した関係省、研究機関及び産業界による連携組織において、医薬品・医療機器分野内での重点研究開発領域、ベンチャー企業の育成策、臨床研究・治験環境の整備をテーマとして意見の調整等を行う。				
○「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」について、見直し及びフォローアップを行う。				
○高度な国際共同治験が実施が可能なグローバル臨床拠点を整備する。	○グローバル臨床拠点を中心として、国際共同治験の推進を図る。			
○医療機器について、医療現場で最先端の機器を世界に先駆けて使える魅力的な国内市場とするよう、厚生労働省、経済産業省等関係府省及び産学官等が連携して、審査体制の拡充を始めとする、「デバイス・ラグ」の解消に向けたアクションプログラムを平成20年秋中に策定する。				
○「先端医療開発特区」等を積極的に活用し、円滑な国際的連携等を通じて、世界最高水準の医薬品・医療機器を提供する研究開発体制を実現するために必要な環境整備を進める。	○「先端医療開発特区」等の積極的な活用と研究開発費の確保、研究開発の集中投資や臨床研究・治験環境の整備、円滑な国際的連携等を通じて、世界最高水準の医薬品・医療機器を提供する研究開発体制を実現するために必要な環境整備を進める。			
○後発医薬品の市場シェアの大幅な拡大を目指す。	○後発医薬品の市場シェアの大幅な拡大を目指す。		○2012年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上にする。	
○製薬企業の経営の効率化、安定化の促進、ベンチャー企業育成等により、製薬メーカー1社当たりのパイプライン（臨床段階の新薬候補物質）数の増加を図るとともに、各社の研究開発体制を効率化する。				

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		(7) 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化	○ベンチャーを育成する観点からも、関係各省の連携により基礎研究から臨床研究への橋渡し研究に対する支援策の拡充を図る。 ○ベンチャー企業が治験等に係る相談が円滑に実施できるよう支援する。	○ベンチャーを育成する観点からも、関係各省の連携により基礎研究から臨床研究への橋渡し研究に対する支援策の拡充を図る。 ○ベンチャー企業が治験等に係る相談が円滑に実施できるよう支援する。
○大企業とベンチャーのマッチングの機会を提供する。				
○iPS細胞関連技術については、技術開発や戦略的な特許取得を進めるため、産学連携による集中的な研究開発支援や環境整備等を行う。				
(8) 内需依存型産業の国際展開支援など				
1 我が国の国際競争力の強化 第1 国際競争力の強化	①内需依存型産業の国際展開支援	(日用品) ○我が国のインテリア関連製品(家具、食器等)であって、世界の生活者に訴求することができる「モノ作りの強み」及び「モノ語りの魅力」を兼ね備える製品を選定した上で、これらをライフスタイル型の提案として海外の代表的な展示会に出席支援すること等により、世界で通用するブランドを構築するための取組を引き続き実施する。	(日用品) ○我が国のインテリア関連製品(家具、食器等)であって、世界の生活者に訴求することができる「モノ作りの強み」及び「モノ語りの魅力」を兼ね備える製品を選定した上で、これらをライフスタイル型の提案として海外の代表的な展示会に出席支援すること等により、世界で通用するブランドを構築するための取組を引き続き実施する。	(日用品) ○真に世界で通用するグローバルブランドを確立する。
		(ファッション) ○国際的な情報発信・商談機能の強化、国内繊維産地との連携促進等を通じて、東京をアジアのハブとなるファッション・ビジネス拠点及び若手デザイナーの登竜門として整備すべく、「東京発 日本ファッション・ウィーク(JFW)」の開催を支援する。また、日本最大の総合生地見本市である「ジャパン・クリエーション(JC)」をJFW傘下で開催し、中小企業性の高い繊維産地のより一層の対外情報発信力強化を図る。	(ファッション) ○「東京発 日本ファッション・ウィーク(JFW)」の継続的開催を通じて、東京のファッション・ビジネス拠点及び若手デザイナーの登竜門としてのさらなる機能強化を図る。	(ファッション) ○「東京発 日本ファッション・ウィーク(JFW)」の継続的開催を通じて、東京をアジアのファッション・ビジネス拠点及び若手デザイナーの登竜門として確立する。

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		①内需依存型産業の国際展開支援	<p>(鉄道システム) ○交通政策審議会鉄道部会において、海外鉄道プロジェクトの進捗状況を踏まえつつ、我が国の鉄道システムを海外展開するに当たって生じうる諸問題への対応方策についてとりまとめるための検討を行う。また、円借款や輸出信用による資金面のバックアップ等は引き続き実施する。</p> <p>(建設業) ○EPA交渉等による建設市場の改善のための取組等、これまでの取組を引き続き推進するとともに、産官の連携や、トップセールス等による我が国建設業の海外でのプレゼンス向上等の取組を推進する。</p> <p>(超高速船舶) 引き続き、超高速船舶の利用促進に向けて世界に発信する。</p> <p>(水道) ○水道に関連する内外の国際会議等を活用し、我が国水道界の国際展開の取組をアピールするとともに、我が国の水道サービス規格を基にしたアジア各国の国内規格策定支援、我が国の水道運営ノウハウのアジアに向けた発信を推進する。</p> <p>○食に関する伝統的な学問領域に加え、食文化や経営等の観点を含めた食に関する総合的な学問の体系化及びそれらを学べる大学等の教育の充実に向けた取組を促す。</p>	<p>(鉄道システム) ○鉄道関連産業の競争力の強化を図ること等により、海外における鉄道プロジェクトの受注について我が国のシェアの着実な増加を目指す。</p> <p>(建設業) ○短期における取組を引き続き推進するとともに、我が国建設業の国際展開を推進するため、最近の課題に即応した我が国建設業の体質強化を推進する。</p> <p>(水道) ○我が国の水道サービス規格を基にしたアジア各国の国内規格策定支援、我が国の水道運営ノウハウのアジアに向けた発信を推進する。</p> <p>○食に関する伝統的な学問領域に加え、食文化や経営等の観点を含めた食に関する総合的な学問の体系化及びそれらを学べる大学等の教育の充実に向けた取組を促す。</p>
1 第1 我が国の国際競争力の強化 国際競争力の強化	②感性価値創造に向けた取組の推進	○感性価値創造に向けた動きが国全体に広がるよう、「感性価値創造フェア」などの具体的な施策を実施する。 <p>○過去の優れたデザインや匠の技、優れた素材や商品に関するデータを収集・整理し、検索でき、見て触れる場の創出を検討する。</p>	○感性価値創造に向けた動きが国全体に広がるよう、「感性価値創造フェア」などの具体的な施策を実施する。 <p>○過去の優れたデザインや匠の技、優れた素材や商品に関するデータを収集・整理し、検索でき、見て触れる場の創出に取り組む。</p>	○感性を活用した我が国産業の競争力の強化と生活の満足感の向上のために産学官一体となって取り組む。 <p>○感性価値創造を支援するための基盤整備を行う。</p>

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		1 我が国の国際競争力の強化	②感性価値創造に向けた取組の推進	○未就学児への感性教育を推進する。
	○感性を満足させる機能・サービスの提供の創出など、ビジネスへの展開の実践を支援する。  ○自治体などの協力を得、技術と感性の融合や共感・共創の実験場を展開するパイロット事業を推進する。		○感性を考慮する技術やサービスの普及を目指し、研究開発の加速化の支援を行う。  ○パイロット事業をモデルとして、複数の実験場を展開し、感性と技術の融合を促進し、その成果を発信する。	○中長期的な感性・技術に関するロードマップを作成する。
	○文化芸術分野における人材育成について検討を行う。		○文化芸術分野における人材育成を推進する。	○諸情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）」の見直しを行うなど、さらなる文化力の向上に努める。
③国際博覧会の場を通じた地球的課題解決に向けた海外発信	○2010年上海国際博覧会における我が国パビリオンの建設、展示内容の具体化を進めるとともに、日本国内での上海博に向けた機運形成、日本ブランドの再発信を行う。		○2010年上海国際博覧会（2010年5～10月）を通じた「日本ブランド」の国際的発信を行う。	
④「メイドインジャパン開拓プログラム」の推進	○「JAPANブランド」の確立を目指す取組への支援、(独)日本貿易振興機構等による海外展開に係る相談へのアドバイス、セミナーや展示会の開催等及び情報収集・提供等のきめ細やかな支援を行う。			
(9) 優れた投資環境づくりによる対日直接投資の倍増	○対日投資有識者会議の提言も踏まえつつ、2008年秋中に「対日直接投資加速プログラム」を改訂する。	○「対日直接投資加速プログラム」のフォローアップを行いつつ着実に進め、2010年に対日直接投資残高を対GDP比倍増となる5%程度にすることを旨とする。		

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)	
		(1) 「アジア経済・環境共同体」構想等の推進			
第1 国際競争力の強化	2 アジア等海外のダイナミズムの取り込み	①世界で最も環境に優しく、エネルギー制約に強いアジア市場の構築	○「東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）」において、各国の環境政策レビュー、省エネ政策の効果分析、排ガス等自動車利用による環境負荷低減のための実態調査・政策提言を実施し、各国の取り組み状況の「見える化」を図る。	○ERIAにおける各国の環境政策レビュー、省エネ政策の効果分析、排ガス等自動車利用による環境負荷低減のための実態調査・政策提言の結果に基づいて、各国別の環境対策・省エネ政策展開支援を実施。	○引き続き、ERIAを活用し、各国別の環境対策・省エネ政策展開等の状況をレビューする。その結果に基づき、ロードマップの策定、政策提言等を通じて政策展開の支援を実施。政策フォーラムを開催。
			○日本標準となっている環境管理の規格・手法などについて国際的な普及を図るとともに、アジア地域において、酸性雨や黄砂など個別課題ごとに環境モニタリングのネットワークづくり等に取り組み、アジア諸国と共同して国際的な体制づくりを推進する。	○日本標準となっている環境管理の規格・手法などについて、国際規格などにおける位置づけを向上させる。	
				○省エネ、公害対策、3R（リデュース、リユース、リサイクル）分野での研修生受入、専門家派遣を実施。	
			○原子力発電の導入・拡大を目指す国に対し、関連する国際条約・国際的な輸出管理レジーム等の枠組みの範囲内で、国際機関と連携しつつ、核不拡散・原子力安全等の確保に必要な法制度等基盤整備支援を実施。 国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI）を通じ、米 国等海外で日本企業が参加する原子力発電の新規建設・運用に対する金融面での支援に取り組む。	○原子力発電の導入・拡大を目指す国に対し、関連する国際条約・国際的な輸出管理レジーム等の枠組みの範囲内で、国際機関と連携しつつ、核不拡散・原子力安全等の確保に必要な法制度等基盤整備支援を実施。 国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI）を通じ、米 国等海外で日本企業が参加する原子力発電の新規建設・運用に対する金融面での支援に取り組む。	○原子力発電の導入・拡大を目指す国に対し、関連する国際条約・国際的な輸出管理レジーム等の枠組みの範囲内で、国際機関と連携しつつ、核不拡散・原子力安全等の確保に必要な法制度等基盤整備支援を実施。 国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI）を通じ、米 国等海外で日本企業が参加する原子力発電の新規建設・運用に対する金融面での支援に取り組む。
			○エネルギー安全保障上の鍵である石油備蓄について、アジア各国における取組に対する支援・協力を展開するとともに、備蓄取組状況についての調査・把握を開始する。	○引き続き、アジア各国における石油備蓄に対する取組に対する支援・協力を行うとともに、備蓄取組状況についての調査・把握に努める。	○アジア各国の備蓄強化に向けた共通ロードマップを具体化・策定する。
			○国際協力銀行（JBIC）による省エネ関連事業・ファンドへの出資・保証を通じたビジネス展開支援、地球環境問題への貿易保険の積極的活用といった政府系機関による金融支援を実施。		



	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		①世界で最も環境に優しく、エネルギー制約に強いアジア市場の構築	○エコプロダクツ国際展、日中省エネ・環境フォーラム、省エネ・環境相談窓口等の重層的なビジネスマッチングの機会の提供を通じたビジネス追加支援を実施。	○国際エコタウン展などを通じて、環境ビジネスに係るアジアのニーズと我が国のシーズについて、より極めの細かいマッチングを実施する。
		○産学官が連携する場(コンソーシアム)を創設。	○環境ビジネスのアジア展開に向けた産学官協力の推進。	
		○我が国の優れた省水型・環境調和型の水資源管理に係る技術・システムを海外に展開するための体制整備を図る。	○我が国の優れた省水型・環境調和型の水資源管理に係る技術について更に開発を進めるとともに、技術・システムの普及を図る。	○アジア地域等において我が国の優れた省水型・環境調和型の水資源管理に係る技術・システムの普及を図る。
		○アジアの水環境管理の実態把握に向けた調査を開始。	○アジア各国の水環境管理に係る法制度整備やキャパシティビルディングを支援。	○アジア各国の水環境管理に係る法制度整備やキャパシティビルディングを引き続き実施する。
				○環境・省エネ製品の普及に向け、ミッション派遣、国際シンポジウム・セミナー等の開催、技術・サービス等に関する情報提供などを通じ、IT機器の省エネ化、IT活用による環境負荷低減を進めるグリーンITのアジア展開を推進。
		○エコタウンマスタープラン策定のため、事前調査(適地選定)、専門家派遣を行う。	○3R推進に向けたエコタウン協力を拡大し、国際エコタウン展などビジネスマッチングの支援策ともパッケージ化したアジアエコタウンプログラムを展開する。	○3R推進に向けたエコタウン協力を拡大し、国際エコタウン展などビジネスマッチングの支援策ともパッケージ化したアジアエコタウンプログラムを展開する。
		○エコタウン等関連全国行政連絡会を開催し、情報交換、課題の整理を行う。	○中国などに対し、環境保全の観点から循環型経済施策を推進するため、物質循環の各過程における環境配慮施策の実行能力の強化を図るため、情報提供等の支援する。	○中国などに対し、環境保全の観点から循環型経済施策を推進するため、物質循環の各過程における環境配慮施策の実行能力の強化を図るため、情報提供等の支援する。
		○環境管理会計の国際標準化に着手する。	○環境管理会計の国際標準化を通じ、環境経営を促進する。	○環境管理会計の国際標準化等により、環境経営を促進する。
		○アジアにおいて、ERIAを活用し、優先度の高い石炭火力発電所の設備診断による実態把握を実施。 ○アジアにおける新技術の開発・普及を目指し、中国・豪州において、CCS技術協力を開始。	○引き続き、ERIAを活用し、優先度の高い石炭火力発電所の設備診断による実態把握を行うと共に、設備診断に基づいた改修による効率向上を図る。 ○中国・豪州において、CCS技術協力を実施。	○引き続き、ERIAを活用し、優先度の高い石炭火力発電所の設備診断による実態把握を行うと共に、設備診断に基づいた改修による効率向上を図る。 ○中国・豪州において、CCS技術によるゼロエミッション石炭火力の実証運転開始。

2  
アジア等海外のダイナミズムの取り込み  
第1 国際競争力の強化

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		①世界で最も環境に優 しく、エネルギー制約 に強いアジア市場の構 築		○アジアにおける違法伐 採対策及び森林減少・劣 化の防止に貢献するた め、現在運用している衛 星情報を活用した森林資 源管理等に協力する。
第1 国際競争力の強化 2 アジア等海外のダイナミズムの取り込み	②アジアにおける物流 等高度化の推進	○メコン南部経済回廊(第 二東西回廊(ホーチミン ～プノンペン～バンコ ク))をベースにチェン ナイまで繋ぐ「アジア・ サンベルト」構想を策 定。ERIAにおいて、 域内主要都市・産業集積 を結ぶ主要国際ルートに おける標準的な物流所要 時間と物流費用を把握で きるデータベースを構 築。	○ERIAが構築した データベースを活用し、 既存のハード・インフラ 開発計画及び規制の簡素 化・調和によるリードタ イム短縮・コスト削減効 果をシミュレーションす ることにより、共同体形 成に有益な施策に優先順 位づけや物流需要予測等 を実施し、新たな広域物 流開発プロジェクトを策 定。	○アジアにおける物流コ スト対GDPを2020年ま でに半減させることを目 標として、地域物流イン フラ開発計画に沿った ハード・ソフト両面のイン フラ高度化事業を実施 し、モノ・サービスが自 由に行き来する環境の整 備を目指す。
		○物流管理の専門家育 成、環境負荷の低い物流 網構築(グリーン物流の 国際展開)等の具体的な 事業を展開することによ り、物流量の増加が著し い日中韓を始めとしたア ジア地域での物流効率化 を促進。	○引き続き、物流量の増 加が著しい日中韓を始め としたアジア地域での物 流高度化に取り組む。	○日中韓を始めとしたア ジア地域における物流高 度化を実現させる。
		○国際物流におけるセ キュリティの確保と物流 の迅速化・効率化の両立 に対応するため、コンプ ライアンスの体制が整備 された輸出入者等を認定 するAEO(Authorized Economic Operators)制度 の利用促進を図りつつ、 欧米との相互認証に向け た協議に加え、アジアの 主要国におけるAEO制 度の導入を支援する。	○アジア地域でAEO制 度の導入を引き続き支援 しつつ、相互認証に向け た検討・協議をすすめ る。	○アジア地域でAEO制 度の導入を引き続き支援 しつつ、相互認証に向け た検討・協議をすすめ る。

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		第1 国際競争力の強化 2 アジア等海外のダイナミズムの取り込み	②アジアにおける物流等高度化の推進	<p>○次世代シングルウィンドウ（府省共通ポータル）を稼働するとともに、利用者の利便性向上等を図るため、輸出入・港湾関連手続等の貿易関連システムの統合等を推進。</p> <p>○アセアンの貿易手続のシングルウィンドウ化を支援。</p> <p>○アセアンシングルウィンドウをはじめとする各国のシングルウィンドウと我が国のシングルウィンドウとの連携の検討を進める。</p>
<p>（東アジアワイドの産業インフラ整備の推進）</p> <p>○相手国政府との協議も行いつつ、実施状況を評価し、所要の見直しを行う。</p>				<p>（東アジアワイドの産業インフラ整備の推進）</p> <p>○相手国政府との協議も行いつつ、実施状況に加えて、ビジネス環境の改善効果を的確に評価し、所要の見直しを行う。</p>
<p>○インド政府と協議を行いつつ、構想の具体化を進める。</p>				<p>○インド政府と協議を行いつつ、実施状況を評価し、所要の見直しを行う。</p>
③アジアにおける諸制度の調和・高度化の推進	<p>○ASEAN各国の標準化機関の機能底上げ（人材育成、産業界の標準化体制整備）を図る。</p>		<p>○アジア発の国際標準提案に向けた個別分野の協力（共同標準開発、国際規格審議への参加支援等）</p> <p>○当該ファンド等を活用し、上記研究の成果のアジア域内への普及を目指す。</p> <p>○アジア諸国と連携しつつ、域内のマネジメント規格認証制度の実態把握を進め、信頼性確保のための体制整備について研究。</p>	<p>○認証・認定に係る技術力と信頼性の向上に向け、アジア域内の統合的な認定機関の設立の可能性等を含め、ERIA等によるF/S調査を実施。</p>
	<p>○東アジア地域における国際比較性の向上のための産業統計整備を実施。</p>		<p>○東アジア地域における国際比較性の向上のための産業統計整備を実施。</p>	<p>○東アジア製造業産業分類に適応したデータベースの構築等を行うため、引き続き、産業統計整備を実施。</p>
	<p>○統計手法の共通化（最良事例）に関する共同研究及びワークショップ等による人材育成を実施。</p>		<p>○統計手法の共通化（最良事例）に関する共同研究及びワークショップ等による人材育成を実施。</p>	<p>○統計手法の共有化（最良事例）のとりまとめを行う。また、事業成果については、ASEAN統計局長会議等へ報告するとともにセミナー等で域内への普及・啓蒙を図る。</p>

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		③アジアにおける諸制度の調和・高度化の推進	<p>(産業発展を支える技術や制度の「アジア標準」の創出・展開) ○アジア標準として選定した制度・システム(中小企業診断士、情報処理技術者試験、公害防止管理者等)を東アジア諸国に展開する。</p> <p>○海外経済協力会議での合意に基づき、各省で連携し、法制度整備支援に関する基本計画を策定する。 ○E R I Aにおいて、アジア諸国の民事訴訟法・民商事法等の基本法制や知的財産法制・競争法制等の経済法制、関税関係法制などの法制度の整備・運用上の課題を研究する。</p>	<p>(産業発展を支える技術や制度の「アジア標準」の創出・展開) ○東アジアワイドの制度構築の成功モデル例を作り上げる。</p> <p>○アジアを中心とした法制度整備を戦略的に支援する。</p>
2 アジア等海外のダイナミズムの取り込み	④アジア域内の知識経済化に向けた取組	<p>(アジアにおけるセキュアなビジネス環境の構築) ○E R I Aを活用し、企業の情報セキュリティ水準を自己診断するための共通ベンチマークの策定、海外業務委託先のセキュリティチェックを行うための共通水準の策定、国際標準に基づく情報セキュリティマネジメントシステム(I S M S)の導入を支援する。 ○アジアにおける企業のプライバシー保護水準の向上に向け、セミナー開催、専門家派遣を通じて各国でのプライバシーマーク制度の導入・相互承認を支援する。</p>	<p>(アジアにおけるセキュアなビジネス環境構築) ○引き続き、E R I Aを活用し、企業の情報セキュリティ水準の自己診断についての共通ベンチマーク策定、海外業務委託先のセキュリティチェックのための共通水準の策定、国際標準に基づくI S M Sの導入に向けた取組を推進する。</p> <p>○各国でのプライバシーマーク制度の導入・相互承認に向けたセミナー開催、専門家派遣を更に進めていく。</p>	<p>○I Tを活用した「アジア知識経済化イニシアティブ」の推進により、アジアにおけるシームレスな生産・流通ネットワークを構築する。</p> <p>○2020年までにアジアの電子商取引市場規模を1,000兆円にまで拡大させることを目指し、取組を推進する。</p>
		<p>(I T利用による域内ビジネスの生産性向上) ○e-SCM(サプライチェーンマネジメント)構築の共通基盤整備に向けて、国際標準に準拠した電子タグ規格の策定、E D I(電子データ交換)の採用に向けた取組への支援、実証実験等に着手する。</p> <p>○アジアの中小企業のI T化による生産性向上を目指し、我が国の中小企業のI T利用に関する施策の情報提供、域内での中小企業のI T化に関するベストプラクティスの共有スキーム構築に取り組む。</p>	<p>(I T利用による域内ビジネスの生産性向上) ○国際標準に準拠した電子タグ規格の策定、E D Iの採用に向けた取組への支援、実証実験等を引き続き推進する。</p> <p>○我が国の中小企業のI T利用に関する施策の情報提供、域内での中小企業のI T化に関するベストプラクティスの共有スキーム構築を更に進めていく。</p>	



項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
	④アジア域内の知識経済化に向けた取組	<p>(国境を越える電子商取引に関する安全・安心基盤の整備)</p> <p>○セミナー開催や専門家派遣を通じ、電子商取引における事業者責任、消費者保護等に関する法制度整備の支援に着手する。</p> <p>○事業者の信頼性に関する判断・評価基準となるトラストマーク制度の整備・相互承認を推進するとともに、E R I Aを活用し、事業者とトラブルが発生した際に紛争を解決するためのA D R (裁判外紛争解決) 制度に関する共通フレームワークの構築に向けた取組を行う。</p>	<p>(国境を越える電子商取引に関する安全・安心基盤の整備)</p> <p>○引き続き、セミナー開催や専門家派遣を通じた、電子商取引における事業者責任、消費者保護等に関する法制度整備を支援していく。</p> <p>○トラストマーク制度の整備・相互承認、E R I Aを活用したA D R制度に関する共通フレームワークの構築に向けた取組を更に進めていく。</p>
2 アジア等海外のダイナミズムの取り込み 第1 国際競争力の強化	<p>(アジアにおけるI T人材の育成)</p> <p>○アジアにおけるI T人材スキルの共通化を目指し、我が国の情報処理技術者試験と各国の情報処理に関する試験との相互承認を引き続き推進する。また、専門家派遣等を通じたI Tスキル標準の策定・導入支援、域内の産業界・大学等における普及を促進する。</p>	<p>(アジアにおけるI T人材の育成)</p> <p>○アジアにおけるI T人材スキルの共通化を目指し、我が国の情報処理技術者試験と各国の情報処理に関する試験との相互承認を引き続き推進する。また、専門家派遣等を通じ、アジア域内各国での共通I Tスキル標準の導入支援、域内の産業界・大学等における普及を促進する。</p>	
	<p>(模倣品・海賊版対策の推進)</p> <p>○被害発生国に官民合同でミッションを派遣し、知的財産権保護強化のための法制度強化の要請や執行強化のための技術支援等を行う。</p> <p>○A P E C等での国際協力を通じた知的財産権保護のレベル向上に取り組む。</p>	<p>(模倣品・海賊版対策の推進)</p> <p>○引き続き被害発生国に官民合同でミッションを派遣し、知的財産権保護強化のための法制度強化の要請や執行強化のための技術支援等を行う。</p> <p>○引き続きA P E C等での国際協力を通じた知的財産権保護のレベル向上に取り組む。</p>	○知的財産が適切かつ確実に保護される成熟したアジア市場、グローバルな特許取得が迅速に行われる環境の実現を目指し、取組を推進する。
	<p>(グローバルな特許取得の迅速化に向けた特許システムの整備)</p> <p>○各国における特許システム整備に向けたキャパシティビルディングを支援すると共に、A P E C等での取組を通じて各国における特許庁間の審査協力を推進する。</p>	<p>(グローバルな特許取得の迅速化に向けた特許システムの整備)</p> <p>○各国における特許審査結果の利用と特許審査にかかる制度調和を、A P E C等での取組を通じて推進する。</p>	
	<p>○「東アジア植物品種保護フォーラム」を設置し、同フォーラムの下で、各国の植物品種保護制度の整備と調和を進めるための技術協力、人材育成等を推進する。</p>		



項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		⑤アジア地域での人材育成・交流の推進	○国内の最先端の大学院等と連携し、ERIAを活用した東アジア経済統合の実現に貢献する「アジアの次世代リーダー」育成の事業である「ERIAリーダーズ・プログラム」を開始する。	○域内の最先端の大学院等との連携を強化・拡大し、ERIAを活用した「アジアの次世代リーダー」育成事業の拡大、アジア発のグローバル・リーダー20人の育成に貢献する。
2 アジア等海外のダイナミズムの取り込み	第1 国際競争力の強化	○アジアにおいて、日本語・日本文化普及等を組み合わせた日系企業への就職支援プログラムを展開する。		○アジアにおける日系企業の産業人材確保が円滑化される。
		○優れた外国人研究者・技術者・経営者等の高度人材の受入れを拡大するため、官房長官のもとに産官学労の関係者からなる会議を設置し、数値目標の設定や必要な施策について検討を行うとともに、アクションプログラムを策定し、関係者が連携した取組を実施する。		○優れた外国人研究者・技術者・経営者等の高度人材の受入れを拡大する。
		○各国との青少年交流、姉妹・友好都市交流のための取組み、日中韓三国の共同の観光交流拡大の取組み、国際会議誘致の取組みを含め、ビジット・ジャパン・キャンペーンのさらなる高度化を図る。		○日中韓三国間の交流人口を2010年までに1,700万人以上とすることを目指す。 また、国際会議誘致の取組みを推進し、2011年までに主要な国際会議の開催件数を5割以上伸ばす。 各国との青少年交流、姉妹・友好都市交流のための取組み、日中韓三国の共同の観光交流拡大の取組み、国際会議誘致の取組みを含め、ビジット・ジャパン・キャンペーンのさらなる高度化を図る。  ○当該施策の効果などを検証し、「観光立国推進基本計画」の改訂に反映する。
	(東アジアの成長を担う産業人材の育成) ○「アジア産業人材育成・中期計画」を踏まえて産業人材育成を進める。		(東アジアの成長を担う産業人材の育成) ○同中期計画の実施状況を評価し、所要の見直しを行う。	

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		<p>⑤アジア地域での人材育成・交流の推進</p> <p>(現地産業人材育成機関支援) ○「アジア産業人材育成・中期計画」の実施と連携しつつ、現地産業人材育成機関支援を進める。</p> <p>○日ASEAN経済協力委員会(AMEICC)人材育成WGの活動等を通じ各国産業人材育成機関の能力向上を継続的に支援する。</p>	<p>(現地産業人材育成機関支援) ○AMEICCの成果を踏まえたローカル産業人材育成機関の自立化支援を行う。</p>	
<p>第1 国際競争力の強化</p> <p>2 アジア等海外のダイナミズムの取り込み</p>		<p>○研究基盤の強化、国内就職の機会拡大など優秀な人材の受入環境を整備し、我が国とアジア等との若者レベルでの人材の交流を進める。(「アジア人財資金構想」の実施継続)</p>	<p>○研究基盤の強化、国内就職の機会拡大など優秀な人材の受入環境を整備し、我が国とアジア等との若者レベルでの人材の交流を引き続き進める。(「アジア人財資金構想」の実施継続)</p>	<p>○アジア大での優秀な人材の育成及び重層的なネットワークを構築する。</p> <p>○留学生30万人計画を推進し、各国の人材育成への貢献や我が国経済社会の発展、科学技術・学術の振興、世界で活躍できる人材の育成などに資するよう、優れた留学生を戦略的に獲得する。(2020年を目途に30万人を目指す)</p>
		<p>○日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト・モノ・カネ・情報の流れを拡大する「グローバル戦略」の展開の一環との位置付けの下、留学生30万人計画の具体化について検討する。</p>	<p>○留学生30万人計画を推進し、各国の人材育成への貢献や我が国経済社会の発展、科学技術・学術の振興、世界で活躍できる人材の育成などに資するよう、優れた留学生を戦略的に獲得する。</p>	
		<p>○留学生30万人計画の実現に向けて、国際化の拠点となる質の高い国公私立大学を選定する「グローバル30(仮称)」構想を具体化する。</p>	<p>○留学生30万人計画の実現に向けて、「グローバル30(仮称)」を着実に推進する。</p>	<p>○留学生30万人計画の実現に向けて、引き続き、「グローバル30(仮称)」を着実に推進する。</p>
	<p>⑥アジア域内における資金循環の活発化</p>	<p>(投資協定交渉の積極的推進) ○投資協定については、実際のニーズに応えることを主眼として迅速かつ柔軟に交渉を進めていくこととし、締結相手国・地域を戦略的な優先順位をもって検討していく。当面は中東、アフリカ、中南米、中央アジア等の資源産出国や地域の拠点国等が重点的な検討対象となり得る。かかる展開の方向性については、ニーズに応じて随時見直しを行うこととする。 ○投資協定に加えその他の投資促進手段の効果的な組み合わせの実施についても検討する。</p>		

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		<p>⑥アジア域内における資金循環の活発化</p> <p>(アセアン共通投資環境構想の着実な実施) ○「アセアン投資環境に関する投資家意識調査」、「アセアン経済統合における政策優先度に関する投資家意識調査」を実施、結果を分析する。</p> <p>○投資家意識調査の結果を検証する実証調査を実施するとともに、投資環境改善に向けた具体的な政策提言を行う。</p> <p>○アセアン域内において、日本投資家とアセアン事務局及びアセアン各国の投資政策担当者間で意見交換を行う場である「逆投資セミナー(仮称)」を実施する。</p> <p>(東アジア広域圏における投資誘致国間の競争を誘導) ○投資家意識調査の対象分野と地域を拡大し、投資誘致対象国間のピアプレッシャーを確立、東アジア広域圏の投資環境整備を図る。</p> <p>(EPAビジネス環境整備小委員会等への積極的な取組) ○EPAビジネス環境整備小委員会等に積極的に取り組み、相手国への事業環境整備に向けた対応要請を継続する。</p> <p>(PPPへの取組) ○アジア各国の急激な経済成長に伴うインフラ需要の拡大に対応するため、民間資金を活用するアジアPPP(官民パートナーシップ: Public-Private Partnership)を通じてインフラ整備を進め、一層の投資につなげる。</p> <p>○海外企業を我が国証券市場に呼び込み、市場の活性化を図るため、日本語以外の言語による情報提供、主要な会計基準による情報提供を容認するなど自由度が高く、市場参加者をプロに限定した、「プロ向け市場」を設けるための環境整備を進める。</p>		

2 アジア等海外のダイナミズムの取り込み

第1 国際競争力の強化

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		<p>⑥アジア域内における資金循環の活発化</p> <p>○海外展開時における「新連携支援制度」の活用促進を含め、資金調達（関連政策出融資制度の活用、等）及び情報提供・相談等に関する支援制度の充実・相互連携を推進するとともに、人材育成面から研修生受け入れ、専門家派遣制度等の活用を図る。</p> <p>○ブランド事業の促進等を通じて中小企業製品の輸出促進を図る。</p>		
第1 国際競争力の強化	2 アジア等海外のダイナミズムの取り込み	<p>○東アジアへの我が国食品産業の海外展開を促進するため、関係国の投資情報の収集・提供、投資促進セミナーの開催、海外進出のための技術実証等の実施を支援する。</p>	○東アジアにおける我が国食品産業の活動規模（売上高）を2010年度には110～125億ドル程度とする。	
		<p>（消費者ニーズの把握・普及）</p> <p>○アジアにおける消費者の消費活動を分析するための「消費市場マップ」を試験的に開始する。</p>	<p>（消費者ニーズの把握・普及）</p> <p>○日本をアジアの消費インテリジェンスの発信基地とすることを旨とし、「消費市場マップ」の整備を推進する。</p>	
		<p>（アジアの商品・サービスの高付加価値化）</p> <p>○アジア各国におけるデザイン賞の整備を支援する。</p>	<p>（アジアの商品・サービスの高付加価値化）</p> <p>○我が国の「グッドデザイン賞」を「アジア版・グッドデザイン賞」としてアジアで展開し、アジアの優れたデザインを広く世界にアピールする。</p>	
		<p>（我が国のサービス産業のアジア展開によるアジア消費者市場の活性化）</p> <p>○我が国のコンテンツ産業のアジア展開に向けて、海外市場動向調査、海外でのコンテンツ展示会、「ジャパン・クリエイティブ・センター」の早期開設に取り組む。</p> <p>○コンテンツ産業のアジアでの連携を一層強化するよう、「アジア・コンテンツ・イニシアティブ」を策定する。</p>	<p>（我が国のサービス産業のアジア展開によるアジア消費者市場の活性化）</p> <p>○相手国の状況に応じ、市場調査・マーケティングの強化、コンテンツ流通に係る知的財産の取扱い等のルール・ガイドライン構築、コンテンツの国際共同製作促進に向けた協力枠組みの構築等に取り組む。</p>	<p>（我が国のサービス産業のアジア展開によるアジア消費者市場の活性化）</p> <p>○アジアにおいて、コンテンツがクリエイターと消費者に浸透し、協働が始まり、ビジネスモデルと法制度等の整備につながっていく、というアジアのコンテンツ産業が一体化した状態である「アジアコンテンツ共同体」を実現する。</p>

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)	
第1 国際競争力の強化	2 アジア等海外のダイナミズムの取り込み	⑦アジアの消費市場活性化	(アジアにおける取引手段の多様化・信頼性向上) ○現地化のための人材育成、通商交渉を通じた制度調和、JETRO等を通じたマーケットや各種制度の情報提供、トップセールス等の実施を通じ、アジアで最高のサービス水準を誇る我が国流通業の国際展開を促進する。  ○アジア大の電子流通チャンネルの構築に向け、アジアへの輸出実証実験、JETRO等を通じたワンストップでの現地ビジネス情報提供等に取り組む。	(アジアにおける取引手段の多様化・信頼性向上) ○引き続き、現地化のための人材育成、通商交渉を通じた制度調和、マーケットや各種制度の情報提供、トップセールス等の実施を通じ、我が国流通業の国際展開を促進する。  ○アジア大の電子流通チャンネルの整備構築に向けた方策を更に推し進める。	(アジアにおける取引手段の多様化・信頼性向上) ○我が国流通業の国際展開促進、ネット流通チャネルの更なる整備を通じ、ネット・リアル双方でのアジア大の流通チャネルを構築する。  ○アジア大の流通チャンネル構築により、アジアにおける取引手段の多様化・信頼性向上を実現する。
		⑧「アジア経済・環境共同体」構想等の実現に向けたERIAの活用と強化	○2008年度前半に「東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)」を正式設立し、事業を本格稼働する。	○ERIAの基盤強化を進めるとともに、関連する各国政府・機関等との連携強化に向けて積極的に取り組む。	○ERIAの政策提言の実現に向けて、ODA等と組み合わせた政策支援や各国間の政策調整機能の充実に努める。
		(2)日本のイニシアティブによる経済連携等の推進とWTOドーハ・ラウンドへの積極的取組			
		①経済連携協定(EPA)等の早期締結に向けた取組	○「モデル協定」を活用するなど、交渉加速化に向けた改善策を講じつつ、今後1年程度は、改定された「EPA工程表」に沿って、EPA交渉に引き続き積極的・戦略的に取り組む。  ○我が国が提案した東アジア包括的経済連携構想の民間研究については、同報告書が本年夏に取りまとめられ、関係国首脳・閣僚に提出予定。さらに、東アジア自由貿易圏構想や、アジア太平洋の自由貿易圏構想(FTAAP)についても検討が進められている。このような中で、我が国としてグローバル化が進展する国際社会の安定的な成長に寄与していくため、東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みの研究や検討において、WTO体制を含め世界経済・貿易に与える影響、関係各国の考え方等を踏まえ、これら各国と協議しつつ、積極的な参加及び貢献を行っていく。	○2009年初めには、我が国のEPA締結相手国が少なくとも12か国以上に増加していることが期待される。また、遅くとも2010年には我が国全貿易額に占めるEPA締結国との貿易額の割合が25%以上になっていることが期待される。  ○広域経済連携に関する検討の進捗及び成果を踏まえ、これらの研究や検討において、積極的な参加及び貢献を行っていく。	○開かれた東アジア・アジア太平洋経済圏の構築を目指し、経済連携の取組を進める。



項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)	
	第1 国際競争力の強化 2 アジア等海外のダイナミズムの取り込み	①経済連携協定（EPA）等の早期締結に向けた取組 ○米国及びEUを含めた大市场国及び投資先国との取組については、諸外国の動向、これまでの我が国との経済関係及び各々の経済規模等を念頭におきつつ、将来の課題として検討を進めていく。また、日米、日EU経済関係の更なる発展を促すような基盤を整えていく方策は何かについて、民間で行われている議論も踏まえつつ、引き続き真剣に検討を進め、可能なものから、米国・EUと共に、準備を進めていく。 （投資協定交渉の積極的推進） ○投資協定については、実際のニーズに応えることを主眼として迅速かつ柔軟に交渉を進めていくこととし、締結相手国・地域を戦略的な優先順位をもって検討していく。当面は中東、アフリカ、中南米、中央アジア等の資源産出国や地域の拠点国等が重点的な検討対象となり得る。かかる展開の方向性については、ニーズに応じて随時見直しを行うこととする。 ○投資協定に加えその他の投資促進手段の効果的な組み合わせの実施についても検討する。		
②WTOドーハ・ラウンドへの積極的取組 ○農業及び非農産品市場アクセスのモダリティの早期確立、2008年中の交渉妥結を目指し積極的に取り組む。 ○途上国の「一村一品」運動、人づくり支援等を通じ、「開発イニシアティブ」（2005年12月に我が国が発表した途上国支援策）を着実に実施する。		○ドーハ・ラウンドの合意内容を着実に実施するとともに、多角的な貿易の拡大、多角的貿易体制への信頼の維持・拡大、実効性ある通商ルールに基づく通商紛争の解決等を図る。「開発イニシアティブ」を着実に実施し、途上国の輸出能力の向上、ひいては経済発展を図る。		○ドーハ・ラウンド後においても、WTO体制の下での、一層持続性のある多角的貿易体制の発展に取り組む。
③国境措置 ○WTO、EPA交渉の中で、国境措置の対象品目の絞り込みや関税率の引き下げにおいて交渉のイニシアティブを発揮していく。国内農林水産業等の体質強化の進捗に留意する。妥結内容によって影響が発生する場合は、構造改革に資するものに限って、計画的な措置を講ずる。				
④APECへの積極的な取組 ○①2007年のAPEC首脳会議で取りまとめられた地域経済統合に関する報告書に盛り込まれた具体的行動の実施（既存FTAの類似点・相違点調査（投資章）の策定）、②FTAモデル措置（投資章）の策定、③APECにおける投資円滑化行動計画（IFAP）の策定、④特許審査結果相互利用に向けた協力推進、APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブに基づく知財取締の執行強化、⑤APEC事務局内政策提言ユニットの設置・運営開始等APEC事務局機能強化の支援、⑥AABC等産業界と連携したエネルギー・環境分野での取組の強化を実施する。		○ボゴール目標年であり、日本が主催国となる2010年に向けて、以下の分野に積極的に取り組む。①ビジネス界の要望に応えた投資環境整備、②知的財産権の保護、③構造改革、④エネルギー・環境、⑤APECの機能強化の支援。		○WTOドーハラウンド及びEPA/FTAなどがアジアの経済発展にもたらす成果を踏まえ、アジア太平洋地域における「自由で開かれた貿易・投資」の達成を通じ、APEC地域の「加速され、バランスがとれ、衡平的な経済成長」を実現する。

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
2 アジア等海外のダイナミズムの取り込み 第1 国際競争力の強化	(3) グローバル経済の成長果実を国内還流させる好循環の構築		○我が国企業が海外市場で獲得する利益の国内還流についての事業環境整備に取り組む	○我が国企業が海外市場で獲得する利益の国内還流についての事業環境整備に取り組む
	(4) グローバル化に対応する制度の整備			
	①グローバル化に対応する制度の整備	○日米新租税条約をモデルとし、投資所得の源泉地国課税の引き下げ等に向けた租税条約交渉に引き続き取り組む。		○日米新租税条約をモデルとし、投資所得の源泉地国課税の引き下げ等に向けた租税条約交渉に引き続き取り組む。
		○各国の国際租税に関する課題について、情報の収集・整理や相手国との協力など改善に向けた取組を積極的に進める。		○各国の国際租税に関する課題について、情報の収集・整理や相手国との協力など改善に向けた取組を積極的に進める。
		○商品先物市場の競争力強化と委託者保護に向けた更なる取組の検討・具体化を進める。  ○上記の観点から、商品先物市場のあり方について総合的に検討を行うため、産業構造審議会商品取引所分科会を開催し、平成20年内に結論を得る。 ○平成19年6月27日に取りまとめた「工業品先物市場の競争力強化に関する研究会報告書」を受けて、東京工業品取引所において以下の取組を進める。 ・株式会社化等 ・世界最高水準の新たな電子システムの導入 ・取引時間を17:30から23:00まで延長 ・その後、6か月を目途に24時間化 等  ○平成20年5月23日に取りまとめた「農産物商品市場の機能強化に関する研究会報告書」を受けて、東京穀物商品取引所において、以下の取組を進める。 ・株式会社化 ・取引のザラバ化 等  ○平成20年4月24日に取りまとめた「クリアリング機能の強化に向けた今後の取組について」を受けて、我が国クリアリングハウスの経営基盤の確立及び信用力の強化に向けた取組を進める。	○平成19年12月7日に取りまとめた「今後の商品先物市場のあり方について(中間整理)」及び平成19年12月21日に金融庁が取りまとめた「金融・資本市場競争力強化プラン」などを踏まえつつ、取引所間の資本提携や幅広い品揃えのための制度整備等をはじめ、商品先物市場の競争力強化に向けた総合的な制度整備を実施する。	

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		②A E O制度の推進等	<p>○コンプライアンスに体制が整備された輸出入者等を認定するA E O制度の利用拡大を図りつつ、欧米との相互認証に向けた協議に加え、アジアの主要国におけるA E O制度の導入を支援し、相互認証に向けた検討・協議を進める。</p>	<p>○A E O制度の利用拡大を図りつつ、欧米との相互認証に向けた協議に加え、アジアの主要国におけるA E O制度の導入を支援し、相互認証に向けた検討・協議を進める。特に欧州とは、できるだけ早期の相互認証を実現する</p>
2 アジア等海外のダイナミズムの取り込み 第1 国際競争力の強化		<p>○利便性の向上のため改善した特定輸出申告制度、簡易申告制度等について、制度利用者の一層の拡大を図るとともに、特定輸出申告制度を利用可能な事業者による輸出額の割合を2008年末に5割超まで高める。</p>		
		<p>○港湾の深夜早朝利用の推進による24時間利用の支援を図る。</p>	<p>○港湾全体の24時間化の早期実現に向け、スーパー中枢港湾等の主要ターミナルにおいて、民間事業者、港湾管理者、国等で構成する協議会を設置し、個別具体的なニーズの把握・共有、最適な運営方式、コスト分担等について、具体的実施に向けた民間事業者間の合意形成を促進する。</p>	<p>○港湾全体の24時間化の早期実現に向け、スーパー中枢港湾等の主要ターミナルにおいて、民間事業者、港湾管理者、国等で構成する協議会を設置し、個別具体的なニーズの把握・共有、最適な運営方式、コスト分担等について、具体的実施に向けた民間事業者間の合意形成を促進する。</p>
		<p>○原産地証明発給手続については、産業界、発給機関と意見交換を行う場を通じ制度・運用に向けて積極的かつ着実に改善を図る。</p>	<p>○原産地証明制度・運用に関して、不断の見直しを行い、必要に応じて改善に取り組む。</p>	<p>○原産地証明制度・運用に関して、不断の見直しを行い、必要に応じて改善に取り組む。</p>
		<p>○原産地証明制度については、E P Aの相手国との合意事項であり、交渉を経て決まるものであるため、他の事項とのバランス等を考慮しつつ交渉全体の中で決めるべきものであるが、貿易手続の簡素化・効率化を図る観点から、自己証明制度の導入の可能性について、関係省庁、業界とも調整を行いつつ、積極的に検討を進める。</p>	<p>○自己証明制度の導入の可否について、関係省庁等と調整を行い、必要に応じてE P Aの相手国との交渉を行う。</p>	<p>○自己証明制度の導入の可否について、関係省庁等と調整を行い必要に応じてE P Aの相手国との交渉を行う。</p>
		<p>(輸出入・港湾手続等の効率化) ○次世代シングルウィンドウである府省共通ポータルを2008年10月に稼働する。</p> <p>○府省共通ポータル稼働後も、利用者の立場に立って継続的な見直しを行う。</p>	<p>(輸出入・港湾手続等の効率化) ○府省共通ポータル稼働後も、利用者の立場に立って必要な見直しを行うとともに、必要な機能を追加する。</p>	<p>(輸出入・港湾手続等の効率化) ○府省共通ポータル稼働後も、利用者の立場に立って必要な見直しを行うとともに、必要な機能を追加する。</p>

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		2 アジア等海外のダイナミズムの取り込み 第1 国際競争力の強化	② A E O 制度の推進等	<p>○通関処理システム（N A C C S）とアジア諸国の通関ネットワークシステムとの連携に向けて検討・交渉を継続。</p> <p>○N A C C S と P A A (Pan Asian e-commerce Alliance) 参加国の通関ネットワークシステムとの間でデータ交換の試験・検証を行う「国際連携システム」を稼働予定。</p> <p>○港湾手続の申請書式の統一化・簡素化を図る。また、各港湾の申請書式の統一化や所要のシステム改修等のそれらの状況を定期的に調査・公表する。</p>
③ 「航空自由化（アジア・オープンスカイ）」に向けた航空政策の転換	<p>○2007年8月以降、韓国、タイ、マカオ、香港及びベトナムとの間で合意したことに続き、他のアジア各国との間でも、同様の航空自由化に合意できるよう努める。</p>		<p>○2007年8月以降、韓国、タイ、マカオ、香港及びベトナムとの間で合意したことに続き、他のアジア各国との間でも、同様の航空自由化に合意できるよう努める。</p> <p>○また、欧米との間でも、様々な課題はあるが、欧米の動向を見極めつつ、自由化に向けて交渉を行う。</p>	<p>○2007年8月以降、韓国、タイ、マカオ、香港及びベトナムとの間で合意したことに続き、他のアジア各国との間でも、同様の航空自由化に合意できるよう努める。</p> <p>○また、欧米との間でも、様々な課題はあるが、欧米の動向を見極めつつ、自由化に向けて交渉を行う。</p>
	<p>○羽田空港において、再拡張事業の完成前でも、国際化を推進する。</p>		<p>○羽田空港において、再拡張事業の完成前でも、国際化を推進する。</p> <p>○2010年に羽田は昼間約3万回、深夜早朝約3万回（合計約6万回）、成田は約2万回の合計約8万回の国際定期便を実現する。</p>	<p>○2010年以降の将来の方向性については、羽田空港は、国内線需要に適切に対応しつつ、国内・国際双方の需要の伸びを勘案し、昼間は、羽田のアクセス利便性を活かせる路線を中心に国際線の増加を推進し、深夜早朝は世界の主要都市への就航により、首都圏全体の国際航空機能の24時間化を推進する。</p>
	<p>○首都圏空港の更なる容量拡大に向けて、今後可能な限りの施策を検討する。</p>		<p>○首都圏空港の更なる容量拡大に向けて、今後可能な限りの施策を検討する。</p>	<p>○首都圏空港の更なる容量拡大に向けて、今後可能な限りの施策を検討する。</p>

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		第1 国際競争力の強化 2 アジア等海外のダイナミズムの取り込み	③ 「航空自由化（アジア・オープンスカイ）」に向けた航空政策の転換	○首都圏の空港におけるビジネスジェットの受け入れ体制の充実を図る。
	○大都市圏国際空港の24時間化を推進する。		○大都市圏国際空港の24時間化を推進する。	○大都市圏国際空港の24時間化を推進する。 ○中部空港においては、今後の需要動向等をにらみつつ、将来に向けて、完全24時間化を検討する。
	○地方空港についても、チャーター便の活用、LCCの誘致促進等により国際便を増加させ、地方と海外とのダイレクトな交流等を促進する。		○地方空港についても、チャーター便の活用、LCCの誘致促進等により国際便を増加させ、地方と海外とのダイレクトな交流等を促進する。	○地方空港についても、チャーター便の活用、LCCの誘致促進等により国際便を増加させ、地方と海外とのダイレクトな交流等を促進する。
	○羽田・成田間の交通迅速化のため、両空港間の鉄道アクセス改善策を検討する。		○羽田・成田間の交通迅速化のため、両空港間の鉄道アクセス改善策を検討する。	○羽田・成田間の交通迅速化のため、両空港間の鉄道アクセス改善策を検討し、可能な限り早期の具体化を図る。
(5) アジア等海外のダイナミズムをいかに経済協力の実施	○「ODAの事業量の戦略的拡充と改革」（「骨太方針2005」）の徹底、国際公約の着実な実施、円借款の積極的な活用、現地の実施体制の抜本的な強化、円借款事業の迅速化に向けた取組について、所要の見直しを行いつつ推進する。			○所要の見直しを行いつつ推進する。
	○海外経済協力会議において基本方針を審議し、策定する。		○海外経済協力会議において基本方針を審議し、策定する。	
	○G8北海道洞爺湖サミットや第4回アフリカ開発会議の成果を踏まえ、アフリカ向けODAの倍増、クールアース・パートナーシップの構築を通じて、途上国支援を充実する。		○G8北海道洞爺湖サミットや第4回アフリカ開発会議の成果を踏まえ、アフリカ向けODAの倍増、クールアース・パートナーシップの構築を通じて、途上国支援を充実する。	○G8北海道洞爺湖サミットや第4回アフリカ開発会議の成果を踏まえ、アフリカ向けODAの倍増、クールアース・パートナーシップの構築を通じて、途上国支援を充実する。
	○経済協力の場において、重点開発課題の効果的・効率的な解決を図るため、G8サミットの成果も踏まえ、引き続き大学の知を活用する。			



項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
	(1) 省エネルギーフ ロントランナー計画	<p>○事業用途の設備・技術などの省エネ水準を明示するようなベンチマークを活用して企業等における省エネの取組を可視化する仕組みを整備する。</p> <p>○住宅と設備の総合的な省エネ評価方法を開発し、住宅・建築物の省エネを促進する環境を整備する。</p> <p>○トップランナー制度の適用対象を業務部門を中心に拡大する。目標年度を迎えた機器の基準を強化する。省エネに対する取組に熱心な企業、個人等への表彰制度を強化する。中小企業を含めた産業部門、民生部門の分野別省エネ取組を推進する。省エネラベルの適用対象を拡大する。省エネ家電普及促進フォーラムを通じて省エネ製品普及に向けた取組を行う。</p> <p>○企業等における省エネの取組を可視化するための確認・評価手法を整備する。</p> <p>○セクター別ベンチマーク及び評価制度に関する国際的な枠組みの確立に向けて、国際的な対話を本格化させる。</p> <p>○IT等を活用した交通需要マネジメント手法の開発普及、都市における公共交通へのシフト等、省エネ型都市・地域の在り方について検討するとともに、そのモデルとなる実例を実現する。</p> <p>○輸送分野における省エネ対策の普及・促進を図るため、省エネ法の周知徹底を引き続き行うほか、ベストプラクティス情報に係る整備や人材育成の在り方等について検討を行い、適切に推進する。</p>	<p>○セクター別ベンチマークを活用して、省エネ取組を推進する仕組みを整備する。</p> <p>○住宅・建築物における省エネ取組を徹底させるとともに、省エネ性能の優れたものが供給され消費者が選択する仕組みを整備する。</p> <p>○工場・事業場単位から企業単位でのエネルギー管理を推進し、産業部門に加えて業務部門の省エネルギー対策の強化を図る。また、コンビナートや取引先中小企業など複数の企業が共同して省エネ取組を推進する仕組みを整備する。</p> <p>○セクター別ベンチマークを活用して、省エネ取組を推進する仕組みを整備する。</p>

3 資源・エネルギー政策の戦略的展開  
第1 国際競争力の強化

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		(2) 次世代自動車・燃料イニシアティブ等による運輸エネルギー次世代化	○2008年度中に、レギュラーガソリンのオクタン価向上の是非について結論を得る。	
○クリーンディーゼルの普及促進のための環境整備（イメージ改善等）を行う。 ○GTLの技術開発を一層促進するほか、BTL、CTL等次世代燃料の技術開発を進める。	○GTLの技術開発を一層促進するほか、BTL、CTL等次世代燃料の技術開発を進める。		○GTLの技術開発を一層促進するほか、BTL、CTL等次世代燃料の技術開発を進める。	○バイオエタノールの安定供給及び経済性等の課題に留意しつつ、自動車産業に10%程度のエタノール混合ガソリンへの対応を促し、既販車の安全性及び排ガス性状を確認した上で、対応車の普及状況を勘案しつつ、2020年頃を目途にエタノールを含む含酸素化合物の混合上限規定を見直すこととする。
○バイオ由来燃料の着実な拡大に向け、品質確保、徴税公平性の観点から制度基盤の整備を進める。 ○食料と競合しないセルロース系バイオエタノールの製造技術開発に取り組む。	○バイオ由来燃料の着実な拡大に向け、品質確保、徴税公平性の観点から制度基盤の整備を進める。 ○食料と競合しないセルロース系バイオエタノールの製造技術開発に取り組む。		○バイオ由来燃料の着実な拡大に向け、品質確保、徴税公平性の観点から制度基盤の整備を進める。 ○食料と競合しないセルロース系バイオエタノールの製造技術開発に取り組む。	○自動運転・隊列走行を用いた新たな物流手法の確立に取り組む。
○給油所における環境・安全対策を支援する。	○給油所における環境・安全対策を支援する。		○給油所における環境・安全対策を支援する。	○2030年までに、運輸部門の石油依存度を80%程度となり得ることと、「省エネルギーフロントランナー計画」を踏まえて、運輸部門のエネルギー消費効率を改善することを目指し、環境を整備する。
○交通流対策としてエネルギーITSを推進する。				
○電気自動車等低公害車の普及推進や次世代低公害車の実用化推進を行うとともに、新世代自動車向け次世代電池・モーターの技術開発プロジェクトを実施する。				
○高効率船舶の研究開発等について、船舶の実燃費指標の国際標準化に向けての国際提案等に取り組む。	○2012年までに海上輸送効率を大幅に向上させる高効率船舶の建造技術の開発を推進。		○2012年までに海上輸送効率を大幅に向上させる高効率船舶の建造技術を開発。	

3 資源・エネルギー政策の戦略的展開  
第1 国際競争力の強化

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		(3) 新エネルギーイノベーション計画  3 資源・エネルギー政策の戦略的展開 第1 国際競争力の強化	○新エネルギー技術ベンチャービジネスを支援するための環境整備を行う。	
○新世代自動車向け次世代電池の技術開発プロジェクトを実施する。				○自動車の新車販売のハイブリッド化を推進するとともに、電気自動車・燃料電池自動車の導入を促進する。
○蓄電池技術開発プロジェクト及び次世代太陽光発電プロジェクトを実施する。また、食料と競合しないセルロース系バイオエタノールの製造技術開発等を推進する。	○蓄電池や次世代太陽光発電などの技術開発を実施する。また、食料と競合しないセルロース系バイオエタノールの製造技術開発を推進する。		○2030年までに太陽光発電のコストを火力発電並みとする。 ○食料と競合しないセルロース系バイオエタノールの製造技術開発に取り組む。	
○太陽光、風力、バイオマスなど初期普及期にある新エネルギーの普及を支援する。	○太陽光、風力、バイオマスなどの新エネルギーの普及を支援する。			
○次世代エネルギーパークなどを通じた国民の新エネルギーの理解を促進する。				
○輸送部門でのバイオエネルギーの普及加速化のために対応を要する各課題について戦略的対応を強力に推進する。	○輸送部門でのバイオエネルギーの普及加速化のために対応を要する各課題について戦略的な解決を図る。		○2011年までに国産バイオ燃料を5万kl生産することを目指す。 ○2030年までに輸送部門のエネルギー需要の相当量をバイオ燃料で賄うことを目指し、「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表」等に基づき、稲わらや木材等のセルロース系原料や資源作物からのバイオエタノール生産の低コスト化・高効率化による生産量の拡大を図る。	
○食料生産過程の副産物、規格外農産物を活用したバイオ燃料の地域利用モデルの整備と技術実証を実施する。 ○セルロース系原料や資源作物等を利用したバイオ燃料生産向上に資する技術開発を実施する。	○食料生産過程の副産物、規格外農産物を活用したバイオ燃料の地域利用モデルの整備と技術実証を実施する。 ○セルロース系原料や資源作物等を利用したバイオ燃料生産向上に資する技術開発を実施する。			

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		3 資源・エネルギー政策の戦略的展開 第1 国際競争力の強化	(4) 原子力立国計画	
(核燃料サイクルの早期確立) ○六ヶ所再処理工場の操業開始やプルサーマルの推進など、核燃料サイクルに関する理解促進活動を強化する。 ○遠心法ウラン濃縮技術における新型遠心分離機開発及び回収ウラン利用に向けた技術開発を推進するなど、国内における核燃料サイクル関連産業を強化する。	(核燃料サイクルの早期確立) ○2010年頃の新型遠心分離機の導入、2012年の軽水炉MOX燃料加工工場竣工～操業開始、2010年度までにおける16～18基のプルサーマル導入などを旨とした理解促進活動や必要な技術開発の推進などの取組を継続する。		(核燃料サイクルの早期確立) ○核燃料サイクルに関する理解促進活動や必要な技術開発の推進などの取組を継続する。	
(高速増殖炉サイクルへの早期の円滑な移行の実現) ○高速増殖炉「もんじゅ」の運転を再開する。  ○実用化戦略調査研究フェーズⅡの評価を踏まえ、高速増殖炉サイクルに関する研究開発を引き続き推進する。  ○実証炉と関連サイクル実証施設の導入技術の選定・開発に向けた研究開発側と導入者側等関係者間での検討を進める。	(高速増殖炉サイクルへの早期の円滑な移行の実現)  ○実用化戦略調査研究フェーズⅡの評価を踏まえ、高速増殖炉サイクルに関する研究開発を引き続き推進する。 ○高速増殖炉サイクルの研究開発から実証・実用化段階への円滑な移行に向けた検討を引き続き実施する。		(高速増殖炉サイクルへの早期の円滑な移行の実現) ○高速増殖原型炉「もんじゅ」の運転再開後、10年程度以内を目途に、発電プラントとしての信頼性の実証、ナトリウム取扱技術の確立などの所期の目的を達成する。  ○2015年頃までに高速増殖炉サイクルの適切な実用化像と実用に至るまでの研究開発計画を提示する。その提示に向け、実用化に向けた導入技術の選定、開発を実施する。  ○実証炉及び関連サイクル施設の2025年頃までの実現を目指す。	

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		3 資源・エネルギー政策の戦略的展開 第1 国際競争力の強化	(4) 原子力立国計画	(原子力発電拡大と核不拡散の両立に向けた国際的な枠組み作りへの関与) ○必要に応じて具体的な国際研究協力を実施する。
(米国との戦略的関係構築など国際的な政策協調の強化) ○「日米原子力エネルギー共同行動計画」に基づき、米国の新規原発建設に参加する日米企業コンソーシアムへの支援など具体的な協力を実施。	(米国との戦略的関係構築など国際的な政策協調の強化) ○「日米原子力エネルギー共同行動計画」に基づき、米国の新規原発建設に参加する日米企業コンソーシアムへの支援など具体的な協力を支援。			(米国との戦略的関係構築など国際的な政策協調の強化) ○「日米原子力エネルギー共同行動計画」に基づき、米国の新規原発建設に参加する日米企業コンソーシアムへの支援など具体的な協力を実施。
(次世代を支える技術開発や人材の維持・強化) ○事業化調査の結果を踏まえ、次世代軽水炉の本格開発段階に移行する。	(次世代を支える技術開発や人材の維持・強化) ○事業家調査の結果を踏まえ、次世代軽水炉の本格開発を引き続き実施する。			(次世代を支える技術開発や人材の維持・強化) ○2030年前後と予想されるリブレース期における本格的な導入を目指し、次世代軽水炉の開発や人材の育成を継続して実施する。
○現場技能者の育成・技能継承への支援(個別企業の枠を越えた地域の取組への支援)を継続して実施する。				
○大学等における原子力の人材育成の充実を図るため、「原子力人材育成プログラム」の実施を通じて、研究教育基盤の整備、カリキュラムの充実、実習教育の充実、基盤技術分野の研究支援等に取り組む。	○産官学で大学等における原子力の今後の人材育成方策について検討するとともに、その方策に沿った大学等における原子力の人材育成の充実及び強化に取り組む。			
(核融合エネルギー技術の研究開発の推進) ○合意されたスケジュールに従い、ITER建設活動及び幅広いアプローチを着実に実施する。	(核融合エネルギー技術の研究開発の推進) ○合意されたスケジュールに従い、ITER建設活動及び幅広いアプローチを着実に実施する。			(核融合エネルギー技術の研究開発の推進) ○合意されたスケジュールに従い、ITER建設活動及び幅広いアプローチを着実に実施する。
(放射性廃棄物対策の強化) ○高レベル放射性廃棄物等の最終処分地の候補地選定に向け、地域支援の実施、全国各地での広報の強化を行う。	(放射性廃棄物対策の強化) ○高レベル放射性廃棄物等の最終処分地の候補地選定プロセスを継続的に実施する。			(放射性廃棄物対策の強化) ○2030年代半ば頃を目途に最終処分を開始する。



	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		3 資源・エネルギー政策の戦略的展開 第1 国際競争力の強化	(4) 原子力立国計画	○地層処分技術の信頼性・安全性の向上のための技術開発を継続的に実施する。
○高レベル放射性廃棄物等の地層処分を対象としたガイドラインの策定を進める。	○炉心等廃棄物等の余裕深度処分の安全審査に必要となる規制基準等の整備、高レベル放射性廃棄物等の地層処分を対象としたガイドラインの策定を進める。			
(より効果的な安全規制の導入・定着) ○原子力発電所の高経年化対策を継続的に着実に運用する。また、安全研究の推進、産学官の連携の強化等を推進する。	(より効果的な安全規制の導入・定着) ○引き続き、原子力発電所の高経年化対策の実績を踏まえガイドライン等の見直しを行う。 また、高経年化対策の技術情報基盤の整備を推進するため、引き続き、産学官の連携の強化を図る。			(より効果的な安全規制の導入・定着) ○原子力発電所の運転年数を考慮した高経年化対策の継続的改善を図る。  ○検査の有効性を継続的に高めるため、規制活動の結果を定期的に自己評価し、検査制度の継続的改善を図る。
○「検査の在り方に関する検討会」の結論等を踏まえ、品質保証を重視した検査制度を充実・強化し、また、現在、運転停止中に集中している検査から、運転中も含めた個別プラントの保安活動全体を的確に確認する検査へ移行し、安全規制の実効性を高める。	○「検査の在り方に関する検討会」の結論等を踏まえ、品質保証を重視した検査制度を充実・強化し、また、現在、運転停止中に集中している検査から、運転中も含めた個別プラントの保安活動全体を的確に確認する検査へ移行し、安全規制の実効性を高める。			
(より効果的な保障措置体制の導入・定着) ○国際約束に基づく保障措置をより効果的に実施するためのシステムの構築を図る。	(より効果的な保障措置体制の導入・定着) ○引き続き国際約束に基づく保障措置をより効果的に実施するためのシステムの構築を図る。		(より効果的な保障措置体制の導入・定着) ○国際約束に基づく保障措置をより効果的に実施するためのシステムの導入・定着を図る。	
	(5) 資源外交、環境・エネルギー協力等の総合的な強化			
	①総合資源確保戦略	(資源確保戦略の強化と資源国との総合的な関係強化等) ○リスクマネー供給など中核的企業を始めとする我が国資源開発企業への支援を行う。  ○積極的な首脳レベル・閣僚レベルでの資源外交などを通じ、エネルギー以外の分野も含め資源国との総合的な関係強化を進める。  ○資源確保指針を踏まえ、政府開発援助、政策金融、貿易保険などの経済協力との戦略的な連携を図る。		(資源確保戦略の強化と資源国との総合的な関係強化等) ○2030年までに、我が国の自主開発比率を引取量ベースで40%に引き上げることを目指す。

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		①総合資源確保戦略	<p>○非在来型資源の生産・利用技術等の技術開発を実施する。</p> <p>○我が国における石油・天然ガスの開発の推進を図る。</p> <p>(化石エネルギーのクリーンな利用の開拓) ○石炭ガス化複合発電及びCO<sub>2</sub>回収・貯留や残渣油の有効活用技術など化石燃料のクリーンな利用技術について、国内研究拠点の連携・強化及び地球温暖化対策を目的とする国際的な協力体制(日豪酸素燃焼プロジェクト等)との連携を図りつつ、開発及び普及を支援する。また、低品位炭改質技術等の開発を支援する。</p> <p>○火力発電や産業部門のボイラ需要などにおける天然ガスの利用拡大を支援する。</p> <p>○ウランやレアメタル等の鉱物資源について、資源国において関係の深い経済協力案件の発掘強化、適切な場合に二国間協定等の整備を進めるなど、引き続き資源外交を強化する。また、リスクマネーの供給、周辺インフラ整備支援等の経済協力や貿易保険との連携、海外探鉱向け出融資制度の活用等を通じた資源の探鉱及び開発に対する支援を推進する。特に2007年4月末の経済産業大臣率いる官民合同ミッションの具体的案件の発展のための共同声明に基づき、カザフスタン側との着実な互恵的協力を推進する。</p> <p>○川上・川下の事業者のすりあわせを通じた製品設計・生産プロセスの改善による省資源化対策、海外からの未利用副産物の輸入円滑化等を通じたリサイクルの促進、希少金属の代替材料開発や高効率回収技術開発など、鉱物資源に関する総合的な対策を実施する。</p>	<p>(化石エネルギーのクリーンな利用の開拓) ○石炭ガス化複合発電及びCO<sub>2</sub>回収・貯留や残渣油の有効活用技術など化石燃料のクリーンな利用技術について、国内研究拠点の連携・強化及び地球温暖化対策を目的とする国際的な協力体制(日豪酸素燃焼プロジェクト等)との連携を図りつつ、開発及び普及を支援する。また、低品位炭改質技術等の開発を支援する。</p> <p>○ウランやレアメタル等の鉱物資源について、資源国において関係の深い経済協力案件の発掘強化、適切な場合に二国間協定等の整備を進めるなど、引き続き資源外交を強化する。また、リスクマネーの供給、周辺インフラ整備支援等の経済協力や貿易保険との連携、海外探鉱向け出融資制度の活用等を通じた資源の探鉱及び開発に対する支援を推進する。</p> <p>○川上・川下の事業者のすりあわせを通じた製品設計・生産プロセスの改善による省資源化対策、海外からの未利用副産物の輸入円滑化等を通じたリサイクルの促進、希少金属の代替材料開発や高効率回収技術開発など、鉱物資源に関する総合的な対策を実施する。 ○使用済小型電気・電子機器等のレアメタルリサイクルの方策検討調査を実施する。</p>

3 資源・エネルギー政策の戦略的展開  
第1 国際競争力の強化

項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
	<p>②アジア環境・エネルギー協力戦略</p>	<p>(新エネ・省エネルギー協力) ○アジア諸国での省エネ制度構築及び省エネ制度的確な運用のための人材育成支援を着実に実施。</p> <p>○中国、インドとの間で二国間の政策対話を通じて、各国の省エネ推進を求めるとともに、人材育成、共同政策研究等の省エネ推進のための協力を実施する。</p> <p>○新エネ分野の制度構築を支援する(新エネ研修実施)とともに、新エネ技術の普及促進のためモデル事業を実施を図る。</p> <p>○国際機関、国際NPO等と連携し、我が国の経験を活かして、アジア諸国での省エネ基準、ラベリング制度(S&amp;L)の構築を支援する。</p> <p>○世界省エネビジネス推進協議会(仮称)等を活用しビジネススペースでの省エネ機器普及等を通じた省エネ促進を強化する。</p> <p>○アジア諸国等における太陽光発電等の普及のシナリオを策定する。 ○CDMの活用支援等を通じ、企業のアジア諸国における事業展開を促すことにより省エネ・新エネを促進する(再生可能エネルギーの普及を念頭に置いたCDM事業の案件形成)。</p> <p>○ERIAの場を活用してアジア産バイオ燃料に関する規格、測定基準等の策定等を推進する。</p>	<p>(新エネ・省エネルギー協力) ○制度構築支援について、その効果をレビューするとともに、さらに効果的な人材育成制度の可能性を追求する。</p> <p>○中国、インドに対する支援について、その効果をレビューするとともに、各々の国の省エネ目標達成に資するような支援の可能性を検討する。</p> <p>○新エネ研修について、その効果をレビューするとともに、制度の運用・執行面に関する支援の可能性を追求する。</p> <p>○新エネ技術のモデル事業について、その効果をレビューするとともに、より効果的な普及支援の可能性を追求する。</p> <p>○国際機関、国際NPO等との連携について、その効果をレビューするとともに、我が国基準の国際標準化の可能性を追求する。</p> <p>○省エネビジネス展開支援をアジア諸国以外の、省エネポテンシャルの高い国に拡大する。</p> <p>○アフリカ等のアジア以外の国における太陽光発電普及のために、現地において説明会を開催し、ミッション等を派遣する。 ○代エネモデル事業においてCDM事業化案件を実現する。 ○CDMの活用支援等を通じ、企業のアジア諸国における事業展開を促すことにより省エネ・新エネを促進する(再生可能エネルギーの普及を念頭に置いたCDM事業の案件形成)。</p> <p>○アジア諸国内でのバイオ燃料普及のあり方やバイオマスタウンの構想につき検討する。</p>

3 資源・エネルギー政策の戦略的展開  
第1 国際競争力の強化

項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
	②アジア環境・エネルギー協力戦略	<p>(地球規模課題における科学技術国際協力) ○国際共同研究を推進するプログラム等により地球規模課題の解決に向けた国際共同研究を実施する。</p> <p>(石炭協力) ○石炭のクリーン利用技術、石炭生産・保安技術のアジア地域での更なる普及を図る。また、CDMを活用した石炭クリーン利用技術のアジアへの普及を図る。</p> <p>(エネルギー貧困解消) ○第2回東アジア首脳会議における日本のエネルギー協力イニシアティブに基づき、電力設備の整備、地方電化等のエネルギー・アクセス改善や省エネ対策を含む、同首脳会議参加国に対する資金協力・技術協力として、平成19年度からの3年間で20億ドル規模のエネルギー関連ODAを実施する。</p> <p>(石油備蓄協力) ○フィリピンで開催予定のASEAN+3石油備蓄フォーラム等を通じ、アジアにおける石油備蓄制度の導入に向けて共通認識の醸成を図る。</p> <p>(原子力協力) ○ベトナム・インドネシア・カザフスタンへの核不拡散及び安全確保のために必要な制度整備等の支援を継続実施する。  ○ベトナムへの安全確保に係る人材育成支援を継続実施する。  ○原子力カルネサンスの潮流を受け、カザフスタン、ベトナム、インドネシアなどに対し、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ確保のために必要な基盤整備を国際協力を通じて促進する。</p> <p>○中国の新規原子力発電所建設に参画する我が国企業を最大限支援するとともに、人材育成支援を継続実施する。</p>	<p>(地球規模課題における科学技術国際協力) ○共同研究の成果を踏まえ、実用化段階をにらんだ地球規模課題の解決に資する研究に取り組む。</p> <p>(石炭協力) ○石炭のクリーン利用技術、石炭生産・保安技術のアジア地域での更なる普及を図る。また、CDMを活用した石炭クリーン利用技術のアジアへの普及を図る。</p> <p>(石油備蓄協力) ○アジア各国における備蓄制度の構築など緊急時対応体制の整備に対し、必要なノウハウ・制度面での協力を進める。</p> <p>(原子力協力) ○ベトナム・インドネシア・カザフスタンへの核不拡散及び安全確保のために必要な制度整備等の支援を継続実施する。  ○ベトナムにおける原子力導入計画の進展に応じ、適切な協力を行っていく。</p> <p>○中国の新規原子力発電所建設に参画する我が国企業を最大限支援するとともに、人材育成支援を継続実施する。</p>

3 資源・エネルギー政策の戦略的展開  
第1 国際競争力の強化



項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		②アジア環境・エネルギー協力戦略	<p>○日中原子力協定に基づき、原子力の平和的利用における両国間の協力を促進する。</p>	
<p>(原子力安全確保のための地域的協力枠組みの創設) ○北東アジア地域における原子力安全規制機関の連携の下で具体的な原子力安全に係る地域内協力を実施していく。具体的には、日中韓の規制機関トップによる意見交換を定例的に実施することにより、相互信頼関係の構築を図る。</p>	<p>(原子力安全確保のための地域的協力枠組みの創設) ○アジアの原子力新興国に対する安全面での協力を適切に行っていく。</p>		<p>(原子力安全確保のための地域的協力枠組みの創設) ○アジア地域における原子力安全能力の向上を図るとともに、規制機関間の連携を更に強化していく。</p>	
<p>○北海道洞爺湖サミットの成果を踏まえ、2008年10月、G8、中国、インド等主要国及び主要国際機関の参加を得て、「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合」を開催し、我が国のリーダーシップの下、交通分野の環境・エネルギー対策に係る国際連携の強化を図る。 ○本大臣会合の成果を、ICAO、IMO等の国際機関やAPEC、UNFCCC等の国際枠組に提言する。</p>	<p>○左記会合の成果を踏まえ、交通分野の環境・エネルギー対策に係る国際連携の強化や具体的な取組を促進する。</p>		<p>○交通分野の環境・エネルギー対策に係る国際連携の強化や具体的な取組を促進する。</p>	
<p>○アジア地域における環境にやさしい交通の実現を目指し、政府ハイレベルによる政策対話会合「アジアEST地域フォーラム」や、それに基づくEST国家戦略の策定支援等の諸活動を実施する。</p>	<p>○アジア地域における環境にやさしい交通の実現を目指し、政府ハイレベルによる政策対話会合「アジアEST地域フォーラム」や、それに基づくEST国家戦略の策定支援等の諸活動を継続実施する。</p>		<p>○アジア地域における環境にやさしい交通の実現を目指し、政府ハイレベルによる政策対話会合「アジアEST地域フォーラム」や、それに基づくEST国家戦略の策定支援等の諸活動を継続実施し、事業展開をはかる。</p>	
	<p>(水質汚濁・大気汚染防止協力) ○第3回東アジア首脳会議における日本の環境協カイニシアティブや日中環境・エネルギー分野における協力推進に関する共同コミュニケに基づき、ODA等を活用して、アジア地域に対する水質汚濁防止、大気汚染防止に関する協力を展開する。</p>	<p>(水質汚濁・大気汚染防止協力) ○引き続きアジア地域に対する水質汚濁防止、大気汚染防止に関する協力を展開する。</p>	<p>(水質汚濁・大気汚染防止協力) ○アジア地域に対する水質汚濁及び大気汚染の防止を図る。</p>	

3 資源・エネルギー政策の戦略的展開  
第1 国際競争力の強化



項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
	②アジア環境・エネルギー協力戦略	<p>(アジア共同の環境危機情報システムの形成) ○アジア地域において、酸性雨など個別課題ごとに環境モニタリングのネットワークづくり等に取り組み、アジア諸国における環境管理能力の向上を図るとともに、モニタリングで得られる環境情報の活用、ビジネスへの応用等の課題を検討する。</p> <p>○環境モニタリングの向上のため、温室効果ガス観測技術衛星(GOSAT)搭載センサーの開発、衛星の打上げを実施する。</p> <p>○次期静止気象衛星「ひまわり」の整備・運用のあり方について、外部有識者を加えた「静止気象衛星に関する懇談会」を設置し、検討を行う。</p> <p>(我が国の先進的な3R技術・システムの展開) ○国際機関や各国と連携して、アジア工科大に構築された3Rの情報拠点「3Rナレッジ・ハブ」の整備、アジア太平洋地域の廃棄物処理や3Rの専門家による研究ネットワークの構築をさらに進める。</p> <p>○南東・東アジア環境と保健に関する地域フォーラムにおいて、医療廃棄物、都市廃棄物等に関する優良事例の共有、技術的支援等に関する議論を主導する。</p> <p>○引き続き、アジアにおいて、3R推進のための計画策定やプロジェクト等への支援を推進する。 ○3R関連の施策・事業の支援や国際協調の強化に向けた我が国の取組を「新・ゴミゼロ国際化行動計画」として取りまとめてアジア等に発信する。</p> <p>○政策対話等を通じて、中国との循環型都市に関する協力を始め、3R分野の人材育成等の技術協力を推進する。</p>	<p>(アジア共同の環境危機情報システムの形成) ○アジア諸国と連携しつつ、個別課題ごとに環境モニタリングの質及び量の向上を図る。</p> <p>○環境モニタリング向上のため、温室効果ガス観測技術衛星(GOSAT)による観測及びデータ提供を実施する。</p> <p>○次期静止気象衛星「ひまわり」の製造に着手する。</p> <p>○3Rに関する情報拠点の整備、アジア太平洋廃棄物専門家による研究ネットワークの発展をさらに進めるとともに、これらの取組を相互に連携させて、3R推進の知識・情報基盤となる「アジア3R研究・情報ネットワーク」を構築し、政策・経験の共有を通じて各国の3Rの取り組みを支援する。</p> <p>○南東アジア・環境と保健に関する地域フォーラムにおける廃棄物管理・3Rに関する取組と、「アジア3R研究・情報ネットワーク」の連携を図る。</p> <p>○新・ゴミゼロ国際化行動計画に基づき、アジア等における3Rの推進のための国際協力を実施する。 ○東アジア循環型社会構築に向けた情報・データ整備、調査研究、政策対話を進める。</p> <p>○政策対話等を通じて、中国との循環型都市に関する協力を始め、3R分野の人材育成等の技術協力を推進する。</p>

3 資源・エネルギー政策の戦略的展開  
第1 国際競争力の強化

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
第1 国際競争力の強化	②アジア環境・エネルギー協力戦略	(環境問題、省エネルギー、再生可能エネルギーに係る人材の養成) ○アジアの大学や大学院との連携等により、環境分野に強い人材育成を推進する。	(環境問題、省エネルギー、再生可能エネルギーに係る人材の養成) ○アジアの諸大学・大学院等との連携等により、環境分野に強い人材育成を推進する。	(環境問題、省エネルギー、再生可能エネルギーに係る人材の養成) ○アジアの諸大学・大学院等との連携等により、環境分野に強い人材育成を推進する。
		○産業界と連携して、企業の環境管理の取組のフォローアップ、アジアワイドのエコデザインネットワーク構築に向けた取組の促進や環境管理の経験者の派遣などの国際協力を推進する。	○産業界と連携して、企業の環境管理の取組のフォローアップ、アジアワイドのエコデザインネットワーク構築に向けた取組の促進するとともに、経験豊富な団塊世代が大量退職を迎えることが、環境分野においても見込まれることから、退職後の研修を行い、主に途上国の環境協力に生かすことで、双方にとって有益なスキームを構築する。	○産業界と連携して、企業の環境管理のための取組を促進するとともにアジアワイドのエコデザインネットワーク構築に向けた取組の促進や環境管理の経験者の派遣などの国際協力を推進する。
	3 ③世界全体での省エネルギー等の推進	○G8サミット、APEC首脳会議、東アジア首脳会議等の場を通じ、世界のエネルギー効率の向上、原子力、再生可能エネルギー、革新的技術開発等に関する取組について、我が国がリーダーシップを発揮し国際的合意形成を図る。		○世界全体のエネルギー効率向上、原子力・再生可能エネルギーの積極的利用、革新的技術開発を進めるべく、各国の省エネ目標、行動計画策定、実施に取り組む。
	④ 資源・エネルギーの海上輸送路における安全確保等の推進	○海上輸送路の安全確保等のため、航行安全、環境保全、海事セキュリティに関する国際協力を推進する	○海上輸送路の安全確保等のため、航行安全、環境保全、海事セキュリティに関する国際協力を推進する	○海上輸送路の安全確保等のため、航行安全、環境保全、海事セキュリティに関する国際協力を推進する
	(6) エネルギーの供給途絶に備えた緊急時対応の充実	○国家製品備蓄の導入、国家備蓄放出の機動性強化の整備を図る。	○備蓄水準に関してはIEA主要加盟国平均以上を維持しつつ、状況変化を適切に把握し、必要に応じ石油備蓄制度の見直しを継続していく。	○備蓄水準に関してはIEA主要加盟国平均以上を維持しつつ、状況変化を適切に把握し、必要に応じ石油備蓄制度の見直しを継続していく。
		○国内ガス供給インフラの今後の整備の方針について検討の上、必要な施策を着実に推進する。	○必要に応じ整備方針を修正しつつ、必要な施策を着実に推進する。	○必要に応じ整備方針を修正しつつ、必要な施策を着実に推進する。
		○状況に応じ、エネルギー企業における事業継続性計画等のガイドラインについて継続して検討する。	○状況に応じ、エネルギー企業における危機管理の取り組みについて継続して検討する。	
(7) エネルギー技術開発戦略の策定、強いエネルギー産業の実現	○エネルギー技術開発戦略について、関係者間の継続的な意思疎通から出てきた意見を十分考慮した形で、これを毎年見直す(ローリング)とともに、これを参考にした重点的かつ効果的な技術開発を推進する。	○エネルギー技術開発戦略(毎年見直し)を参考にして、重点的かつ効果的な技術開発を推進する。	○技術開発戦略をベースとして、超長期をも見据えた将来の方向性の共有により、官民の長期にわたる軸のぶれない取組を確保し、世界のトップランナーであり続ける。	

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
第2 生産性の向上(～ITとサービス産業の革新)	(1) IT新改革戦略・IT政策ロードマップの推進	○「IT新改革戦略」(平成18年1月19日)及び「IT政策ロードマップ」(平成20年6月11日)の目標を確実に達成するため、中長期的な観点から政府が迅速かつ重点的に実施すべき具体的な施策をとりまとめた「重点計画2008」を策定する。 ○継続して各施策の進捗状況の把握・評価を行い、必要に応じて関連施策の見直し等を指示するなど、各施策の実現に向けて取組の強化を図る。		○継続して各施策の進捗状況を把握。適切な評価を行い、必要に応じて関連施策の見直し等を指示するなど、各施策の実現を図る。
	(2) ITによる「つながり力」強化			
	①IT経営の推進	○経営者によるIT経営協議会を開催し、IT経営実践に向けた「IT経営憲章」を採択する。	○IT経営協議会を継続して開催するとともに、IT経営実践のガイドラインの改訂他、個別課題に対応した分科会を実施し、検討を行う。  ○2010年までに世界トップクラスのIT経営を実現する。	○企業の部門間・企業間の壁を越えて、企業経営をITによって最適化する企業の割合を大企業・中小企業ともに世界トップクラスの水準に引き上げる。
		○07年度に検討した分野について、議論の場の設定や研究開発を促進するとともに、人材育成や知的財産権の移転促進などの環境整備を行う。  ○ソフトウェアの共同開発等ソフトウェアの効率的活用を促進する取引形態に対応したモデル契約書を策定する。  ○情報家電分野において、ソフトウェア開発の効率化のための共通基盤を検討し、プロトタイプを構築する。	○07年度に検討した分野について、設定した場における議論や研究開発を促進するとともに、人材育成や知的財産権の移転促進などの環境整備を行う。  ○プロトタイプを精査し、実効性のあるものにして共通基盤として公開する。	
		○テレワーク普及促進のための実証実験の実施やテレワーク環境整備税制による民間企業のシステム整備の促進、全国各地におけるセミナー等の開催を通じて、2010年までにテレワーカーを就業人口の2割とする「テレワーク人口倍増アクションプラン」を着実・迅速に実施する。		

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		第2 生産性の向上(ITとサービス産業の革新) 1 ITによる生産性向上と市場創出	②電子商取引や電子タグ等による「情報共有基盤」の構築	<p>○電子タグ規格の国際標準化の推進やインターネットEDIの商材・業界を拡大することにより、流通効率化を図り、関連する産業の競争力強化を図る。</p>
	<p>○電子商取引や電子タグを活用した先行的取組のうち、家電分野における製品安全トレーサビリティの実証実験を通じて安全安心な情報連携基盤の構築を図る。</p>		<p>○ものづくり産業全体として、情報連携基盤構築を推進するため、受発注のみならず製品の設計段階における技術情報交換や含有化学物質情報交換を業種横断的に構築する取組を進めるとともに、保守・リサイクル等製品開発にフィードバックする静脈流の基盤構築を進める。</p>	<p>○電子商取引や電子タグを用いた経済社会生活全般での課題解決を進める。</p>
	<p>○生活環境保全の観点から、電子タグ等を用いた使用済家電のトレーサビリティを確保するための方策について検討を進める。</p>		<p>○2010年度までに、電子商取引や電子タグ利用等の共通基盤を業種横断的に構築する。</p> <p>○生活環境保全の観点から、電子タグ等を用いた使用済家電のトレーサビリティを確保するための方策について検討を進める。</p>	<p>○使用済家電のトレーサビリティ確保に向けた検討の結果を踏まえ、具体的なシステム構築に向けた検討を行う。</p>
③「つながり力」強化に向けた電子流通業の振興			<p>(電子流通業の流通網強化)</p> <p>○ 物流資材から出る廃棄物を削減するための実証実験に着手する。</p>	<p>(電子流通業の流通網強化)</p> <p>○ 実験結果を検証し、実用化に向けた検討を行う。</p>
	<p>(電子流通業の国際展開支援)</p> <p>○ ネット通販で購入できる商品の輸出実験を行う。</p> <p>○ 電子流通業の国際展開にあたって必要と考えられる情報について整理する。</p>	<p>(電子流通業の国際展開支援)</p> <p>○ 輸出実験結果を検証し、制度障壁等ボトルネックとなっている問題点の洗い出し及び解決策の立案を行う。</p> <p>○ JETRO等を通じたワンストップの海外ビジネス情報を提供する。</p>	<p>○ 海外ビジネス提供窓口について事業者等への普及啓発を図る。</p>	
				<p>(電子流通業の統計整備)</p> <p>○ 電子流通産業に係る基本的な統計情報の整備を検討する。</p>

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		第2 生産性の向上(ITとサービス産業の革新) 1 ITによる生産性向上と市場創出	(3) ITを活用した中小企業の経営力の向上	<p>○中小企業のIT活用を促進するため、ITに関する問題をきめ細かく解決する支援体制の整備するとともに、中小企業にとって使いやすいSaaS基盤システムを開発する。</p> <p>○SaaSサービスにおける利用者と提供者間で合意すべきサービス内容等に関する指針「SaaSのためのSLAガイドライン」の普及を促進する。</p>
	<p>○「中小企業IT経営力大賞」を引き続き実施するとともに、収集した成功事例をデータベース化するなどし、情報提供を行う。</p>		<p>○企業経営における「IT経営」の成功事例を1000件以上公表するとともに、「IT経営ガイド」の活用を促進することで、「IT経営」を実現する中小企業の割合を高める。</p>	<p>○企業経営をITによって最適化する企業の割合を世界トップクラスに引き上げる。</p>
	<p>○中小企業IT経営ロードマップとして作成した「IT経営ガイド」を公表し、普及を図るとともに、「中小企業IT経営力大賞」等で収集した成功事例を踏まえ、更なる充実を図る。</p>			
	<p>○全国9地域の「IT経営応援隊」を通じて、成功事例の紹介、セミナーの開催など、地域の特性に応じたきめ細かな支援策を実施し、中小企業への「IT経営」の一層の普及促進を図る。</p>			
	<p>○中小企業経営者等に対し、「IT経営応援隊」を通じて、「IT経営」の実現に必要な知識習得のための研修会を、質・量の両面において拡充し、実施する。</p>		<p>○中小企業の経営者やCIOなど、中小企業が「IT経営」を実現するために必要な人材の育成を行う。</p>	
	<p>○ITコーディネータ等専門家を活用し、「IT経営応援隊」のネットワークの強化を図るとともに、中小企業の求めに応じて専門家を派遣し、きめ細やかなアドバイスをを行うことで、「IT経営」の実践に取り組む中小企業を支援する。</p>		<p>○地域における中小企業ユーザーと支援機関、ITコーディネータ等専門家、ITベンダー等による「IT経営」実践の好循環モデル創出とその普及促進を図る。</p>	



	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)	
第2 生産性の向上（ITとサービス産業の革新）	1 ITによる生産性向上と市場創出	(4) 世界最先端の電子政府の実現	<p>○IT政策ロードマップに基づく「先行プロジェクト」として、本年8月末までに、オンライン手数料の引下げや添付書類の削減・省略等の抜本的改善策を定めた新たな行動計画を策定するとともに、引越や退職に関するワンストップ化の実証実験などを開始する。</p> <p>○業務・システム最適化計画に示された運用経費及び業務処理時間の削減効果を更に高めるため、継続的に見直しを行っていく。</p>	<p>○電子政府を強力に推進するための基本法制の整備や必要な権限を備えたワンストップ電子行政サービスの推進体制を整備し、ワンストップ電子行政サービスを早期に実現する。</p> <p>○業務・システム最適化計画に示された運用経費及び業務処理時間の削減効果を更に高めるため、継続的に見直しを行っていく。</p>	<p>○業務・システム最適化計画に示された運用経費及び業務処理時間の削減効果を更に高めるため、継続的に見直しを行っていく。</p>
		(5) ITの創造的活用とコンテンツ市場の拡大	<p>○コンテンツグローバル戦略に基づき、日本のコンテンツ産業のグローバル化に向けた取り組みを実施する。</p> <p>○「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」を引き続き開催する。</p> <p>○優れたメディア芸術作品の国内外への発信を推進する。</p> <p>○国際共同製作のためのマッチング及びワークショップ等による支援を実施する。</p> <p>○デジタルコンテンツの流通を促進する法制度や契約ルールなどの整備に向けた検討を推進する。</p> <p>○「コンテンツ技術戦略マップ」を策定する。</p> <p>○「アジアCGサミット」や「地域コンテンツフォーラム」を開催する。</p> <p>○コンテンツを通じた環境問題への認識浸透をはかるための「環境国民運動」を実施する。</p> <p>○感性価値創造イニシアティブに係る海外への情報発信の取組も含め、クリエイティブ産業の発進力強化に向けた取組を進める。</p>	<p>○コンテンツグローバル戦略に基づき、日本のコンテンツ産業のグローバル化に向けた取り組みを強化する。</p> <p>○「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」を定着させる。</p> <p>○優れたメディア芸術作品の国内外への発信を推進する。</p> <p>○国際共同製作のマッチングや資金調達等についての支援強化など、日本コンテンツの製作環境のグローバル化に向けた取り組みを強化する。</p> <p>○デジタルコンテンツの流通を促進する法制度や契約ルールなどの整備を目指す。</p> <p>○「コンテンツ技術戦略マップ」を踏まえ、技術開発に戦略的かつ積極的に取り組む。</p> <p>○「アジアCGサミット」や「地域コンテンツフォーラム」を定着させる。</p> <p>○コンテンツを通じた環境問題への認識浸透をはかるための「環境国民運動」を定着させる。</p> <p>○クリエイティブ産業の発信力強化に向けた取組を定着させる。</p>	<p>○2015年において約5兆円のコンテンツ市場の拡大を目指す。</p>

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		第2 生産性の向上（ITとサービス産業の革新）	(5) ITの創造的活用とコンテンツ市場の拡大	○コンテンツに関する情報の集約・公開を行う取組と連携したコンテンツ取引市場の整備による流通経路の多様化などを目指す。
○「アジア・コンテンツ・イニシアティブ」を策定する。 ○コンテンツに関する情報の集約・公開を行う取組と連携したコンテンツ取引市場の整備による流通経路の多様化などを目指す。	○「アジア・コンテンツ・イニシアティブ」を踏まえ、対アジアを中心とする、国際的なコンテンツ制作・市場拡大施策を実行する。 ○コンテンツに関する情報の集約・公開を行う取組と連携したコンテンツ取引市場の整備による流通経路の多様化などに取り組む。			
(6) IT革新を支える産業・基盤の強化				
①情報通信機器産業の競争力強化	○「第3期科学技術基本計画」等に基づき、継続して半導体・情報家電分野における標準化・研究開発を推進する。		○継続して半導体・情報家電分野における標準化・研究開発を推進する。	
	○半導体の利用が飛躍的に拡大し、社会の様々な局面で生じている新たなニーズに応えるため、半導体技術とその利用分野の一層の融合を図るとともに、産学連携の取組を支援することで、新しい原理に基づく機能の発見や、革新的な高信頼性を持つ半導体素子とその利用技術を開発する。		○立体構造化技術を発展・統合し、これまでにない革新的な半導体（ドリームチップ）基盤技術を開発する。	
	○技術開発などにより半導体やIT機器・システムの更なる省エネルギーを強化する「ITの省エネ」と、ITを活用した社会全体の省エネルギーに貢献する「ITによる省エネ」を両輪で進める「グリーンIT」を推進する。	○IT機器・システムの更なる省エネ基盤技術を開発する。  ○産官学連携の下、グリーンITの普及・啓発、国際連携の強化を図る。		
	○セキュア・プラットフォームなど次世代のシステム統合技術に係る研究開発を実施する。	○2009年度までに、一つのサーバ上で複数の異なるOS環境を安全に管理運用できる技術（セキュアプラットフォーム）を開発する。		

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		①情報通信機器産業の競争力強化	○ディスプレイ、半導体、サーバ、ルータなどのIT機器・システムの省エネルギー技術の開発を実施するとともに、省エネ法におけるトップランナー制度等を活用し、研究成果の普及を進める。	○ディスプレイ、半導体、サーバ、ルータなどのIT機器・システムの省エネルギー技術の開発を実施するとともに、省エネ法におけるトップランナー制度等を活用し、研究成果の普及を進める。
②情報サービス・ソフトウェア産業の競争力強化	○ソフトウェアの信頼性・生産性の向上を推進するとともに、高信頼の組込みソフトウェアの開発等組込みソフトウェアの競争力強化を行い、革新的な技術の開発、オープンソフトウェアを安心して活用するための技術参照モデルの普及等を行う。また、独創的な人材の発掘等を行う。	○ソフトウェアの信頼性・生産性の向上を推進するとともに、高信頼の組込みソフトウェアやツール、プロセスの開発等組込みソフトウェアの競争力強化を行い、革新的な技術の開発、オープンソフトウェアを安心して活用するための環境整備、独創的な人材の発掘等を行う。	○情報システム・ソフトウェアの信頼性・生産性の向上を図るとともに、ソフトウェア産業の競争力を強化する。また、オープンソフトウェアの利用促進を図る。	
③ITによる生産性向上と市場創出	○2007年4月策定のモデル取引・契約書（第一版）と併せ、主に中小企業ユーザの取引に即したモデル取引・契約書（追補版）の普及や実効性の担保に向け、e-Learningの整備や資格制度を含めた総合的な環境整備の取り組みを図る。また、高付加価値型取引のあり方や、その活用基盤の整備に向けた検討を行う。	○左記のモデル取引・契約書普及に向けた総合的な環境整備や高付加価値型取引の活用基盤整備を活かし、実際の取引での活用など取引の透明化・高度化の普及・促進を図る。		
④ITによる商業空間の高付加価値化のモデルとなるようなプロジェクトを3か所程度実施する。	○次世代検索・解析技術の開発を行うとともに、それら共通技術を検証・登録する場として、コラボレーションプラットフォームの構築・拡充を図る。また、開発した技術を用いて事業を展開するうえで、必要となる制度・環境の整備を行う。	○コラボレーションプラットフォームの活用を通じて、次世代検索・解析技術の普及・展開を図るとともに、引き続き制度・環境の整備を行う。	○我が国IT技術の新たな市場化出口となるような「e空間」を、全国に30箇所以上、確立する。	
⑤技術参照モデル（TRM）及び政府調達における推奨「オープンな標準」の取りまとめる。	○技術参照モデル（TRM）及び政府調達における推奨「オープンな標準」の取りまとめる。	○左記のオープンな標準に関する評価等を行うためのテストベッドの構築など、オープンイノベーションプラットフォーム構築に向けた取り組みを行う。		

第2  
1  
生産性の向上（ITとサービス産業の革新）

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		第2 生産性の向上(ITとサービス産業の革新)	③高度IT人材の育成  1 ITによる生産性向上と市場創出	○客観性の高いIT人材評価システムの構築の他、情報処理技術者試験とITスキル標準、組込みスキル標準、および情報システムユーザスキル標準との整合化を図り、既存の試験制度を抜本的に見直す。
○2006年度に選定した拠点大学について中間評価を行い、産学連携による人材育成を効果的に推進する。 ○拠点において得られた成果を効果的・効率的に普及展開するための事業に着手する。	○拠点大学について選定から2年経過後を目途に中間評価を行い、産学連携による人材育成を効果的に推進する。 ○拠点において得られた成果の効果的・効率的な普及展開を行い、高度IT人材育成方策の全国展開を図る。			
○産学連携人材育成パートナーシップの下、IT分野・エレクトロニクス分野における産学連携の場として2007年11月に情報処理分科会及び電気・電子分科会を設置。両分科会において、産業界及び教育界の課題について引き続き議論し、専門家コミュニティの形成等様々な高度IT人材育成方策を検討する。	○産業界及び教育界が継続的に議論する場として情報処理分科会及び電気・電子分科会を活用し、必要に応じて高度IT人材の育成施策の見直し等を行う。			

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		(1) サービス産業のイノベーションと生産性改革のための体制整備		
第2 生産性の向上(ITとサービス産業の革新)	2 サービス産業の革新	①「業種別生産性向上プログラム」の着実な実行	○「業種別生産性向上プログラム」を実行に移す。	○「業種別生産性向上プログラム」を実行に移す。
		○サービス産業等の各業種について、付加価値の向上および効率化を通じたコスト削減の双方の観点からの施策を盛り込んだ「業種別生産性向上プログラム」を策定し、実行に移す。  特に、「業種別生産性向上に向けた検討課題(平成20年4月・内閣府)」に規定される8業種については、「検討すべき課題として指摘された事項」等を踏まえ以下に規定する点にも留意して策定し、実行に移すものとする。	○「業種別生産性向上プログラム」を実行に移す。	○「業種別生産性向上プログラム」を実行に移す。
		○情報サービスソフトウェア・エンジニアリングの確立・普及、高度IT人材の育成、情報システム・ソフトウェアの品質の可視化や取引の適正化・高度化を図るための各種指標やガイドラインの整備・普及、高度IT人材の育成などを内容をとするITに関する生産性向上プログラムを策定し、実行に移す。	○「業種別生産性向上プログラム」を実行に移す。	○「業種別生産性向上プログラム」を実行に移す。
	○通信・放送・コンテンツ通信・放送分野の改革の促進、ICT産業の国際競争力強化、ICTによる生産性向上、放送コンテンツの下請構造問題の適正化などを内容とする「通信・放送・コンテンツに関する生産性向上プログラム」を策定し、実行に移す。	○引き続き、同プログラムに基づき必要な制度整備等を行い、通信・放送分野の改革を促進する。各施策を着実に実施していくとともに、「ICT国際競争力会議」において継続的に産学官連携、施策の進捗管理等を行う。情報放送コンテンツ分野における適正な取引のためのガイドラインの周知・啓発・フォローアップ等を行うとともに、製作者等を取り巻く製作環境を改善し、製作インセンティブを向上させ、製作取引の適正化を促進するための具体策を順次実施通信審議会答申を踏まえ、各施策を着実に実施する。	○「業種別生産性向上プログラム」を実行に移す。	



	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		①「業種別生産性向上プログラム」の着実な実行	○建設・住宅・不動産入札契約制度改革の推進、建設生産システムのICT化・合理化の推進、経営力の強化などを内容とする「住宅・建設・不動産に関する生産性向上プログラム」を策定し、実行に移す。	○「業種別生産性向上プログラム」を実行に移す。
第2 生産性の向上(ITとサービス産業の革新)	2 サービス産業の革新	○宿泊・旅行新たなビジネスモデルの構築支援(宿泊)、ニューツーリズムの創出・流通の取組支援(旅行)などを内容とする「宿泊・旅行に関する生産性向上プログラム」を策定し、実行に移す。	○「業種別生産性向上プログラム」を実行に移す。	○「業種別生産性向上プログラム」を実行に移す。
		○小売サプライチェーン、M&A等による規模の経済の実現、国際展開支援等を内容とする小売に関する生産性向上プログラムを策定し、実行に移す。	○「業種別生産性向上プログラム」を実行に移す。	○「業種別生産性向上プログラム」を実行に移す。
		○食品製造業食品製造業者と農林漁業者等の連携による新商品の開発・販路拡大、食品輸出拡大、電子タグなどの新技術の活用による食品流通の効率化などを内容とする「食品製造業の生産性向上プログラム」を策定し、実行に移す。	○「業種別生産性向上プログラム」を実行に移す。	○「業種別生産性向上プログラム」を実行に移す。
		○物流物流効率化の推進、トラック運送業における適正取引の推進、グローバル展開の支援などを内容とする「物流に関する生産性向上プログラム」を策定し、実行に移す。	○「業種別生産性向上プログラム」を実行に移す。	○「業種別生産性向上プログラム」を実行に移す。
		○人材ビジネス労働者派遣制度について、派遣労働者の雇用政策における位置付けや労働者派遣制度のあり方等について、法的、制度的な考え方について整理を行うことを内容とする「人材ビジネスに関する生産性向上プログラム」を策定し、実行に移す。	○「業種別生産性向上プログラム」を実行に移す。	○「業種別生産性向上プログラム」を実行に移す。

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		第2 生産性の向上(ＩＴとサービス産業の革新)	2 サービス産業の革新	<p>②「経験と勘」に頼るサービスから「科学的・工学的手法」によるサービスへ</p> <p>○2007年度に定めた「サービス工学分野技術戦略マップ」に基づき、サービス企業に適用することが可能な革新的技術の研究を、「サービス工学研究センター(平成20年4月に(独)産業技術総合研究所に設置)」を始めとする研究機関にて実施する。</p> <p>○平成20年4月に、(独)産業技術総合研究所に「サービス工学研究センター」が設置され、工学についての研究体制が整備された。また、経済産業研究所にて生産性の研究が進められている。これら研究を更に深掘するとともに、企業との結びつきの強化を図る。</p> <p>○協議会において、関係機関との連携の上、製造業OB人材のネットワークや相談窓口の拡充を図る。</p>
	③サービス提供者と消費者等をつなぐ民間による情報提供の仕組み作り	<p>○第三者認証制度の構築支援を数業種実施する。</p> <p>○ADR機関のあり方の検討を行う。</p> <p>○サービス品質の向上がどのように生産性向上に結びついていくかについての因果関係の調査・分析を行う。</p>	<p>○第三者認証制度の拡充を図る。</p> <p>○ADR機関立ち上げの支援を行う。</p> <p>○サービス品質を評価する仕組みの構築について検討を行う。</p>	<p>○引き続き、第三者認証制度の拡充を図る。</p> <p>○ADR機関の拡充を図る。</p> <p>○引き続き、サービス品質を評価する仕組みの構築について検討を行う。</p>
	④サービス産業における人材育成	<p>○大学等の知見を活用し、サービス産業の革新に資する人材育成を推進するための教育プログラムの開発を推進する。</p> <p>○観光分野においては、「観光関係人材育成のための産学官連携検討会議」の開催における情報の共有化及び連携方策の検討を行い、人材育成に取り組んでいく。</p> <p>○人材スキル標準や能力評価制度の構築をサービス産業の数業種で実施する。</p>	<p>○大学等の知見を活用し、サービス産業の革新に資する人材育成を推進するための教育プログラムの開発を推進する。</p> <p>○観光分野においては、「観光関係人材育成のための産学官連携検討会議」の開催における情報の共有化及び連携方策の検討を行い、人材育成に取り組んでいく。</p> <p>○人材スキル標準や能力評価制度の構築の拡充を図る。</p>	<p>○大学等において、サービス産業の革新に資する人材を自立的・継続的に育成する。</p> <p>○観光分野においては、「観光関係人材育成のための産学官連携検討会議」の開催における情報の共有化及び連携方策の検討を行い、人材育成に取り組んでいく。</p> <p>○ジョブ・カードの活用促進や、能力評価システムの導入促進を図るなど、サービス人材育成に取り組む。</p>

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
第2 生産性の向上(ITとサービス産業の革新)	④サービス産業における人材育成		○大学等において、サービス産業の国際展開・新事業開拓を担う中核人材の育成に資する教育の充実を推進する。	○大学等において、サービス産業の国際展開・新事業開拓を担う中核人材の育成に資するを教育の充実を推進する。
		○大学間交流協定等に基づく、日本人学生の海外留学への支援を推進する。	○大学間交流協定等に基づく、日本人学生の海外留学への支援を推進する。	○大学間交流協定等に基づく、日本人学生の海外留学への支援を推進する。
	⑥ 産業活力再生特別措置法に基づく事業者の取組の促進	○ 産業活力再生特別措置法により生産性向上に向けた事業者の取組を促進する。	○ 産業活力再生特別措置法により生産性向上に向けた事業者の取組を促進する。	○ 産業活力再生特別措置法により生産性向上に向けた事業者の取組を促進する。
	⑦国際展開支援	○国際展開の成功要因や制約要因についての実態を把握する。 ○外国富裕層の多様なニーズにきめ細かく対応することができる国内受入体制の在り方について検討を実施する。 ○海外の代金回収制度や事業再生制度についての調査を実施する。	○サービス産業の海外展開支援を推進する。 ○訪日の窓口となる海外バイヤーと日本国内に点在する様々な「本物」の和のコンテンツの橋渡しを円滑に行うことが可能な受入体制の検討を行う。	○サービス産業の海外展開支援を推進する。 ○訪日の窓口となる海外バイヤーと日本国内に点在する様々な「本物」の和のコンテンツの橋渡しを円滑に行うことが可能な受入体制の検討を行う。
	⑧その他	○2008年度中に「ハイ・サービス日本300選」のうち170程度を選定する。	○2009年度中を目途に、「ハイ・サービス日本300選」の選定を終える。	
		○日本版CSIの2008年度からの「本格運用」を目指す。		
	(2) 今後発展が期待されるサービス分野への政策の重点化			
	①今後有望とされるサービス6分野への重点化			○2015年までに、重点サービス6分野(健康・福祉、育児支援、観光・集客、コンテンツ、ビジネス支援、流通・物流)において70兆円の市場規模拡大を目指す。
		○事業の高度化に向けた様々な産業が連携した地域ぐるみの取組、成功・失敗要因分析に基づく「観光・集客力向上への手引き」等を通じた「産業観光」、「文化観光」、「ヘルスツーリズム」等のニューツーリズムを含む顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた新たな観光・集客ビジネスモデルの確立等を支援する。具体的には、ニューツーリズムの創出・流通を促進するための取組等を推進する。	○事業の高度化に向けた様々な産業が連携した地域ぐるみの取組、成功・失敗要因分析に基づく「観光・集客力向上への手引き」等を通じた「産業観光」、「文化観光」、「ヘルスツーリズム」等のニューツーリズムを含む顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた新たな観光・集客ビジネスモデルの確立等を支援する。	○施策の効果などを検証し、「観光立国推進基本計画」の改訂に反映する。

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		①今後有望とされるサービス6分野への重点化	○2007年5月に取りまとめられた「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」の着実な実施を図る。	○2007年5月に取りまとめられた「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」の着実な実施を図る。
第2 生産性の向上(ITとサービス産業の革新) 2 サービス産業の革新		○保育に係る潜在的ニーズも踏まえた上で、保育施策を質・量ともに充実・強化するなど、すべての子どもの健やかな育ちの支援を前提に、利用者の立場にたった保育サービスのあり方について検討し、サービスの多様化・柔軟化などを進める。	○左記の検討結果に従い、必要な措置を実行する。	○左記の検討結果に従い、必要な措置を実行する。
		○認定こども園は、「二重行政」の解消策を検討し、平成20年度中に結論を得る。 ○「放課後子どもプラン」については、更なる一本化の方向で改善方策を検討し、平成21年度から実施する。	○左記の検討結果に従い、必要な措置を実行する。	○左記の検討結果に従い、必要な措置を実行する。
		○多様な主体の子育て支援への参画・協働に向け、次世代育成支援のための新たな制度体系の構築の中で地域の力を引き出していくための具体的な方策について検討する。	○税制改革の動向も踏まえつつ行われる左記の検討結果に従い、必要な措置を実行する。	○税制改革の動向も踏まえつつ行われる左記の検討結果に従い、必要な措置を実行する。
		○「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」(総務大臣・厚生労働大臣)において、遠隔医療の推進方策について検討。	○「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」(総務大臣・厚生労働大臣)の報告を踏まえ、遠隔医療の推進に向けた具体的な取組の実施・検討。	
		○レセプトオンライン化や特定健診・保健指導の実施とあわせ、生涯にわたる健康情報の効率的な利活用等のためのIT化を推進する。 ○2008年度中を目途に、社会保障カード(仮称)のシステムの基本計画等の検討。		
		○個人の身体特性データの収集・蓄積し、横断的なプラットフォームを構築・活用することにより、個人向け健康サービスの開発、健康データを活用した健康サービスの効果等の客観的な評価方法、個人・地域・企業の健康増進への動機付与等のあり方について検討を行う。	○健康情報基盤構築に向けた実証事業の成果を全国展開し、普及させるために必要な方策について検討する。	

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		①今後有望とされるサービス6分野への重点化	○個人、企業、保険者、社会における実効性ある健康増進への取組みを促すための「健康会計」を進めるためのガイドラインを策定する。  ○個人が自らの健康情報を的確に把握し、健康増進を促すため、健康情報を簡単に収集するとともに、生涯を通じて保有し、その上で情報を最大限自分の健康のために活用することができるような情報基盤の構築に向けた実証事業等を行う。	
第2 サービス産業の革新	②生活直結型産業の発展に向けた取組		○医療・健康支援、保育、介護・生活支援、教育、移動などのサービス分野について、①利用者の立場で規制を見直す、②IT等新技術の活用を徹底する、③団塊世代や女性の参画を進める、の2つの観点から市場の革新を進める。	○医療・健康支援、保育、介護・生活支援、教育、移動などのサービス分野について、①利用者の立場で規制を見直す、②IT等新技術の活用を徹底する、③団塊世代や女性の参画を進める、の3つの観点から市場の革新を進める。
	③世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現	○「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)に基づき、施策を推進する。		○「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)に基づき、施策を推進する。
第2 生産性の向上(ITとサービス産業の革新)	④経済社会や産業構造の変化に即応した統計改革の加速化	○2008年度中に基本計画の策定を行う。		
		○特定サービス産業実態調査の調査対象業種を2009年までに7業種(2006年)から28業種に段階的に拡充することについて検討する。	○2009年に経済センサスー基礎調査を実施する。	○2011年に経済センサスー活動調査を実施する。 ○母集団名簿の整備を進め、サービス産業を幅広く捉えた構造統計を整備する。 ○eコマースに関する統計を整備する。
		○オーダーメイド集計への対応、匿名データの提供等統計データの二次利用に必要な環境を整備する。	○2009年度中に統計データの二次利用を開始する。	



項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)	
		(1) 付加価値の創造			
第3 地域・中小企業の活性化(地域活性化戦略)	1 中小企業の生産性向上	①中小企業者と農林漁業者との連携促進	○中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく事業認定を行う。	○中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進を図る。具体的には5年で500の新事業の創出を目指す。	
		②地域資源活用プログラムの推進	○「中小企業地域資源活用プログラム」により、①マーケティング等に対する支援(ハンズオン支援)、②新商品の市場調査、企画・開発、販路開拓等への資金支援、③地域活性化のためのファンドの設立、④人材育成支援等を実施する。	○「中小企業地域資源活用プログラム」を着実に実施する。地方活性化策と併せて、5年間で1,000の新事業創出の取組を地方において創出することを目指す。結果として、地域の活性化を実現する。	
		③中小企業の人材確保及び育成に向けた取組	○退職後も自らの知識や経験を地域や中小企業に活かしたいという意欲を持つ企業等OB(新現役)を登録し、地域や中小企業支援に活用する。	○新現役人材3万人の登録実現を目指す。	○短期・中期における取組の結果を踏まえ、より有効な中小企業の人材確保に向けた取組を図る。
			○中小企業において生産性の向上に資する基盤人材などを新たに雇い入れた場合等に助成金を支給する制度を平成20年度より創設し、生産性向上に資する人材確保に向けた支援を推進していく。	○引き続き推進	
			○地域の建設業界と工業高校等が連携して行う、建設技術者・技能者による生徒への実践的指導や生徒の企業実習などを通じた、将来の建設産業を支える優秀な人材の確保・育成を図るモデル構築事業を実施。	○引き続き左記事業を実施し、地域の建設業界のニーズを踏まえた、工業高校等における実践的なものづくり人材育成プログラムを開発する。	

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		(2) 経営力の向上		
第3 地域・中小企業の活性化(地域活性化戦略) 1 中小企業の生産性向上	①地域力連携拠点の整備等による支援体制の強化	○中小企業の経営力向上、新事業展開や事業承継を支援するためのモデル拠点を全国で316箇所整備し、中小企業者の経営相談窓口支援を行う。		
	②IT化や省エネルギーの推進等による生産性向上・経営改善	○特に、販路拡大や生産管理、顧客管理等経営の中でITを有効に活用していくことは中小企業全体の底上げにとって不可欠な要素であり、IT推進アドバイザー等を活用し、個別企業のIT化とともに商店街全体のIT化、業種特性に応じた組合毎のIT化等を進めていく。また、EDIシステムと社内基幹業務システムの有機的な連携を図るための効率的なITネットワークシステムの構築等を支援する。		○短期・中期における取組の結果を踏まえ、より有効なIT化・機械化・経営改善を推進する。
		○中小企業における省エネルギーの推進が、コスト削減等を通じて中小企業の基盤強化・生産性向上につながることを踏まえ、金融、人材・ノウハウ面などで省エネルギー対策を推進する。		
		○平成20年度より、IT化等を活用した設備投資を行い、新たに必要な人材を雇い入れた場合にその設備投資に要した費用の一部を支援する助成金制度を創設し、生産性向上のための雇用環境の高度化支援を推進していく。	○引き続き推進	
	(3) 事業環境の整備			
①中小企業金融の円滑化		○政府系金融機関において、経営者の本人保証を不要とする融資制度を推進するとともに、第三者保証人を不要とする融資制度や無担保・無保証融資を引き続き推進する。		
		○在庫や売掛債権を担保とした融資を促進するため、信用保証協会において流動資産担保融資保証制度を引き続き推進する。		

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		①中小企業金融の円滑化  ○中小企業の有する売掛債権の早期現金化を支援するための制度や、急な資金ニーズに対応するための保証枠を予め確保する予約保証制度、フロント（新株予約権）付保証制度、新事業や事業再生に取り組む中小企業に対する資本的性質を有する劣後ローン（挑戦支援資本強化特例制度）など、中小企業の新たな資金調達手段を導入し、活用を図る。  ○創業・第二創業を図る中小企業、経営改善・再建を図る中小企業に対する政府系金融機関による融資を推進するとともに、新規立地など地域活力の向上に資する中小企業の実施に対し金融面での支援を行う。  ○中小企業の資金調達当初の金利負担を軽減し、成功時に追加的な支払が発生する融資制度を引き続き推進する。  ○政府系金融機関におけるCDS契約を活用した証券化支援業務の推進を引き続き図る。  ○原油価格高騰その他の要因により売上高減少など業況の悪化が著しい中小企業に対して、政府系金融機関や信用保証協会によるセーフティネット金融を的確に実施し、中小企業の資金繰りを支援する。  ○政府系金融機関や信用保証協会による、再挑戦・事業再生を支援するための融資・保証の枠組みを着実に実行する。		

第3 地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略）  
1 中小企業の生産性向上

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		①中小企業金融の円滑化	○引き続き円滑なファンド組成を促進する。	
○地域密着型金融の一層の推進を図る。				
○再挑戦のための相談窓口事業を実施する。				○再挑戦等を増加させる。
②下請適正取引等の推進	○下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及や「下請かけこみ寺」をはじめ、建設業における法令違反行為の通報窓口である「駆け込みホットライン」、トラック運送業における「適正取引相談窓口」及び、内航海運業における「燃料油高騰問題や適正な取引の確保等をするための相談窓口」による下請取引の各種相談への対応等を実施する。また、書面調査を増大し、下請代金法に基づく取締を強化するなど、下請適正取引等の推進に取り組む。	○引き続き「下請かけこみ寺」をはじめ、建設業における法令違反行為の通報窓口である「駆け込みホットライン」、トラック運送業における「適正取引相談窓口」及び、内航海運業における「燃料油高騰問題や適正な取引の確保等をするための相談窓口」による下請取引の各種相談への対応、下請適正取引ガイドラインの普及啓発等の実施、さらには下請代金法の厳格な運用など、引き続き下請適正取引等の推進に取り組む。	○短期・中期における取組の結果を踏まえ、より有効な下請適正取引等を推進する。	
	○「軽油価格高騰に対処するためのトラック運送業に対する緊急措置」を踏まえ、燃料サーチャージ制の導入促進、荷主と運送事業者の協働によるパートナーシップ会議の開催等を行う。			
	③中小企業の事業承継の円滑化	○①「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく遺留分に関する民法の特例や金融支援措置等、②「事業承継支援センター」の全国展開や事業承継関係セミナーの充実、③抜本強化した制度融資による事業承継の際のあらゆる資金ニーズへの対応といった中小企業の事業承継円滑化に向けた総合的支援を図る。	○平成21年度税制改正において、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」を創設する。	○中小企業の事業承継の円滑化により、後継者不在による廃業等を減少させる。

第3 地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略）  
1 中小企業の生産性向上

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
第3 地域・中小企業の活性化 (地域活性化戦略)	1 中小企業の生産性向上	④中小企業の事業再生の円滑化 ○中小企業における事業再生の円滑化を図るため、中小企業再生支援協議会の常駐専門家の増員を図るとともに、各協議会の活動を支援する中小企業再生支援全国本部の常駐専門家の増員等により、各協議会の支援機能を強化し、地域の中小企業・小規模事業者の事業再生に即応できるサポート体制を整備する。また、再生局面において主債権者となるケースが多い信用保証協会と再生支援協議会との連携を強化するとともに、信用保証協会の再生支援機能を充実する。	○平成21年度までに、平成19年度比で中小企業の再生案件の処理能力を強化することを目指す。	○全国において、中小企業の再生のための人材などインフラが整い、恒常的な中小企業再生が可能となるよう環境を実現する。  ○再生企業数などを増加させる。
	(1) 新事業の創出、新分野への展開の促進	○地域力連携拠点等において、経営分析等の徹底を図るとともに、新事業、新分野への進出支援を積極的に進めることにより、新事業の創出、新分野への展開を目指す中小企業者への総合的な支援を検討する。		
	2 中小企業の活性化	(2) 情報、人材、資金等の環境整備を通じた中小企業の国際展開 ○海外展開時における「新連携支援制度」の活用促進を含め、資金調達（関連政策出融資制度の活用、等）及び情報提供・相談等に関する支援制度の充実・相互連携を推進するとともに、人材育成面から研修生受け入れ、専門家派遣制度等の活用を図る。 ○ブランド事業の促進等を通じて中小企業産品の輸出促進を図る。		○短期・中期の施策の効果等を検証する中で、国内外に於ける環境整備を通じて、中小企業が行う国際展開ビジネスの円滑化を推進する。
	(3) 地域の活力を生み出す拠点としての商業集積	○「中心市街地活性化法」に基づく地域の取組を着実に支援する。  ○商店街を少子化対策、高齢者支援等に活用することにより、商業集積地としての魅力向上を図る取組に対して支援する。  ○起業意欲を有する人のために商店街の空き店舗等を提供する事業を支援する。		○来街者数の増加や空き店舗数の減少等に成功したにぎわいあふれる地域の創出が図られるよう支援する。  ○空き店舗の有効活用が常態化し、地域コミュニティの顔として、多様な役割を担う新しい商店街像が定着することを目指す。  ○身近な起業の場として、商店街等が有効に活用されるよう、空き店舗活用事業を実施する。



項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		(4) ものづくり中小企業の競争力強化  第3 地域・中小企業の活性化(地域活性化戦略) 2 中小企業の活性化	<p>○「中小ものづくり高度化法」に基づき策定された「特定ものづくり基盤技術高度化指針」の見直しを行う。</p>	<p>○「中小ものづくり高度化法」に基づき、新たに追加する技術分野とその「特定ものづくり基盤技術高度化指針」を検討するとともに、これまでに策定された指針の見直しを行う。</p>
<p>○川下産業の拡大、中小企業による公設試、国立研究所、大学等研究機関の活用を促進し、引き続き地域のニーズに合った技術開発支援を行う。また、川上・川下間の連携に対する支援を行う。</p>	<p>○川下大企業のニーズの変化や川上中小企業の技術力の高度化の状況、更にはものづくり中小企業全体の底上げの程度を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。</p>			
<p>○各省庁別の目標額・実績についても公表するなどSBI Rの充実を図るとともに、段階的競争選抜方式の導入・拡大等に取り組む。また、創業促進のため金融支援の充実やベンチャー・ファンド形成の促進に取り組むなど、創業・ベンチャー支援を的確に推進する。</p>	<p>○やる気と能力のある中小企業が数多く創業されるよう、金融支援等における新たな施策展開を含め、創業・ベンチャー支援に全体的に取り組む。</p>		<p>○短期・中期における取組の結果を踏まえ、より有効な創業・ベンチャー支援策を推進する。</p>	
<p>○高専等や工業高校等などを活用し、ものづくり中小企業の技術者の育成プログラムの実施・充実させることにより、中小企業の若手技術者の育成を支援していく。また、技術継承に対する支援等を行っている。</p>	<p>○ものづくり中小企業の有する課題を踏まえ、その解決のために必要な環境整備を行う。</p>		<p>○高専等や工業高校などを活用したモノ作り中小企業の技術者の育成プログラムの実施により、全国50を超える地域で中小企業の若手技術者の育成が定着することを目指す。</p>	

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		第3 地域・中小企業の活性化(地域活性化戦略) 3 地域経済の活性化 (1) 農商工連携の促進による地域経済の活性化 (2) 科学技術による地域活性化(地域発イノベーション加速プランの推進等) ①「科学技術による地域活性化戦略」の実行	<p>○農商工連携の取組が全国各地で展開されていくように、優良事例の紹介、キャンペーンの展開、フォーラムの開催等、普及活動を強力に進める。また、ブロック毎に、農商工連携協議会(仮称)を設置し、農林漁業者、中小企業者等、事業者の出会いの場を創設する。</p>	<p>○引き続き、農商工連携の取組が全国各地で展開されていくように、優良事例の紹介、キャンペーンの展開、フォーラムの開催等、普及活動を強力に進める。</p>
<p>○農商工連携関連2法を施行し、農林漁業者と中小企業者の連携を促進するとともに、農林水産関連業種の立地促進を図る。農商工連携関連施策の推進により、農産物等の地域産品の販売促進・新商品開発・輸出促進やITによる生産性向上・販売促進等の支援を行う。</p>	<p>○引き続き、農商工連携関連2法により、農林漁業者と中小企業者の連携を促進するとともに、農林水産関連業種の立地促進を図るとともに、農商工連携関連施策の推進により、農産物等の地域産品の販売促進・新商品開発・輸出促進やITによる生産性向上・販売促進等の支援を行う。</p>			
<p>○食料産業クラスター展開事業をはじめとする食品産業と農林水産業との連携強化を図るための各種取組を推進する。</p>			<p>○食料産業クラスター展開事業をはじめとする食品産業と農林水産業との連携強化を図るための各種取組を推進する。</p>	
<p>○「科学技術による地域活性化戦略」の「多様性強化戦略」に基づき、人材育成及び人材循環の強化、地域の多様性強化、大学の産学官連携機能の強化、事業化支援機能の強化、国の制度改革、情報システムの利活用促進、地域マネジメントの強化を図り、地域主体の自立的発展を後押しする。</p>	<p>○引き続き、「科学技術による地域活性化戦略」の「多様性強化戦略」に基づき、人材育成及び人材循環の強化、地域の多様性強化、大学の産学官連携機能の強化、事業化支援機能の強化、国の制度改革、情報システムの利活用促進、地域マネジメントの強化を図り、地域主体の自立的発展を後押しする。</p>		<p>○引き続き、「科学技術による地域活性化戦略」の「多様性強化戦略」に基づき、人材育成及び人材循環の強化、地域の多様性強化、大学の産学官連携機能の強化、事業化支援機能の強化、国の制度改革、情報システムの利活用促進、地域マネジメントの強化を図り、地域主体の自立的発展を後押しする。</p>	
	<p>○「科学技術による地域活性化戦略」の「グローバル拠点強化戦略」に基づき、世界に伍してわが国の成長センターとなり得る地域科学技術拠点に対し、各府省が技術開発支援、産学連携施設整備支援、コーディネーター・特許流通アドバイザーなどの人的支援などの政策資源を重点投入し、強い拠点をより強くする。</p>	<p>○引き続き、「科学技術による地域活性化戦略」の「グローバル拠点強化戦略」に基づき、世界に伍してわが国の成長センターとなり得る地域科学技術拠点に対し、各府省が技術開発支援、産学連携施設整備支援、コーディネーター・特許流通アドバイザーなどの人的支援などの政策資源を重点投入し、強い拠点をより強くする。</p>		

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
第3 地域・中小企業の活性化(地域活性化戦略)	②地域発イノベーション加速プランの推進等			
	○地域科学技術クラスター施策の更なる推進と成長	○産学官ネットワークの拡充・緊密化、地域における技術開発等を重点的に実施し、重点化した対象分野及び対象地域において産業クラスター計画を推進する。また、新事業・新産業創出に向けた実効果向上の観点から、知的クラスターとの抜本的な連携強化を検討する。	○知的クラスターと産業クラスターとの緊密な連携の下、引き続き、産学官ネットワークの拡充・緊密化、地域における技術開発等を重点的に実施し、新産業・新事業創出に向けての相乗効果を高めていく。	○引き続き、産学官ネットワークの拡充・緊密化、地域における技術開発等を重点的に実施し、「新経済成長戦略」「新産業創造戦略」等の国家戦略上の重点分野に沿った新産業の創出を図る。
			○特色ある地方大学等の「知恵」を活用し、産学官連携による新規事業の創出や研究開発型の地域産業の育成など、地域が主体的に策定する構想に柔軟に対応した支援を行う。	○引き続き、特色ある地方大学等の「知恵」を活用し、産学官連携による新規事業の創出や研究開発型の地域産業の育成など、地域が主体的に策定する構想に柔軟に対応した支援を行う。
		○優れた技術やアイデアを持ちながら、資金不足や販路不足に悩む地域・中小企業・ベンチャー企業と、大手企業を結びつける実効ある仕組みの構築を支援する。具体的には、関西圏における情報家電分野における革新的な取組を支援しつつ、これを他業種に拡張するための検討を行う。	○引き続き、優れた技術やアイデアを持ちながら、資金不足や販路不足に悩む地域・中小企業・ベンチャー企業と、大手企業を結びつける実効ある仕組みの構築を情報家電・バイオ・ITなど約10業種程度で展開する。	○引き続き、地域・中小企業・ベンチャー企業と、大手企業を結びつける実効ある仕組みの改善・強化を図り、地域発の自律的な新事業・新産業創出を加速する。
	○地域発イノベーションの加速	○産学官の連携体制を強化し、地域の大学等の研究機関が有する設備機器や産業支援人材等の相互活用及び企業への利用開放を促進するとともに、産学共同研究による実用化技術開発を支援する。	○地域のイノベーションを担う関係機関が有する研究開発リソースの相互利用・協働を促進する「地域イノベーション協創プログラム」等の新規事業により、地域の実用化技術開発を加速的に支援する。また、産業技術連携推進会議による産業技術総合研究所地域センターをハブとした地域間ネットワークの確立など、地域の公設試験研究機関の県境を越えた広域的な連携の取組を支援する。	○引き続き、産学官の強化された連携体制により、地域の大学等の研究機関が有する設備機器や人材等の相互活用、企業への利用開放、産学共同研究による実用化技術開発等を促進する。また、地域における研究機関間の「選択と集中」が進展するよう支援する。
		○コーディネータ人材の「質」の向上を図るため、人材のネットワーク化、研修の充実、キャリアパスの確立等の取組を支援する。	○引き続き、コーディネータ人材の「質」の向上を図るため、人材のネットワーク化、人材マッチングの仕組みの構築、研修の充実、キャリアパスの確立等に向けた取組を支援する。	○引き続き、コーディネータ人材の「質」の向上を図るため、人材のネットワーク化、人材マッチングの仕組みの構築、研修の充実、キャリアパスの確立等に向けた取組を支援する。

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
第3 地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略）	○地域発イノベーションの加速	○国の委託費で取得した研究機器を、大学、公設試等が地域のベンチャー企業、研究機関等へ利用開放していくための取組みを行う。	○利用開放された機器について大学、公設試への集約を行い（オープン・ファシリティ化）、地域企業の研究開発・事業展開を支援する。	○引き続き、利用開放された機器を設置するオープン・ファシリティの支援を行い、地域企業の研究開発や事業展開に係る能力の強化を図る。
			○大学等と連携し、インキュベーション施設や産学共同研究施設等産学連携の拠点となる産学連携関連施設の充実を図る。	
		○地域の個性発揮を重視し、地域におけるイノベーションの創出を図るため、大学等を活用し、技術シーズの創出から実用化までの研究開発を切れ目なく支援する。	○引き続き、地域の個性発揮を重視し、地域におけるイノベーションの創出を図るため、大学等を活用し、技術シーズの創出から実用化までの研究開発を切れ目なく支援する。	○引き続き、地域の個性発揮を重視し、地域におけるイノベーションの創出を総合的に支援する。
3 地域経済の活性化	(3) 広域連携による地域活性化	○中心市と周辺市の協定により、東京圏への人口流出防止、分権型社会にふさわしい社会空間の形成、ライフステージに応じた多様な選択肢の提供を行う定住自立圏の形成を推進する。		
		○複数の市町村に広域的にまたがるような経済的社会的に一つのまとまりをもつ地域において、それぞれの市町村等の役割分担を明確にしつつ行う企業立地促進等への支援等、総合的な支援を行う。	○引き続き、複数の市町村に広域的にまたがるような経済的社会的に一つのまとまりをもつ地域において、それぞれの市町村等の役割分担を明確にしつつ行う企業立地促進等への支援等、総合的な支援を行う。	○複数の市町村に広域的にまたがるような経済的社会的に一つのまとまりをもつ地域（市町村合併などにより単独の市町村が経済的社会的に一つのまとまりをなしている場合を含む）を単位とした地域活性化を図る。
	(4) ITを活用した地域活性化	○「ITによる地域活性化等緊急プログラム」（平成20年2月19日IT戦略本部決定）に基づき、地域への支援をより強力かつ迅速に政府一体として実施する。 ○2008年度末までを支援強化期間と位置付け、施策を前倒しで実施する等、取組みの加速化を行うとともに、本年2月に内閣官房IT担当室に設置した「ITサポート本部」において、地方自治体等からの相談を受け付ける等の支援を行う。		

		項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
第3 地域・中小企業の活性化 (地域活性化戦略)	3 地域経済の活性化	(4) ITを活用した地域活性化	○地域産品向け直販サイト(「にっぽんe物産市」)を公開し廉価に提供するとともに、同サイトを使いこなせる地域の人材の育成や、電子タグ等のIT技術を活用して生産・流通工程を管理する情報システムの構築等の取組を通じ、ITを活用した地域産品の商品価値の改善や販路の拡大、生産・流通の効率化に取り組む。		
				○2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域の解消する。	
		(5) 地域の特性を活かした地域産業の発展	○食品、繊維、木製品等の生活関連製造業、農林水産業等に係る地域の資源をいかした新商品開発や販路開拓を強力に進めるとともに、産業観光、エコツーリズム等による観光の振興、まちづくりの核となり地域の産業や活力を生み出す基盤である文化財の保護等を強力に進める。  ○コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスを振興するため、資金調達、人材育成・確保等、その起業や経営管理に関する課題に対応した支援や成功モデルの他地域展開による新たなコミュニティビジネス、ソーシャルビジネスの創出、全国・地域協議会を通じた環境整備の充実を図る。	○食品、繊維、木製品等の生活関連製造業、農林水産業等に係る地域の資源をいかした新商品開発や販路開拓を強力に進めるとともに、産業観光、エコツーリズム等による観光の振興、まちづくりの核となり地域の産業や活力を生み出す基盤である文化財の保護等を強力に進める。  ○コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスを振興するため、資金調達、人材育成・確保等、その起業や経営管理に関する課題に対応した支援や成功モデルの他地域展開による新たなコミュニティビジネス、ソーシャルビジネスの創出、全国・地域協議会を通じた環境整備の充実を図る。	○地域の資源を活用する等により、地域の中核事業の育成を図る。



	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		(6) 地域の自立や競争力強化と戦略的な基盤づくり	<p>○地域の自立・競争力強化に向けて頑張る地域を応援する。加えて、地域の特色を活かした企業立地の促進等を通じ、魅力的な事業環境の整備を行う地域の取組を関係省が一体となって総合的に支援することにより、自律的・持続的な成長を可能とする地域経済基盤を確立する。また、道路、港湾等の基盤への戦略的投資や地域公共交通の整備を推進する。</p> <p>○「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づく基本計画を策定した地域において新たに立地した企業の設備投資に対する特別償却制度について、農林水産関連産業を対象に追加し、当該業種について投資規模要件の引き下げを行う。</p> <p>○「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」を着実に施行し、広域的な経済活動を支える基盤整備と地域づくりに対するソフト面での支援等を一体的に促進する。</p> <p>○「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」等を活用し、地域公共交通の活性化・再生を総合的に支援する。</p> <p>○「頑張る地方応援プログラム」により市町村のプロジェクト取組経費を特別交付税で支援するとともに、「頑張りの成果」を普通交付税の算定に反映。 ○2008年度より制度拡充し、人材を紹介・派遣するなど、地域を支える人材の育成・活性化の支援を行う。</p> <p>○地域の大学が協同で行う地域貢献活動や地域ニーズに対応した人材育成の促進を図る。</p> <p>○「地方の元気再生事業」を着実に実施し、持続可能な地方再生の取組を推進する。</p>	<p>○引き続き、地域の自立・競争力強化に向けて頑張る地域を応援する。加えて、地域の特色を活かした企業立地の促進等を通じ、魅力的な事業環境の整備を行う地域の取組を関係省が一体となって総合的に支援することにより、自律的・持続的な成長を可能とする地域経済基盤を確立する。また、道路、港湾等の基盤への戦略的投資や地域公共交通の整備を推進する。</p> <p>○引き続き「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」等を活用し、地域公共交通の活性化・再生を総合的に支援する。</p> <p>○引き続き、「頑張る地方応援プログラム」により市町村のプロジェクト取組経費等を支援するとともに、地域を支える人材の育成・活性化の支援を行う。</p> <p>○引き続き、地域の大学が協同で行う地域貢献活動や地域ニーズに対応した人材育成の促進を図る。</p> <p>○「地方の元気再生事業」を着実に実施し、持続可能な地方再生の取組を推進する。</p>

第3 地域・中小企業の活性化(地域活性化戦略)  
3 地域経済の活性化

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
第3 地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略）	3 地域経済の活性化	(6) 地域の自立や競争力強化と戦略的な基盤づくり	○認定地域再生計画に位置付けられた事業を行う企業等に対して内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が貸付けを行う際に、当該金融機関に対して利子補給金を支給する。	○認定地域再生計画に位置付けられた事業を行う企業等に対して内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が貸付けを行う際に、当該金融機関に対して利子補給金を支給する。
		(7) 地域のひとづくり・雇用の創出	○「地域の雇用再生プログラム」により、地域が創造力を発揮する雇用創出の取組を推進する。  ○特に、「地域の雇用再生プログラム」の一環として、平成19年に改正された地域雇用開発促進法に基づき、雇用情勢が厳しい地域に支援を重点化する。	○「地域の雇用再生プログラム」の施策の活用状況を踏まえ、地域の声に基づき、地域の雇用創出施策の改善・充実を図る。
			○地方公共団体は、地域の民間事業者、NPO等と連携し、地域の実情に応じて地域再生計画に定める目標の達成に向け、必要な事業を推進する。	○地方公共団体は、地域再生計画の実施状況を踏まえ、目標の達成のために必要な事業の見直しを行い、その推進を図る。
		○大都市居住者の地方への定住や二地域居住等の促進により地域活性化を図るため、地域へ移動する人・受け入れる地域双方のニーズや地域の様々な情報についての情報提供環境の整備を推進すること等により、現在退職期を控えている団塊の世代を中心に、地域への人の誘致・移動による人材の蓄積を図る。		
		○「都市から地方への移住・交流の促進に関する調査」を実施し、受入体制の整備を推進する。		
	(8) 地方再生に向けた農山漁村活性化対策の展開	○「都市から地方への移住・交流の促進に関する調査」を実施し、受入体制の整備を推進する。  ○農山漁村活性化に向けた人材育成、集落の再生、地域経済の活性化の取組を積極的に推進する。		○2011年度までに居住者、滞在者の増加につながる農山漁村の活性化に向けた新たな取組を1,000以上創出。 ○農山漁村活性化に向けた人材育成、集落の再生、地域経済の活性化の取組を積極的に推進する。

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		3 地域経済の活性化	(8) 地方再生に向けた農山漁村活性化対策の展開	○農地・水・環境保全向上対策による創意工夫を生かした地域活動や環境負荷を低減する先進的な営農活動への支援、中山間地域等の条件不利地域への支援等を通じて、豊かな田園環境を保全し、活力ある農山漁村地域の実現を図る。
	○「子ども農山漁村プロジェクト」を推進に向けて、都道府県で受入地域育成の核となるモデル地域を50地域設置し、受入体制の整備を図る。			○「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進し、毎年、全国の小学生（1学年規模）が参加できるように、受入体制の整備を図る。
第3 地域・中小企業の活性化	(9) 公的サービスのコスト低減・質的向上	○被害の広域化・深刻化に対応した鳥獣害対策の充実・強化を図る。		○被害の広域化・深刻化に対応した鳥獣害対策の充実・強化を図る。
		○ONLハイブリッド（共同事業の器である有限責任事業組合（LLP）を使った地域企業とNPOの連携体）等の形態を活用した地域の公的サービスを担う事業に対し、支援を行う。		○医療・福祉・介護を始めとする公的サービスを効率化し、公的サービスのコスト低減・質的向上を図る。
4 都市再生・中心市街地活性化	(1) 都市再生の推進	○都市再生プロジェクト、民間都市再生、全国都市再生を着実に推進する。		
		○「都市再生特別措置法」等に基づく都市再生関連施策を推進することにより、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図る。	○「都市再生特別措置法」等に基づく都市再生関連施策を推進することにより、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図る。	○「都市再生特別措置法」に基づき、2012年度までに、同法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
		○「国際金融拠点機能強化プラン」等に基づく都市再生の取組を通じ、国際金融拠点機能の強化を図る。	○「国際金融拠点機能強化プラン」等に基づく都市再生の取組を通じ、国際金融拠点機能の強化を図る。	○「国際金融拠点機能強化プラン」等に基づく都市再生の取組を通じ、国際金融拠点機能の強化を図る。
		○都市再生街区基本調査（土地活用促進調査）の実施や官民境界等先行調査の拡大を通じ、都市部における地籍整備を着実に推進する。	○引き続き、都市再生街区基本調査（土地活用促進調査）の実施や官民境界等先行調査の拡大を通じ、都市部における地籍整備を着実に推進する。	○地籍調査の推進手法について継続的な見直しを行いながら、都市部における地籍整備を推進していく。
		○不動産市場データベースの構築等により、不動産投資市場の持続的な成長を図る。	○不動産市場データベースによるデータ提供内容を順次拡大し、不動産投資市場の持続的な成長を図る。	

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)	
第3 地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略）	4 都市再生・中心市街地活性化	(1) 都市再生の推進	○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく基本方針の策定等を通じて、歴史・文化資産等の活用による魅力あるまちづくりの推進を図る。	○歴史・文化資産等の活用による魅力あるまちづくりを推進する。	○歴史・文化資産等の活用による魅力あるまちづくりを推進する。
		(2) 密集市街地の緊急整備	○未整備都市計画道路、地区防災施設の整備等防災上有効な公共施設の重点整備、これと一体となった沿道建築物の整備、従前居住者対策、低未利用地を活用した市街地整備の推進、地区計画等建築に係る規制の緩和制度を活用する。  ○リノベーションへの合意形成を円滑に進めるため、協議会や専門家の更なる活用等住民組織への支援を実施する。		○地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地のうち、特に大火の可能性が高い危険な市街地について、最低限の安全性を確保する。
	(2) 密集市街地の緊急整備	○密集市街地における基盤整備と沿道建築物の建替えとを一体的かつ強力に進める事業手法の拡充や道路等と一体的に整備される受け皿住宅等の建築に係る規制の合理化策等を内容とする「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」等の改正を受け、これらの制度の活用を促進する。			
	(3) 中心市街地の活性化	○改正「中心市街地活性化法」及び「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」に基づく基本計画の認定・支援を実施することを通じて、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりの考え方の下、各地域における意欲的な取組への着手を促す。  ○認定基本計画に基づく中心市街地の活性化の取組に対する支援を着実に実施する。  ○不動産の「所有」と「利用」を分離し、まちづくり会社等に利用権を集約するなどによって、当該区域をコンパクトにまとめ再生するために研究会を開催し、必要な方策の具体化を推進する。 ○中心市街地の活性化に資する民間都市開発の資金調達の円滑化等を図る。  ○中心市街地のまちづくり活動の中核を担う中心市街地活性化協議会への支援を実施する。	○それぞれの中心市街地の実需に応じた明確な数値目標（歩行者通行量の改善等）に基づき、基本計画の進捗状況のフォローアップを行う。	○「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、2015年度までに同法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
第4 改革の断行による新たな需要の創出	(1) イノベーションの加速による需要の創出	<p>○引き続き公的機関における調達について、新技術を採用したものが拡大するよう推進する。</p> <p>○新たな技術の市場化を妨げている規制・制度等の見直し・緩和を行う。</p>	<p>○公的研究機関による中小・ベンチャー企業の新技術の調達について、事例をPRし、新技術の普及を促進する。</p>	<p>○継続して各施策の進捗状況の把握・評価を行い、必要に応じて関係府省に対し改善措置を求め、各施策の実現を図る。</p>
	(2) 民間の創意工夫を活用した公共サービス等の改革(官製市場改革)	<p>○市場化テストの対象事業の追加等を行うため、「公共サービス改革基本方針」を改定する。</p> <p>○国民各層との対話や、関連会議と有機的な連携を図りつつ、「公共サービスの総点検」(事業の仕分け)に取り組む。</p>	<p>○市場化テストの対象事業の追加等を行うため、毎年度「公共サービス改革基本方針」を改定する。</p> <p>○必要に応じ、民間事業者による公共サービスの実施を可能とする法令の特例を措置するため、「公共サービス改革法」の一部改正を検討・措置する。</p>	<p>○「公共サービス改革法」の見直しを行う。</p>
		<p>○PFIについて、2006年11月に取りまとめられた「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定手続きについて」の周知・徹底に努める。</p> <p>○2007年11月に公表されたPFI推進委員会報告に示された「標準契約書モデル及びその解説」及び「要求水準書作成指針」の作成、関係省庁の連携・協力による他の官民連携手法とのノウハウの共有、地球温暖化防止への対応等、重点的に検討し速やかに措置を講ずべき事項について取組を推進する。</p>	<p>○2007年11月に公表されたPFI推進委員会報告に示された個別課題について、報告書に示された内容に沿って取組を推進する。</p>	
		<p>○指定管理者制度については、引き続き、透明性の高い選定プロセスの普及を図る。</p>		
		<p>○2008年3月に改定された「規制改革推進のための3か年計画」に基づき、経済社会の構造改革を進める上で必要となる規制改革を一層推進し、イノベーション・生産性向上や質の高い国民生活の実現を図る。</p> <p>○規制改革会議での検討を踏まえ、平成20年度末までに、「規制改革推進のための3か年計画」を再改定する。</p>		



	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		第4 改革の断行による新たな需要の創出	(3) 地域の創意工夫を促す構造改革	<p>○構造改革特区制度については、構造改革の一層の推進等を図る観点から、2007年に設置された評価・調査委員会の積極的な活用を図るとともに、地域の創意工夫を高める取組を着実に推進する。</p> <p>○地域の特産物を用いた果実酒及びリキュールの製造免許にかかる酒税法の特例措置を講ずること等、地方公共団体、民間事業者等の提案に基づく規制の特例措置の追加等を行うため、構造改革特別区域法の一部を改正する。</p>
(5) 市民や民間が主役の「ソーシャル・キャピタル」の充実支援	○社会資本の管理等に係るボランティア活動の拡大を図る。			○社会資本の管理等における官民共働の取組の定着を図る。
	○地域の担い手のネットワーク（ソーシャルキャピタル）の充実の枠組み整備を図るため、地域再生に資する事業を行おうとする者等が地方公共団体に対して地域再生計画を策定すること及び地域再生協議会を組織することを求めることができるよう、地域再生法の一部を改正する。			○多様な公共の担い手の育成を推進し、地域における人々のネットワーク、信頼といった「ソーシャル・キャピタル」の充実を図る。
	○意欲ある民間の担い手組織が、質の高いまちの管理や投資に総合的、継続的に取り組むまちづくり活動の一層の促進を図る。			○意欲ある民間の担い手組織が、質の高いまちの管理や投資に総合的、継続的に取り組むまちづくり活動のさらなる促進・定着を図る。
	○都市と農山漁村との繋がりがつくりによる地域活性化や、高齢者雇用対策など、社会的課題をボランティア活動にとどまらずビジネスの形で行うソーシャルビジネスといった新たな社会的活動の形や働き方によって解決する活動の拡大を図る。		○ソーシャルビジネスとその活動を担う人材育成等の活動の認知度向上と促進・定着を図る。	

		項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
第5 生産性向上型の5つの制度インフラ	1 ヒト 「人財立国」の実現	(1)一人ひとりが能力を最大限発揮できる社会の構築			
		①教育の質の向上及び社会人としての基礎的な能力の養成・強化	○全国的な学力調査を継続的に実施するとともに、その結果を教育施策や指導の改善に活用する。	○2010年までに国際学力調査における世界トップレベルを達成する。	
			○小学校低・中学年（たとえば3年生）からの英語教育の必修化を目指し、モデル的な取組を含め検討する。	○小学校低・中学年（たとえば3年生）からの英語教育の必修化を目指し、モデル的な取組を含め検討する。	○小学校低・中学年（たとえば3年生）からの英語教育の必修化を目指し、モデル的な取組を含め検討する。
			○高校生留学を推進する。	○引き続き、高校生留学を推進する。	○引き続き、高校生留学を推進する。
			○英語教育の強化を図るため、英語重点校への支援を実施する。		○引き続き、国際人材の育成に資するよう、英語教育の強化に取り組む。
			○教育委員会の活動内容の透明性を向上させる。		
			○多様な分野からの優れた人材の活用を促す。  ○平成21年4月からの教員免許更新制の円滑な実施のため、必要な取組を実施する。	○調査研究等を踏まえた改革を実施し、教員の質の向上を図る。 ○教員免許更新制の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施する。	○引き続き必要な制度等の見直しを図りつつ、教員の質の向上を図る。
			○社会総がかりの力で学校を支援する取組のノウハウを全国に紹介する。  ○スーパーサイエンスハイスクール、外部人材を活用した理科支援員等配置事業、大学学部段階において意欲・能力に優れた学生を育てる理数学生応援プロジェクト、学校外における発展的な理数学習機会の提供等により理数教育を充実する。	○引き続き、スーパーサイエンスハイスクール、外部人材を活用した理科支援員等配置事業、大学学部段階において意欲・能力に優れた学生を育てる理数学生応援プロジェクト、学校外における発展的な理数学習機会の提供等により理数教育を充実する。	○社会総がかりの力で学校を支援する取組のノウハウを全国に紹介する。  ○理科の得意な生徒・学生や科学技術や理科・数学（算数）に興味を持った児童・生徒を増加させる。

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		①教育の質の向上及び社会人としての基礎的な能力の養成・強化	○現行制度の柔軟な運用による飛び入学の促進について大学に促す。	○引き続き、現行制度の柔軟な運用による飛び入学の促進について大学に促す。
第5 生産性向上型の5つの制度インフラ 1 ヒト 「人財立国」の実現	②世界をリードする大学・大学院への改革	○公立小中学校等の耐震化等の安全・安心な施設環境の整備を支援する。特に、大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊の危険性の高い公立小中学校施設(約1万棟)について、地方公共団体の実施する耐震化の推進を図る。	○公立小中学校等の耐震化等の安全・安心な施設環境の整備を支援する。特に、大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊の危険性の高い公立小中学校施設(約1万棟)について、地方公共団体の実施する耐震化の推進を図る。	○子どもたちが適切な教育環境の下で十分な教育を受けられるよう、引き続き、老朽施設の機能改善を図りつつ、教育内容・教育方法等の変化に応じた整備など、その質的な向上を図る。
		○「人間力」「社会人基礎力」等社会人として基礎的な能力を養成・強化するため、①YESプログラム(若年者就職基礎能力支援事業)の普及促進、②産業界・教育界のパートナーシップ形成を実施、③専修学校における高等学校と連携した高校生に対する職業教育の推進、④大学等における地域の企業・自治体等関係機関と連携したインターンシップ等を推進する。	○国際成人技能調査における調査内容及び予備調査の検討を進める。	
		○大学教育の質の保証(教育内容・方法の改善や卒業認定も含めた厳格な成績評価等を通じた学士課程教育等の質の向上)に取り組む。	○大学教育の質の保証(教育内容・方法の改善や卒業認定も含めた厳格な成績評価等を通じた学士課程教育等の質の向上)に取り組む。	○引き続き、教育の質の向上に資する各般の施策に取り組む。
		○各大学による入試科目の設定にあたっては、各大学のアドミッションポリシーに基づき、文系学部における理系受験科目の設置など、文系・理系の区分に関わらず、入学志願者の幅広い学力を問えるものとするよう促す。	○各大学による入試科目の設定にあたっては、各大学のアドミッションポリシーに基づき、文系学部における理系受験科目の設置など、文系・理系の区分に関わらず、入学志願者の幅広い学力を問えるものとするよう促す。	
	○国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成等により、世界トップレベルの教育提供のための取組を推進する。	○国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成等により、世界トップレベルの教育提供のための取組を推進する。	○引き続き、国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成等により、世界トップレベルの教育提供のための取組を推進する。	

		項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
第5 生産性向上型の5つの制度インフラ	1 ヒト 「人財立国」の実現	②世界をリードする大学・大学院への改革	○能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な者に対して、事業の健全性を確保しつつ、奨学金事業を推進する。	○能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な者に対して、事業の健全性を確保しつつ、奨学金事業を推進する。	○経済的事情に関係なく、一人ひとりが各々の能力を最大限発揮できる社会を構築する。
					○学長のリーダーシップの下で効率的な大学運営マネジメントが可能となる環境を整備する。
			○地方の大学教育の充実を図るため、国公私を通じたコンソーシアムの形成等の取組を支援する。	○地方の大学教育の充実を図るため、国公私を通じたコンソーシアムの形成等の取組を支援する。	○引き続き、地方の大学教育の充実を図るため、国公私を通じたコンソーシアムの形成等の取組を支援する。
				○「大学グローバルプラン（仮称）」を策定し、大学・大学院の国際化について必要な施策を講ずる。	○引き続き、大学・大学院の国際化を促進し、国内外から優秀な人材が集まる教育研究拠点の増加を図る。
			○大学・大学院の国際化を促進するため、9月入学の拡大や、英語による授業の大幅増加、外国人教員の比率増加等の取組を推進する。		
			○世界トップレベルの大学院教育を実現するため、大学院生の早期入学や国内外に開かれた選抜の推進を支援する。		
			○海外の複数の有力大学等との「ダブル・ディグリー」等の取組の支援の充実を図る。		○我が国の大学と、海外の有力大学等との国際連携強化を強め、我が国の大学の国際化を推進する。
			○欧州の「エラスムス計画」のアジア版策定に向け、大枠の構想を関係機関と調整した上で、年末の東アジアサミットで提示する。	○策定された枠組の下、学生交流を拡充する。	○策定された枠組の下、学生交流を拡充する。
			○大学の取組状況を示す客観的な根拠資料、データをもとに、客観的かつ公平な評価に基づいた適切な資源配分を実現する。		○客観的かつ公平な評価に基づいた適切な資源配分により、大学の改革を実現する。
		③人材育成パスの複線化と人材の横の移動の促進	○大学及び専修学校等における社会人の「学び直し」の機会の拡大・定着を通じて、様々な学習の機会を充実させる。		○個々人に応じて学び方、働き方が選択でき、やり直しが可能となる社会を実現する。

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		③人材育成パスの複線化と人材の横の移動の促進	○大学教員や研究者の任期制の広範な定着等、産学官の人材の移動・活用を促す施策を促進する。	○引き続き大学教員や研究者の任期制の広範な定着等、産学官の人材の移動・活用を促す施策を促進する。
		○エフォート管理の徹底を前提とした競争的資金の研究促進のための人件費への活用を行う。	○エフォート管理の徹底を前提とした競争的資金の研究促進のための人件費への活用を行う。	
	④全員参加の社会の実現		○「新雇用戦略」を推進し、若者について100万人の正規雇用化、女性について最大20万人の就業増、高齢者について100万人の就業増を目指す。	○若者・女性・高齢者・障害者をはじめ、誰もが能力を十分に発揮できる「全員参加の社会」を目指す。
第5 生産性向上型の5つの制度インフラ	1 ヒト 「人財立国」の実現	○正社員との均衡の取れた訓練や正規雇用のための訓練支援など非正規労働者の再挑戦を支援する。		
		○企業における短時間正社員制度の導入を推進する。	○企業における短時間正社員制度の導入を推進する。	
		○改正「パートタイム労働法」の施行を踏まえ、すべてのパートタイム労働者を対象として、働き方の実態に応じ均衡待遇を確保するとともに、正社員への転換等を推進する。	○改正「パートタイム労働法」の施行を踏まえ、すべてのパートタイム労働者を対象として、働き方の実態に応じ均衡待遇を確保するとともに、正社員への転換等を推進する。	
		○日雇派遣の適正化等に向けた派遣元・派遣先に対する重点的な指導監督を内容とする「緊急違法派遣一掃プラン」を実施するとともに、派遣労働者の雇用の安定の在り方など制度の根幹に関わる問題を早期に検討する。		
		○フリーター常用雇用化プラン（目標35万人）を推進する。	○2010年までにフリーター数を170万人まで減少させる。	
		○改正雇用対策法等に基づき、新卒者以外の門戸の拡大など、若者の応募機会の拡大を図るための企業等に対する周知・啓発、指導の強化を図る。		



項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		④全員参加の社会の実現	○地域若者サポートステーション事業の発展・強化や若者自立塾の訓練期間の多様化等により、ニート対策を強化する。	○地域若者サポートステーションによるニート等の進路決定者の割合を2010年度までに30%以上に増加させる。
	○マザーズハローワーク事業未実施の地域の主要なハローワークにマザーズコーナー（全国50か所）を設置するとともに、事業の機能強化を図る。	○マザーズハローワーク事業の拠点の拡充及び機能強化を図る。		
	○男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための企業の積極的な取組（ポジティブ・アクション）の普及促進を図る。	○企業におけるポジティブ・アクションの普及促進を図り、2010年度までに取組企業の割合を40%超にする。		
	○女性・高齢者等を活用するため、引き続き先進的取組の紹介・普及を行うとともに、育児施設その他の厚生施設等の環境整備に対する支援を行う。		○中小企業の女性・高齢者を活用した事業を活性化する。	
	○65歳までの雇用機会を確保するとともに、「70歳まで働ける企業」の実現に向けた取組を推進する。	○65歳以上定年企業等の割合を2010年度までに50%にする。 ○「70歳まで働ける企業」の割合を2010年度までに20%にする。	○60歳以上の労働力人口を2015年に160万人増加（2005年比）	
	○雇用と福祉の連携の拡大を図る。	○2010年度まででハローワークにおいて14.4万件の障害者就職件数を実現する。		
	○在宅就業者の実態を把握し、在宅就業を良好な就業形態とするために必要な施策を検討する。	○在宅就業を良好な就業形態とするために必要な施策を検討・実施する。		
	○仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進する。		○「行動指針」で掲げた数値目標を社会全体として達成することを目指す（2017年）	
⑤人材投資の加速	○引き続き博士課程（後期）在学者に対するフェロシップを充実する。	○2010年までに博士課程（後期）在学者の10%程度に対して、フェロシップによる支援を行うことを目指す。		
	○若手研究者の自立的研究環境の整備を促進する。	○若手研究者の自立的研究環境の整備をより一層促進する。	○若手研究者が多様な分野で活躍する社会を構築する。	

第5 生産性向上型の5つの制度インフラ  
1 ヒト 「人財立国」の実現

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		⑤人材投資の加速	○若手研究者が海外や産業界・異分野に挑戦する環境を構築する。  ○博士号取得者等の専門性を有する人材の社会の多様な場での活躍を促進する。	○若手研究者が海外や産業界・異分野に挑戦する環境をより一層整備する。  ○博士号取得者等の専門性を有する人材の社会の多様な場での活躍をより一層促進する。
	(2) 産学連携による人材育成の強化			
第5 生産性向上型の5つの制度インフラ 1 ヒト 「人財立国」の実現	①経済社会のニーズに柔軟に対応できる高等教育の展開	○機動的な学部・学科の創設・再編を推進し、基盤的資金と競争的資金を有効に組み合わせながら、教育研究のための資金を確保するとともに、産業界のニーズも踏まえた第三者評価に基づく重点的な教育研究投資を促進する。  ○パイロット事業を踏まえた、情報ポータルの本格運用への協力等を通じた高等教育の国際的な通用性の確保や教育研究の評価の充実を図る。		○産業界や国際的なニーズに柔軟に対応した高等教育を実現する。
		○引き続き各大学等における女性研究者の活躍促進のための環境整備の支援等を行い、各組織ごとの数値目標の設定や達成努力等を促進する。	○2010年度までに自然科学系全体での女性研究者の採用割合を25%に引き上げることを目指す。	○各大学等における自然科学系分野での女性研究者の活躍を実現する。
		○「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」(平成18年4月18日)の推進等により、老朽施設の再生を最重要課題として、人材育成機能を重視した基盤的施設及び卓越した研究拠点の整備を進め、魅力ある教育研究基盤の構築に向けた取組を着実に実施する。	○「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」を引き続き推進する。	○産学連携による人材育成の強化や人材の国際競争力の強化に向けた各種取組を支える魅力ある教育研究基盤を構築する。
		○「高等専門学校振興施策要綱」に基づき、高等専門学校における教育の充実を図る。		○高等専門学校における教育の充実を通じ、イノベーションの実現に資する地域の中小企業・社会のニーズに対応した人材育成を推進する。

		項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
第5 生産性向上型の5つの制度インフラ	1 ヒト 「人財立国」の実現	②産業界との連携による実践的教育・訓練の導入			○各教育段階において、継続的な産学連携型による人材育成を推進する。
		○「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」や「ものづくり日本大賞」によりもたらされた、若者始め国民の各層の「ものづくり」に対する関心の高まりを持続・発展させ、技能尊重社会の形成を図る。			
		○専門職大学院を始めとした大学、高等専門学校、工業高校、農業高校、水産高校などの専門学校、公共職業能力開発施設等における企業実習や長期的なインターンシップ等を活用した教育カリキュラムの導入を引き続き促進する。	○専門職大学院を始めとした大学、高等専門学校、工業高校、農業高校、水産高校などの専門学校、公共職業能力開発施設等における企業実習や長期的なインターンシップ等を活用した教育カリキュラムの導入を引き続き促進する。	○効果的な産学連携を通じて、研究分野や企業活動等において中核的役割を果たす高度専門人材の育成を継続的に行う高等教育を実現する。	○専門高校において地域産業界と連携した教育の導入による人材育成機能を充実・強化する。
		○産学が協働した大学院段階における単位認定を前提とした質の高い長期のインターンシップの開発・実施並びに普及・促進を行う。			
		○産業界など関係する団体等との連携により高度で専門的な知識能力が必要とされる分野（法曹、会計、技術経営、経営管理、知的財産等）における専門職大学院の教育の質の向上を一層推進する。	○産業界など関係する団体等との連携により高度で専門的な知識能力が必要とされる分野（法曹、会計、技術経営、経営管理、知的財産等）における専門職大学院の教育の質の向上を一層推進する。	○産業界など関係する団体等との連携により高度で専門的な知識能力が必要とされる分野（法曹、会計、技術経営、経営管理、知的財産等）における専門職大学院の教育の質の向上を一層推進する。	
		○中小企業ものづくり人材育成事業を実施し、引き続き、高等専門学校における産学連携を通じて創造的・実践的技術者を育成する。			
		○大学、研究機関や地域産業界等と連携した教育により人材育成機能を充実・強化する。			
		○地域の中小企業の人材確保・定着にも資する地域密着型の職業訓練等を実施する。			○地域の中小企業の人材確保・定着にも資する地域密着型の職業訓練等が自立的に行われる。
			○地域におけるものづくり分野の人材育成を効果的に推進する取組を行う都道府県に対して支援を実施。		

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		②産業界との連携による実践的教育・訓練の導入	○地元の企業技術者や研究者等の経験・能力をいかした理科授業づくりや、理系の職業のキャリアパスや社会への貢献についての普及啓発等の取組を促進する。 ○各学校段階のキャリア教育を推進する。 ○引き続き女子の理工系進路選択支援を強化する。	○引き続き、地元の企業技術者や研究者等の経験・能力をいかした理科授業づくり（「理科支援員等配置事業」）を推進する。 ○引き続き女子の理工系進路選択支援を強化する。
第5 生産性向上型の5つの制度インフラ 1 ヒト 「人財立国」の実現	○実践型人材養成システムの普及・啓発を図るため、事業主団体に対して先導的なモデル事業を委託しその成果を全国に普及させるとともに、事業主等に対する支援を実施する。	○実践型人材養成システムを、就労、就学に次ぐ第3の選択肢として定着させるため、業界団体、学校と連携してその実施を支援する取組を推進する。	○実践型人材養成システムを、就労、就学に次ぐ第3の選択肢として定着させるため、業界団体、学校と連携してその実施を支援する取組を推進する。	
	○中小企業における技能継承を支援するため、若年者の人材確保、技能継承を目的とした職業訓練等に対する支援を引き続き実施する。	○中小企業における技能継承を支援するため、若年者の人材確保、技能継承を目的とした職業訓練等に対する支援を引き続き実施する。		
	○企業立地促進法に基づき、地元企業、誘致産業等対象産業のニーズを踏まえ、企業立地又は事業高度化につながる人材育成を実施する。	○企業立地促進法に基づき、地元企業、誘致産業等対象産業のニーズを踏まえ、企業立地又は事業高度化につながる人材育成を引き続き実施する。		
	③産学双方向の対話と行動の実現	○産学人材育成パートナーシップにおいて明確となった具体的課題に関係府省と連携して取り組む。		○経済社会ニーズに対応した人材育成が行われる。
	(3) 人材の国際競争力の強化			
①世界的な教育研究拠点の飛躍的な拡大	○「大学院教育振興施策要綱」に沿って、大学院教育の組織的展開を強化するなど国際的に魅力ある大学院の構築に必要な環境整備を体系的に推進する。 ○世界トップレベルの研究拠点を形成するための制度の見直しや推進施策の重点的実施を図る。	○2010年までに世界トップレベルの教育研究拠点（30拠点程度）の形成を目指す。	○世界のあらゆる場で活躍できる人材を育成する。 ○引き続き世界トップレベルの研究拠点の形成に向けて取り組む。	
	○各大学の特色・個性ある優れた取組を推進する。		○社会の信頼に応える学部教育を実現する。	

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		第5 生産性向上型の5つの制度インフラ 1 ヒト 「人財立国」の実現	②アジア等の優れた人材の受入れ促進等	<p>○研究基盤の強化、国内就職の機会拡大など優秀な人材の受入環境を整備し、我が国とアジア等との若者レベルでの人材の交流を進める。（「アジア人財資金構想」の実施継続）</p> <p>○日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト・モノ・カネ・情報の流れを拡大する「グローバル戦略」の展開の一環との位置付けの下、留学生30万人計画の具体化について検討する。</p> <p>○留学生30万人計画の実現に向けて、国際化の拠点となる質の高い国公私立大学を選定する「グローバル30（仮称）」構想を具体化する。</p> <p>○優れた外国人研究者・技術者・経営者等の高度人材の受入れを拡大するため、官房長官のもとに産官学労の関係者からなる会議を設置し、数値目標の設定や必要な施策について検討を行うとともに、アクションプログラムを策定し、関係者が連携した取組を実施する。</p>
③グローバル化に対応する多文化共生社会の構築	<p>○生活者としての外国人の問題についての総合的な対策を着実に実施する。</p> <p>○地域における多文化共生社会を構築するための総合的な対策を実施するよう推進を図る。</p>			<p>○生活者としての外国人の問題についての総合的な対策を着実に実施する。</p>
(4) 職業能力形成の強化等	<p>○中央・地方にジョブ・カードセンターを設置し、制度の周知や協力企業拡大に向けた働きかけを実施する。</p>		<p>○①「職業能力形成プログラム」、②「ジョブ・カード」の活用方策、③「職業能力形成」に対する経済的支援、④「キャリア・コンサルティング」の拡充を図る。</p> <p>○2010年度内に、「ジョブ・カード」の取得者数50万人を目指す。</p>	<p>○”誰でもどこでも職業能力形成に参加でき、自らの能力を発できる社会（能力発揮社会）”を実現する。</p>



項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		(4) 職業能力形成の強化等  第5 生産性向上型の5つの制度インフラ 1 ヒト 「人財立国」の実現	○大学・専門学校等を活用した「実践型教育プログラム」の提供、履修証明書等の取組を支援する。	○大学・専門学校等における、職業能力の形成に資する専門的・実践的な教育プログラムの開発・実施を促進。
○『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』を着実に実施する。  <5か年計画の重点戦略> ①「障害者就業・生活支援センター」事業の拡充を全障害保健福祉圏域に設置、②各省庁・各自治体における「チャレンジ雇用」の推進・拡大、③就労移行支援事業の全国展開、④生活保護の就労支援プログラムの全自治体での策定、⑤母子家庭等就業・自立支援センターの推進、⑥ハローワークを中心に福祉関係者等と連携したとした「就労支援チーム支援」の体制・機能強化全国展開、⑦生活保護受給者等就労支援事業の一層の推進、⑧短時間労働・派遣労働を活用した雇用促進、中小企業における雇用促進等を図るための障害者雇用促進法制の整備、⑨関係者の意識改革を通じた雇用機会の拡大、を図る。	○『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』を着実に実施する。		○「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、公的扶助（福祉）を受けている人などについて、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る。	
○「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げの推進。	○「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げの推進。 (～2011年度)		○「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げの推進。 (～2011年度)	
○学校と労働関係機関・企業等との密接な連携の下、職業教育や進路指導の質的改善を図るとともに、職域・職種を拡大し、障害のある生徒の就労支援を促進する。	○障害のある生徒の自立と社会参加を目指した就労支援を促進する。		○障害のある生徒の自立と社会参加を目指した就労支援を促進する。	

		項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
第5 生産性向上型の5つの制度インフラ	1 ヒト 「人財立国」の実現	(4) 職業能力形成の強化等	○「高等学校における発達障害支援モデル事業」を実施し、①新たに11校をモデル校として指定し、当該高等学校における発達障害のある生徒に対して、専門家を活用したソーシャルスキルの指導や授業方法・教育課程上の工夫、就労支援等について実践的な研究を行う。②モデル校における研究に当たっては、厚生労働省が実施する事業と連携し、労働をはじめ医療、福祉等の関係機関の協力を得て行う。	○学校と労働関係機関等との密接な連携の下、高等学校における発達障害のある生徒に対する職業教育や進路指導の充実を図り、職域・職種を拡大する。	○高等学校における発達障害のある高校生への就職を含めた支援体制を確立する。
			○重点的に取り組むべき3つの改革（イノベーションの拠点として一高度研究拠点への研究資金の選択と集中、オープンな教育システムの拠点として一学生による大学の選択と国際化、大学の努力と成果を踏まえた国立大学法人運営交付金の配分）について、教育再生の取組の一環として、今後5年間で取り組む政策プログラムを実施できるものから実行に着手する。	○重点的に取り組むべき3つの改革（イノベーションの拠点として一高度研究拠点への研究資金の選択と集中、オープンな教育システムの拠点として一学生による大学の選択と国際化、大学の努力と成果を踏まえた国立大学法人運営交付金の配分）について、教育再生の取組の一環として、今後5年間で取り組む政策プログラムを実施できるものから実行に着手する。	○それぞれの特色や個性を明確化し、我が国の大学が多様化し、機能別に分化していく。
	2 モノ	(1) 生産手段の新陳代謝の加速	○減価償却制度において法定耐用年数区分及び短縮特例制度の見直しを実施する。  ○特定資産の買換に係る特例措置（16号特例）を07年度から2年間延長。		
	生産手段・インフラの革新	(2) アジア地域の経済一体化、企業の国際競争力を重視した物流インフラの重点的・戦略的な整備	(スーパー中枢港湾の機能強化) ○重点的整備・運営効率化を促進するとともに、港湾の広域連携を推進する（次世代高規格コンテナターミナルの整備、臨海部物流拠点の形成、内航フィーダー輸送強化支援施設整備の促進等）。	(スーパー中枢港湾の機能強化) ○2010年度までに、港湾コストを約3割低減、リードタイムを1日程度に短縮する。	
			○2009年度までに成田空港の能力を約1割増強するための施設整備を推進する。	○2009年度までに成田空港の能力を約1割増強するための施設整備を推進する。	○首都圏空港の更なる容量拡大に向けて、今後可能な限りの施策を検討する。

		項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
			第5章 生産性向上型の5つの制度インフラ	2 モノ生産手段・インフラの革新	(2) アジア地域の経済一体化、企業の国際競争力を重視した物流インフラの重点的・戦略的な整備
○関西国際空港における物流施設の二期島への展開や、連絡橋道路の通行料金引下げをはじめとするアクセス改善を推進する。	○引き続き、需要動向等をにらみつつ、国際競争力強化の方策を検討する。	○引き続き、需要動向等をにらみつつ、国際競争力強化の方策を検討する。			
○空港の24時間化を推進する。	○空港の24時間化を推進する。	○空港の24時間化を推進する。 ○中部空港においては、今後の需要動向等をにらみつつ、将来に向けて、完全24時間化を検討する。			
(アジアとのゲートウェイとなる港湾の機能強化) ○港湾のターミナル機能を高度化する(小口積替円滑化支援施設の整備等)とともに、車両の相互乗入円滑化に向けて中国・韓国との情報交換等を踏まえ、取組を進める。	(アジアとのゲートウェイとなる港湾の機能強化) ○港湾のターミナル機能を高度化する(小口積替円滑化支援施設の整備等)  ○車両の相互乗入円滑化に向けて中国・韓国との情報交換等を踏まえ、取組を進める。	(アジアとのゲートウェイとなる港湾の機能強化) ○港湾のターミナル機能を高度化する(小口積替円滑化支援施設の整備等)  ○車両の相互乗入円滑化に向けて中国・韓国との情報交換等を踏まえ、取組を進める。			
(物流結節点におけるロジスティクス機能の高度化) ○物流結節点におけるロジスティクス機能の高度化を図る。	(物流結節点におけるロジスティクス機能の高度化) ○物流結節点におけるロジスティクス機能の高度化を図る。	(物流結節点におけるロジスティクス機能の高度化) ○物流結節点におけるロジスティクス機能の高度化を図る。			
(空港・港湾アクセスを含む、国際物流に対応した道路網・鉄道網の戦略的な構築) ○拠点的な空港・港湾へのアクセス道路整備については、アクセスが不十分な区間について、重点的に事業の推進を図る。	(空港・港湾アクセスを含む、国際物流に対応した道路網・鉄道網の戦略的な構築) ○拠点的な空港・港湾へのアクセス道路整備については、アクセスが不十分な区間について、引き続き事業を推進する。	(空港・港湾アクセスを含む、国際物流に対応した道路網・鉄道網の戦略的な構築) ○拠点的な空港・港湾へのアクセスについては、欧米並みとなる約9割の達成を目標に、引き続き事業を推進する。			
○国際標準コンテナ車が円滑に通行できる道路ネットワークを構築するため、国際標準コンテナ車の通行に必要な耐荷力や空間を確保するための道路整備を実施。  ○山陽線に引き続き、北九州・福岡間のインフラ整備及びその受け皿としての機関車・貨車の更新を促進する。	○通行支障区間については、国際標準コンテナ車の通行に必要な耐荷力や空間を確保するための道路整備を引き続き実施する。  ○山陽線に引き続き、北九州・福岡間のインフラ整備及びその受け皿としての機関車・貨車の更新を促進する。	○通行支障区間については、国際標準コンテナ車の通行に必要な耐荷力や空間を確保するための道路整備を実施し、早期の解消を図る。			

		項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
第5 生産性向上型の5つの制度インフラ	3 カネ 金融の革新	(1) 金融イノベーションの実現			
		①リスクを適切に評価する金融の促進	○中小企業等の事業者の資金調達の円滑化等を図るため、電子記録債権の手形代替的活用（電子手形）や売掛債権流動化目的の活用等、電子記録債権が様々なニーズに活用されるよう、電子記録債権制度の早期実現を推進する。	○電子記録債権制度の普及を促進する。	○電子記録債権制度の普及を通じた事業者の資金調達の円滑化等を図る。
			○ABLの実務指針（ABLガイドライン）の策定、ABL実態調査等を行い、ABLの普及のための環境整備を進める。	○ABLの普及を促進する。	○ABLの普及を通じた我が国企業金融の円滑化を図る。
				○事業資産を包括的に担保化する制度を検討する。	○事業資産担保融資の普及を通じた我が国企業金融の円滑化を図る。
			○リスクファイナンス手法の活用に関し、国際的に遜色のない環境整備について検討する。	○企業の多様なリスクファイナンスの促進に努める。	○社会全体におけるリスク分担を効率化する（リスクに強い経済社会の実現）。
			○産業がイノベーションや事業再編等を図るために、どのような資金調達や金融サービスを必要としているかについて正確に把握することを目的として、これまでの設備投資調査に代えて、企業金融調査を実施する。		
	②イノベーションを支えるリスクマネー供給の拡大		○企業の成長ステージや業種等に合わせ、企業が必要とするリスクマネーが適切に供給される環境を実現する。		
		○ファンドからのリスクマネー供給を拡大し、産業がファンドを有効に活用できるための環境整備を図る。			
		○成長企業に対する適切な評価と資金供給が行われるよう、第169回通常国会に提出した「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」によりプロ向け市場の制度整備を促進する。			

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		②イノベーションを支えるリスクマネー供給の拡大	○研究開発・ベンチャー支援、レアメタル探鉱・開発等の国家的プロジェクト、環境・アジアへの投資の促進等のリスクマネーが必要とされる分野について、政策的な支援について検討する。	
(2) 利用者の視点に立った金融の活性化等				
第5 生産性向上型の5つの制度インフラ 3 カネ 金融の革新	①安心して利用できる金融商品・サービス等の普及促進	○金融商品取引法の円滑かつ適切な運用を行う。		○利用者が安心して金融商品・サービスを利用できる環境を構築する。
		○銀行代理業制度の適切な運用を行う。		○規制の簡素化・明確化を通じた利用者利便の向上を図る。
		○いわゆる電子マネー等の支払サービスを含む新しい決済サービスについて、情報通信技術の高度化等に対応するため、決済の安全性・効率性・利便性の向上、イノベーションの促進、消費者等の保護の観点から、制度的枠組みのあり方について検討するとともに、インターネット取引の促進の観点にも配意し取引ルールのあり方について検討する。		
		○確定拠出年金の普及・魅力向上に取り組む。		
	②公正かつ透明で魅力ある市場の整備	○証券取引等監視委員会等の機能強化・体制整備を図る。		○内外の投資家・資金調達者が幅広く参加し、国際的にも信頼される市場を構築する。
		○自主規制機関との連携強化を図る。		○会計基準の国際的な収斂及びこれを通じた相互承認の推進を図る。
		○適正なディスクロージャーの確保に向けた企業統治の見直しを行う。		
		○09年に向けた会計基準の国際的動向を踏まえ、会計基準の国際的な収斂の推進を図る		
			○次世代取引所システムの稼働を開始する（東京証券取引所）。	
		○金融商品取引の法令遵守の担い手となる専門家の育成などに向けた体制・資格制度などの整備を検討する。		
	○金融行政の行動規範（code of conduct）を着実に遂行する。			



項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		(3) 我が国がアジアの資金循環の中核となるための取組の強化		
第5 生産性向上型の5つの制度インフラ 3 カネ 金融の革新	①アジア企業が活用しやすい我が国金融市場づくり	○英語及び国際会計基準等による上場申請や情報提供を容認する等、十分に規制緩和されたプロ向け市場の創設を可能とするなど、内外の資金調達者の多様なニーズに応えることができるよう、多様性、利便性を高める市場インフラの整備を推進する。		○我が国金融市場のアジアにおける金融拠点化に向けた取組を推進する。 ○アジア諸国において、事業価値を評価し、担保とする金融手法に関する法制整備支援を行うことを検討する。
			○証券取引所のシステムの高度化に取り組む。	○証券決済期間短縮など証券取引システムの高度化に向けた取組を推進する。
	②我が国金融サービスの国際展開			○金融サービス業の国際競争力を強化し、国際展開を促進する。
		○EPA等を通じ、アジア市場における規制の緩和・適正化を各国に働きかける。  ○金融監督当局間の連携に積極的に取り組む。	○EPA等を通じ、アジア市場における規制の緩和・適正化を引き続き各国に働きかける。	
(4) 高度金融人材の育成強化	○キャリアパスの複線化に向けた経営層の意識改革や転職市場の環境整備について検討する。  ○金融工学のトップ人材育成のための大学間連携プログラムや、事業会社における金融初歩教育を充実させるための夜間プログラム(金融初歩コース)等の実施を検討する。  ○教材の整備・普及等、金融経済教育の更なる充実を図る。	○高度金融人材の育成・活用に向け、産業界、金融界、大学間の共通認識の醸成を図り、金融人材の育成のために必要な環境整備を進める。  ○大学院における金融人材の養成に向けた教育の充実を促す。	○高度金融人材の育成・活用体制整備を通じて我が国金融サービス産業の国際競争力を強化する。	
			○金融の多様化・高度化・IT化の進展を通じて経済成長を社会的に下支えする金融知識を普及する。	

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		(1) 融合・協働によるイノベーションの促進	○産学協働研究開発プロジェクトを実施する。	○産学協働研究開発プロジェクトを実施する。
		○過去の研究開発プロジェクトについて、効果・効用（アウトカム）及び波及効果（インパクト）の確認に加え、研究開発におけるプロセスを重視（アウトプット・アウトカム発現の要因分析）した追跡評価を実施する。	○追跡評価を通じて、過去の研究開発プロジェクトの分析を行い、その結果を蓄積し、今後の研究開発プロジェクトの企画・立案に活用される研究開発マネジメントサイクルを確立する。	
		○異分野の知の融合の場（インテレクチャル・カフェ）の取組事例集の作成及び最先端のカフェベストプラクティスを表彰し、国際シンポジウムや地域セミナー、カフェWebサイトを通じて国内外に広く発信する。	○現場レベルでの成果に直接的にインパクトを与えるような、効率的、効果的に関係者へ浸透する知の融合の場を活用した、新たなビジネスモデルを提示する。	○カフェの取組と様々な取組を掛け合わせ、知の創造拠点及びその国際ネットワークの形成を目指し、知の融合の場の認知度を国内の研究開発従事者の30%以上とする。
		○大学等の研究成果を基にした産学官連携による企業化開発を推進する。	○引き続き、大学等の研究成果を基にした産学官連携による企業化開発を推進する。	○大学等の研究成果を社会に還元し、イノベーションを絶えず創出する仕組みの確立を目指す。
		○実際に技術を使用する現場と連携しつつ、研究開発を推進するとともに、安全・安心に資する科学技術シーズとニーズをつなぐ仕組みを構築する。	○引き続き、研究開発を推進し、研究開発成果の現場での活用を図るとともに、安全・安心に資する科学技術シーズとニーズをつなぐ。	○安全・安心な社会を構築するため、先端的な科学技術を実際に現場で使用される技術につなげる。
		○高度な研究・技術人材を育成するための産学連携による教育研究拠点を整備する。		○産学官協働による高度な研究・技術人材の育成を図る。
		○留学生等の企業へのインターンシップを促進する。		○各国からの留学生等の企業への就職の定着を図る。
		○若手研究者の自立的な研究環境の整備を促進する。	○若手研究者の自立的な研究環境の整備をより一層促進する。	
		○若手研究者が海外や産業界・異分野に挑戦する環境を構築する。	○若手研究者が海外や産業界・異分野に挑戦する環境をより一層整備する。	○若手・女性・外国人の研究者が多様な場で活躍する社会を実現する。
		○博士号取得者等の専門性を有する人材の社会の多様な場での活躍を促進する。	○博士号取得者等の専門性を有する人材の社会の多様な場での活躍をより一層促進する。	

第5 生産性向上型の5つの制度インフラ  
4 ワザ 技術革新

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		(1) 融合・協働によるイノベーションの促進  第5 生産性向上型の5つの制度インフラ 4 ワザ 技術革新	○引き続き各大学等における女性研究者の活躍促進のための環境整備の支援等を行い、各組織ごとの数値目標の設定や達成努力等を促進する。	○2010年度までに自然科学系全体での女性研究者の採用割合を25%に引き上げることを目指す。
○引き続き外国人研究者の招へい促進と受入環境整備を実施する。	○外国人研究者が活躍できる研究環境の整備に取り組む。			
○オープンイノベーションを加速するため、公的研究機関、大学、企業等が連携し、研究開発、成果管理及び実用化を効率的かつ円滑に行うコンソーシアム制度の構築に向け、鉱工業技術研究組合制度の改正を含めて検討する。	○オープンイノベーションを加速するため、公的研究機関、大学、企業等が連携し、研究開発、成果管理及び実用化を効率的かつ円滑に行うコンソーシアム制度を整備し、普及を図る。		○公的研究機関、大学、企業等が連携し、オープンイノベーションによる研究開発、成果管理及び実用化が持続的に行われる。	
○府省間縦連携プロジェクト等による研究開発の実施、成果の普及・展開を図る。	○府省間縦連携プロジェクト等による研究開発の実施、成果の普及・展開を図る。		○2010年度までに技術シーズの発掘・開発から成果の普及・展開までを一体的にとらえた府省間縦連携研究開発プロジェクト府省間縦連携研究開発プロジェクトを4つ以上、異業種垂直連携研究開発プロジェクトを8つ以上立ち上げる。	
○公的研究機関等のユーザーと、中小・ベンチャー企業とのマッチングメカニズムを確立する。	○公的研究機関と中小・ベンチャー企業とのマッチング事例をPRし、新技術の普及を促進する。		○マッチングメカニズムを民間等に拡大し、中小・ベンチャー企業の新技術の普及を促進する。	
○公的機関による新技術の率先導入を行う。	○公的機関による新技術の率先導入を行う。		○継続して各施策の進捗状況の把握・評価を行い、必要に応じて関係府省に対し改善措置を求め、各施策の実現を図る。	
○環境技術の第三者による環境性能の客観的な実証制度を確立するとともに、海外類似制度との枠組みの共通化を進める。	○環境技術の第三者による環境性能の客観的な実証制度を、環境技術の普及を図る手段の一つとして、市場に定着させる。		○海外市場を含め、第三者による環境性能の実証を通じ、環境技術の普及を拡大を図る。	
○目的基礎研究などによる研究成果を、中間評価にて厳しく見直す。			○多くの優れた研究成果が産み出され、それらが効率よく効果的に成長する仕組みを完成させることで、高度なイノベーション創出システムを実現する。	
○評価結果を2011年度からの次期科学技術基本計画の検討に反映する。				

	項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		(1) 融合・協働によるイノベーションの促進	○モデルとなる大学等における国際機能を強化する。	○モデルとなる大学等における国際機能を強化する。
		○モデルとなる大学等における特色ある産学官連携機能（地域における産学官連携体制の強化や特定の課題に対応した知的財産の管理・活用体制の整備など）を強化する。	○引き続き、モデルとなる大学等における特色ある産学官連携機能（地域における産学官連携体制の強化や特定の課題に対応した知的財産の管理・活用体制の整備など）を強化する。	○大学等の研究成果を社会に還元し、イノベーションを絶えず創出する仕組みの確立を目指す。
		○人文社会系を含め、知的財産活動の基盤の強化を必要とする大学等の効率的な運用体制の整備を促進する。	○引き続き、人文社会系を含め、知的財産活動の基盤の強化を必要とする大学等の効率的な運用体制の整備を促進する。	○大学等の研究成果を社会に還元し、イノベーションを絶えず創出する仕組みの確立を目指す。
		○間接経費を含めた競争的資金の拡充、審査体制の抜本的強化を図る。	○引き続き間接経費を含めた競争的資金の拡充、審査体制の抜本的強化を図る。	○イノベーションの源となるべき基礎研究の継続性と多様性の確保に貢献する競争的資金の拡充を図る。
		○最先端の計測分析技術・機器の実用化開発を促進するため、プロトタイプの実証・実用化のための研究開発を強化する。	○引き続き、最先端の計測分析技術・機器の実用化開発を促進し、研究開発成果の普及を図る。	○世界をリードする次世代計測分析技術により、先端計測分析機器の国内シェアを向上させ、我が国の国際競争力を強化する。
		○関係省庁間の検討の結果を反映し、政府調達において技術力を有する中小・ベンチャーの入札参加機会を拡大する。		
		○スピノフ等を含めた革新的ベンチャーの創出・研究開発の促進・人材育成、ベンチャーへのリスクマネー供給の大幅な拡大を行う。	○引き続き、スピノフ等を含めた革新的ベンチャーの創出・研究開発の促進・人材育成、ベンチャーへのリスクマネー供給の大幅な拡大を行う。	○産業界をリードするベンチャーを創出する。
		○「産総研イノベーションインパクト評価モデル」を公的研究機関の評価に活用しつつ改訂し、完成度を高める。	○「産総研イノベーションインパクト評価モデル」を様々な公的研究機関や大学等の評価に応用展開するために必要となるデータ整備等を進める。	○「産総研イノベーションインパクト」評価モデルについて、様々な公的研究機関や大学等に対し情報提供を行う。
		○複数の「産業技術アーキテクト」により、研究成果の社会への橋渡しの取組により新産業の創出を進める。	○「産業技術アーキテクト」による新産業の創出を進めるとともに、技術経営人材として、産業界へ輩出する。	○新産業の創出を通じて「産業技術アーキテクト」に必要な要件を確立し、建築士のように、職種としての認知度を高める。
		○研究開発サービス業の生産性向上に係る指針を策定する。	○研究開発サービスについて生産性指標、取引モデルを検討する。	○研究開発サービス業に関する取引ルールの確立等を通じ、民間中心の研究開発サービスのオープン取引環境を整備する。

第5 生産性向上型の5つの制度インフラ  
4 ワザ 技術革新



項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		第5 生産性向上型の5つの制度インフラ 4 ワザ 技術革新	(1) 融合・協働によるイノベーションの促進	○国費原資の研究成果について技術情報管理の徹底の観点から、日本版バイ・ドール制度の運用の見直しを検討する。
○基礎研究から実用化開発まで、切れ目のない研究資金供給のための仕組みの確立に取り組む。	○引き続き、基礎研究から実用化開発までの切れ目のない研究資金供給のための仕組みの確立に取り組む。			○大学等の研究成果を社会に還元し、イノベーションを絶えず創出する仕組みの確立を目指す。
○基礎研究からイノベーション創出に至るまでの研究開発推進のための基盤として不可欠な大学・独法等の有する先端的な研究施設・設備等について、その計画的な整備及び産業利用を含めた共用を促進し、徹底的な活用を図る	○引き続き、基礎研究からイノベーション創出に至るまでの研究開発推進のための基盤として不可欠な大学・独法等の有する先端的な研究施設・設備等について、その計画的な整備及び産業利用を含めた共用を促進し、徹底的な活用を図る			○大学等の研究成果を社会に還元し、イノベーションを絶えず創出する仕組みの確立を目指す。
(2) 世界的な環境の変化に対応した知的財産政策の推進	○引き続き必要な審査官を確保するとともに、先行技術文献調査の民間外注を拡大し、2.2.3万件以上の外注を実現する。		○引き続き必要な審査官を確保するとともに、先行技術文献調査の民間外注を拡大し、約24万件の外注を実現する。	○審査順番待ち期間を2013年には11ヶ月を実現し、最終的にはゼロを目指す。
	○日デンマーク間での特許審査ハイウェイの開始などを通じて、特許審査の国際的なワークシェアリングを推進する。		○欧州特許庁など諸外国の特許庁に特許審査ハイウェイへの参加を働きかけ、特許審査ハイウェイのネットワークの拡大を推進する。	○「仮想的な世界特許庁」を目指し、各国間における審査結果の相互利用等を拡大する。
				○特許制度の国際的な調和を目的とした、「実体特許法条約」の実現を目指す。
	○「先使用権制度ガイドライン(事例集)」及び「知財戦略事例集」の普及を図る。			○企業における戦略的な知財管理を促進する。
	○産業競争力及び安全保障の観点から、技術情報等の適正な管理のための諸方策を総合的に検討し、可能なものから実施していく。		○技術流出防止のための総合的な対策を講じる。	○企業等における技術管理の強化を促す。
	○模倣品・海賊版拡散防止条約構想の早期実現に向けて取組を加速化する。		○模倣品・海賊版拡散防止条約構想の早期実現を目指す。	
	○知財専門職大学院や法科大学院等における知財教育を充実させる。		○知財専門職大学院や法科大学院等における知財教育の充実や、知的財産管理技能検定の普及を図る。	○知的財産専門人材を約6万人から約12万人に倍増させることを目指すとともに、経営・事業戦略に知的財産戦略を組み込むことのできる人材の充実を目指す。また、知財専門職大学院や法科大学院等における知財教育を充実させる。



項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)	
		(2) 世界的な環境の変化に対応した知的財産政策の推進	○リサーチツールデータベース(RTDB)のシステム構築や登録するリサーチツール特許等の収集を進める。	○RTDBのリリース後は、当該RTDBの活用促進を図るとともに、RTDBにリサーチツール特許等が円滑に登録、更新されるように努める。	○引き続き、当該RTDBの活用促進を図るとともに、RTDBにリサーチツール特許等が円滑に登録、更新されるように努める。
第5 生産性向上型の5つの制度インフラ	4 ワザ 技術革新	(3) イノベーションを加速化する戦略的な標準化	○日本工業標準調査会(JISC)において策定した国際標準化アクションプランに基づき実施するとともに実施状況に応じて見直しを行う。	○引き続き、企業の経営者や第一線管理者に対して様々な標準化手法の普及を図るためシンポジウムを開催する。	○2015年までに我が国が欧米諸国に比べても遜色なく国際標準化をリードするために、欧米並みの国際議長・幹事国引受数と、ISO(国際標準化機構)、IEC(国際電気標準会議)における国際標準の提案件数の倍増を実現する。
			○研究結果の正確な評価・比較に必要となる物差し(計量標準)の開発を引き続き推進する。	○研究結果の正確な評価・比較に必要となる物差し(計量標準)の開発を引き続き推進する。	
			○引き続き、各種国際標準化人材育成研修、大学等における特別講義を実施する。		○2015年までに我が国が欧米諸国に比べても遜色なく国際標準化をリードするために、欧米並みの国際議長・幹事国引受数と、ISO(国際標準化機構)、IEC(国際電気標準会議)における国際標準の提案件数の倍増を実現する。
			○主要国において、各国の標準化戦略や制度の情報収集について、関係省庁と協力し、在外公館、JETRO等と連携しながら戦略的な情報収集を図り、国内外における基準認証に関する重層的な連携体制の構築を推進する。		
			○標準化に係る知識体系、能力評価の仕組みなど、体系的な標準化人材育成の在り方を検討し、具体化する。		
			○引き続き、企業の経営者や第一線管理者に対して様々な標準化手法の普及を図るためシンポジウムを開催する。		
			○国際標準総合戦略の着実な進展を図る。		
			○環境・エネルギー問題の解決により一層貢献する国際標準化の提案を強化する。		

項目		新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
		(1) 知的資産経営の実践・技術経営力の強化  (2) M&Aルールの整理・透明化	<p>○企業が開示できる情報と、外部ステークホルダー（特に金融機関）が評価の視点として重視する情報を明らかにするとともに、企業の営業秘密の適切な範囲を考慮し、さらなる企業評価へとつなげるための方策について検討する。</p>	<p>○各業種の企業経営の実態を把握しながら、企業保有の知的資産情報と財務情報の因果関係につき分析を行い、その企業経営の効果的な開示手法を明らかにする。</p>
<p>○企業が自社内外の技術や知的資産等を的確に把握・活用しつつ（オープンイノベーション）、研究開発の成果を市場ニーズに結び付けていく経営（知的資産経営）の推奨とその環境整備を進める。</p> <p>○引き続き産技法等の一部改正を踏まえ、産総研及びNEDOが、技術経営力の強化に寄与する人材の育成等の取組を実施する。</p> <p>○経産省HPへの掲載、研究開発に関係する知的資産経営Week2008のイベント等での資料配付・アンケートなどを通じて、研究開発ガバナンス10か条を広く周知する。</p>	<p>○技術経営力強化の取組を通じて、経営者や企業の外部の多様なステークホルダー等の関係者に技術経営力の価値を知らしめ、また、理解を得る。</p>		<p>○企業の技術経営力の向上とともに企業の外部の多様なステークホルダーが、企業の評価において技術経営力に着目した評価ができる状況になることを目指す。</p>	
第5 生産性向上型の5つの制度インフラ  5 チエ 経営力の革新	<p>○産総研において、一時的に預かった研究者を社会に輩出し、技術をビジネスに結びつけることで、技術と人材の流動化を促進する。</p> <p>○産総研において、企業との共同プロジェクトなどに従事したポストドクターが実際に企業において活躍することとなるケースを作る。</p>	<p>○産総研において、一時的に預かった研究者を社会に輩出し、技術をビジネスに結びつける事業モデルを確立し、技術と人材の流動化をさらに促進する。</p> <p>○産総研におけるポストドクターを幅広い分野の企業等（15機関程度）におけるOJTに従事させることによって、技術経営力の強化に寄与する人材を育成する。</p>	<p>○研究者の再チャレンジに関する産総研の取組について、大学や他の研究開発独法等に対し情報提供を行う。</p> <p>○ポストドクを企業との共同プロジェクトに従事させる仕組みについて、産総研が中核機関となり大学や他の研究開発独法等に情報提供を行う。</p>	
	<p>○買収防衛策について、司法判断に至った事例もでてきているが、その判断に対する理解の混乱が生じるおそれが出ている。金銭等の支払いにより、安易に防衛策が発動されることのないよう、投資家・株主の利益保護の視点を含めて、買収防衛策のあり方について、再整理を行う。</p>		<p>○「会社法」や「金融商品取引法」など組織再編に関する制度について、活用状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、経済実態に即したM&amp;Aルールを構築する。</p>	

		項目	新短期 (～08年度)	中期 (～10年度)	長期 (～15年度)
			第5 生産性向上型の5つの制度インフラ	5 チエ 経営力の革新	(3) 独占禁止法の改正及び企業結合審査の適切な執行
○審査結果の評価分析・公表や経済学的な分析手法の審査への活用など透明性の高い企業結合審査を実現する。					
○課徴金の対象となる行為類型の拡大等を通じた違反行為に対する抑止力の強化、企業結合に係る届出制度の改正等を内容とする「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案」を第169回国会に提出した。審判制度については全面的に見直し、平成20年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。	○改正法を着実に施行する。	○独占禁止法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じて、法の規定について検討を加え、所要の措置を講ずる。			